2004年
手続要覧

ロータリアンの手引き

収録

国際ロータリー組織規定
- **国際ロータリー定款**
- **国際ロータリー細則**
- **標準ロータリー・クラブ定款**

その他の規約文書
- **推奨ロータリー・クラブ細則**
- **国際ロータリーのロータリー財団細則**
- **ロータリー財団の法人設立定款（抜粋）**

版権 © 2004年国際ロータリー
One Rotary Center
1560 Sherman Avenue
Evanston, IL 60201-3698 USA

すべての権利を保有。

2004-05年度カレンダー

JULY

S	M	T	W	T	F	S
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

AUGUST

S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

SEPTEMBER

S	M	T	W	T	F	S
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

OCTOBER

S	M	T	W	T	F	S
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

NOVEMBER

S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

DECEMBER

S	M	T	W	T	F	S
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

JANUARY

S	M	T	W	T	F	S
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

FEBRUARY

S	M	T	W	T	F	S
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

MARCH

S	M	T	W	T	F	S
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

APRIL

S	M	T	W	T	F	S
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

MAY

S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

JUNE

S	M	T	W	T	F	S
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

2005-06年度カレンダー

JULY

S	M	T	W	T	F	S
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

AUGUST

S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

SEPTEMBER

S	M	T	W	T	F	S
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

OCTOBER

S	M	T	W	T	F	S
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

NOVEMBER

S	M	T	W	T	F	S
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

DECEMBER

S	M	T	W	T	F	S
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

JANUARY

S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

FEBRUARY

S	M	T	W	T	F	S
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

MARCH

S	M	T	W	T	F	S
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

APRIL

S	M	T	W	T	F	S
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

MAY

S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

JUNE

S	M	T	W	T	F	S
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

2006-07年度カレンダー

JULY

S	M	T	W	T	F	S
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

AUGUST

S	M	T	W	T	F	S
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

SEPTEMBER

S	M	T	W	T	F	S
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

OCTOBER

S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

NOVEMBER

S	M	T	W	T	F	S
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

DECEMBER

S	M	T	W	T	F	S
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

JANUARY

S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

FEBRUARY

S	M	T	W	T	F	S
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28			

MARCH

S	M	T	W	T	F	S
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

APRIL

S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

MAY

S	M	T	W	T	F	S
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

JUNE

S	M	T	W	T	F	S
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

手続要覧

ロータリアンの手引き

本手続要覧の目的は、クラブと地区の指導者がロータリーとその方針、および奉仕に最も関連深い手続きを理解するのを助けることである。本手続要覧は、これらの方針や手続を簡潔にわかりやすく説明したものである。

本手続要覧には、国際大会、規定審議会、RI理事会、ロータリー財団管理委員会が採択した方針と手続が記載されている。同様に以下が記載されている。

- 国際ロータリー組織規定の現在の文書
  - 国際ロータリー定款
  - 国際ロータリー細則
  - 標準ロータリー・クラブ定款
- その他の規約文書
  - 推奨ロータリー・クラブ細則
  - 国際ロータリーのロータリー財団細則
  - ロータリー財団法人設立定款の一部

手続要覧は3年ごとに出版され、各ロータリー・クラブとRI役員に1部送付される。2004年版は、2001年版の出版以来の方針と手続の変更が織り込まれている。RI定款およびその他の規約文書を含む手続要覧の意味、解釈について疑義が生じた場合、これらの規定事項に関して英語版が正文となる。

エド・フタ（布田）
事務総長

目次

第1部 — 管理
1 ロータリー・クラブ 3
2 地区 21
3 国際ロータリー 49

第2部 — プログラム
4 ロータリーのプログラム一般 65
5 職業奉仕 71
6 社会奉仕 75
7 国際奉仕 81
8 新世代 89

第3部 — 国際的会合
9 国際大会 99
10 規定審議会 105
11 国際協議会 113
12 ゾーン研究会 115
13 他の国際的会合 117

第4部 — ロータリー財団
14 組織および目的 121
15 ロータリー財団のプログラム 123
16 財務に関する事項、財団支援、寄付者表彰 135

第5部 — ロータリーの標章
17 ロータリー標章の使用と保護 143

第6部 — 会議運営手続規則
18 会議運営手続規則：規定審議会および国際大会 159

第7部 — 国際ロータリー組織規定
国際ロータリー定款 171
国際ロータリー細則 177
標準ロータリー・クラブ定款 231

第8部 — その他の規約文書
推奨ロータリー・クラブ細則 243
国際ロータリーのロータリー財団細則 251
ロータリー財団の法人設立定款（抜粋） 259

語彙 263

索引 277

まえがき

手続要覧の白色ページの参照文献

ロータリー章典（RCP）	現理事会方針の大要。ロータリーのウェブサイト（www.rotary.org）から英語版のみ入手可能。
ロータリー財団章典（TRFC）	現管理委員会方針の大要。ロータリーのウェブサイト（www.rotary.org）から英語版のみ入手可能。
RI定款（RIC）	国際ロータリー定款、本要覧の黄色ページ部に掲載。
RI細則（RIB）	国際ロータリー細則、本要覧の黄色ページ部に掲載。
標準クラブ定款（SRCC）	標準ロータリー・クラブ定款、本要覧の黄色ページ部に掲載。
ロータリー財団細則（TRFB）	本要覧の黄色ページ部に掲載。
00-00	国際大会あるいは規定審議会からの決議案。最初の数字は、決議案が採択された審議会または国際大会の年度。次の数字は採択された決議案の番号。たとえば、（80-102）は、1980年規定審議会で採択された決議番号102に関する内容であることを示している。1998年審議会の決定以来、RI国際大会は決議に関する事柄を審議しなくなったが、それ以前の国際大会の採択が本要覧で引用される場合がある。

特別注記：RI理事会および財団管理委員会は年に数回会合するため、理事会および管理委員会の方針は変更されることがある。従って、ロータリー章典およびロータリー財団章典の引用番号は変更される場合があるか、もしくは手続要覧出版後に方針が古くなり適合しない場合もある。最新の情報は、ロータリー章典およびロータリー財団章典に掲載される。

第1部

管理
(Administration)

第1章　ロータリー・クラブ
第2章　地区
第3章　国際ロータリー

第1章 ロータリー・クラブ（The Rotary Club）

クラブの管理 （ADMINISTRATION OF CLUBS）

国際ロータリーの会員組織（Membership in Rotary International）

RIは、RI定款および細則に従って結成され現に存在するロータリー・クラブによって構成される。クラブがRIに加盟するに当たって、クラブ定款として標準ロータリー・クラブ定款を採択しなければならない（RI細則2.030.）。標準ロータリー・クラブ定款および推奨ロータリー・クラブ細則は、本要覧の黄色のページおよびRIのウェブサイト（www.rotary.org）に掲載されている。しかし、1922年6月6日より前にRIに加盟したクラブおよびRI試験的プロジェクトに参加しているクラブは、そのクラブ独自の標準ロータリー・クラブ定款およびRI細則の下に運営する資格を有する（RI細則 2.030.2.）。

試験的プロジェクト参加クラブ（Pilot Project Clubs）

現在、RI理事会は、ロータリー・クラブの現在の会員加盟資格、および組織運営手続の効果を測るために2種類の試験的プロジェクトを実施している。新モデル試験的プロジェクト参加クラブは、事業および専門職務に携わる若い人々を惹きつけ、またロータリー・クラブが地域社会にとり有意義で適切な存在であり続けるべく多様な手法を実験することを意図している。サイバー・クラブ（eクラブ）試験的プロジェクトもまた、業務多忙と出張、健康問題、および既存クラブから距離的に隔たったクラブ例会への出席を維持できない、特別なニーズを持つロータリアンのために実施されている。これらのeクラブは、オンラインによる柔軟性を会員に提供しながら、ロータリーの奉仕と親睦という特質を維持しようと努めるものである。試験的プロジェクトの進捗を効果的に測るべく、一旦クラブが参加を承認され、試験が進行中の場合には、通例、追加のクラブが参加することは認められていない（RI定款第5条第4節）。

効果的なロータリー・クラブの定義（Definition of an Effective Rotary Club）

効果的なロータリー・クラブは、

1) 会員基盤を維持および／または増加させる。
2) 地元地域社会および他国の地域社会において成果溢れる奉仕プロジェクトを実施する。
3) 財政面およびプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する。
4) クラブの枠を超えてロータリーに奉仕する能力のある指導者を育成する。

クラブ理事会および役員（Club Board of Directors and Officers）

理事会はクラブの管理主体である。理事会は各クラブの細則の規定に従い構成される。理事会は、少なくとも月１回会合を開くものと期待されている。

クラブの役員は、会長、会長エレクト、１名または数名の副会長（以上の人は全員、理事会のメンバーとする）、さらに、幹事、会計、会場監督は、クラブ細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであってもなくてもよい（標準クラブ定款第9条第4節）。

資格

理事会と役員の資格は、標準ロータリー・クラブ定款に定められている。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員（名誉会員を除く）でなければならない（標準ロータリー・クラブ定款第9条第5節）。

さらに、クラブ会長は（ロータリー章典 10.020.）、

1) クラブ全体を指導する能力を有し、かつ会員の尊敬と信頼を有する者。
2) 会長エレクト研修セミナーと地区協議会に会長エレクトとして必ず出席し、かつ、いつでもクラブを指導し、クラブの事務を執るのに必要な時間と労力を捧げうる者（標準ロータリー・クラブ定款第9条第5節）。
3) 任務に就く前の年度に、会長職の実習期間を通じて与えられた役割を務めたことがある者。
4) 自己のクラブの理事あるいは一つまたはいくつかの主要な委員会の委員もしくはクラブ幹事を務めたことがある者。
5) 1回以上地区大会に出席したことがある者。
6) 自己のクラブの定款・細則に関して役立つ知識を有する者。

任務

クラブの理事および役員の任務は、各クラブの細則に定められた通りである。クラブ会長は、

1) クラブの諸会合の議長を務める。
2) 各例会に当たって入念に立案し、開会および閉会の時間を厳守するよう配慮する。
3) 定例理事会の議長を務める。
4) 任務にふさわしい人をクラブ委員会委員長および委員に任命する。
5) 各委員会はそれぞれ明確な目標をもちかつそれぞれの働きが調和するようにする。
6) 定例のクラブ協議会を開催する。各委員の任命後、できるだけ早い機会に第1回のクラブ協議会を開催する。
7) 地区大会に出席する。
8) クラブ内および地区内のロータリーの諸問題に関しガバナーと協力し、かつ諸通信を速やかに処理する。
9) 例年の会計検査はもちろん、クラブ予算の編成および会計事務の完全な履行を監督する。
10) ガバナーの公式訪問に際し、各委員長より文書による報告が提出されるように注意する。
11) RI事務局から得られる情報および有益な示唆を利用する。
12)「ロータリー・ワールド」、「ガバナー月信」、その他RI事務局とガバナーからの通信、刊行物等から得られる重要な情報が確実にクラブ会員に伝達されるよう注意を払う。
13) 地区大会およびRI国際大会に、クラブから適正な代表者が出るよう配慮する。
14) 1月にはロータリー年度第二半期の各委員会の活動とその目標の検討会を指導する。
15) 6月にはクラブの財政状態および当該年度のクラブの目標達成状況について、総括的な報告をクラブに提出する。
16) 退任前に次期クラブ会長と会談する。
17) クラブの新しい管理事務が順調に発足できるようにするため、また同時にクラブ管理の継続性を保つため、新旧理事の合同会合を開催する　（ロータリー章典 10.030.）。

クラブ理事会および役員の選出（Selection of Club Board of Directors and Officers）

クラブの理事会と役員の選出手続は、各クラブの細則に定められている。会長および幹事の職はもとより、理事、委員長の職もかわるがわる就任するという原型を、守ることができれば、クラブのためにこの上なく役立つであろう。役員は無期限に留任してはならない（ロータリー章典 10.010.）。

クラブ役員が2年続けて同一役職につくことは奨励されていないし、期待もされていない。しかし、事情が許すなら、引き続き2年目に同一役員を選んだり、期間を置いて元役員を再選することがクラブに役立つ場合もある（ロータリー章典 10.010.1.）。

役員の就任式（Officer Induction）

各ロータリー・クラブは、各ロータリー年度の初めに役員就任式を開かなければならない。このような会合は、クラブ役員や委員が、所属団体の目標に献身する熱意を新たにし、再確認する機会を提供するものと認められているからである（ロータリー章典10.010.4.）。就任式の実施例はロータリーのウェブサイト（www.rotary.org）で見ることができる。

クラブ協議会（Club Assemblies）

クラブ協議会は、クラブのプログラムと活動もしくは会員教育について協議するために開かれる、クラブ役員、理事、委員会委員長を含むクラブ会員の会合である。クラブの全会員の出席が要請される。クラブ会長、もしくは指定された他の役員が、クラブ協議会の議長を務める。クラブ協議会は、ガバナーまたはガバナー補佐の訪問時および他の適切なときに数回開かれる。地区大会終了後、クラブは、地区全域のプログラムと活動に関する報告が受けられるように地区協議会の直後にクラブ協議会を開催するよう奨励されている（ロータリー章典 8.040.1.）。

クラブ資金の取扱（Handling Club Funds）

ロータリー・クラブは、支払小切手に対する連署と毎年度の会計監査など、実務的に財務を処理するよう要請されている（ロータリー章典 9.010.）。

保険と法人組織（Insurance and Incorporation）

クラブは、クラブ自体（またはその活動）を法人組織にするか、あるいは適切な賠償責任保険に加入することによって、クラブ・プロジェクトと活動から発生しうる事故や損害に対する賠償責任から保護される手はずを整えるべきかどうかについて、法律顧問または責任保険の顧問から助言を受けるよう要請されている。

米国およびその領土におけるクラブに対する一般責任保険は義務づけられており、RIを通じて提供される。各クラブは、保険加入および関連諸費用を支払うに十分な金額を査定される（ロータリー章典71.080.2.）。クラブは、理事と役員の一般責任保険をもってこれを補うことが奨励されている。

ロータリー・クラブの法人化の是非は、地元の状況に照らし合わせてクラブが決める問題である（ロータリー章典 2.050.）。ロータリー・クラブが、クラブ側に責任がかかるような特別な活動に携わろうとする場合、クラブ自身よりむしろ活動を法人化することが望ましい（ロータリー章典 2.060.）。

RI理事会は、ロータリー・クラブがその法人設立定款の中に、今後の改正も含め、RI定款・細則に忠実に従うという文言を加えるなら、ロータリー・クラブの法人化に反対するものではない（ロータリー章典 2.050.）。

RI理事会は、法人設立定款として、次のような一般規定を承認している。

この法人の名称は、法人 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ロータリー・クラブとする。
（国、都道府県）（市）

この法人は、非営利団体法人とする。その目的は、慈善、博愛、かつ、ロータリーの目標を奨励、推進、拡大することと、ロータリー加盟クラブとしての関係を維持することである。

この法人設立の準拠法である ＿＿＿＿＿＿ 州／県の法令の規定の認める範囲内で、この法人は国際ロータリーの統轄に従うものとする。

この法人は、法人設立定款に列挙されている趣旨に沿い、かつ、法人設立の準拠法である ＿＿＿＿＿＿ 州／県の法令に反しない細則を採択できるものとする（ロータリー章典2.050.1.）。

この新しく設立された法人を、国際ロータリーと調和したものにするために、法人は、標準ロータリー・クラブ定款と推奨クラブ細則の関係規定を細則として採択しなければならない。法人設立定款には、このほかに、法人設立の準拠法が定める文言を書きしるしていなければならない。法人となったクラブがあらゆる点においてRIの加盟クラブである、という明白な趣旨に反しない限り、ここに述べた規定を変更しても差し支えない。既存クラブがこのような条件に従って法人化されたとしても、RIとの関係には何の変化もなく、従来と変わりないと認められるものとする（ロータリー章典 2.050.2.）。

クラブまたは地区の財団活動とともに「ロータリー」という名称を地区が使うことに反対するものではない。但し、1)このような使い方は、活動を、RIでなく関係クラブまたは地区に関連させるものでなければならない。2)「国際」という語は、クラブまたは地区の財団活動の名称の一部として、または、その名称とともに、使ってはならない。3)地区の財団活動の名称は、地区番号から始まらなければならない。4)クラブまたは地区の財団活動とともに「ロータリー」および「財団」という語を使うとき、活動の名称としては「ロータリー」と「財団」という語を離して使わなければならない（ロータリー章典 33.020.5.）。

事務総長は、RI理事会に代わって、法人申請書を審査し、受諾するよう要請されている。さらに方針声明が必要となるような状況の場合、事務総長は、この申請書を執行委員会に付議するものとする（ロータリー章典 2.050.3.）。

ロータリー・クラブと他団体（Rotary Clubs and Other Organizations）

クラブは、いかなる他の団体にも加入すべきではなく、また、他団体の会員としての義務を負うべきでもない。クラブの役員および委員が他の団体の役員や委員と会議を開くことはよいが、クラブを束縛する権限はない（80-102）。

ロータリー・クラブは奉仕プロジェクトの後援に協力することができる。しかし、RIの枠内に入らない目的のためにロータリー・クラブの連合体を設立することは、認められない。ロータリー・クラブには、その会員を、他の団体に加入させたり、結びつけたりする権限はない（ロータリー章典　2.020.）（第2章の「地区とロータリー・クラブによる他団体との協力」も参照のこと）。

クラブは、パートナーとして市内および首都圏内の他のクラブ、あるいは他団体と協力し合い、長期的な奉仕活動を開発し、維持していくよう奨励されている。但し、合同奉仕活動に参加するすべてのクラブが、明確に認識されるものとする（ロータリー章典27.050.4.）。

国法の遵守（Club Compliance with National Laws）

各ロータリー・クラブは、クラブが存在し、その機能を果たしている国の法律に従うことが期待されている。自国の法律がRI組織規定と矛盾する場合は、関係クラブは必ずRI理事会に問題を提出し、助言と指導を仰ぐものとする（ロータリー章典2.070.）。

ロータリアンの間の理解と親善を深めるに当たって、ある国においては慣例として行われている多くの事柄が、他の国においては慣例的行為でない場合が存在することも認識されなければならない。ロータリアンは、他国の法律や慣習を批判したり、干渉したりすることを避けるべきである（ロータリー章典8.080.6.）。

調停あるいは仲介および提訴

標準ロータリー・クラブ定款第11条および15条にはクラブ内の意見の衝突の調停または仲介手続が規定されている。

出席（ATTENDANCE）

出席の要件は標準ロータリー・クラブ定款に規定されている（標準クラブ定款第8条および第11条第4節）。

クラブ指導者には、100パーセントの出席を強調しすぎることなく、会員や会員候補者に次のことを強調するよう奨励する。

1) 規則正しい出席の価値と意義
2) 60パーセントの出席規定
3) できる限り、クラブの全活動に各会員が積極的に参加することが、クラブおよび地域にとって重要であること（ロータリー章典 7.020.）

クラブは、近隣地域で出席のメークアップをする機会を会員に与えることが奨励されている。特に、出席の問題を抱える会員にとって都合の良い時間に例会を開いているクラブでのメークアップが奨励される（ロータリー章典7.030.）。クラブ例会の欠席を「メークアップする」方法が、標準ロータリー・クラブ定款に記されている（標準クラブ定款第8条）。

クラブ例会の欠席（Absence from Club Meetings）

以下の理由によりクラブ例会を欠席した会員を出席扱いにできる規定はない。

1) 陪審員としての任務
2) 義務づけられている州（県）議会への出席

次を出席と認める規定はない。

1) 船上で開かれる非公式なロータリアンの会合（ロータリー章典7.020.3.）
2) 他の奉仕クラブでの演説（ロータリー章典7.040.2.）

兵役

兵役あるいは国家警備隊に徴兵された場合に出席義務規定を免除する規定はない。

国際ロータリーの会合への出席

RI理事会は、標準ロータリー・クラブ定款の条項を次のように解釈してきた。ロータリアンが会期2日以上の国際ロータリーの会合（例えば地区大会）に出席したとき、その期日がメークアップ期間内に含まれる場合、2回分のメークアップとみなすことができる（ロータリー章典7.020.1.）。

出席義務規定の免除（Leave of Absence）
クラブは、一時的な出席義務規定の免除に関する規定を会員に知らせるべきである。会員が例会に欠席する場合は前もって欠席許可を求めなければならない、という規定を設けることは現実的でない（ロータリー章典7.050.）。

職業分類（CLASSIFICATIONS）

職業分類の要件は、標準ロータリー・クラブ定款第7条に定められている。クラブは、5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。但し、会員数が51名以上のクラブの場合、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントを超えない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含まれない。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを排除するものであってはならない。但し、会員が職業分類を変更した場合、クラブは同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる（RI定款第5条第2節(b)）。ロータリー・クラブの各正会員は、会員の事業または専門職務に従って分類される。「職業分類」はロータリアンの所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならない（標準ロータリー・クラブ定款第7条第1節(a)）。例えば、鉄道会社、鉱業会社、製造会社における常勤の電気技師、保険清算人または支配人などは、その役職に基づいて、あるいは商社、会社または団体の代表として、その会員身分を検討することができる。
職業分類の原則を守ることは望ましいが、RI理事会は、各ロータリー・クラブが職業分類の慣行を注意深く考慮し、現代の事業および専門職務の環境に合わせて必要に応じて職業分類の解釈を拡大すべきであることに同意した（ロータリー章典4.070.）。

均衡のとれた会員組織（Balanced Membership）
各クラブでは、1種類の事業または専門職業に偏らない均衡のとれた会員身分を有すべきである（RI定款第5条第2節(b)）。クラブは、RI定款第5条および標準ロータリー・クラブ定款第6条に規定する原則に、できる限り、地域社会の、一般に認められたあらゆる事業および専門職務の代表者を会員に迎えるべきである。クラブは、その会員組織内において人口のそれぞれ全ての部門が代表されていることを確認するため、地域の人口統計を検討することが奨励されている。
いかなるクラブも、RI加盟年月日に関係なく、定款その他の規定によって、性別、人種、皮膚の色、信条または国籍に基づき会員身分を制約すること、もしくはRI定款または細則に明白に規定されていない会員身分の条件を課すことはできない（RI細則4.070.）。

若年層の会員
クラブは、元ローターアクター、研究グループ交換参加者、その他の財団学友など、会員資格を備えた若い人々を探し出すことの重要性を常に念頭に置くべきである。クラブはまた、現在その数を増しつつある、事業および専門職務分野で責任ある地位に就く若い人々の、ロータリー会員身分への関心を高める手段や方法を見出すよう奨励されている（ロータリー章典5.060.2.）。

職業分類の調査（Classification Survey）

系統立てて準備された職業分類の一覧表はクラブ発展の理論的基礎となる。RIは職業分類の一般的な一覧表というものを備えていない。地域社会内における重要な事業や専門職務を特定するべく、クラブは徹底した職業分類調査を行うよう奨励されている。調査は、活動のあらゆる面においてより効果を高められるよう、クラブの会員基盤を築き、充実させるための具体的で継続的な計画を立案し、積極的に実行するうえで土台となるものである（ロータリー章典4.070.1.）。

営利化と配布（COMMERCIALIZATION AND CIRCULARIZATION）

ロータリーの営利化（Commercializing Rotary）

RIの公式名簿は、全ロータリアンへ情報を伝えるために毎年出版されている。ロータリアンはこれらを商用の郵送名簿として用いてはならないし、同様の目的のために他人に使用させてもならない。ロータリー・クラブ会員が自己の商取引に営利を目的として公式名簿を利用することは妥当ではない（29-12、80-102）

ロータリー・クラブへの配布（Circularizing Rotary Clubs）

国際大会によって定められ、ロータリー・クラブへの配布が許される限定条件は以下の通りである。

1) いかなる事項に関しても、他のクラブの協力を得ようとする加盟クラブは、まずそれぞれのガバナーに対して、その目的と計画を提出し、その承認を得なければならない。
2) いかなる加盟クラブも、まずRI理事会の承認を受けるまでは、他のクラブ、あるいは自クラブの会員以外のロータリアンに財政的援助を求めてはならない（80-102）（ロータリー章典11.040.1.）。

RIの公式名簿にせよ、あるいは地区またはクラブの会員名簿にせよ、ロータリアンまたはロータリー・クラブ、地区は、これを文書配布を目的としてはならない、ということが慣行として確立されている（ロータリー章典11.040.3.）。

会員の情報（Member Information）

クラブおよび地区を援助し、ロータリアンとの連絡を円滑にする努力の一環として、RIは、次の主要業務を行うことのみを目的として、ロータリー・クラブ会員に関する個人情報を収集する。

1) 請求
2) ロータリー財団の支援
3) 地区大会、RIおよび財団委員会、実行グループ、他の任務への会長および財団の任命の見込候補者の特定
4) 会員傾向の把握、会員の特徴の調査、統計分析の作成、会員の退会防止の支援
5) 特定の語学能力および／または専門的な技能を備えたロータリアンを探し出すこと
6) 地区委員長およびRIのプログラムや奉仕プロジェクトに関与する他の人々への情報や更新事項の提供
7) ザ・ロータリアン誌および地域雑誌の支援
8) 広報活動に関する指針をクラブおよび地区に提供すること
9) クラブ・レベルに周知させるための当組織の重要なメッセージや情報を、地区指導者に伝達すること
10) 国際大会や特別行事への参加計画を助長すること

11) RIの免許制度の下で認可されている、公式被免許業者の説明資料をロータリー・クラブ、地区、および地区指導者へ配布すること（ロータリー章典26.120.）

RI理事会の指示の下にRIは、時に、会員情報の提供を含む特別な広告および／または活動計画に参画することができる。RIはこれらの活動についてロータリアンに通知し、開示を拒否する機会を与える。RIは、法律で義務づけられている場合、あるいは司法または行政の捜査に関係する場合には、情報を開示することができる（ロータリー章典26.120.）。

クラブ、クラブ役員、クラブ委員会委員およびロータリアンの名簿を他団体に提供してはならない。但し、RI理事会が適用する法を侵してかかる名簿を提供してはならないことを前提に、政府機関から合法的な要請がある場合、あるいは、RI理事会の同意による場合は、この限りではない（ロータリー章典11.050.2.）。クラブ会員の名簿を入手したい人は、そのクラブ自体から入手するか、あるいは会員名簿を他へ提供することを承認したRI事務局宛の当該クラブの書面を、まず取得しなければならない。ガバナーがそれを請求した場合、事務総長は、地区内の全ロータリアンのリストをガバナーに提供する（ロータリー章典11.060.1.）。

電話販売（Telemarketing）

RI理事会は目的のいかんを問わず、ロータリー・クラブや地区による営利目的の電話販売の使用に賛成しない。しかし、電話販売を行う場合、クラブおよび地区は、特に営利を目的とする電話販売業者を利用するに際し、細心の注意を払わなければならない。営利を目的とする電話販売業者との協定においては、ロータリー・クラブまたは地区の存在を適切に示す標章と明確な言葉を含んでいなければならない。いかなる電話販売もロータリーの資料配布方針に適っていなければならない（ロータリー章典49.070.）。

親睦（FELLOWSHIP）

ロータリアンの親族（Relatives of Rotarians）

すべてのロータリー・クラブとロータリアンは、諸活動を計画する際、ロータリー・クラブ会員の配偶者と家族のことを考慮に入れなければならない。これらの配偶者と家族は、ロータリー・クラブ在籍に伴う楽しい親睦と奉仕目標に寄与できる（89-139）。

多くのクラブは、ロータリアンの奉仕活動並びにロータリー・クラブの諸活動に協力し、それを支持するロータリアンの親族をもって構成される委員会もしくはその他の組織を有し、その恩恵に浴してきた。クラブは、次の指針に沿ったうえで、ロータリアンの配偶者および／または家族のグループを提唱するよう奨励されている。

1) 賛助グループ、委員会、団体は、その配偶者または／および家族が会員である地元のロータリー・クラブと提携し、定期的な連絡をとり続けること。
2) このグループの目標には、ロータリー・クラブ奉仕活動の支援、会員間の友好の奨励、ロータリーの全般的理想の推進が含まれていること。
3) このようなグループの活動、プロジェクト、プログラムは、主として、地元ロータリー・クラブの目標を支援または補足するものでなければならないこと。

この趣旨は、賛助グループまたは団体が、地元のクラブと単に非公式に提携するということにすぎない（ロータリー章典6.020.1.）。このようなグループは、第17章に記載されているロータリー標章の使用に関する制約を見直さなければならない。

クラブの例会（CLUB MEETINGS）

例会場（Meeting Places）

各クラブは、自己の権限で例会場を決定できる。各クラブの会員は、いずれも他のロータリー・クラブの例会に出席する権利があるから、クラブは、他のロータリー・クラブのどの会員でも出席できるような場所で例会を開くものと期待されている（ロータリー章典7.010.）。ロータリー・クラブの例会時間と場所を探すために、ロータリアンは、公式名簿を参照するか、RIウェブサイトの「クラブの所在地検索」を利用することができる。

例会の取消（Cancellation of Weekly Meetings）

クラブ理事会は、標準ロータリー・クラブ定款第5条に記された状況の下で例会を取り消すことができる。

来賓（Guests）

例会で特に興味深いプログラムが予定されている場合、クラブは、個々の会員に対して、ロータリアンでない地元の人を招待するよう勧めてほしい。一般の人々にクラブの役割とその目的を理解してもらうためである（ロータリー章典7.060.1.）。報道関係者または他のクラブの会員は別として、クラブまたはクラブ会員が長期間同一人を来賓とすることは望ましくない。

また、クラブ例会に訪れるロータリアンおよび配偶者などのゲストを歓迎することをクラブに奨励する。クラブにゲストの出席を認める裁量権があるが、このようなゲストの出席で、クラブの奉仕活動が一般の人々に知られるようになるし、親睦も深まるし、新会員の入会につながることもある（98-278、ロータリー章典7.060.3.）。

クラブは、大学生や他の学校の生徒を、クラブ例会の来賓として招待するよう奨励されている。これは、これらの学生たちにとって、ロータリーの理想や基本原理を知るための機会となる（ロータリー章典7.060.2.）。

クラブ･プログラム（Club Programs）

各クラブは、その細則中に親睦、卓話その他の特別なプログラムを具体的に規定したクラブ例会議事順序を規定することが重要である（ロータリー章典7.010.1.）。単に関心の高いテーマまたは娯楽を意図したプログラムより、ロータリーに関するプログラムを心がけるよう尽力しなければならない。このようにしてロータリー・クラブを単なる社交クラブとする風潮を覆さなければならない（ロータリー章典8.020.）。奉仕プロジェクトの交換およびクラブ間の円満な関係を増進する手段として、クラブは、その例会に同一地区内の他のクラブ会長を招待し、来訪会長にそれぞれのクラブのプログラムと活動について簡潔に報告する機会を提供するよう奨励されている（ロータリー章典8.030.3.）。また、クラブは、クラブ用務、活動、クラブ行事の討議のためだけの例会を定期的に開くよう奨励されている（ロータリー章典8.020.）。

クラブは各ロータリー年度に少なくとも2回、ロータリー財団の目的、プログラムおよび寄付増進活動に関するプログラムを行う会合を設けるよう奨励されている。これらのプログラムのうち一つは、ロータリー財団月間と指定されている11月中に行われる（ロータリー章典8.020.6.）。

ロータリアンの講演者と来訪者の謝礼（Paying Expenses of Rotarian Speakers and Visitors）

クラブがRIの現または元役員あるいは他のロータリアンを招く場合は、そのクラブが費用を負担しなければならない（ロータリー章典8.030.）。

招詞および祈祷（Invocations and Prayers）
　世界中のロータリー・クラブには、いろいろな宗教的信仰あるいは価値観をもち、人類への奉仕に結束している会員がいる。各ロータリー・クラブは自治的なものであるから、寛容というロータリーの基本原則を汲み、人道的奉仕プロジェクトへのロータリアンの参加を奨励するような方式で良識を働かせて例会を行うべきである（ロータリー章典8.010.）。

例会における酒類飲用の可否（Alcoholic Drinks at Meetings）
　ロータリーの会合で酒類を供するかどうかは、各クラブが決定すべきことである。この問題に関してロータリーは何ら公式の方針をもっていないが、長い間の経験と多くのロータリアンが表明した意見によって、少なくとも、その習慣のない国においては、ロータリーの会合では酒類を供しないほうがロータリーのためによいであろうと言うことができる。

喫煙（Smoking）
　個人の健康に有害であることを認識し、会員ならびに来賓は各自、会合およびその他のロータリー関連の行事の期間、喫煙を控えるよう奨励される（RI細則 2.040.）。

他の奉仕クラブとの連合会（Joint Meetings of Service Clubs）
　ロータリー・クラブが他の奉仕クラブと合同例会を開くことが、クラブのプログラムおよび活動を最もよく推進するとは思われない。従って、ロータリー・クラブが他の奉仕クラブと合同で週例会を開いてはならない。しかし、特別の場合に、他の奉仕クラブと合同例会を開くことはできる（ロータリー章典11.050.3.）。

会員身分（MEMBERSHIP）

クラブの会員身分（Membership in Clubs）
　各クラブは、RI定款および細則と標準ロータリー・クラブ定款に規定されている資格条件を備えた人から構成される。ロータリー・クラブの会員身分はあくまで個人個人のものと考えられるべきであって、個々の会員が所属している共同企業体（Partnership）または法人（Corporation）のものではない（80-102）。

職場または住居の所在地（Location of Business or Residence）
　クラブの各正会員は、クラブで分類される事業または専門職務に、自らかつ現実に携わっていることを要する。但し別段の規定による場合を除いて、その職場またはその住居がクラブの所在地域内、もしくはその周辺地域にあることを要する（RI定款第5条第2節、標準ロータリー・クラブ定款第6条第3節）。「職場」とは、正会員または推薦されている正会員候補者が通常自己の事業または専門職務活動をなし、責務を果たす所を指すものと了解されている（ロータリー章典4.010.2.）。組織規定中で「住居」と述べる場合、それは、その個人の主たる居住地を指すものと了解されている（ロータリー章典4.010.3.）。
　クラブの所在地域、もしくはその周辺地域外へ移転する正会員は、理事会の承認を得て、その会員身分を保持できる、あるいは1年を限りとして出席義務規定の特別免除が与えられる。但しその会員はクラブ会員身分に伴うすべての条件を引き続き満たさなければならない（RI定款第5条第2節(a)、標準クラブ定款第11条第2節(a)）。

他の団体の会員（Membership in Other Organizations）

ロータリー・クラブにおける会員の責任を果たすためには、ロータリアンは、会員としての義務を果たす機会を事実上減らしかねない同種の地域クラブまたは奉仕クラブに所属してはならない。ロータリー・クラブの会員の選考に当たっては、既に他の奉仕団体の会員であるか否かを明らかにしなければならない。ロータリアンが、同種の地域クラブまたは奉仕クラブに入会しようとする場合は、あらかじめ所属ロータリー・クラブの理事会の承認を求めなければならない（ロータリー章典4.020.）。

会員身分は、正当な理由がある場合、クラブ理事会によって、これを終結することができる（標準クラブ定款第11条第5節(a)）。他の奉仕クラブにおいて引き続き会員であるために、ロータリー・クラブ会員としての義務を果たしていない場合も、その会員身分を終結させることができる（ロータリー章典4.020.1.）。

同一のクラブで同時に正会員および名誉会員になること（Active or Honorary Membership in Same Club）

同一のクラブで同時に正会員と名誉会員を兼ねることは、認められない（RI細則4.040.、標準クラブ定款第6条5節）。但し、一つのクラブで正会員であり、他のクラブで名誉会員であることはできる。

名誉会員（Honorary Membership）

名誉会員を選ぶ手続は、標準ロータリー・クラブ定款の第6条第6節に規定されている。ロータリーの理想推進に著しい功績のあった人、およびロータリーの崇高な目的を恒久に支援することでロータリーの友人とみなされた人々を名誉会員に選ぶようにクラブは心がけなければならない。名誉会員の地位はクラブが与えうる最高の栄誉であり、従って特別な場合にのみ与えられるべきものである。もし名誉会員を安易に承認すると、ロータリーの会員規定の純粋性にマイナスの影響を与えかねない（ロータリー章典5.030.）。

クラブ会員候補者を推薦する特典を名誉会員がもつことは、RI組織規定の精神に反するので、その特典を名誉会員に与えることは許されない。そして各クラブは、会員候補者の推薦はクラブの瑕疵なき正会員によってのみなしうるという規定をクラブ細則に設けるよう示唆されている（ロータリー章典5.030.1.）。ロータリー財団国際親善奨学生等を各名誉会員にすることは望ましくない（ロータリー章典5.040.）。

名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にも就くことができない。また、名誉会員は、職業分類を保持しない。しかし、本人が会員となっているクラブのあらゆる会合に出席することができ、その他のクラブのあらゆる特典を享受することができる。名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。但し、例外として、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利がある（RI細則4.050.2.、クラブ定款第6条6節(b)）。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる（標準クラブ定款第6条第6節）。

男女混合クラブ（Dual-Gender Clubs）

すべてのロータリー・クラブは、男性および女性の両方を会員にもつよう奨励されている。ガバナーは、担当地区内のすべてのクラブが男性および女性の両方を会員にもつことを推進するよう奨励されている。単一性別会員からなるクラブが存在するところでは、その地元に新しく男女両会員から構成されるクラブを設立するよう推進すべきである（ロータリー章典4.060.）。

移籍または元ロータリアン（Transfering or Former Rotarians）

会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会するまたは退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということでなければならない。かかる正会員に推薦された移籍するロータリアンまたは元クラブ会員を、元クラブが推薦してもかまわない。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを排除するものであってはならない（RI細則4.030.、標準クラブ定款第6条4節）。

元ロータリアンの団体（Organizations of Former Rotarians）

交際と親睦を推進し、奉仕における個人的な関心を深める目的で組織された元ロータリアンのグループは、好意的にみなされている。このような団体が、ロータリー章典の 35.030.5. に概説されている指針に従って組織され、機能しているのであれば、異存を申し立てることはない。しかし、本規定は、このようないかなる団体をも後援したり、あるいは正式に認識するものではない。

会員増強（MEMBERSHIP DEVELOPMENT）

会員増強は、3つの部分から成り立っている。すなわち、新会員の勧誘、現会員の退会防止、および新クラブの結成（拡大）である。

1人でも多くの適格者にクラブに入会したいという興味を与えるため、また、クラブ会員の減少を防ぐために、クラブは内部の拡大のために現行規定を十分かつ意図的に利用し、地元地域社会への奉仕を維持、改善し、個々の会員を効果的に参加させ、その関心を絶えず引き付けるような活動を行うべきである（ロータリー章典5.060.）。次の諸点は、好ましい会員の増加を達成する主要な要素とみなされる。

1) 一貫した会長の強い奨励および支持
2) オリエンテーション、入会式、ならびに最も重要なクラブ活動に溶け込むこと、あるいは参加することを網羅した新会員のための充実したプログラム
3) 会員間の適切な競争と新会員の推薦者の表彰
4) 会長およびガバナーが成長しているクラブと地区内の会員増加を適切に表彰し、現会員の退会防止を図ること
5) 妥当な会費、地域社会に対するロータリーの奉仕とロータリアンならびにその家族が受けるロータリー・クラブ会員の恩恵を強調する注目に値するようなロータリーの十分な広報（ロータリー章典5.060.1.）。

1人でも多くの適格者にロータリーに入会したいという興味を与えるため、また会員の減少を防ぐため、クラブは次のことを行わなければならない。

1) 会員増強のための現行規定を十分かつ意図的に利用すること。
2) 潜在的な職業分類を探るために地域社会内の事業および専門職の業務を特定し、これらの職業分類に該当する資格ある候補者を探し出すこと。
3) 奉仕活動を常に地域社会にとって意義あるものにし、プロジェクトと奉仕活動について地域社会に効果的に知らしめること。
4) 個々の会員を効果的に参加させ、その関心を絶えず引きつけるようなクラブ活動を行うこと。

さらに、

1) 各クラブは自己の会員傾向を調べ、満足すべき進展があるか否かを検討し、それによって健全な発展を成し遂げるための対策を講じなければならない。

2) ガバナーその他の人々はクラブに協力し、会員が増えない理由を取り上げ、可能な改善策を明確にするべきである。
3) ロータリアンが、住居または職場の変更のため退会を申し出たとき、元クラブは、移転先の一つまたはいくつかのクラブに、この人を推薦しても差し支えない。また、移転先のクラブは、そのような元ロータリアンと積極的に接触し、元ロータリアンのクラブ入会に対する関心を評価してほしい（89-137、ロータリー章典4.080.）。

クラブが所在地域に根を下ろしかつ地域住民の要望に応えるためには、適格な人物を1人残らず会員に迎えることが極めて大事である。クラブが勝手に会員数を制限すること、また、クラブ会員増強の方途や新会員推薦方法、あるいは新会員をクラブに溶け込ませる方法を知らなかったり、無関心であったりするために、会員の増強ができないのは、ロータリーの原則に沿わないし、適正なこととはいえない（ロータリー章典 5.070.1.）。

重要なのは、各クラブが、適切な純増員数を確保できるような会員増強の方途を設定、維持することである。各クラブは、会員数の増加が、会員の質の低下につながってはならないということを認識しつつ、会員増強に対して積極的な姿勢を取るべきである。会員増強は常に、クラブが、ロータリーのプログラム推進に確実に寄与してもらえると思われる真に適格な人物を会員に選挙することによってのみ達成されるべきものである（ロータリー章典5.060.7.）。

ロータリーの目的の本質は、個人による奉仕の理想の実践という責任の受諾にある。そして、また重要なのは、この責任の中には、個々のロータリアンが他の人とロータリーを分かち合い、適格者を会員に推薦することによってロータリーの拡大に助力するという義務も含まれているのを認識することである（ロータリー章典5.060.3.）。

各クラブは、機会に応じ、クラブに存在する特殊な職業分類、あるいは会員身分を修正するため、ロータリーの職業分類および会員身分の原則に従うよう奨励されている。さらに、新会員を惹き付け、現会員がより良いロータリアンになるのを助長するようなプロジェクトを通じて、クラブの充実を図る方法を探るよう奨励されている（ロータリー章典4.070.）。

国際ロータリー会員組織コーディネーター（Rotary International Membership Coordinators）

国際ロータリー会員組織コーディネーター・プログラムの目的は、十分に研修を受けたロータリアンのグループを確立することにより、会員増強を推進するための実行可能な、長期的対策を提供することである。これらのロータリアンは、地区およびクラブが会員増加を達成するのを支援するために、会員増強対策および技術に精通しているものとする（ロータリー章典26.060.1.）。

新会員の入会式（Induction of New Members）

クラブは、新会員のための入会式を行うよう奨励されている（ロータリー章典5.090.）。各クラブは独自の静粛で意義深い入会式の手続を考案するよう推奨されている。クラブは、以下を考慮に入れるとよい。

新会員の入会式（ロータリー章典5.090.1.）

- 新会員の顧問および／あるいはスポンサーが参加したうえで、クラブ会長が主催する。
- 適切であれば、新会員の配偶者を招待することもできる。
- 例会場所に掲示したり、クラブ週報に掲載するための写真を提供してもらうこともできる。

式典
- ロータリーへ歓迎する（ロータリーとその活動範囲、会員の責務、財政的負担などに関する簡単な説明）。
- 新会員の簡単な略歴を紹介する。
- ロータリー資料を進呈する。
- 襟ピン、会員証、クラブ名簿を進呈する。
- クラブ委員会への任命を発表する。
- 顧問／スポンサーの所感。
- 新会員による挨拶。
- クラブからの歓迎の辞。

クラブは、また、ロータリアンとなることの恩恵と責務に関し、入会前にロータリアン候補者を教育することを目的とした、充実した会員組織情報プログラムを考案するよう奨励されている。RIウェブサイト（www.rotary.org）は、新会員の情報、招待、入会式という3段階に関する詳細を提供している。

新クラブ（NEW CLUBS）

創立会員の最低人数（Minumum Number of Charter Members）

新クラブの創立会員の最低人数は20名とする（ロータリー章典18.080.6.）。

職業分類（Classifications）

クラブは、地元地域社会における事業および専門職務を真に反映する会員組織を開発するよう奨励されている。主に事業または専門職務に携わる所在地域の出身者、またはその地域に住民として、あるいは事業や専門職務生活を営み、永久的に定着している人々から会員組織を成り立たせることのできる場所にのみ、クラブを設立するものとする（ロータリー章典4.010.）。

仮クラブ結成の要件（Requirements for Formation of a Provisional Club）

結成の可能性のある新ロータリー・クラブの会員見込者を勧誘する前に、領域に関する問題がすべて解決され、次の書式が提出されていなければならない。a) 承認された新クラブ結成調査書（拡大調査、ガバナーにより記入される）、b) 新クラブ提唱書式（該当する場合）、c) 新クラブ申請書式（ロータリー章典18.080.3.）。

名称と所在地域（NAME AND LOCALITY）

クラブの名称と所在地域（Club Name and Locality）

各クラブは、ある一定の場所（地域）に結成されなければならない。社会的貢献をする仕事に活発に従事している、事業および専門職務に携わる人が十分な人数いて、職場または住居が互いに近接しており、クラブとして活動できる適当な広さの区域があれば、RIはこれを前記のような地域と認めることができる（ロータリー章典3.020.）。ロータリー・クラブ定款の本文中の、それぞれのクラブの名称および所在地域については、RI理事会の承認を得て、クラブが記入する。但し、その後の変更は、RI理事会の承認を得なければならない。

仮クラブは、それぞれ、その名称に所在地を表す文言を用い、これを定款の中に入れるものとし、この名称はあらかじめRIの承認を得た後は、RIおよびクラブ双方の同意によるほかこれを変更することはできない（標準クラブ定款第18条第2節）（第

2章の拡大の項も参照のこと）。「クラブ」という語が不穏当な意味をもつ国々のクラブは、RI理事会の承認を得て、名称にクラブという語を使うには及ばない（RI定款第5条第2節(d)）。

既存ロータリー・クラブの合併（Merger of Existing Rotary Clubs）

同一地区内の2つまたはそれ以上のクラブは、それぞれのクラブがRIに対する財務その他の義務を果たしている限り、RI理事会に合併を申請することができる。合併したクラブは、記録史料の一部として、元のクラブの名称、加盟日、徽章その他の記章を、歴史的な目的のために保持することができる（RI細則 2.050.）。

広報（PUBLIC RELATIONS）

広報における個々のロータリアンの責務
（Responsibility of the Individual Rotarian in Public Relations）

各ロータリアンは、ロータリーの綱領、プログラム、活動に十分精通し、その交友および職業上の知己を通じてロータリーの意図と業績を推進する機会を求めるものと期待されている（ロータリー章典9.050.2.）。

ロータリアンは、ロータリーの発展と奉仕活動を改善、拡張するために、ロータリーとは何か、ロータリーが何をしているかについて、直接他の人に知らせて、自分たちのクラブが地域社会においてその存在を一層際立たせる力になるよう要請されている。

広報におけるロータリー・クラブの責務
（Responsibility of the Rotary Club in Public Relations）

各クラブは次のことを期待されている。

1) 建設的な対報道機関関係を維持する（ロータリー章典 9.040.）。
2) 成功を収めた奉仕プロジェクトや活動でロータリーの意図と業績を明らかに示すものを報道機関を通じて広報する（ロータリー章典9.040.4.）。
3) ロータリー・ワールド、ザ・ロータリアン誌およびロータリーの地域雑誌を含むロータリー・ワールド･マガジン・プレス（ロータリー世界刊行雑誌）、その他の推進方法や推進技術を利用して、ロータリーの目的と業績を地域社会内に広める（ロータリー章典 9.050.）。
4) ロータリーの意図と業績を家族、友人、知人に知らせるようロータリアンに勧める。
5) ロータリーとその使命、規模、プログラム、活動を認識してほしい地域社会の指導者、青少年、関係団体の理解を助長する（ロータリー章典9.050.1.）。
6) ロータリーの声価を損ねない、その効果を制約しかねない地域社会内もしくはクラブ内の状態を防止、矯正するため積極的措置を講じる（ロータリー章典9.040.9.）。
7) 報道関係者をできる限り会員に迎える（ロータリー章典9.040.3.）。

不利な広報（Adverse Public Relations）

ロータリーの目的もしくは活動への誤解から否定的な世論が生じた場合、クラブは、正確な一般向け情報ならびに対地域社会関係の改善、さらに必要であれば、奉仕プログラムの強化によってこの誤解の是正に努めなければならない（ロータリー章典9.040.9.）。

他のクラブまたはRIに影響を及ぼすような事態が存在したり、あるいは、問題が発生した場合、クラブはできるだけ早い機会にガバナーに報告し、協力してその問題

に対処できるようにしなければならない。地域社会との関係において問題の発生を防ぎ、解決するためにクラブに助言および援助を与えるのはガバナーの責務である。事務総長は、RI会長およびRI理事会に絶えず報告し、もしその審議を必要とする問題であれば、これをRI会長およびRI理事会に回付して、ガバナーやクラブを援助する（ロータリー章典9.040.10.）。

広報とクラブ・プロジェクト（Public Relations and Club Projects）

いずれのロータリー・クラブも毎年主要な社会奉仕活動を一つ提唱することが望まれる。成功裏に完了した奉仕プロジェクトは、ロータリーに対する一般の人々の認識、理解を普及徹底させるのに非常に効果的な方法の一つと考えられている。従って、見事に遂行されたプロジェクトについてこれを一般の人々に広く知らせる活動はロータリーの広報にとって不可欠である（ロータリー章典9.040.4.）。

ロータリーと報道機関との関係（Rotary and News Media Relationships）

クラブとガバナーは、ロータリーと報道機関との関係改善のために適切な措置を講じるよう要請されている。さらに、クラブならびに地区は、地域的、社会的、文化的諸条件と地元の報道機関との関係を考慮に入れ、ロータリーと報道機関の関係を改善するために、次のような活動に着手すべきである。

1) 報道機関の役割に関して話をしてもらうため、報道関係者をクラブに招く。
2) ロータリアンのために、研修会、グループ討論会あるいは広報および報道機関活動に関するフォーラムを開催する。講演者またはパネリストとして報道関係者を招く。
3) 青年ジャーナリストにその見聞を広めさせる目的で、クラブを基盤とした専門職務上の開発の機会を設ける。
4) ロータリー財団研究グループ交換チームに報道機関の代表を参加させる。
5) 報道機関の代表者をロータリー・クラブ会員に加えるようなお一層の努力をする（ロータリー章典9.040.3.）。

講演者の斡旋（Speakers Services）

ロータリー・クラブは、ロータリーについて効果的に話のできる講演者を、地元のグループに紹介しなければならない（ロータリー章典9.050.3.）。

RI広報賞（RI Public Relations Award）

RI広報賞とは、ロータリー活動が地元地域で大々的に報道されたクラブや地区、また地域社会においてロータリーのイメージを著しく高めたプログラムを実施したクラブや地区を表彰するものである（ロータリー章典43.080.）。本賞に関する詳細は、RIウェブサイト（www.rotary.org）および第4章に掲載されている。

協同プロジェクト最高賞（Best Cooperative Projects Award）

協同プロジェクト最高賞は、地元、全国あるいは国際レベルにおいて他の団体と協同で遂行された卓越したクラブや地区の奉仕プロジェクトを表彰し、国際社会におけるロータリーへの理解と認識を深めるものである。本賞に関する詳細は、ロータリー章典の43.090. 項およびRIウェブサイト（www.rotary.org）に掲載されている。

雑則（MISCELLANEOUS）

クラブの「機能の喪失」（Club “Failure to Function”）

RI理事会は、すべてのクラブが機能していることを確認し、機能しているクラブを次のように定義付ける責務がある。

a) 国際ロータリーに人頭分担金を納めていること。
b) 定期的に会合を開くこと。
c) 会員が、公認のロータリー・ワールド・マガジン・プレス（ロータリー世界刊行雑誌）の刊行物（ザ・ロータリアン誌または地域雑誌）を購読すること。
d) 地元および／または他国の地域社会のニーズに対応する奉仕プロジェクトを実行すること。
e) ガバナー、ガバナー補佐、またはその他の国際ロータリー役員の訪問を受け入れること。
f) ロータリーの章典71.080.項の規定する通り、適切な一般責任保険を維持すること（ロータリー章典2.010.1.）。

クラブが上記の基準に従って機能していないと事務総長が判断した場合、ガバナーの勧告を受け、RI理事会に代わって、事務総長が「機能喪失」を理由としてクラブの加盟資格を終結させる権限を与えられている。この決定を下す前に、ガバナーまたは事務総長がクラブに事態を告げ、申し立てに対するクラブの弁明を求めなければならない。機能しているクラブに関する事項は、地区ガバナーにより提出されるクラブ訪問報告用紙に明記されている。

ロータリー財団への義務的寄付の禁止
（Prohibition of Mandatory Contributions to The Rotary Foundation）

ロータリー財団は、自発的寄付を原則として開発されたものである。会員資格として財団への寄付を言及する文、あるいはこのような会員資格を包含するような文が、会員申込用紙に記載されるべきではない。財団への寄付を会員資格とするようないかなる細則も禁じられている。会員証にこのような寄付について言及することは、一切認められない（ロータリー章典5.080.2.）。

クラブのバナー（Club Banners）

ロータリー・クラブ間のバナー、旗、ペナントなどの交換は適切で有益な目的を果たすことがある。このような慣例の誤用が、不必要な財政的負担をロータリー・クラブにかける場合もある。また、クラブの基本的奉仕活動を妨げ、かつ、交換の本来の目的を挫折させかねない場合もよくある。このような記念品交換に参加するすべてのロータリー・クラブおよびロータリアンは、交換準備に当たって、慎重に配慮しなければならない。

このような交換を実施しているクラブは、バナー、旗、ペナントに、クラブの所在地、国、地域を明瞭かつ適切に強く表現することを心がけつつ、図柄を入念に研究すれば、プログラムの効果を高める機会に恵まれるであろう（ロータリー章典11.030.1.）。

ロータリーと政治（Rotary and Politics）

RIとその加盟クラブは、党派的政治声明を発表することを控えなければならず、かつ、ロータリアンは、政府もしくは行政当局にいかなる団体的圧力をもかけてはならないのであるが、次のことを行うのはロータリアンの義務である。

1) クラブ内で：世界理解と平和というロータリーの目標の追求と、自己の職業および地元地域社会への奉仕に影響を及ぼすものに限り、地元地域社会および世

界各地の政治状況を検討する。問題を公平な立場で全体で討論し合った後、各会員がそれぞれ自分自身の結論を下せるように、釣り合いのとれたプログラムと討論を通じて、信頼できる情報を得ることを期待している。

2) クラブ外で：すべての人々の尊さを理解し、個人の必然的人権を尊重することを言葉ばかりでなく立派な行為で推進するために、できるだけ多くの合法的グループおよび団体で個人として積極的に行動する（89-134、ロータリー章典2.110.）。

ザ・ロータリアン誌の購読（Subscription to The Rotarian）

米国およびカナダ内の各クラブは、そのクラブの正会員がすべて機関雑誌の有料購読者であることを、会員資格取得の条件としている（RI細則 20.020.2.）。

米国およびカナダ以外のクラブは、その正会員のそれぞれが、ロータリー・ワールド・マガジン・プレスの刊行物（ザ・ロータリアン誌、RIの機関雑誌またはRI理事会により公認されたロータリー地域雑誌）の有料購読者となり、そして本人が会員となっている限り、その購読を続けることを、会員身分保持のための条件としなければならない（RI細則20.030.1.）。但し、会員が機関雑誌およびクラブ用に定められた公式地域雑誌に用いられているいずれの言語も読めない場合は、RI理事会によって、そのクラブに対する前記の規定の適用が免除される（RI細則20.030.2.）。

ロータリーの地域雑誌の定義

ロータリーの地域雑誌は、ロータリーのあらゆる面にわたってロータリーの綱領を推進するためのものである。次の基準に合致するロータリー出版物をロータリーの地域雑誌と認めることができる。

1) その雑誌は2地区もしくは2国以上の地域を対象に発行されるものであること。他の地区にも広がる可能性を考慮し、1地区内の特定の言語社会のために発行される雑誌を、暫定的に認めることができる。
2) その雑誌の出版については、あらゆる面において、当該地区のガバナー、またはその指名した委員会が直接監督すること。
3) ロータリーの地域雑誌編集者には、ロータリーの方針の基本的枠内において、完全な編集の自由が認められてはいるが、雑誌委員会による、編集ならびに経営の面における適切な監督を受け入れること。
4) その雑誌の編集内容はRIの方針に合致していなければならないこと。そして、少なくともその50パーセントはロータリーあるいはロータリーと関連のある事柄に関する記事でなければならない。
5) 地元あるいは地域的性格のニュースに加えて、RIに関する情報を掲載し、かつ会長またはRI理事会から要請される話題や特別教示事項の発表を考慮に入れること。
6) その雑誌は1年間に4回以上発行されなければならない。
7) その雑誌は、ロータリーの品位と特質にふさわしく、全体的に格調の高い内容と魅力的な外観を保たなければならない。
8) その雑誌は、その目的と経済的自立発展を維持できるよう、対象とする地域のロータリアンのほぼ過半数に達する発行部数が確保されなければならない。
9) その雑誌は、RIに財政的負担をかけずに、経営しうるだけの資金をもっていなければならない（ロータリー章典51.020.1.）。

第2章 地区 (The District)

地区とは、RIの管理の便宜上結びつけられた一群のロータリー・クラブの所在する地理的地域である。ロータリー地区の活動並びにその組織は、個々のロータリー・クラブがロータリーの綱領を推進するのを助けることを唯一の目的とするものであり、地元レベルにおいてロータリー・クラブや個々のロータリアンが提供するいろいろな奉仕を減殺するようなことがあってはならない（ロータリー章典 17.010.1.）。

地区のクラブおよびロータリアンの数
(Number of Clubs and Rotarians in a District)

多数の会員基盤を持つ地区は、少数のクラブや少人数のロータリアンの地区に比して有利であることは明白であり、小規模地区が引き続き増えるならば、RIの管理運営並びに財務に望ましくない影響が生じる。従ってRI理事会は、現存の地区すべてが、少なくとも75クラブそして、所属ロータリアン2,700名を擁することを奨励しており、75クラブそして/または所属ロータリアン数が2,700名以下の地区はこれらの数に達することまたは、近隣地区と合併することにより、これら最低限数の水準に達することを強く勧める（ロータリー章典 17.010.2.）。

地区編成（Districting）

RI理事会は、新しく地区を編成し、複数の地区を合併し、現存地区の境界を変更する権限を有する。30以上のクラブそして、所属ロータリアン1,000名を擁するいかなる地区の地区境界の変更も、それによって影響を受ける地区内の過半数のクラブの反対を押して、RI理事会は、行ってはならない（RI細則 15.010.）。

RI理事会は、地区とその境界の編成を新たに設定するに当たり、補佐する地区編成委員会を設置するものとする。地区編成に当たっては、地区を追加して設置する場合も、現存地区を再編成する場合も、次のような手続を踏む。

1) 地区編成委員会は、少なくとも年に1度、国際協議会期間中に、地区編成案を考慮するものとする。
2) 地区編成案には次の4つの主な基準が含まれるものとする。地域におけるロータリーの発展の可能性、指導力の助長、地区の統括および研修。
3) 地区編成案は、追加地区の設置、クラブの地区内における再編成、あるいは既存地区の合併を考慮する。
4) 少なくとも60以上のクラブそして、所属ロータリアン2,100名を擁し、これからの10年間に少なくとも75以上のクラブそして、所属ロータリアン2,700名に発展する可能性を示す地区の創設案は、地区編成委員会によって望ましいとみなされる。
5) 既存地区のガバナーが、事務総長のために提案書を作成するものとする。地区編成案は、地区編成委員会による準備と審査に90日間を要する。編成案は既存地区のガバナーからの情報を含み、以下の指針に基づき、委員会によって検討されるものとする。
   a) 現在の地区を管理するに当たって直面する文化や人種的な要素、地理的距離をはじめ、財政面かつ経済的な状況についての問題を含むが、それらに限定されない地区の編成の要請理由。
   b) 地区の編成により、挙げられた問題にどのような対応ができるか。

c) その地域の広さ、再編成後の地区の境界、クラブの所在状況を明確に示す地図。
d) 既存のクラブの名称、創立年月日、過去5年間の7月1日の時点における各クラブの会員数。各クラブが過去5年間において継続して運営されており、RIに対して財政的な滞りがなく、再編成後の地区における発展と拡大の可能性のある地域であることに言及する。
e) 地区リーダーシップ・プラン、各ガバナー補佐に割り当てられるクラブの所在地を明示する地図、ガバナー補佐の責務に関する地区の既存および新規の提案の図表。
f) 新規編成後に各地区において会員数20名未満のクラブが10％を超えないことを明示する文書。
g) 編成後の地区における地区大会開催地を記載したリスト。
h) 編成後の地区における交通の便に関する説明。
i) この再編成案を地区内のクラブに提示したことをガバナーが署名し報告する声明書、およびどのクラブが承認し、過半数となったかを記載した一覧表、再編成案を否決したクラブのリスト。
j) 編成後の地区それぞれにおけるパスト・ガバナーの氏名およびガバナーとして任務に就いた年度を記した一覧表。

ガバナー・エレクトは、地区編成委員会が国際協議会期間中に相談を求めて来た場合に備えて、地区の提案のあらゆる面に完全に精通していることが要請される。

地区編成委員会は編成案を調査後、その勧告をRI理事会に報告し、RI理事会の審議を求める。理事会が地区再編成案を承認した場合は、RI細則15.010.節の規定の下に、RI会長は上記地区内の関係クラブに、決定事項と、地区編成の発効日を通知する。これに異議を申し立てるクラブは、45日間の異議申し立て期間が認められる。

影響を受ける地区内のクラブの過半数が、RI会長室から通知を郵送後45日以内に異議を申し立てない場合には、事務総長が、関係するガバナー及びクラブに、RI理事会の決定が最終的なものとなったことを通知する。

RI理事会は、地区再編成の公表と各地区の境界の設定後、1年を過ぎるまで、いかなるものであれ、新しい地区の境界に修正を加えることは考慮しない。

会長はRI理事会に代わって、1つ、もしくはロータリー・クラブが存在しない地域をある地区から近隣の地区へ移動させる程度の地区の境界の小さい修正をする権限を認められている。但し、関係する地区は同じゾーンにあるものとする。そのような措置は、影響を受ける地区のガバナーの同意と、そのような地区にあるクラブの過半数の承認をもって実行される。そのような措置の通知の時期は、上記に概略された手続きを踏み、決定後の7月1日から発効する（ロータリー章典 17.010.6.）。

ロータリー世界全域の地区に合併を奨励するために、新たに統合された地区は次のように認証される。

1) RI会長または会長エレクトが、合併した年度に、合併地区のできるだけ多くの地区大会に出席するよう努める。
2) 合併される地区のガバナーもしくはその代理者には、クラブが合併に同意した年度に、合併が理事会の承認を得てから初めて開催される大会への費用が支払われる。（合併地区の総数が元の地区の総数の半数を超える場合、出席者2人分の弁済可能な費用に相当する金額に解消した地区の総数を掛けた資金が適切とみなされれば、合併に参加した地区に配分される）。
3) 地区の合併により節約できた資金は、2ロータリー年度を通じて、奉仕プロジェクトに使用する目的で新しく合併した地区に配分される。
4) 合併した地区の地区ガバナー、ガバナー・エレクトおよびガバナー・ノミニー

は、合併直後のRI国際大会開催期間中、その努力を称え、舞台上で正式に認証を受ける。

5) 合併した地区のガバナーにかかるロータリー・ゾーン研究会の登録料および宿泊費は、地区合併後の2年間、RIによって支払われる。
6) 合併した地区に対する顕著な紹介記事が、ザ・ロータリアン誌およびその他のロータリーの出版物に掲載される（ロータリー章典17.010.7.）。

地区再編成の手続（Procedures for District Reorganizations）

地区の再編成のために次のような手続が設定された。

1) 再編成に関するRI理事会委員会は、事務総長と協力して、再編成されることにより、当該地域においてRIのより効率的な運営が推進できると考えられる地区を見極める。
2) 同委員会は、そのような地区のガバナーや、その地域のロータリーの指導者、その他適宜、RI日本事務局担当職員、当該地区を担当するRI職員を交えて、非公式に協議した上、地区の再編成の可能性を確認する。
3) 地区の再編成の可能性を確認した上、委員会はそのような地区にあるクラブが、再編成案を是認できるような計画案を作る。計画案は、それぞれの地域の固有の状況を考慮にいれて、一件一件作り上げる。同委員会は適宜、その地域のロータリーの指導者および地区大会への会長代理を交えて、クラブと地区の指導者と再編成の利点について非公式に協議する。
4) このような手続を踏む目的は、影響を受ける地区の指導者が、当該地区内のクラブの過半数の支持をもって、RI理事会に地区再編成計画を提案することである。その上で、地区再編成計画は、地区編成手続に準拠して実行される（ロータリー章典17.010.6.）。

ガバナー・ノミニー（GOVERNOR-NOMINEE）

ガバナー･ノミニーの選出（Selection of Governor-nominee）

地区内のクラブは、ロータリーの原則に合致した品位ある信頼できる方法で、ガバナー･ノミニーを選出しなければならない（ロータリー章典 19.030.1.）。地区は、ノミニーを、ガバナーとして就任する日の直前24カ月以上30カ月以内に選出しなければならない（RI細則 13.010.）。

選挙によって任命されるRIの役職と、選挙によって任命されるRIの役職につくために選挙運動もしくは投票依頼を行ったロータリアンは、RI理事会の定める一定期間、当該役職および将来のRI役職の被選資格を失うことになる（第3章を参照のこと）（RI細則10.050.1.）。

地区は、クラブ群または地理的地域の間で回り持ちによってガバナーを指名する、という従来の方式に煩わされない手続によって、ガバナーとして最適な人物を探し、指名するよう要請されている。

理事会による指名の拒否（Rejection of Nomination by Board）

RI細則は、所定の資格条件に欠けるガバナー・ノミニーの指名は拒否されるべきものとし、事務総長はこれを選挙のため国際大会に提出しないものとすることを規定している（RI細則13.070.1.）。

郵便投票によるガバナー・ノミニーの選出
（Selection of Governor-nominee through Ballot-by-Mail Procedure）

RI理事会は、対抗候補者がいる場合には、指名委員会の選考に郵便投票を行うよう全地区に対して奨励する（ロータリー章典17.030.）。単一クラブ（会員数に基づき、2票以上の投票権を有する場合）によるガバナーへのすべての票は、そのようなクラブから無効票であると考えられる票がない限り、すべての票を同じ候補者に投じなければならない（RI細則13.020.12.）。

対抗候補者がある場合、郵便投票用紙に添付する略歴に記載するのは、次のものだけである。

1) 候補者の氏名、クラブの名称と所在地、ロータリー在籍年数、職業分類、現または元の会社の名称、現または元の会社における役職、最近5年間に出席した会合、ロータリーにおいて選挙または任命されている現役職と任務、ロータリーにおいて選挙または任命されたことのある元役職と任務。
2) 候補者が従事してきた特別のロータリー奉仕および/または特定のロータリー活動、例えば、候補者がロータリーを推進するために何をしてきたか。
3) 事業および専門職務活動において非常に意義深い褒賞または業績。
4) 公共活動において非常に意義深い褒賞または業績。

新地区におけるガバナー・ノミニーの選出
（Selection of Governor-nominee in New Districts）

既存地区のクラブが、新地区に再編される場合、新地区は、できれば、再編以前に当該クラブが使っていた手続と同じ手続で、新地区発効前に、ガバナー・ノミニーを選出するものとする。このような手続が実施できない場合、RI理事会は郵便投票の実施を承認し、ガバナーにその任に当たらせるものとする（ロータリー章典19.030.3.）。

ガバナー・ノミニーの資格条件（Qualifications of a Governor-nominee）

ガバナー・ノミニーは、選出の時点で次の条件を備えていなければならない。

1) 地区内のクラブの瑕疵なき会員であること（RI細則15.070.1.）。
2) 会員規定の厳格な適用に照らして、完全に会員資格を有する者でなければならない。そしてその職業分類の正当性が疑問の余地のないものでなければならない（RI細則15.070.2.）。
3) ガバナー・ノミニーの候補者として推薦される年の前の年度の最終日において、RIまたは地区に対して負債残高を持たない、義務機能を果している瑕疵なきクラブの有資格会員でなければならない（RI細則15.070.3.）。
4) クラブ会長を全期務めたことのある者、または創立日から6月30日までの全期間を通してクラブの創立会長を務めたことのある者でなければならない。但し、この期間は最低6カ月間とする（RI細則15.070.4.）。
5) RI細則第15.090.節に規定するガバナーの任務と責任を果たす意思があり、身体的にもその他の意味においてもこれを果たすことができる者でなければならない（RI細則15.070.5.）。
6) RI細則に定められているガバナーの資格条件、任務および責任を熟知していることを示し、事務総長を通じてRIに、細則に列記されたガバナーの資格条件、任務および責任を明確に理解している旨の声明書に署名して提出しなければならない。このような声明書には、ガバナーとしての資格条件を備えており、ガバナーの任務と責任を引き受け、これを忠実に果たす意思をもち、それができる状態にあるということも確認するものとする（RI細則15.070.6.）。

ガバナー（GOVERNOR）

ガバナーの身分、資格および任務（Status, Qualifications, and Duties of Governor）

地区内のクラブの管理は、ガバナーの直接監督下に置かれる。地区におけるRI役員としてガバナーに選ばれるロータリアンが、完全な適格者であり、その任務および責務について精通しており、慎重に選ばれ、その任務および責務を果たす意思があり、身体的にもその他の意味においてもこれを果たすことができるということが、不可欠である。また、ガバナーはコンピューターに精通していることが推奨されている。ガバナー・ノミニーの選考に当たっては、ガバナー職の資格および必要条件を明確に理解しかつ十分に考慮を払うことが必要である（ロータリー章典19.010.2.）。

最適の候補者を得るために、ガバナーは、毎年、所管地区内のクラブに対し、調査を実施し、ガバナーにふさわしい候補者を推薦するよう要請してほしい。ガバナーは、地区内の全クラブに対し、RI細則の規定に従って、推薦案と候補者の履歴および資格を伝達しなければならない（RI細則13.020.）。

このような指名に対する被推薦者並びに推薦者がガバナーの責務に精通できるように、毎年、ガバナーの身分、資格および任務に関する次のような文書を全クラブに配布している。

身分

ガバナーは所管地区のクラブによって指名され、RI国際大会によって選挙されるRI役員である。7月1日に就任し、1カ年間または後任者が選挙され、資格が確定するまでその任に留まるものとする。

資格条件

ガバナー・ノミニーの資格に加え、ガバナーは、就任の時点で、一つまたはいくつかのクラブで通算7年以上会員であり、ガバナー・エレクト研修セミナーおよび国際協議会に全期間を通して出席していなければならない（RI細則15.080.）。ガバナーはまた、

1) 所属クラブの尊敬の的であり、かつ信頼されていなければならない。
2) 本人の事業または専門職務においてその経営力が示されている、職業上令名ある人物でなければならない。
3) ロータリーの仕事を遂行するのに必要な時間を提供できるように、自己の事業または専門職務をうまく編成しなければならない。
4) 本人並びにその近親者の品行が非難の余地のないものでなければならない。
5) ロータリーとその目的、綱領および規則をよく心得ており、RIに対して忠実であることが認められているロータリアンでなければならない。
6) ロータリーのあらゆる面において信服させうる方法で論じることができ、情報を明確に伝達できなければならない。

任務

ガバナーは理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行うその地区におけるRIの役員である。ガバナーは地区内クラブを指導し監督するに当たってロータリーの綱領を推進する任務を課せられている。ガバナーは地区やクラブのリーダーと相談の上、地区リーダーシップ・プランに参加することを奨励すべきである。さらにガバナーは、効果的なクラブを育成するために、元、現任および次期地区指導者と協力して、地区内に継続性を確保するものとする。ガバナーは、地区内において次の事項の責務を負うものとする。

1) 新クラブ結成。

2) 既存クラブの強化助成。
3) 地区指導者およびクラブ会長と協力し、地区内各クラブのために現実的な会員増強目標を設定して、会員増強を推進すること。
4) プログラムへの参加および金銭的な寄付を通じて、ロータリー財団を支援すること。
5) クラブ間およびクラブとRIの間の良好な関係を促進すること。
6) 地区大会を計画・主宰すること。会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会の計画・準備に当たるガバナー・エレクトに協力すること。
7) ガバナーの出席をできる限り効果的にするよう年度を通じ実施される、個別のまたは数クラブ合同例会へ、公式訪問をする準備に当たること。その目的は、
   a) ロータリーの主要問題に焦点を当て関心をもたせる。
   b) 弱体および問題のあるクラブに特別な関心を払う。
   c) ロータリアンの意欲をかきたて奉仕活動に参加させる。
   d) 地区大会において顕著な貢献をしたロータリアン個人を表彰する。
8) 地区内の各クラブの会長、幹事に対して月信を発行すること。
9) 会長またはRI理事会の要請があれば、速やかにRIに報告を提出すること。
10) ガバナー・エレクトに対して、国際協議会の前に地区内のクラブの状況について詳細な情報を提供し、併せてクラブ強化策の勧告案を提供すること。
11) 地区における指名および選挙が、RI定款、細則および既定のRIの方針に則って確実に実施されるよう計らうこと。
12) 地区で保存すべき文書をガバナー・エレクトに引き継ぐこと。
13) 地区におけるRI役員としての職責に属するその他の任務を遂行すること（RI細則15.090.）。

しかしながら、グレート・ブリテンおよびアイルランドにおいては、ガバナーの任務は、審議会の指図の下に、RIBI定款並びに細則に則り、当該地域の伝統的慣行に従って遂行されるものとする。また、会長あるいはRI理事会から要請があった場合、速やかにRIへ報告をし、そして地区におけるRI役員としての責任に属するその他の任務を遂行しなければならない（RI細則15.100.）。

このほか、ガバナーは、次のことを遂行すべきものと考えられている。

1) ロータリアン誌、承認され指定されたロータリー地域雑誌、ロータリー・ワールド、その他RI事務局から発行されるすべての公報、文献類、および地区内各クラブの出版物などを読む。
2) 各クラブに対し、少なくとも毎年1回は都市連合会に参加するよう奨励する。
3) 国際大会への出席を勧奨する。
4) 必要があれば、クラブ会長と幹事のいずれかまたは両者の特別会議を開催する。
5) 毎月地区内クラブの出席報告の摘要を作成し、この報告を事務総長に送付する。

ガバナー・エレクト（GOVERNOR-ELECT）

ガバナー・エレクトの国際協議会出席 (Attendance of Governor-elect at International Assembly)

ガバナー・エレクトは国際協議会に出席することを義務とされる。各ガバナーが、その地区におけるRIの代表者として効果的に行動し、かつRIの役員としてガバナーに期待されている地区内クラブの指導、指揮および助言を行おうとするには、国際協議会に参加することから得られる基本的経験と訓練が不可欠である。

各ガバナーは、ガバナー候補者全員および地区内の全クラブに対し、次のことを強調すべきである。ガバナー・エレクトはガバナーとして必要な準備をするため国際協議会に出席しなければならない。また、候補者が国際協議会にその全期間出席できかつ実際出席するのでなければ指名は承認されない（ロータリー章典19.040.1.）。

理由のいかんにかかわらず、ガバナー・エレクトが国際協議会に出席することができない場合は、エレクトおよび地区内クラブおよびRIに対し公平に考え、その人は、国際協議会に全期間出席できかつ事実出席する被指名者の選択ができるようにするため、直ちにその指名を辞退することが期待されている。

ガバナーまたはガバナー・エレクト職の空席を補充するに当たって、RIは次の活動を提供する。

1) 国際協議会前に2回目の就任が決まった元ガバナーは、RIの費用で国際協議会に出席するよう要請される。
2) 国際協議会から9月1日までのあいだにガバナー職の空席を補充するために選出された元ガバナーは、RIの費用で、国際ロータリー日本事務局において1日ないし2日間、強化研修を受けるものとする（ロータリー章典58.070.3.）。

ガバナー・エレクト研修セミナー（GETS）への出席（Attendance at Governors-elect Training Seminars — GETS）

ガバナー・エレクトはガバナー・エレクト研修セミナー（GETS）に出席することが義務とされる（ロータリー章典19.040.4.）。RI理事会は、ゾーンレベルでロータリー・ゾーン研究会に合わせて、2日間のガバナー・エレクト研修セミナーを開催することを採択した。この研修セミナーは、RI理事会と管理委員会で承認された議題をまとめて検討するものである（ロータリー章典19.040.3.）。この研修に関する詳細は、本章の「会合」に掲載されている。

その他の準備（Other Preparation）

ガバナーに就任する年度の前年度にガバナー・エレクトは、

1) ガバナーから、その地区の各種委員会または地区組織に関し、特別の任務が与えられる。
2) ガバナー・エレクトを参加者として指定していないすべての地区会合にオブザーバーとして出席するよう、ガバナーから要請される。
3) 地区大会のプログラムにどのような任務で参加するかをガバナーによって考慮される（ロータリー章典19.040.9.）。

ガバナーは、ガバナー・エレクトのオリエンテーション、教育を行い、さらに職務に対する意欲を刺激するという責務を負わなければならない。そしてそのために元ガバナーおよびロータリー・ゾーン研究会等の会合を活用すべきである。

活動（ACTIVITIES）

多地区合同奉仕活動（Multidistrict Service Activities）

2地区またはそれ以上の地区のクラブが参加する、奉仕活動およびプロジェクトが奨励されている。このような多地区合同奉仕活動およびプロジェクトは、

1) クラブ・レベルでロータリーのプログラムを推進するというクラブ本来の活動の規模や有効性を妨げたり、損なうようなものであってはならない。クラブやロータリアンの力量の範囲内の規模および性格でなければならない。
2) 関係地区の各ガバナーがまずこのような合同活動に賛成したうえ、それぞれの地区のクラブの3分の2の承認があって初めて着手するものとする。
3) 関係ガバナーの直接監督下にあるものとする。このような活動のために募金も

しくは徴収した全資金の保管は、たとえ関係地区のロータリアンから成る委員会が設置され、このような資金の管理を援助するとしても、関係ガバナーの責務とする。

4) 関係ガバナーが、理事会を代行する事務総長の承認を事前に合同で得てから着手するものとする。
5) ロータリー・クラブおよび/またはロータリアンの参加は任意とする。クラブまたは個々のロータリアンの参加費用が必要としても最小限にとどめ、人頭分担金または賦課金その他といった形で強制してはならないし、またそのようにほのめかしてもならない。
6) 地区内のすべての多地区合同活動の詳細を、ガバナーを通じて「RIへの報告」に記載するものとする。
7) 関係ガバナーの承認を先に得たのでなければ、クラブにいかなる文書も配布してはならない（ロータリー章典16.010.）。

一つの地区が「援助提供者」となり、もう一つの地区が「援助受領者」となる世界社会奉仕活動において地区が協力しているプロジェクトについては、この方針は適用されない。

単一ロータリー年度を超える多地区合同活動を始めようとする地区のガバナーは、RI多地区合同方針に従って運営指針を考案し、事務総長の承認を得なければならない。ガバナー・エレクトは、就任前に、このような指針の年次審査を行うものとする。多地区合同活動に携わるガバナーは、この活動またはプロジェクトに対して、責任をもって、他地区合同活動の監査報告が作成されるようにしなければならない。この報告は、次の地区大会に提出され、正式に採択されなければならない。事務総長には写しを送る。

多地区合同奉仕活動またはプロジェクトへの参加に終止符を打とうとする参加地区は、地区内のクラブの3分の2の承認を得なければならない。ガバナーは、その終結の60日前までに、その決定を、事務総長と他の関係がバナーに通知するものとする（ロータリー章典16.010.）。

多地区合同運営組織（Multidistrict Administrative Organizations）

2つもしくはそれ以上の地区が、地区内のクラブを合同で運営することを望むような状況において、RI理事会は、複数の地区が合同でクラブ運営をすることを認識している。但し、次のような条件がある。

1) そのような運営が、クラブレベルでロータリーの活動を強化し、支援すること。
2) そのような運営がガバナー、もしくはRI組織規定に規定されている他のいかなるRI役員の責務をも侵害しないこと。
3)（合同運営が開始した年度の）関係する各地区のガバナーは、合同で運営を行う旨書面で合意し、その合意書には合同で運営する業務を個別に詳細に記述すること。
4) 各地区の3分の2のクラブが承認をしていること。
5)（そのような業務を提供する補佐として、現ガバナーは地区内で、ロータリアンの委員会を任命しても差し支えないが）それらの業務は関係する現ガバナーの監督下に置くこと。
6) そのような業務の経費を賄う地区資金に充当する目的で、人頭分担金に加算して賦課金を徴収してはならない。
7) そのような業務を賄う資金の管理は、関係現ガバナーの直接の監督下に置く。
8) 関係地区のガバナーは、合同でクラブ運営業務を行うことについて、事前に、RI理事会を代行する事務総長の認可を受ける。

9) 多地区合同運営組織に関する既存の理事会の指針に準拠しているという証拠を、3年毎に事務総長に提出するものとする。
10) 他地区との合同運営に参加する合意を停止することを望む場合は、先ず、地区内のクラブの3分の2の承認を確保し、その後合意の停止期日の少なくとも60日前に、事務総長と関係する他の地区のガバナーにその決定を通知する（ロータリー章典16.040.）。

地区とロータリー・クラブによる他団体との協力（District and Rotary Club Cooperation with Other Organizations）

地区とロータリー・クラブは、次のことを定めたプロジェクトと活動において、他団体を支援し、他団体と協力することができる。

1) ロータリーの理想と目的に沿って着手すること。
2) 関係クラブまたは地区内の会員がこの協力活動を承認していること。
3) 活動の継続期間中クラブ会長またはガバナーの任命したロータリー委員会が直接協力し、責任を負うこと。毎年見直すこと。
4) 独立した組織体としてのクラブまたは地区の自主性を保持すること。
5) ロータリーとその奉仕活動を一般の人々に知らせるために、協力という性格の範囲内で、クラブまたは地区が適切な形で認められること。
6) クラブまたは地区と協力団体とが合同プロジェクトの性格を一般の人々に伝達するという共同責任を負うこと。
7) クラブまたは地区は、合同プロジェクト参加に当たって継続的義務を引き受けないこと。
8) クラブまたは地区は、他団体への継続的財政義務を引き受けないで、地区内のロータリー・クラブに対して、地区大会その他の適切な手段により、このようなプロジェクトまたは活動への継続的支援を検討し、決定を下せるような機会を提供すること。
9) クラブまたは地区は、協力団体のメンバーとならないこと。
10) クラブまたは地区がそのような活動を始めたり、あるいは協力活動の合意を結んだりすることにより、RIがその活動あるいは協力の合意に拘束されたり、責任を負うようなことは一切ない。
11) クラブと地区は、他団体にクラブ名簿またはロータリアン名簿を提供したり、他団体に資料を配布したりしないこと（ロータリー章典 11.050.2.）。

RI理事会は、クラブ、地区、その他ロータリーが、スポンサーとして、また提携協力関係を結ぶ際に慎重に対処してきた。ロータリー章典33.010.11. 項に規定されるような、地区、クラブ、その他ロータリーが適用すべき指針を開発してきたこともそれに含まれる。理事会の指針は、このような場合にロータリー標章を使用する際の基準を、第17章の「ロータリー標章の使用と保護」において指示している。

管理（ADMINISTRATION）

ガバナーの記録および書類（Records and Files of Governor）

退任するガバナーは、ガバナー・エレクトに対し、地区内ロータリーに最も貢献できるような方法でガバナーの任務を遂行するのに役立つ情報をすべて引き渡すよう期待されている。退任するガバナーは、代々相伝の地区記録を全部ガバナー・エレクトに引き渡すものとする（ロータリー章典17.040.）。

RIへのガバナーの報告（Governor's Report to RI）

ガバナーは、ロータリー年度の第2半期中にRIに一般報告を提出しなければならな

い。その報告には、RIがクラブと将来のガバナーへの業務を向上させるのに役立つような情報を含める。この報告書式は、ガバナーに奉仕するクラブおよび地区管理担当職員が提供する（ロータリー章典17.040.1.）。

ガバナー月信（Governor's Monthly Letter）

地区内のクラブ会長と幹事それぞれに月信を発行するのは、ガバナーの任務である（RI細則15.090.）。月信は、地区内クラブのその月の会員数と出席報告など、特に関心も高く重要な事項を直接、公式に伝達するものである（ロータリー章典17.040.4.）。ガバナーは適切であれば、その月信第1号に、ロータリーのウェブサイト（www.rotary.org）に関する情報と、日本語版で入手可能なロータリー出版物を紹介するよう要請されている。ガバナーが月信でクラブ会員数の増減を報告するときは、前月の報告との比較増減の代わりに、またはそれに加えて、当該ロータリー年度の7月1日以降の会員の増減を示す数字を入れるよう勧奨する。

公式訪問（The Official Visit）

ガバナー公式訪問は、ガバナー自身が地区内の各ロータリー・クラブを以下のような目的をもって訪問するものと定義されている。

- 重要なロータリーの問題に主眼を置き関心をもたせる。
- 弱体あるいは問題のあるクラブに特別な関心を払う。
- ロータリアンに意欲を起こさせ奉仕活動に参加させる。
- 個人として地区内において顕著な寄付をしたロータリアンを表彰する(RI細則15.090.)。

ガバナーの公式訪問は、加盟認証状伝達式、入会式、新会員オリエンテーション・プログラム、表彰式、特別プログラム、ロータリー財団行事あるいは都市連合会合など、ガバナー出席の効果が最も上がるような時に行うものとする。多クラブ合同、あるいは都市連合会合においては、ホスト・クラブに限らず、全参加クラブを挙げての出席を強調すべきである（ロータリー章典 17.020.4.）。

クラブ訪問報告用紙（Memo of Club Visit）

クラブ訪問報告用紙は、ガバナー補佐によって記入された情報と地区ガバナーによって詳述された地区の各ロータリー・クラブの効果的な機能とをまとめたものである。ガバナーは、就任年度の6月1日までに、報告書を担当クラブおよび地区管理担当者に提出しなければならない。

地区リーダーシップ・プラン（DLP）（District Leadership Plan (DLP)）

すべての地区は、理事会が概要をまとめた地区リーダーシップ・プラン（DLP）の構成に準拠して、リーダーシップ・プランを確立するよう要請される（ロータリー章典17.020.1.から 17.020.3.まで）。

義務付けられているDLPの構成は次のようなものである。

1)「ガバナー補佐」、「地区研修リーダー」、「各種地区委員会」といった共通の用語
2) ガバナー補佐、地区研修リーダー、地区委員会委員の明確な責務
3) 地区内の指導力の継続を確実にする地区委員会
4) ガバナーが委任することのできない任務や責務を明確に記述したもの

DLPは地区レベル、クラブ・レベルで、ロータリーを強化する構想で、クラブへの支援をより迅速に、より綿密にし、より多くの地区指導者を練達に導き、地区ガバナーの候補者の裾野を広げ、財団や地区活動への参加を活性化し、100以上のクラブを

効果的に運営する能力をつけ、地区内でよりよく意思疎通を図る意図をもつものである（ロータリー章典17.020.）。

ガバナー補佐の任務

全ガバナーは、地区レベルでの任務を遂行し、担当クラブの管理運営に関してガバナーを補佐する責任を負う「ガバナー補佐」を任命するものとする。

ガバナー補佐は地区の任命者である。ガバナー補佐はRIの役員ではない。ガバナー補佐は、現職ガバナーによって毎年任命されるものとし、地区指導者の継続性を図るため1年任期を3期まで務めることはできるが、それ以上であってはならない。元地区ガバナーをガバナー補佐に任命しないことを勧める（ロータリー章典17.020.2.）。

全ガバナー補佐は、担当のクラブに対して、次のような補佐業務を行う責任がある。

- ロータリー年度の開始前に次期クラブ会長と会合を持ち、クラブの目標について討議し、「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」および「機能の喪失」を検討する（本要覧の第1章を参照のこと）。
- ガバナーの公式訪問に際して開かれる各クラブ協議会に出席する。
- 各クラブを定期的に訪問する。望ましくは1カ月に一度で、最低でもロータリー年度の各四半期に1度は訪問し、クラブ会長やクラブの指導者たちに会い、クラブの業務およびクラブが利用できる資料、資源について話し合う。
- クラブの指導者たちがガバナーの公式訪問のための予定を調整し、計画を立てるに当たって助力する。
- ガバナーが常に、クラブの活動の進捗に通じているよう計り、ロータリーの発展を促し、助言をし、問題があれば対応するための助言をする。
- クラブが、ガバナーの要請や推奨事項を完全に実行するよう奨励する。
- 各クラブの奉仕プロジェクトに関する活動状況を監督する。
- 将来、地区指導者となる人材を見出し、育成を奨励する（ロータリー章典17.020.2.）。

このような責務を十分に果たすためにも、ガバナー補佐には次のようなことが求められる。

- 地区チーム研修セミナーに出席する。
- 会長エレクト研修セミナー（PETS）および地区協議会に出席する。
- 地区委員会の選考に関して次期ガバナーに助言をする。
- 地区大会およびその他の地区会合に出席し、これらへの出席を積極的に推進する。
- ロータリー財団プログラム、年次および特別寄付行事に参加し、また必要に応じてその他の特別な任務を遂行する（ロータリー章典17.020.2.）。

ガバナー補佐の選考基準

ガバナー補佐の選考における最低基準は以下のことを含む。

- 少なくとも3年間、名誉会員以外の会員身分で地区内クラブに所属している瑕疵なき会員
- クラブ会長を全期、務めたことのある者
- ガバナー補佐の責務を受諾する意思と能力
- 地区レベルで卓越した業績を上げていること
- 将来の地区指導者として有望であること（ロータリー章典17.020.2.）

ガバナー補佐の役割と責務に関する詳細は、「ガバナー補佐研修の手引き」（244）に記載されている。

地区委員会

地区委員会は、ガバナー補佐の助言を得てガバナーが公式に設定する地区目標を実行することを託されている。委員会は以下のような現行の運営を機能させるために任命されるものとする。

- 研修
- 会員増強
- 拡大
- 財務
- 現行の地区レベルのプログラム、例：青少年交換、ローターアクトなど
- 広報
- 地区大会
- ロータリー財団
- RI 国際大会推進

これらの委員会の個別の目的、責務、補足的資格条件、補足研修要件などは、ロータリー章典第17.020.3.項に記載されている。

地区委員会が追加して任命されるのは、ガバナーおよび地区指導チームが認めた特別の任務を遂行する場合のみである（ロータリー章典 17.020.3.）。

委員会構成

委員会が効果的であるためには、指導者に継続性がなければならない。はじめにガバナーは、各地区委員会に、最低3人の委員を任命するものとする。その内それぞれ少なくとも1人は1年の任期を務め、1人は2年の任期を務め、1人は3年の任期を務めるものとする。以後、年々任務に就くガバナーが、空席を埋めるために、3年の任期を務めるロータリアンを少なくとも1人任命するものとする。各年度、ガバナーは各委員会の委員の1人を委員長に任命する（ロータリー章典17.020.3.）。

委員会の委員の資格

地区委員会委員に任命されるための推奨最低限資格は、名誉会員以外の会員身分で地区内クラブに所属している瑕疵なき会員である。

更に、委員長にはパスト・ガバナー、パスト・ガバナー補佐、もしくは有能な元地区委員会委員を選ぶよう推奨される（ロータリー章典17.020.3.）。

必要とされる研修

地区委員会委員長および委員は、地区チーム研修セミナーやその他の適切と思われる地区会合に出席するものとする（ロータリー章典17.020.3.）。

RI、ロータリー財団、会長による被任命者との関係

地区委員会委員は、関連のあるRI委員会およびロータリー財団委員会もしくは、実行グループ、並びにRI会長または管理委員会委員長によって任命されたロータリアンと協力し、地区レベル、クラブレベルにおいて、個別のRIプログラムや財団プログラムの活動を円滑に運ぶよう計らうべきである（ロータリー章典17.020.3.）。

報告要件

地区委員会は、ガバナーに対して定期的に委員会の活動状況を報告するものとする。地区委員会は、成功した活動をRIに報告するものとする。そのような報告は、RIの出版物やRIのウェブサイト（www.rotary.org）に掲載される可能性もある（ロータリー章典17.020.3.）。

地区委員会の役割と責務に関する詳細は、「地区委員会の手引き」（249-JA）および委員会の特定の関心に関連したその他の出版物に掲載されている。地区リーダーシップ・プランに関する詳細は、ロータリー章典第17.020.1. 項に掲載されている。

研修委員会

ガバナーは、ガバナー・エレクトの推薦に基づいて、地区研修委員会の委員長を務める地区研修リーダーを毎年任命しなければならない。地区研修リーダーは、研修委員会の委員長を務め、必要に応じて研修会合や行事の責務を割り当てる。委員会は、ガバナーおよびガバナー・エレクトを補佐して、クラブや地区指導者の研修に当たる責任がある（ロータリー章典17.020.3.)。

資格

研修または教育に携わる者が優先されるべきである。

任務および責務

a) 委員会は、各会合の招集者に対して責任を負うという点を明確に理解していること。
b) 委員会は、ガバナー・エレクトと協力し、現ロータリー年度、地区内における以下の研修の必要性に対応しなければならない。
   1) PETS
   2) 地区協議会
   3) 地区チーム研修セミナー（ガバナー補佐の研修を含む）
c) 委員会は、ガバナーと協力し、現ロータリー年度、地区内における以下の研修の必要性に対応しなければならない。
   1) 地区指導者育成セミナー
   2) ローターアクト指導者育成研修
   3) 適宜、地区内におけるその他の研修会
d) 委員会は、また、地区ロータリー財団セミナーおよび地区会員増強セミナーへの二次的な責任を持つことがある。これらの会合の第一責任は、他の地区委員会が負う。研修委員会は、研修に関連した問題に取り組んでもよい。
e) 会合の招集者の指示に基づき、委員会は以下に挙げる事項の1つもしくはそれ以上に責任を持つ。
   1) プログラム内容（理事会推奨のカリキュラムに準拠する）
   2) 研修会を実施する
   3) 講演者やその他のボランティアを見つける
   4) 研修リーダーとしての準備や心構えを整えさせる
   5) プログラム評価
   6) 諸準備
f) 地区が多地区合同PETSの一部である場合、ガバナー・エレクトが、多地区合同PETSの指針と手続に準拠して、研修を開発しPETSにおいてその研修を実施する個人を選ぶ。この個人は、委員会の委員でなければならない（ロータリー章典17.020.3.）。

会員増強委員会（Membership Development Committee）

ガバナーは、次のことを行う地区会員増強委員会を設置するよう要請されている。

1) ガバナーおよび地区研修リーダーと相談のうえ、地区会員増強セミナーを立案、推進、実施する。

2) 地区が会員増強目標を達成できるよう、ガバナーおよびクラブ指導者と協力する。
3) 地区規模の会員増強活動を調整する。
4) RIまたは会長による会員増強表彰プログラムに参加するようクラブを奨励する。
5) 会員増強を支援する活動を調整するために、地区拡大委員会や地区広報委員会などの他の地区委員会との連絡を絶やさないようにする。
6) 委員会の委員をすべてのクラブに明らかにし、これらの委員から援助が受けられることを知らせる。
7) 効果的な会員の勧誘計画を立て、それを実施するようクラブを奨励する。
8) 責務を遂行するためにクラブ会員増強委員長を支援する。
9) クラブを訪問し、成功する会員増強活動に関して話をし、それらの活動に関する情報を与える。
10) 各クラブ委員会が「会員増強・退会防止の手引き」を必ず備えるようにする（ロータリー章典17.020.3.）。

会員数の最小限（Minimum Number of Members）

ロータリー年度の最初の月にロータリー・クラブが会員数20名未満と報告した場合、ガバナーは同クラブと連絡して会員数減少の理由を確認し、どのような再建措置が講じられているかを確認するものとする（ロータリー章典2.010.2.）。

地区と法人設立（Districts and Incorporation）

地区の法人化は1938年以来RI理事会によってはっきりと否認されてきた（ロータリー章典17.010.4.）。地区規模の活動の法人化は特に否認されてはいない。多地区合同活動の法人化を承認する既存の方針は、地区規模の活動を法人化してもよい、と示唆するものである（ロータリー章典16.050.）。

拡大（EXTENSION）

各ガバナーは、RI理事会の全般的監督下に地区内における新クラブの結成を監督する特別な任務を託されている。ガバナーは、新クラブを結成する際の具体的な手続について、「新クラブを結成する」（808-JA）を参照すべきである。

クラブは、ロータリーのプログラムを推進し、ロータリーの綱領を実現する媒体である。従って、ロータリーが広大な影響力を最も発揮できるように、クラブの保持が成功しうると無理なく見込むことのできる場合は、どこでも、いつでも世界中に新クラブを進んで設立すべきである。各ロータリー・クラブは、既存あるいは新しい地区の一部であるものとする（ロータリー章典18.070.7）。RI理事会による明確な事前の承認なしに、非ロータリー国へロータリーを正式に拡大しない（ロータリー章典18.050.1）。現在、ロータリー・クラブの存在しない国にロータリー・クラブを設立する前に、地区ガバナーはロータリーの拡大委員会に相談しなければならない。この手続きは、政府と交渉を始めるための活動が調整され、RI理事会によって全般的に監督されていることを確認するものである。

拡大の指針に関する詳細は、「新クラブを結成する」（808-JA）を参照のこと。

将来クラブを結成するのに有望な地域（Prospective Localities for Clubs）

ロータリーの職業分類の原則の下に、少なくとも20名の会員を有するクラブとして成功を収めるには最低40の職業分類が必要であるが、それだけの数の、一般に認められた有益な事業または専門職務の持ち主、共同経営者、法人役員または支配人で

ある善良な人がいる地域で、まだクラブが結成されていない地域は、クラブの結成に有望な地域であると考えてよいだろう。

一つ以上の既存クラブ所在地域を同じくする新クラブの結成を考慮する場合、最小限40の職業分類がなければならない。新クラブはこの40の職業分類から既存クラブとかち合うことなく、適格の会員を入会させることができるであろう。

新クラブの創立会員は20名を最小限とする（ロータリー章典18.080.6.）。ある地域が、クラブをうまく持続していくことができそうだと考えられる場合、できるだけ早くクラブを結成すべきである。ロータリーを欲する気持ちを地域に作り出すのがロータリアンの義務である。ロータリーを拡大しているロータリアンは、与えることを求めているのであって、何かを得ようとしているのではない。しかし、僻地でクラブを結成する場合、その地域の住民からクラブ設立の明確な要望が出されるまで、クラブ結成を待つものとする（ロータリー章典18.070.1.）。

調査（Surveys）

ガバナーは、まだクラブを有しない地域の調査を行うよう要請することが望まれる。そして、立派なクラブを結成できるかどうか決定する。もしクラブがその年度中に結成されない場合は、その調査記録は、後任のガバナーに引き継ぐものとする。拡大のための調査を行い、ガバナーの承認を得てから、結成活動に着手しなければならない。

クラブの結成に取りかかる前に、地域が新クラブを支持できるかどうか確かめるために、ガバナーもしくはガバナー補佐が有望な地域を訪れなければならない。人口5,000人未満の地域の場合は特にそうである。新クラブが結成できると思われる場合でも、ガバナーは、会員候補者を募る前に、既存のクラブがスポンサーすることを確認するため、「新クラブ結成調査用紙」と「新クラブ提唱書式」の各項に漏れなく記入し、署名のうえ事務総長に提出しなければならない（ロータリー章典18.080.3.）。

クラブの所在地域（Locality of a Club）

各クラブは、ある一定の場所（地域）に結成されなければならない。クラブの所在地域の詳細については、第1章「ロータリー・クラブ」を参照のこと。

特別代表（Special Representatives）

ガバナーは、新クラブの結成のために、スポンサー・クラブから十分事情を心得ているロータリアンを1名「特別代表」に任命すべきである（ロータリー章典18.060.1.）

このガバナーの代表はもちろんロータリーの理想に精通していなければならないし、この理想を説明することができ、自己のロータリーへの熱情を人に伝える力がなければならない。特別代表は、ロータリー・クラブの組織と機能について実際に役立つ十分な知識をもつことも必要であるし、この仕事をするのに必要な時間を捧げることのできる人でなければならない。特別代表は、クラブの結成に至るまでの細目についてガバナーを代表して事を行う権限を有している。時には（常にとは限らないが）、最終の結成会合にガバナーに代わって出席するようガバナーから要請されることもある。できれば、加盟認証状はガバナーが自ら伝達すべきである。

ガバナーは退任に際して、ガバナー・エレクトに自分の任命した特別代表のリストを引き渡すべきである。これらの代表は新ガバナーが就任後30日以内にその任命を更新しない限り自動的にその任を終わるものとする。

スポンサー・クラブ（Sponsor Clubs）

特別代表の所属クラブが新クラブの「スポンサー」となるのが普通である。スポンサー・クラブは次の責務を負う。

- 特別代表が、新クラブを立派に結成できるよう、その計画と遂行を援助すること。
- 新クラブの初期のプログラム。
- ロータリー運動の１単位として、発展し始めた新クラブを指導すること。

スポンサー・クラブは少なくとも２５名の会員を有し（ロータリー章典18.080.8.）、釣り合いのとれたロータリー奉仕プログラムを実施していなければならない。RI加盟直後の少なくとも１年間、新クラブを援助することが要請されている。

仮クラブ（Provisional Club）

地区ガバナーは、毎週定期的に会合し、標準ロータリー・クラブ定款を支持するクラブ役員を選出したボランティアの結成集団に「仮ロータリー・クラブ」という名称を与える。この指定により仮クラブは、その例会を訪れて出席するロータリアンにメークアップを認める資格ができる。

毎週の会合（Weekly Meetings）

仮クラブは標準ロータリー定款の規定に従い毎週定期的に会合を開くように定めなければならない。クラブの結成または結成監督の責務を負うRI代表者は、毎週例会を開くことに同意しないクラブはRIに加盟できないということを知っていなければならない（ロータリー章典18.080.）。

クラブの名称（Name of Club）

クラブの名称は、そのクラブの所在地域（ロータリー章典3.010.および18.080.4.）と奉仕の対象となる地域を示すことになっている。その名称は、その地域の地図を見れば、容易に所在地が分かるようなものとする。その地域をよく知らない人でも、大体の位置が把握できるようでなければならない。一つの地域に2つ以上のクラブがある場合、アディショナル・クラブは、他のクラブと区別できるように、地域の名称のほかに、何か他の字句を付け加えるものとする。クラブの名称に都市名を使う場合、クラブはその所在地域の表示において、都市の行政区域の全部もしくは一部を明確に含んでいなければならない。クラブの名称が適切かどうかは事務総長が決定する。事務総長は、新クラブの名称または既存クラブの名称変更が近隣クラブの異議または不必要な混同を招く恐れがある場合、この名称を否認する権限を有する。このような決定について、事務総長は会長へ報告するものとする（ロータリー章典18.080.4.）。

創立会員（Charter Membership）

20名以上の創立会員名を記載した申し分のない名簿を提出しなければならない（ロータリー章典18.080.6.）。ガバナーは、全てのクラブに男女両方の会員を有するよう務めて推進する。

クラブの加盟申請書の一部としてRI理事会に提出された会員名簿は、クラブの創立会員全員の名簿とみなされる。申請に関するRI理事会の決定が行われるまでは、この名簿に載っている以外に新たに会員を入会させることはできない。

入会金および会費（Fees and Dues）

米国およびカナダにあるクラブで、少なくとも米貨25ドルの入会金、米貨40ドル

の年会費を徴収しないクラブは、RI理事会がその加盟を認めない。その他の国々では、ガバナーが、米国およびカナダの新クラブに対してRI理事会が決定した金額に等しい購買力のある金額によって新クラブの入会金および年会費を定めるものとする（ロータリー章典 9.010.1.）。

加盟金（Admission Fee）

RIに加盟するためには、仮クラブは、RI理事会の随時定める加盟金を申請書に添えて提出するものとする（RI細則2.010.）。加盟金は現在創立会員1人に付き米貨15ドルである（ロータリー章典18.080.14.）。

クラブの加盟認証状（Club Charter）

クラブがRIに加盟を認められたときには、会長（ロータリー章典18.080.10.）および地区ガバナーの署名のある加盟認証状が世界本部からそのクラブへ発行される。この加盟認証状は大切に保存しなければならない。なるべく額にいれてクラブ事務所か例会場あるいは幹事の事業所の目につきやすい場所に掲げておくのがよい。RI理事会によって加盟を許された日からクラブはRIにおける公式の構成単位クラブとなるのであって、これは認証状が伝達された日とは関係がない。

新クラブのプログラム（Programs for New Clubs）

ガバナーまたはクラブ結成者は、新クラブの最初の8週間ないし10週間までの例会プログラムを提供する責務がある。これは、誕生間もないクラブの世話をするスポンサー・クラブの義務を免除するものではない。このような例は、ロータリーがまだしっかりと根を下ろしていない国のクラブに特に当てはまる。

アディショナル・クラブ（Additional Clubs）

ロータリー世界の人口変動の結果、大都市中心部に著しく人口が集中することとなった。そのような地にアディショナル・クラブを結成することが賢明であることは、そのようにして結成されたアディショナル・クラブの活力と成功によって、また、スポンサーとなったクラブのさまざまな面に、ひいては、ロータリー全体の発展に、数々のプラス面をもたらしたことによって、実証されている。

ガバナーは、ロータリーの職業分類制度の下に少なくとも25名の会員をもつ強力かつ活動的なクラブとして永続しうる場合は、必ず、大都市にアディショナル・クラブを結成することを奨励すべきである。

原則としては、会員数が25名以下の既存のロータリー・クラブの所在地域内にアディショナル・クラブを結成することは、余り望ましくないとみなされる（ロータリー章典18.070.3.）。

他の奉仕クラブのある地域（Localities with Other Service Clubs）

ある地域にロータリー・クラブを結成しようとする試みがうまくいかない場合の主要な原因として、既にその土地に奉仕クラブがあるという事実が挙げられる例がある。しかし地域に既に奉仕クラブが存在するということは、その地域がロータリー・クラブを保持できないということを決定する要因とはならない（ロータリー章典18.070.2.）。

RIへの加盟（Admission to Membership in RI）

申請書類が完備するよう注意を払うことは、ガバナー（ガバナーが結成グループの会合に欠席した場合は特別代表）の責務である。クラブが加盟を承認されると直

ちにガバナーに通知が送られる。そして、ガバナーはクラブに対し、RI加盟が認められた旨を通知する。クラブに対して発行される加盟認証状は、RI理事会がRIの公式用語として認めている英語で書かれることになっている（ロータリー章典48.010.）。ガバナーもしくはその特別代表が加盟祝賀の特別会合において加盟認証状をクラブに伝達する。グレート・ブリテンおよびアイルランドのクラブに対する加盟認証状は、RIBIに送付され、その会長および幹事が署名したうえ、各クラブに伝達されることになっている。RI加盟が認められたときにクラブに加盟認証番号（Charter Numbers）を与える方式は、1951年７月１日をもって取り止められた。しかし、加盟に際して、クラブには、管理と会計のためのみに用いられる番号が無作為的に指定される。

新クラブへの激励（Encouragement to New Clubs）

新クラブのRI加盟については、地区内の近隣のクラブおよびRIの元役員にこの旨を通知するとともに、元役員および近隣クラブ会員の訪問は、新クラブへの激励になると伝えるべきである。

RI会員増強・拡大賞（RI Membership Development and Extension Award）

RI理事は、既存クラブの会員増強、現クラブ会員の退会防止、および新クラブの設立の奨励策を含む、RI会員増強および拡大賞プログラム（ロータリー章典43.070.）と呼ばれる年次賞を設置した。詳細は、第4章を参照のこと。

財務（FINANCES）

ガバナーの経費（Expenses of Governor）

RIから支払われる基本経費

ガバナーは、任期のはじめに、ガバナーが地区内において任務と責務を遂行するに当たって、妥当かつ必要な費用を支弁するための割当額を与えられる。その任務と責務には、組織規定と所定の方針に従い、就任の5カ月前までの期間中に行うことが義務付けられている任務が含まれる（ロータリー章典 68.030.3.）。

ガバナーの経費は、ガバナーに直接地元通貨で支払われる。無作為に行われる監査にはいつでも応じなければならない（ロータリー章典 68.030.4.）。

旅費は、地区内のクラブ数、旅行距離、運賃に基づいて見積もられる。RIは、地区内の旅行に対してガバナー個人にかかった費用だけを支弁する。但し、ガバナー・エレクトとして国際協議会に出席した費用は例外とする。ガバナーは、RI理事会の承認を事前に受けることなしに自己の割当額を超えて支出することはできない（ロータリー章典 68.030.1.）。

RIは、ガバナーの割当額とは別個に、新クラブ設立と加盟認証状を伝達するための費用もガバナーに支払う。この金額は、新ロータリー・クラブが支払う加盟金の50パーセントを上限とする（ロータリー章典18.060.2.）。

地区内のRI公式活動のほかに、ガバナーの参加出席を必要とする、または、望まれる特別なクラブ・地区活動や行事があることをRI理事会は認識している。しかし、RIの永年の方針によると、こういった追加活動に伴う費用は、ガバナーにかかる費用も含め、当のガバナー自身またはクラブ・地区側の負う責務とされてきた。

弁済を受けるにあたり、ガバナーは経費報告書および地区の前年度の財務報告の写しをRIに提出することが義務付けられている。地元の法的義務や監査規定要項により、ガバナーは追加の経費報告を提出しなければならない場合がある。グレート・ブリテンおよびアイルランドにおいては、ガバナーの任務遂行上生じた費用は、

グレート・ブリテンおよびアイルランド内RI加盟クラブがRIに納入した人頭分担金からRIBIに割り当てられてRIBIが保有している資金から、地域単位RIBIによって支払われる。

地区資金から支払われる追加経費

ガバナーとガバナー・エレクトは地区から地区の活動を要請されるが、このような責務や任務を遂行する際、地区は、RIの負担する費用とは別に、財政支援を提供するよう要請される（ロータリー章典 17.050.2.）。

地区資金の設立（Establishment of a District Fund）

RI細則15.060.1.項は、ロータリーの管理・開発のため地区資金を設ける手段について規定している。従って、次の事項を必ず守らなければならない。

1) 地区協議会または地区大会において、地区の予算を提出し地区資金負担金の承認を得ること。
2) 資金は一個人で管理しないこと。
3) 収支の財務監査報告を次の地区大会か地区協議会に、また、要望があれば、クラブにも提出すること（ロータリー章典17.050.）。

地区資金の運営管理

地区財務委員会は、人頭分担賦課金の額および地区の管理運営に必要な費用を検討、調査し、地区の資産を守り、地区協議会に向けて、地区の財務状況に関して年次報告を準備するものとする。同委員会は、ガバナーと協力して地区経費の予算を作成し、予算案を地区協議会の最低4週間前にクラブに提出し、地区協議会の次期クラブ会長の会議で承認を受けなければならない（ロータリー章典17.050.）。

地区賦課金の額は、地区協議会に出席した次期会長の4分の3または地区大会に出席して投票する選挙人の過半数の承認を得て決められるものとする。会長エレクトが標準ロータリー・クラブ定款の第9条第5節に従って地区協議会出席を免除されている場合は、会長エレクトの指定した代理が、会長エレクトに代わって投票する権利を有するものとする（RI細則15.060.2.）。

地区会計は同委員会の職権上の委員として務め、地区資金の収支を正確に記録するものとする。地区の名義で地区資金の銀行口座を開き、管理は、財務委員の1名と協力してガバナーが行うものとする。この委員は、できれば会計であることが望ましい。ガバナーは、ガバナーとしての年度終了後3カ月以内に地区内全クラブに対し、資格を備えた会計士による独立検査を受けた地区財務の年次財務表および報告書を提出しなければならない。この年次財務表および報告書の詳細は、次の項目を含むが、これらに限定されるものではない。

a) 地区のすべての資金源（RI、ロータリー財団、地区およびクラブ）。
b) 募金活動によって地区が得た、または地区に代わって得た資金。
c) ロータリー財団から受領した補助金、または地区が使用すべく指定したロータリー財団の資金。
d) すべての地区委員会の資金業務処理。
e) 地区による、または地区に代わってガバナーが行ったすべての資金業務処理。
f) 地区資金のすべての支出。
g) RIからガバナーが受け取ったすべての資金。

この年次財務諸表および報告書は、次の地区の会合に提出の上、討議に付され、採択されなければならない。この地区の会合は、地区内すべてのクラブから代表者が1名出席する権利があるものでなければならないし、また、地区の財務に関する明細報告書は会合に提出の上、討議に付され、採択されるということを30日前に予告し

た会合でなければならない。このような地区会合が開催されない場合、年次財務諸表および報告書は、次の地区大会に提出の上、討議に付され、採択されなければならない（RI細則15.060.4.）。

地区は地区大会における過半数の投票または郵便投票によって地区資金の他の運営方法を決定してもよい。但し、「地区資金の設立」で定めている条件を満たしていなければならない。地区の決定がなければ、地区資金の運営方法は、前述に定められている通りとする（ロータリー章典17.050.）。

資金を合同地区青少年交換などの特定の目的のために集めた地区では、経費予算を作成し、ガバナーと財務委員会に提出し、その承認を得るものとする。そしてこの資金も地区資金委員会から地区協議会または地区大会へ提出される会計報告に含まれるものとする。このような資金は別の銀行口座を設け、合同青少年交換委員長もしくは関係委員会委員長を署名者の1人とすることが望ましい（ロータリー章典17.050.）。

地区賦課金が、前述の推奨方式と同種の方式で設けられ、決められたなら、この賦課金の支払いは、地区内全クラブの義務である。この賦課金未払いが6カ月以上に及ぶという証明書類をガバナーから受理したRI理事会は、直ちに、未納中のクラブへのRI事務局のサービスを停止するものとする。但し、地区資金は、ここに規定する通り運営されていなければならない（RI細則15.060.3.）　。承認されていうる地区資金負担金の支払いを怠るクラブの加盟は、RI理事会においてこれを終結させることができる（RI細則3.030.1.）　。

地区のかける保険（Insurance for Districts）

米国およびその領土内の地区とクラブおよび所有物に対する一般責任保険は、RIを通じて提供される（ロータリー章典71.080.2.）。米国内における地区は、この他に理事と役員の責任保険に加入するよう奨励される。

会合（MEETINGS）

RI理事会は、次期指導者が責務を担うことに備えて受ける研修会を、次の順で行うよう承認した。

- ガバナー・エレクト研修セミナー （GETS）
- 国際協議会
- 地区チーム研修セミナー（ガバナー補佐の研修を含む）
- 会長エレクト研修セミナー （PETS）
- 地区協議会

RI理事会は、継続教育を推奨するため、地区レベルで行われる次の研修会を承認した。

- 地区指導者育成セミナー
- 地区会員増強セミナー
- 地区ロータリー財団セミナー

また、地区大会はすべてのロータリアンに情報を提供し、ロータリアンの士気を鼓舞する会合である。

ガバナー・エレクト研修セミナー（GETS）（Governors-elect Training Seminars）

ガバナー・エレクトを対象とした2日間の研修プログラムは、ロータリー・ゾーン研究会と併行して開かれ、下記の議題が討論される。

- 任務と責任

- 地区の組織構成
- 会員増強
- 効果的な指導者の育成
- ロータリー財団
- RIの管理運営要件（事務局の役割）
- 国際協議会の予備知識

ロータリー財団に関して討議するために推奨される最低限の時間は3時間で、そこでは次の3項目の議題が提示されるものとする。

1) ロータリー財団の基本（シェア・システムを含む）
2) ロータリー財団プログラム
3) 寄付増進（ロータリー章典19.040.3.）

詳細は、ロータリー章典19.040.を参照のこと。

国際協議会（International Assembly）

国際協議会は会期を6日間とし、ガバナー・エレクトの出席が義務付けられている研修会合である。議題には、成果溢れる奉仕プロジェクト、会員組織、ロータリー財団、RIの管理運営要件および会長の年次テーマおよび強調事件の発表が含まれる（ロータリー章典 58）。

地区チーム研修セミナー（District Team Training Seminars）

目的

2月に行われるこの1日研修セミナーの目的は、必要とされる技能や知識、および意欲を備えた地区の指導者チームを作り、以下のような事項において地区内のクラブを支援することである（ロータリー章典23.050.1.および23.050.4.）。

議題

地区チーム研修セミナーでは、次の議題を討議する。

- 年次テーマの提示
- 地区管理運営
- 役割と責務
- クラブと共に活動する
- 支援源 — どこにあり、それらをどのように使うか
- 年度計画
- コミュニケーション

参加者

地区チーム研修セミナーの参加者としては、ガバナー・エレクトにより、次ロータリー年度に、ガバナー補佐、地区委員会委員長および委員として任務に就くように任命されたロータリアンが含まれるものとする（ロータリー章典 23.050.2.）。

RIは、地区チーム研修セミナーを支援するために、進行役手引き、視覚資材および参加者のための手引きを含む標準研修課程を提供する。詳細は、「地区チーム研修セミナー指導者用手引き」（247-JA）、「ガバナー補佐研修の手引き」（244-JA）、「地区委員会の手引き」（249-JA）を参照のこと。

会長エレクト研修セミナー(PETS)（Presidents-elect Training Seminars (PETS)）

目的

会長エレクト研修セミナー（PETS）は3月中に開催される1日半のセミナーである（RI細則15.030.）。その目的は次期クラブ会長がその任務に備えて準備することである。

議題

PETSには、次の議題が含まれるものとする（ロータリー章典 23.030.3.）。

- 年次テーマの提示
- クラブ会長の役割と責務
- 目標の設定
- クラブ指導者を選任し準備させる
- クラブの管理運営
- 会員の勧誘とオリエンテーション
- 効果的な奉仕プロジェクト
- ロータリー財団
- 支援源 — どこにあり、それらをどのように使うか
- 年度計画

参加者

PETSへの参加者としては、ガバナー・エレクト、ガバナー補佐、地区研修リーダー、地区内の次期クラブ会長全員が含まれなければならない。次期クラブ会長の経費はクラブもしくは地区が負担することが推奨される（ロータリー章典23.030.4.）。

ガバナー補佐は、ガバナーを補佐して、自分たちが担当するクラブの会長エレクトがPETSに出席することを推進し、会長エレクト、ガバナー・エレクト、ガバナー補佐との間で、チームの団結を図るものとする（ロータリー章典23.030.4.）。

多地区合同PETS

多地区合同PETSを実施するガバナー・エレクトは、プログラムの中で、ガバナー補佐と共に、少なくとも3時間を、ガバナー・エレクトと当該地区の次期クラブ会長との会合に当てなければならない。ガバナー・エレクトは、最終プログラムを練り、承認し、研修リーダーを選任し、本会議での講演者を決め、またRI会長に対して、多地区合同のPETSプログラムを承認したこと、およびこの研修セミナーの実施に先立つ4カ月前までには、前述の必要条件を実行することを明らかにする書簡を提出する責任がある。多地区合同PETSの詳細は、ロータリー章典23.030.7.を参照のこと。

RIは、PETSを支援するために、進行役手引き、視覚資材および参加者のための手引きを含む標準研修課程を提供する。詳細は、「会長エレクト研修セミナー指導者用手引き」（243-JA）、「クラブ会長要覧」（222-JA）を参照のこと。

地区協議会（District Assembly）

目的

4月もしくは5月に開催される1日セミナーの目的は、ロータリー・クラブの次期指導者が任務に備えて準備するためのものである（RI細則15.020.）。

議題

地区協議会では、研修に参加する各グループに次の議題が含まれるものとする（ロータリー章典23.020.3.）。

- 役割と責務
- 指針となる原則―方針と手続き
- 各チームを選任し研修させる
- 行動計画を開発する
- 支援源
- 成功した事例の検討
- 実際に応用：計画を組み立てる
- 問題解決

参加者

地区協議会の参加者は、クラブ会長エレクトおよび、次ロータリー年度に指導的役割を果たすよう会長エレクトから任命されたロータリー・クラブ会員とする（ロータリー章典23.020.2.）。

地区協議会の日程

事情によって、もし地区大会が４月もしくは５月に開催されるならば、地区協議会と地区大会を連続した会合日程に開催する。但し、そのような日程において、地区大会は後半に行われるものとする。そのような連続会合は、各会合に定められている時間数を減らすことなく、また各会合の必須事項に配慮をして行わなければならない（ロータリー章典23.020.8.）。

RIは、地区協議会を支援するために、進行役手引き、視覚資材および参加者のための手引きを含む標準研修課程を提供する。「地区協議会指導者用手引き」（828-JA）、「クラブ会長要覧」（222-JA）、「クラブ幹事要覧」（229-JA）、および「クラブ委員長の手引き」（226-JA）を参照のこと。

地区指導者育成セミナー（District Leadership Seminar）

目的

地区指導者育成セミナー目的は、地区内のロータリアン・リーダーが、クラブ・レベルを超えてロータリーにおいて奉仕するために必要な能力と知識を開発し、意欲を持つよう育成することである。クラブ会長、もしくはクラブで3年以上、指導的役割を果たしてきたロータリアンで関心のある者は、このセミナーに参加できる。丸一日を充てたセミナーは、地区大会の直前もしくは直後に開催されるものとする（ロータリー章典23.040.）。

議題

地区指導者育成セミナーでは、次の議題を討議する。

- 地区リーダーシップ・プラン
- 指導力と意欲を起こさせる方法
- 国際奉仕的プロジェクトを作る
- 地区会合の計画
- 選択プログラム
- 地区内および地区を超えた機会

参加者

クラブ会長、もしくはクラブで３年以上、指導的役割を果たしてきたロータリアンで関心のある者は地区指導者育成セミナーに参加して差し支えない（ロータリー章典23.040.2.）。

推奨学習目的を含む地区指導者育成セミナーのプログラムに関する補足情報は、ロータリー章典23.040.3.項を参照のこと。

RIは、地区指導者育成セミナーを支援するため、視覚資料付の進行役手引きを提供する。詳細は、「地区指導者育成セミナー研修リーダー用手引き」（248-JA）を参照のこと。

地区会員増強セミナー（District Membership Seminar）

目的

この一日セミナーは、8月もしくは9月に開催されるものとする。地区会員増強セミナーの目的は、地区内のクラブが会員基盤を維持・増加できるよう支援するために、必要な技能、知識、および意欲を持つクラブや地区の指導者を育成するものである。関心あるロータリアンは、セミナーに参加できる（ロータリー章典23.060.）。

議題

地区会員増強セミナーでは、次の議題を討議する（ロータリー章典23.060.3.）。

- 会員増強の重要性の概観
- 退会防止
- 新会員の勧誘
- 新クラブの結成
- 役割と責務
- 支援源 — どこにあり、それらをどのように使うか

参加者

クラブ会長、クラブ・レベルの会員増強委員会委員、地区会員増強委員会委員、地区拡大委員会委員、ガバナー補佐およびその他関心あるロータリアンが、地区会員増強セミナーに参加するものとする（ロータリー章典23.060.2.）。

RIは、地区会員増強セミナーを支援するため、視覚資料付の進行役手引きを提供する。詳細は、「地区会員増強セミナー指導者用手引き」（242-JA）を参照のこと。

地区ロータリー財団セミナー（District Rotary Foundation Seminar）

目的

このセミナーの目的は、ロータリアンに財団プログラムについて学習してもらい、ロータリアンが財団に積極的に参加し、財団を擁護する意欲を掻き立てるためである。このセミナーは、クラブ・レベルでのロータリー財団に対する認識を深めるための主な手段である。地区ロータリー財団委員会がセミナーを主催し、ロータリー財団地域コーディネーターが支援する。セミナーの主な対象は、クラブ会長、クラブ財団委員会委員長、地区ガバナー、ガバナー・エレクトおよびガバナー補佐である。但し、地区内の全会員も出席が奨励されている。

地区財団セミナーは具体的に次の機会を提供する。

- 財団プログラムを支援し、それに参加するようロータリアンの意欲を起こさせる。

- 基本的な財団プログラムおよび方針を簡単に説明する。
- ロータリー財団プログラムや方針の改正事項をロータリアンに知らせ、来たる年度の目標を要約する。
- 財団へ多大な寄付をした地区内の個人やクラブを表彰する。
- 財団プログラムと活動に関する質問に答える。

議題

次の議題を地区財団セミナーに含む。

- 財団プログラム
- 財団目標の設定
- 毎年あなたも100ドルを
- 地区とクラブの組織：ロータリー財団委員会
- シェアを理解する
- 募金活動の基本要素
- あらゆるロータリアンに財団のメッセージを伝える
- 財団目標の達成
- 地区財団活動資金 （DDF）の活用
- ロータリー財団月間の活動

詳細は、地区ロータリー財団セミナーの手引き（438-JA）を参照のこと。

地区大会（District Conference）

ガバナーと地区内クラブ過半数の会長の合意によって定められる時および場所において、地区内ロータリアンの大会を毎年開催するものとする。地区大会の開催日程は、ロータリー・ゾーン研究会、地区協議会、国際協議会、または国際大会の日程と重なってはならない（RI細則15.040.1.）。 RI理事会は、地区大会を年度の前半に開催するよう奨励している。但し、大会は、その地区のゾーンのロータリー・ゾーン研究会と同じ日に予定を組んではならない。地区大会は国際大会の開催日の８日前以後、あるいは国際協議会の閉会日後８日経つまでの期間は開催してはならないこととする（ロータリー章典22.010.5.）。

目的

地区大会の目的は、朋友との交流、感銘深い講演と、地区内クラブやRI全般に関する問題の討議によって、ロータリーの綱領を推進することである。大会は、RI理事会から提出された特別な問題あるいは地区内で生じた問題について検討する。地区大会はロータリーのプログラムや地区およびクラブの成功した活動を発表する場であるべきである。大会でクラブ同士が交流し、対話することを奨励すべきである。地区大会は、地区内の会員基盤を維持し、増大させる機会となることを認識した上で、意気を高揚させるような形で、かつ親睦の雰囲気の中に情報を提示すべきである（ロータリー章典22.010.2.）。

地区大会は、規定審議会に立法案を提案できる（RI細則7.020.）。地区大会は、審議会が開かれる年度の２年前の年度に、規定審議会に送る代表議員を１名選出する（RI細則8.050.1.）。規定審議会に立法案を提案するクラブは必ず、地区大会もしくは郵便投票を通じてこの立法案に対する地区の承認をまず得なければならない（RI細則7.030.）。

地区大会の合同開催

RI理事会は、２つまたはそれ以上の地区が合同で大会を開催することを認可できる

（RI細則15.040.1.）。合同の地区大会を2年連続して開催することがないことを前提に、RI理事会は合同大会の開催を奨励する（ロータリー章典22.040.1.）。

大会の場所

地区は、できるだけ多くの参加者が出席でき、不必要な財政的負担を最小限に抑える場所で地区大会を開催するよう、奨励されている。地区内クラブの承認を得て、隣接地区か比較的近接している地区内を大会開催地とすることができる。そして、できる限り多くの出席者数といろいろな人が出席できる開催地を選択すべきである（ロータリー章典22.010.1.、 RI細則15.040.1.）。

地区大会の要件

地区大会は次のことを行わなければならない。

a) RI会長代理に、少なくとも２回は大会で講演する機会を用意する。この2回のうち1回は、配偶者を含める最多数の出席者を見込める大会会議で20-25分間主要な講演をすることである。これら2回の主要講演に加えて、大会の終わりにホスト地区に感謝の意を表することのできる機会を用意する。
b) 前ロータリー年度の監査済みの財務報告を討議し、採択する。
c) 規定審議会の2年前のロータリー年度の地区大会では、地区の規定審議会代表議員を選出する。
d) 地区大会の前に地区協議会で地区の賦課金が承認されていない場合は、承認する。
e) 適切であれば、RI理事の指名委員会委員を選任する（ロータリー章典22.020.1.）。

地区大会のための推奨事項

地区大会の開催に関し、次のことを推奨する。

- 会期は2日以下であってはならず、3日を超えないようにする。
- 多くの会員の参加を高めるため、討論グループを含める。
- ロータリーおよびロータリー財団に関する内容に重点をおいた均衡のとれたプログラムを含める。
- 地区の決議事項を検討する。
- 適切であれば、新しいロータリアン、地区大会に初めて出席するロータリアン、クラブ会長およびその他の人に特に歓迎の意を表す。
- ロータリーおよびロータリー財団の活動に参加したことのある人々を、最大限にボランティアとして起用する。
- 次回の地区大会を推進し、事前登録を奨励する。
- 最大の出席を達成するために、手頃な費用を維持する。
- 地区大会と祝日やその他の行事が重なるのを避ける。
- 配偶者の行事やその他の行事が重ならないよう日程を調整し、登録者全員が本会議に出席するよう奨励する。
- 「友愛の広場」などでクラブや地区のプロジェクト展示を行うよう推進する。
- RI会長代理の経歴を見分け、適宜、討論やその他のセッションに関与してもらう。
- 新しいロータリアンのために特別オリエンテーションを提供する。
- クラブ会長を務めた、あるいはクラブで指導的な役割を3年以上務めた関心をもつロータリアンのために、地区大会の直前、直後に丸1日を充てた地区指導者育成セミナーを含める（ロータリー章典22.020.2.）。

会長代理

地区大会には会長代理が任命されて出席する。会長代理夫妻の旅費はRIが支弁する。会長代理夫妻の地区大会出席期間中は、夫妻のホテルおよび他の大会関係の費用は地区大会が負担するものと期待している。会長代理をどのように歓待してほしいか、また、会長代理のプログラム参加回数、時間、種類については、ロータリー章典22.030.2.項に記載されている。ガバナーはこれらの指針を注意深く守るものと期待されている。

ガバナーはすべての公式会合を計画、推進、主催するものと認識し、地区大会の会長代理には会長と同じ席次が与えられるよう特に注意を払うべきである（第3章の「国際ロータリーの席次」を参照のこと）。

会長代理は、可能な限り、地区大会の前後にロータリー・クラブとロータリー奉仕プロジェクトを訪問すべきである。

地区大会に関する方針ならびに行事の計画に関する提言の詳細は、「地区大会の手引き」（800-JA）を参照のこと。

雑則（MISCELLANEOUS）

地区の出版物（District Publications）

地区ロータリー出版物に対する指針

地区ロータリー出版物は、ロータリーのあらゆる面にわたってロータリーの綱領を推進するためにある。地区ロータリー出版物は下記の基準に合致するものとする。

1) その出版物は特定の 1 地区を対象に発行されるものであること。
2) その出版物は、あらゆる面において、当該地区のガバナーの直接監督下になければならないこと。
3) 当該ガバナーは、編集者に任命されたロータリアンとともに、地区出版物の編集内容に対して共同責任を負うものとし、かつその内容はRIの方針に合致すべきこと。
4) 局地的あるいは当該地区全体に関するニュースに加えて、RIに関する情報、会長から要請される情報および特別教示事項を掲載すること（ロータリー章典17.060.1.）。

元ガバナー（Past Governors）

各地区は、元ガバナーから成る諮問委員会を設置するものとする。この諮問委員会は、地区内の現ロータリー・クラブ会員である元ガバナー全員によって構成される。ガバナーは、少なくとも年に1回、国際協議会後1カ月以内に、諮問委員会を招集するよう要請されている。これは、ガバナー・エレクトが国際協議会で討議され、発表された事項を現および元ガバナーに報告するためである。

元ガバナーの助言または行動により、ガバナーの権限も責務も少しも損なわれてはならない（ロータリー章典19.080.2.）。

ガバナーは、拡大への努力、次期ガバナーの指導、大会推進、ロータリー情報の提供、およびクラブ会長とガバナーの招きによりクラブ理事会の特別メンバーとして弱体クラブに直接支援を提供する上で、RI元役員を活用することを考慮するよう強く要請される（ロータリー章典19.080.1.）。

第3章 国際ロータリー（Rotary International）

概要（GENERAL）

国際ロータリー（Rotary International）

国際ロータリーは世界中のロータリー・クラブの連合である（RI定款第2条）。ロータリーは、人道的奉仕を行い、あらゆる職業において高度の道徳的水準を守ることを奨励し、かつ世界における親善と平和の確立に寄与することを目指した、事業および専門職務に携わる指導者が世界的に結び合った団体である。RIの会員はロータリー・クラブから成り、組織規定が課する義務を遂行し続けるものとする（RI定款第5条第1節）。ロータリーという言葉をそれだけで使う場合、通常、国際ロータリーという組織全体を指す（ロータリー章典33.010.4.）。

ロータリアンはそれぞれのクラブの会員であり、ロータリー・クラブは国際ロータリーの会員である。RIの目的は、

1) RIのクラブおよび地区が、ロータリーの綱領を推進するプログラムや活動を遂行するのを支援すること。
2) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、そして管理すること。
3) RIの活動を調整し、全般的にこれを指導すること（RI定款第3条）。

ロータリーの綱領（Object of Rotary）

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある。

第1。奉仕の機会として知り合いを広めること。

第2。事業および専門職務の道徳水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること。

第3。ロータリアンすべてがその個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。

第4。奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること（RI定款第4条）（標準ロータリー・クラブ定款第4条)。

ロータリーの綱領中の4項目の解説は、等しく大きな意味をもつこと、また、同時に行動をおこすべきものであるということにRI理事会の意見が一致した（ロータリー章典26.020.）。

国際ロータリーの使命（Mission of Rotary International）

国際ロータリーの使命は、加盟クラブによるロータリーの綱領遂行を支援することにある。すなわち、

- 加盟クラブの結束をはぐくむことによって。
- 世界くまなくロータリーを充実、発展させることによって。
- ロータリーの活動を世界中に知らせることによって。
- 国際規模の管理体系を用意することによって（ロータリー章典26.010.）。

クラブの監督（Supervision of Clubs）

クラブの管理は、RI理事会の総括的監督下にある（RI定款第8条第1節）。

グレート・ブリテンおよびアイルランド（RIBI）内地区のガバナーの任務は、その地域の伝統的慣行に従い、RIBI審議会の指示の下に、RIBI定款並びに細則に基づいて、遂行される。RIBIの各ガバナーは、RI細則ならびにRIBI定款の規定により、自己の地区の監督につき、RI理事会とRIBI審議会に対して責任を負うものとする。また会長またはRI理事会の要請があれば速やかにRIに報告を提出しなければならない。またガバナーは、地区におけるRI役員としての職責に属するその他の任務を遂行しなければならない（RI細則15.100.）。

選挙されるRIBIの役員は、会長、直前会長、副会長および名誉会計である(RI定款第7条第1節)。RIBIの会長、副会長および名誉会計のノミニーは、RIBIの細則に従って選ばれ、推薦され、そして指名されるものとする（RI細則12.040.）。グレート・ブリテンおよびアイルランドにおけるガバナーは、その地区のクラブによって選ばれ、RIBI年次大会において指名され、RI国際大会において出席投票する選挙人によって選挙される。

RI役員（OFFICERS OF RI）

RIの中央役員は、RI理事会のメンバーと事務総長である。 RIの役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、その他の理事、事務総長、地区ガバナー、および、グレート・ブリテンおよびアイルランド内RI（RIBI）会長、直前会長、副会長、名誉会計である。RIの役員は細則の規定に従い指名、選挙されるものとする（RI定款第7条）。

理事会（Board of Directors）

RI理事会は、19名のメンバーから構成される。すなわち、理事会の議長である会長、会長エレクト、17名の理事である。17名の理事は、細則に明記されているゾーン内のクラブから指名され、2年の任期を務めるべく国際大会で選挙される（RI定款第6条第1節、RI細則6.060.1.）。各理事は、特定のゾーン内のクラブから指名されるが、国際大会で全クラブによって選挙される。従って、各理事は、ロータリーの管理において全クラブを代表する責務を負う。

RI理事会は、次の方法によってRIの業務を指示・管理する。(1)RI定款および細則に従って組織の方針を設定すること、(2)事務総長による方針実施を評価すること、(3)定款、RI細則、1986年イリノイ州非営利私財団法およびその後の改正によって与えられた権限を行使すること（RI細則5.030.1.）。RI理事会は、組織規定に準拠してRIの業務と資金の監督、管理にあたる。またRIの現および次期役員およびRI委員会を管理し、加盟クラブを総括的に監督する責務を負う（ロータリー章典 28.005.）。

RI理事会は、RIの目的の推進およびロータリーの綱領達成、ロータリーの基本原則の研究と教育、ロータリーの理想、倫理および独創的組織の保全、並びにロータリーを全世界に拡大する目的のために必要なあらゆることを行う義務を負うものとする。理事会はまた、各規定審議会において報告する長期計画を採択するものとする（RI細則5.010.）。RI理事会のすべての決定は、別段の指示がない限り、その決定をした会合の閉会後直ちに発効する（ロータリー章典28.005.）。RI理事会の決定は最終的であり、国際大会に提訴する以外、これを覆すことはできない（RI細則5.020.）。

RI理事会は、職権上の委員を含め5名以上7名以下の理事会のメンバーから成る執行委員会を設置する。RI理事会は、この委員会に、RI理事会の会合のないあいだ、RI理事会に代わって、RIの方針が確立している事項を決定する権限を委任できる。こ

の委員会はまた、事務総長の業績の評価を少なくとも年1度RI理事会に報告する。毎年、RI理事会は、執行委員会の具体的な職務権限を定める（RI細則5.060.）。

RIの役員（Officers of RI）

RI会長

会長は、RIの最高役員である。会長は、RIの第1の代弁者であり、国際大会とRI理事会の会合を主宰し、事務総長に助言し、その職責に属するその他の任務を行う（RI細則 6.140.1.）。

RI会長エレクト

会長エレクトは、理事会のメンバーとして、またRI細則に規定する任務および権限のみをもつものとする。但し、会長またはRI理事会はこれにその他の任務を与えることができる（RI細則6.140.2.）。

副会長

副会長は、RI理事会の第1回会合において次期会長によって選ばれる（ロータリー章典6.020.1.）。会長が空席となった場合は、副会長が会長の地位を継ぎ、そして、その他の理事会のメンバーの中から新たに副会長を選任するものとする。副会長は、会長により要請された任務を遂行するものとする（ロータリー章典 29.030）。

財務長

財務長は、毎年、RI理事会の第1回会合において任期2年目のRI理事の中から次期会長によって選ばれる。財務長は、7月1日より1カ年間その職を務める（ロータリー章典6.020.2.）。

財務長は、RI財務運営に関する情報を事務総長から、定期的に受け取り、時折、事務総長と協議する。財務長は、RI理事会に財務報告をするとともに、年次国際大会でも報告をする。財務長は、RI理事であることから生じる任務と権限のみを有するものであるが、会長または理事会から、その他の任務を課される場合もある（RI細則6.140.4.）。

事務総長

事務総長は、実務を執行するRIの最高管理役員である。最高執行役員である事務総長は、RI理事会の指示監督の下にRIの日々の管理に責任を負う。事務総長は、RIの財務運営を含め、方針の実施、運営、管理について会長と理事会に責任を負うものとする。事務総長はまた、RI理事会によって定められた方針をロータリアンおよびロータリー・クラブに通達するものとする。事務総長は、RI事務局職員の監督に単独で責任を負うものとする。RI理事会の承認を得たうえで、事務総長は国際大会に年次報告書を提出する（RI細則6.140.3.）。RI理事会は、事務総長の任期の最終年の3月31日までに、7月1日に新たに事務総長に就任する者を選任する。事務総長の任期は、5年を超えてはならない。但し、これには再選が認められている（RI細則6.030.）。

事務総長は、

1) RI、RI理事会、財団管理委員会の方針を実施する。
2) 事務局の運営すべての総括的管理を行う。その業務は、財務、プログラム、コミュニケーション、企画、ロータリー財団、運営事項を含むが、これだけに限られるものではない。
3) RI理事会と管理委員会の長期計画と方針作成を援助する。

4) 権限を与えられた場合、RI理事会に代わって決定を下す。さらに、RIと財団に代わって、すべての法的書類および契約を執行する。
5) 事務総長職の責務を遂行するにあたって、会長と緊密に協力する(ロータリー章典31.010.）。

理事と地区およびクラブの関係
(Relationship Between Directors, Districts, and Clubs)

理事は、ロータリーの管理においてすべてのクラブを代表する。ガバナーは、RI理事会の総括的監督下におかれる。しかし、理事の居住地およびゾーンに対する親近感により、自分を指名したゾーンあるいは交互にそれを行っているゾーンの理事とガバナーの間に特別な関係が存在する。RI役員の基本的な役割に基づいた、理事とガバナーの特別な関係がロータリーのプログラムを高めるために役立つ。個々の理事は、自分が関係する地域、その慣習、慣行および協力的な住民について理事会に寄せられる事項に関してRI理事会に助言するべきである。理事とガバナーは、地区の活動および理事会の決定事項について情報を交換するべきである。ガバナーは、RI理事会の決定事項の説明、地区または地区間の深刻な問題あるいはRI理事会に対し将来必要な場合もありうる正式連絡などについて適切な理事と気軽に相談するべきである(ロータリー章典 28.060)。ガバナーは、ゾーン選出の理事を招き、地区内の元RI役員やクラブ会長と話し合うための会合を手配するべきである。地区は、このような訪問に要した旅費と雑費を負担するべきである（ロータリー章典28.040.2.）。

選出手続（SELECTION PROCESS）

RI役員の選出（Selection of Officers of RI）

RI役員の選出手続はRI細則に明記されている。さらにRI理事会は、選挙に関して次のことを採択した。

会長ノミニーと理事ノミニーの選出は、もっぱら、関係指名委員会の責務である。同委員会の主な目的は、求めうる最も有能なロータリアンを指名することであるから（RI細則11.050.1.）、この点について委員会の決定に、外部からの影響を及ぼそうとしてはならない（ロータリー章典27.010.2.）。

理事指名委員会は、指示や拘束力のある誓約を受け入れたり、またこれらに拘束されるべきではなく、委員会の慎重な討議の後、全候補者の適正な資格条件を厳正に審議し、それに基づいて決定を下さなければならない。もし理事指名委員会の判断で、推薦された候補者の支援活動が厳正かつ責任ある候補者推薦としての範囲を逸脱すると考えられる場合、このような候補者の推薦を無視することは指名委員会の特権事項に属することとする（ロータリー章典 28.010.）。

被選役職候補者の指針（Guidelines for Candidates for Elective Offices）

ロータリーの被選役職における職務のために最高の資格をもった候補者が選ばれるべきであるということが、ロータリーにおける基本原則である。それ故、選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動あるいは別段の活動により選挙手続に影響を及ぼすいかなる行動も、RI細則により禁止されている（RI細則10.050.1.、ロータリー章典26.100.5.）。

下記の指針は、会長、理事、ガバナー、規定審議会代表議員、あるいはそれらの役職の指名委員会委員に立候補することを考えているロータリアンために選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動に関してRI細則10.050.の規定に基づき、RI理事会により採択された。これらの指針は、最高の資格をもつ候補者が選ばれるようにすることを目的としている。

1) ロータリアンは、常時、選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動に関するRI細則の禁止規定に従うべきである。すべてのロータリアンは、細則の字句および精神の両方を守り、さらに、立候補した特定のロータリアンの支援を宣伝、懇請することによって他の人に影響を及ぼすような目的と効果をもつ活動を控えるものとする。このような活動は、細則の精神およびロータリーの原則に反するものであり、失格の理由となる。
2) 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動とは、来る選挙で自分への投票と支持を求める行動、または文献・宣伝資料の配布、あるいはロータリーの被選役職への立候補を宣伝することを目的としたあからさまな行動を示す。
3) 被選役職への立候補の期間は、ロータリアン個人が指名および選挙のためのRI規則に従い実施される役職に対し真剣に考慮し自分の氏名を提出する時点から開始される。その時期の開始にあたり、役職に対して不当に有利となるような行動を避けながら、慎重な態度で、ロータリー奉仕と活動を実施するものとする。
4) 正式に選任された通常のロータリー活動は、選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動に関する指針に違反するとはみなされない。
5) 候補者が自分に代わって、選挙運動や当選を図るための活動が実施されているのに気付いたなら、直ちに、その関係者に非難の意を表明し、このような活動を中止するよう指示するものとする（ロータリー章典 26.100.5.）。

選挙違反に対する手続（Procedures for Election Violations）

1) ロータリー・クラブ(少なくとも他の五つのクラブの同意を得て)は、RI被選役職の候補者の活動に関し、RI細則違反または不正行為の疑いがあるとの書面による申し立てを、補助書類を添付したうえ、事務総長に提出できる。このような申し立ておよび補助書類は、投票結果の発表後21日以内に事務総長の手元に届かなければならない。十分な証拠がある場合、地区、ゾーン、地域の会合に派遣された会長代理もまた申し立てをし、その証拠を事務総長に持ち込むことができる（RI細則10.050.2.）。
2) 事務総長は、補助書類とともにこのような申し立てを受理してから、当事者に、その申し立てを告げ、所定の期日までに書面で回答するよう要請し、取られる適切な手続を当事者に通知するものとする（ロータリー章典26.110.1.）。
3) 会長または会長を代行する事務総長は、次のいずれかの状況における選挙争いの解決を図ることができる。
   a) 関係組織規定について誤解があった。
   b) 候補者がRI選挙審査委員会手続の完了を待たず、ロータリー以外の機関に訴えたとの報告を受理し、事務総長が証明したら、直ちに、会長は、RI細則第10.050.5.に従って、理事会に代わり、選挙審査委員会に付託することなしに、当該選挙の候補者を失格とするものとする（ロータリー章典26.110.2.）。

その他の全ての場合、選挙の不服申し立ては、下記に記載されている手続に準拠し、管理されることになる。

4) クラブが事務総長に不服申し立てを行う際、このクラブはRIに保証金を支払うものとする。地区レベルの役職、すなわちガバナー、規定審議会代表議員、ガバナー指名委員会および理事指名委員会のメンバーにこのような不服が申し立てられる場合には、保証金の金額は米貨1,000ドルである。その他の役職に個人の選挙に関するこのような不服が申し立てられる場合、保証金の金額は米貨2,500ドルである。事務総長は、保証金が支払われるまで、このような不服

申し立てに対しいかなる行動も起こさないものとする。事務総長に書面による不服申し立てが提出されてから30日以内に保証金が支払われない場合、事務総長が受理したいかなる不服申し立ても考慮されないものとする。適切な選挙手続がとられ、いかなる不適切な選挙活動、投票依頼、当選を図るための活動も行われなかったと判断された場合、保証金はRIが取得し、返金されることはない。そうでない場合は、事務総長が利子なしで保証金を払い戻すものとする（ロータリー章典26.110.3.）。

5) 事務総長は、選挙審査委員会のパネルに対し、提出された全ての書類と一緒に、申し立ての要約および調査結果を(もしも設定された期日までに受理されている場合、返書も含め)用意し、配付するものとする。不服申し立てに対する当事者により提出されたいかなる書類も要請により全当事者が取得できるよう用意される（ロータリー章典26.110.4.）。
6) 選挙審査委員会のパネルは申し立てを審査するにあたって、RI細則の関係規定、並びに細則の規定の解釈、適用においてRI理事会の定めている方針を考慮にいれるものとする。委員会は、事務総長に対して、告訴人、候補者、他の関係者から追加情報または証拠を入手するよう要請できる（ロータリー章典26.110.5.）。
7) 選挙審査委員会のパネルは、通信で申し立てを審査するものとする。しかし、会長または理事という中央役員の選挙の場合、会長(または会長を代行する事務総長)は、委員会の勧告を得て、さらに選挙審査委員会委員長と協議して、事務総長の定める日時と場所において、パネルの会合の開催を認可する権限を有する。委員会は、審査中の選挙に直接関与した当事者にこのような会合に自費で出頭する許可を与えることができる。但し、候補者が自費で委員会のパネルに出頭する機会を与えられることなしに、RI中央役員候補者として失格とされることはないものとする（ロータリー章典26.110.6.）。
8) 入手し得る情報の検討に基づき、選挙審査委員会のパネルは、調査結果、結論、勧告をRI理事会に報告するものとする。理事会に勧告を行うに先立ち、パネルは、統一見解に達していなければならない。報告書の写しは、選挙審査委員会の委員長がパネルのメンバーでない場合、選挙審査委員会委員長に送付されるものとする（ロータリー章典26.110.7.）。
9) RI理事会は、この報告を受け取ってからRI細則の適用規定により認められている措置を講じることができる（ロータリー章典26.110.8.）。
10) 理事会の方針に従ってRI理事会に付託された選挙の不服申し立ては、ロータリー年度の最後のRI理事会会合に提出され、審議されるものとする。年度の最後の会合で審議されるのが不可能な申し立てについては、RI理事会に代わり、執行委員会がRI細則10.050.3.により認められている行動を起こす権限を与えられる。執行委員会は、9月15日までに決定を下さなければならない（ロータリー章典26.110.9.）。
11) 理事会の決定は、関係者全員と選挙審査委員会の委員全員に速やかに報告するものとする（ロータリー章典26.110.10.）。

委員会（COMMITTEES）

RIの委員会（Committees of RI）

RI理事会は、RI細則に明記されている通りに常任委員会を設置し、さらにRIのためになると判断された他の委員会を設置する（RI細則16.010.）。RI細則に別段の規定のある場合を除いて、会長は、すべての委員会と小委員会の委員を任命し、各委員会と小委員会の委員長を指名する。会長は、会長指名委員会、長期計画委員会、監査

運営審査委員会を除く全委員会の職権上の委員である（RI細則16.020.、16.040.、17.075.）。

会長指名委員会の決定を除き、すべての委員会決定は理事会の承認によって初めて効力を生じるものとする（RI細則16.090.）。委員会は、所定の職務権限が別段規定する場合を除き、本来、管理機能をもたず、もっぱらRI理事会に助言するものとする（ロータリー章典30.010.1.）。

委員会の会合（Committee Meetings）

会長またはRI理事会が会合の開催を是認した場合に限り、会長が会合の開催を認可する。RIの委員会の会合は、通例エバンストンの世界本部で開かれる（ロータリー章典 30.030.2.）。委員会は、公式会合を持たなくとも、適切な通信手段を用いて業務を進めることができる（RI細則 16.080.）。

財務（FINANCIAL MATTERS）

RIの会計年度（Fiscal Year of RI）

RIの会計年度は7月1日に始まり6月30日に終わる（RI細則17.010.）。人頭分担金および購読料の徴収は、7月1日から12月31日までと1月1日から6月30日までの二半期に分けて行われる（RI細則17.040.1.）。

予算に関する見込み事項（Budgeting Expectations）

RIの業務および資金は、RI理事会が統制、運営し、毎年、次の会計年度の予算を採択する。但し、総支出見積額は総収入見積額を上回ってはならない。事務総長は、理事会承認の予算の範囲内においてだけ、支払を認める権限を有する。

しかしながら、直前までの過去3年間において、一般剰余資金が年間支出最高額の100パーセントを超えている場合はいつでも、RI理事会は、その4分の3の投票により、収入見積額を上回る支出を認める権限を有する。但し、その支出によって一般剰余資金がその100パーセントのレベルを下回る事態を招いてはならない。さらに、RI理事会は、緊急事態と不測の事態に限り、全理事の4分の3の投票により、収入見積額を上回る支出を認める権限を有する。但し、RI理事会は、RIの純資産を上回る負債を生じるような支出を招いてはならない。超過支出とそこに至るまでの経過の詳細について、会長が60日以内に全RI役員に報告したうえ次の国際大会で報告するものとする（RI定款第6条第2節、RI細則17.050）。

RIの年間予算の公表（Publication of the Yearly Budget）

RI予算は、理事会が決定した書式で出版し、各ロータリー年度の9月30日までに全ロータリー・クラブに周知させるものとする（RI細則17.050.5.）。

財務見通し5カ年計画（Five-Year Financial Forecast）

毎年、RI理事会は、財務見通し5カ年計画を審議するものとする。その見通しには、RIの総収入と総支出の計画と推測とともに、RIの資産と負債と残高の計画と推測をも記載するものとする。財務見通し5カ年計画は、規定審議会で審議予定の財務に関する立法案の背景情報として毎回規定審議会にRI理事会から提出するものとする（RI細則17.060.）。

RIの収入（Revenue of RI）

RIの収入の主要財源は、加盟クラブの人頭分担金、国際大会および大会の登録料、世界本部建物のテナントの家賃収入、新クラブの加盟金、出版物の代金、機関雑誌の

購読料および広告料、免許料および使用料、投資に対する利子、配当、投資市場の所得および損失である。

人頭分担金（Per Capita Dues）

各クラブはRIに、そのクラブの名誉会員を除き会員1人当たりの人頭分担金を次のように支払う：2004-05年度には半年に米貨19.50ドル、2005-06年度には半年に米貨21,50ドル、2006-07年度には半年に米貨23.50ドル（RI細則17.030.1.）。人頭分担金は、毎年7月1日および1月1日に、これら当日の会員数に基づいて分納する（RI細則17.040.1.）。2005年7月1日付をもって、会員数が10名に満たないクラブは、10名分に相当する額の人頭分担金を支払わなければならない（RI細則17.030.2.）。

規定審議会のクラブ代表議員のための会費

各クラブは各年度の7月1日に、会員それぞれにつき、さらに米貨1ドル、または次回に予定されている審議会の経費見込みを支払うに足ると理事会が決定した額をRIに支払わなければならない。これらの追加会費は、厳密に規定審議会に出席するクラブ代表議員のためおよび審議会のその他の運営の費用に充てるために別個の資金として取っておくものとする。その方法については理事会が定めるものとする。RI理事会は、審議会関係の収支について全クラブに報告する（RI細則17.030.2.）。

新加盟クラブ

5月15日またはそれ以前に新たに加盟したクラブに限り、7月1日における会員数を証明し、その日付による人頭分担金を支払うものとする。同様に、11月15日またはその直前に加盟した新クラブに限り、1月1日における会員数を証明し、その日付による人頭分担金を支払うものとする。

払戻しまたは比例部分の支払

半期の中途で退会した会員の人頭分担金については、クラブはRIから払戻しを受けることができない。RI細則4.030.に説明されている通り、会員あるいは他クラブの元会員の移籍のために、クラブが比例人頭分担金を支払うことはない（RI細則17.040.2.）。時としてクラブが（会費の徴収を済ませる前に）7月1日および1月1日に支払うべき人頭分担金および雑誌購読料をとりあえず立て替えて送金し、後に至りその期間の会費を未払いのまま死亡、退会あるいは会員資格を喪失した会員のRIに対する人頭分担金および購読料をRIに支払っていたということになる場合を生じる。このような場合、RI理事会は事務総長が事情に応じた調整をして払い戻しをすることができるようにしている（ロータリー章典 70.010.2.）。

納入義務金滞納クラブ（Clubs in Arrears）

米貨250ドルを超える未払納義務金のあるクラブには、支払期日を90日（3カ月）経過すると、督促通知が送付される。米貨250ドルを超える未払納入義務金のあるクラブは、支払期日を180日（6カ月）経過すると、加盟を終結される。終結の通知は、通常の郵便でクラブに送付されるものとする。終結の通知は、ガバナーとその地域の理事に送付される。会員1人当たり米貨10ドルの再加盟料を含め、終結の270日（9カ月）以内に未払金を全額支払った終結クラブは、再加盟することができる。米貨50ドル以下の未納金は、支払期日を270日経過すると帳簿から抹消される。米貨250ドル以下の未納金のあるクラブには、支払いを督促する書簡が送付されるが、加盟終結という文言はない。米貨50ドル以下の未納の続くクラブは記録に留める。未納が二周期続くと、事務総長の裁量でクラブを終結することができる。クラブの財政

義務に関する抹消記録は整備しておき、理事会がいつでも検閲できるようにしておく（ロータリー章典9.020.2.）。

事務総長は、特別あるいは特殊な状況に基づき事務総長の判断が正当な理由となる場合、これらの指針の実施において特例を設ける権限を有している（ロータリー章典9.020.6）。

RI財務報告の年1度の出版と配布
（Annual Publication and Distribution of Financial Report of RI）

会計年度終了後の12月末までに、事務総長は、RIの監査済みの財務報告書に基づくRIの年次報告書を公表する。この報告には、各役職の事務室から会長、会長エレクトおよび会長ノミニーに弁済されたすべての経費、および会長、会長エレクトおよび会長ノミニーの代わりに支払われたすべての経費を明記するものとする。さらに、この報告には、会長室に弁済されたすべての経費、および会長室の代わりに支払われたすべての経費を明記するものとする。この報告書にはさらに、RI理事会、RIの主要な運営部局、年次国際大会の実際の支出額が記載されている。さらに、RI細則に従って採択、改訂した予算と各費目を比較した報告書を添付する。クラブは、要請すればさらなる詳細を入手することができる（RI細則17.080.）。

RI資金の支出（Expenditures of RI Funds）

いかなる目的のためであっても、計上された予算額を超える場合、事前にRI理事会の承認を得ない限り、支出してはならない。ある費目が特定の目的のために計上されている場合、例えばガバナー・エレクトの国際協議会出席の経費のようなものは、RI理事会の事前の承認なしに、ほかの目的に流用してはならない。

出版物（PUBLICATIONS）

ロータリー・クラブ、地区および関連機関の出版物
（Guidelines for Rotary Club, District, and Affiliated Publications）

ロータリー出版物の主要目的は、それが印刷物、視聴覚資料あるいは電子出版物（RIウェブサイトの内容や電子郵送リスト）にかかわらず、諸事全般においてロータリーの綱領を促進させるためである。

そうした出版物の内容や意匠は、クラブ会長、ガバナーあるいは親睦活動委員長の別なく、その出版する組織の最高役員の指示の下に行われ、現在適用されているRIの方針に準拠したものでなければならない。特に注意を要することは、ロータリー標章や徽章の使用および配布の禁止に関しての方針である。RIは、RI以外の出版物の内容に対し一切責任を負うことはない（ロータリー章典52.020.1.）。

名簿（Directories）

RIは、毎年、世界中のクラブ、その会長および幹事の氏名および住所、例会場、例会曜日、時間、RIの役員および委員の氏名と住所の一覧表、その他名簿に一般的な事項を載せた公式名簿を発行する。この名簿は、クラブ役員、RI役員および委員の使用並びにロータリアンが旅行する際に役立つように発行されるものである。この名簿はロータリアン以外に配布するものではなく、ロータリアンまたはクラブや地区による配布目的のために入手されるべきものではない（ロータリー章典11.040.3.）。ロータリアンが営利を目的としてこれを利用するのは妥当ではない。公式名簿は、新版が出るたびに各クラブの幹事に1部無料で配布されるものとする。クラブは、追加分を何部でも購入することができる。公式名簿には版権が設定されている。

公式名簿には、ホテルの有料広告を載せている。このようなホテルの中にはロータ

リアンの所有または経営しているものもあるし、ロータリー・クラブの例会場または事務所のあるところもある。また、クラブ幹事その他がロータリーの徽章のついた商品を購入するような場合の案内として、公式名簿印刷の時点で、ロータリー、インターアクトおよびローターアクトの名称や徽章入りの物品の製造または販売をRIが特に認めていて、免許使用料を支払っている会社の一覧表も載せている（ロータリー章典34.030.7.）。

地区またはゾーンが、その地区またはゾーン内のロータリアンの名簿の発行を望む場合には、これを発行して差し支えないが、その経費はRIの費用外で賄わなければならない。いずれの地区、ゾーンまたはクラブもロータリー名簿を発行する場合、その名簿の中にロータリアン以外の人に配布するものではないこと、また営業用の名簿に使用されてはならない旨の注意書きを明記しなければならない（ロータリー章典11.040.4.）。

機関雑誌（Official Magazine）

RIの公式雑誌は、理事会の認める数だけの言語版が刊行されている。主要な版は英語のザ・ロータリアン誌である。各号の部分的な抜粋をRIウェブサイトで見ることができる（www.rotary.org）。現在世界各地に他の多くの雑誌がある。その中にはRI理事会が承認している公式雑誌もある。

ロータリアン誌の基本目的は、RI理事会がロータリーの目的を推進し、ロータリーの綱領を達成するのを助ける媒体の役割を果たすことである（RI細則20.010.）。

ロータリー・ワールド紙（Rotary World）

ロータリー・ワールド紙は、ロータリー・クラブ・レベル、地区レベル、国際レベルの指導者のために年4回発行される新聞である。これは、RIとロータリー財団の全プログラムに関する世界的情報源となることを目的としてRI理事会が認可したもので、個々のプログラムについて特別の出版物が必要とされることのないように配慮したものである。ロータリー・ワールド紙は、クラブや地区で実施されている興味深いロータリー・ニュースも掲載している。この新聞は、ロータリー・クラブ役員への公式通信ともなっている。

全ロータリー・クラブの会長には、毎号1部送付するので、他のクラブ役員とクラブ会報編集者と分かち合うよう奨励されている。会員数40名を超えるクラブは、40名を超える20名ごとに1部の割合でロータリー・ワールド紙を受け取ることができる。クラブが、この追加送付を受ける会員を指定する。ロータリー・ワールド紙は、RIウェブサイト（www.rotary.org）からも入手できるようにしなければならない。

RI理事、理事エレクト、元理事、財団管理委員、元管理委員、RI委員、財団委員、実行グループのメンバー、会長任命の情報カウンセラー、ガバナー、ガバナー・エレクト、地区RI委員長、地区ロータリー財団委員長、現および元ロータリー財団地域コーディネーター、ポリオ・プラス国別委員会委員長、ローターアクト・クラブ会長にも1部送付する。元ガバナーは、希望すれば、1部を受け取ることができる。ロータリー・ワールド紙は全員配布を目的としていないから、希望するクラブ会員は個人として有料で購読することになる。

ロータリー・ワールド紙は、ロータリー90周年に当たる1995年に、年に4回発行される出版物として次の9カ国語版で発刊された：英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、日本語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、スウェーデン語（ロータリー章典51.080.）。

ロータリーの出版物と視聴覚資料（Rotary Publications and Audiovisual Resources）

特定の事柄やプログラムを取り扱った各種出版物や視聴覚資料がRIから発行されている（RIウェブサイト（www.rotary.org）および「カタログ」（019-JA）を参照のこと）。世界本部と各地の国際事務局から入手できる出版物、パンフレット、書式、供給品、ビデオ、スライド等の価格も掲載されている。

RI理事会または国際大会の決定によって特に発行が認められている出版物や視聴覚資料を除き、事務総長が新しい資料をいつ、どの言語で発行するか、出版物や視聴覚資料を廃刊にするかを決定する権限を有する。

ロータリー文献の翻訳（Translation of Rotary Literature）

RIの公式用語である英語以外の言語版のロータリー出版物に関するRIの方針は以下の通りである。

1) RIは、クラブおよび地区にとり基本的な情報に関し次の言語版の翻訳を提供する：フランス語、ドイツ語、イタリア語、日本語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、スウェーデン語。
2) すべてのRI出版物は、規定審議会により最も影響のある出版物を改訂するに当たって、英語およびその他の言語を含め、年度をずらせ3年間をめどにし、改訂するものとする。但し、事務総長は、この方針に対する例外措置を行う権限を有する。
3) 上記以外の言語を話すロータリアンが存在する地区あるいは地区グループは、ボランティア活動に基づき、それぞれの地区のクラブにとり不可欠な情報を翻訳、印刷および配布して差し支えない。ボランティアにより翻訳された出版物は、RIの公式出版物と見なされることはない（ロータリー章典48.020.）。

国際ロータリー（RI）のウェブサイト（Rotary International (“RI”) Web Site）

ロータリアンは、ロータリーの最新のニュースを読んだり、用意されている数多くのオンライン機能を利用するために、RIのウェブサイト（www.rotary.org）を訪問することが奨励されている。Rotary.org には、会員が数百種の出版物や資料を容易に入手することのできる包括的なダウンロード・センターなど、ロータリーとその財団のあらゆる面に関する情報が含まれている。ニュースルームおよびプレスセンターを通じて、このウェブサイトは、会員および報道関係者にロータリーの活動に関する最新情報を提供する。会員身分の個所には、入会見込者および新会員のための情報に加え、会員増強、勧誘、退会防止のための情報も取り揃えられている。

Rotary.org には、地区およびクラブ・レベルのロータリアンを援助するための各種資料が紹介されている。

Rotary.orgの**会員アクセスページ**のエリアは、すべてのロータリアンのための情報管理手段となっており、パスワードで保護されている。特に、クラブ会長、幹事、地区ガバナー、地区ガバナー・エレクトを含む数々のロータリー役員は、データ、記録、報告などを管理することができる。地区ガバナーあるいは地区ガバナー・エレクトの職掌を持つ役員には、特別なフォーラムが用意されており、利用することができる。すべてのロータリアンは、会合への登録、会員恩典の利用、Eメール登録の管理、認証寄付、個人の寄付履歴の参照を行うことができる。

クラブの所在地検索：この機能によって、ロータリアンがあらゆるロータリー・クラブの例会場所、例会時間、連絡先を探すことができる。

クラブおよび地区管理担当職員の検索：クラブ・地区支援のセクションでは、ロータリアンは、地区番号を入力することによって担当のクラブおよび地区管理担当職員の氏名を探すことができる。

WCSプロジェクト交換：プログラムのセクションにあるWCSプロジェクト交換データベースは、援助を求めているクラブ・プロジェクトの検索可能な一覧が掲載されている。データベースは毎月更新される。

Eラーニング・センター：ロータリーEラーニング・センターは、ロータリーの情報を自習するために設けられている。新会員およびクラブ役員のための簡単な資料を、オンラインで閲覧したり、ダウンロードすることができる。学習用資料は、クラブおよび地区の研修の補助資料となるものである。ロータリーEラーニング・センターは、RIウェブサイトの研修セクションからアクセスすることができる。

オンライン・カタログ：ロータリアンは、オンライン・カタログから品目を選び、ショッピングカートに入れ、「checking out」をクリックし、保護された環境の下でクレジットカード情報を入力することによって、ロータリーの出版物、ビデオ、ソフトウェアを購入することができる。

すべての媒体におけるロータリー出版物の編集者は、RIサイトに掲載されている版権に関する方針に従うことを前提として、このウェブサイトで提供されているそれぞれのロータリー関連媒体の情報を活用するよう奨励されている。さらに、クラブ、地区および関連ウェブサイトを担当するロータリアンは、ロータリーについて知ることを願っている人たちの利益のためにRIウェブサイトに連結するよう奨励されている（ロータリー章典52.020.1.）。

事務局（SECRETARIAT）

事務総長が、職員とともに、RI事務局を構成する。世界本部は米国イリノイ州エバンストンにあり、RI理事会が承認した国際事務局はロータリー世界の各地にある。国際事務局の所在地並びに住所は、公式名簿およびロータリーのウェブサイト（www.rotary.org）に掲載されている。

雑則（MISCELLANEOUS）

RIと政治（RI and Politics）

ロータリーの世界中の会員はさまざまな政治的見解を持つ個人であるため、国際ロータリーは、政治的主題に関していかなる団体活動あるいは団体としての意見の表明も行わないものとする（ロータリー章典26.040.）。

国際ロータリーと他団体との協力（RI Cooperation with Other Organizations）

国際ロータリーの使命は、ロータリーの綱領を遂行するためにロータリアン、ロータリー・クラブおよびロータリー地区に助力し、支援し、指導することにある。こうした援助は、ロータリーが引き続き適切性をもち、生活の質の向上と人間性の尊重に役立ち、あらゆる職業において高度の道徳的水準を守ることを奨励すると共に、国際理解と平和を推進することを確約することになる。これを達成するために、国際ロータリーは、時に、今後の課題を共有し、共通の目標をもつ他の団体と協力することが適切である。ロータリー以外の団体とのそうした協力活動はすべて、RI理事会により設定されている手続および基準に準拠していなければならない（ロータリー章典35.010.から35.030.）。

またRI理事会は、そうしたRIとの関係においてロータリー以外の団体が使用するロータリー標章に関する指針を設定している。詳細は、第17章およびロータリー章典の 33.010.10. を参照のこと。

国際ロータリーのプロジェクト（RI Projects）

ロータリーの目的は、個々のクラブおよびロータリアンの活動を通じて最も効果的に表れる。その活動は、ロータリーの各種奉仕部門にわたるもので、各クラブが、自己の能力、資力、および、会員がどのような特別なニーズと奉仕の機会に関心をもっているかを考慮してその活動が決定する。しかし、時には、RIが、クラブの連合体として、ロータリーの綱領の推進に役立つプログラムやプロジェクトで、しかもそれに参加する集合クラブと個々のロータリアンたちとの協同活動によって有益な結果が得られると思われるものを発表することは、妥当と言える（ロータリー章典40.040.）。

国際ロータリーの席次（Rotary International Protocol）

次の席次が、RIと財団の現、元および次期役員とそれぞれの配偶者が、RIの会合と行事への出席にあたり、紹介を受ける順序、歓迎レセプションの並び順として、およびRI出版物にその名前が掲載される場合において、適用されるものである。

会長（または会長代理）
会長エレクト
副会長
財務長
他の理事
元会長（先任順）
管理委員（委員長が上席）
事務総長
会長ノミニー
元理事（先任順）
元管理委員（先任順）
元事務総長（先任順）
理事エレクト
ガバナー（と他のRI役員）
理事ノミニー
元ガバナー（先任順）
次期管理委員
ガバナー・エレクト

ロータリーの公式行事においては、役員に対し、一度だけ、席次に従って敬称で呼びかけるべきである。役員の現職の席次が元役職より上席である。元役職の席次は、以後役職に就く予定の人より上席である。2つ以上の役職を保持している人は、高いほうの役職の席次に就くものとする。配偶者を同行している場合、同じ席次である（ロータリー章典 26.090.）。

第2部

プログラム
(Program)

第4章 ロータリーのプログラムー 般
第5章 職業奉仕
第6章 社会奉仕
第7章 国際奉仕
第8章 新世代

第4章　ロータリーのプログラム一般（General Program of Rotary）

ロータリーのプログラムは、RI定款第4条と標準ロータリー・クラブ定款第4条に掲げられている綱領の中に示されている。

バランスのとれた奉仕プログラム（Balanced Service Program）

RI理事会は、各クラブに対して、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕の全奉仕部門にわたりバランスのとれた奉仕プログラムを開発するよう奨励している（ロータリー章典8.020.7.）。

ロータリーの構成プログラムと奉仕の機会
（Rotary Structured Programs and Service Opportunities）

RI理事会は、クラブおよび地区が奉仕活動を実施する際の枠組みを提供するために、次の用語を開発した（ロータリー章典40.010.）。

- 特別プログラム－ポリオ・プラス活動を完遂することは、「RIの特別プログラム」として扱われ、その撲滅が達成されるまでは他のいかなるプログラムよりも最優先事項となる （ロータリー章典40.020.）
- 構成プログラム－RI理事会がクラブおよび地区のために推奨し、枠組みと指針を含む組織された活動
- 奉仕の機会に関する項目－RIが見極めた問題と懸念事項で、クラブおよび地区に一定期間内に実施するよう推奨した優先奉仕事項

次の構成プログラムは、確認されたものである。

- インターアクト（第8章）
- ローターアクト（第8章）
- ロータリー地域社会共同隊（第6章）
- ロータリー親睦活動（第7章）
- ロータリー友情交換（第7章）
- ロータリー・ボランティア（第5章）
- ロータリー青少年指導者養成プログラム （第8章）
- 世界社会奉仕 （第7章）
- 青少年交換　（第8章）

奉仕の機会に関する項目には、次のものがある。

- 危機下の児童擁護
- 障害者
- 保健
- 国際理解と親善
- 識字・計算能力向上*
- 人口問題
- 貧困および飢餓救済
- 環境保全
- 都市部の関心事項

* RI理事会は、7月を「識字月間」に指定した。

地域社会の関心事項（Community Concerns）

クラブの実施中のプロジェクトが、その地域と遊離しないように、定期的にクラブの奉仕活動を分析し、地域社会の真の関心事項に取り組むことに力を注ぐよう奨励されている。クラブは、地域社会のニーズに取り組む奉仕プロジェクトを開発するに当たって、次のことを行わなければならない。

1) 得られる限りの情報をすべて使って、地域社会の真のニーズを見つける。
2) ニーズを見極めたら、そのニーズに効果的に対処できるプロジェクトを計画、遂行する。
3) プロジェクト遂行に当たっては、クラブの専門知識と技術、地区委員会、RI委員会および実行グループ、RIと財団からの数々の援助や補助金などのロータリーの人的、 物的資源を活用すること。
4) 地域社会ぐるみで、プロジェクトの目標を支援し、できれば、プロジェクトの実施に地域社会の人々を加えること。

募金活動への参加（Participation in Fundraising Activities）

募金計画あるいは他の活動に参加または提携する場合、クラブは、クラブの信望を落とすような品位のないやり方に陥らないよう注意を払うべきである（ロータリー章典9.030.）。

RI会長の年次メッセージ（RI President's Message）

会長の年次メッセージは、特定のプログラムあるいはテーマその他その発表の形式のいかんを問わず、当該年度におけるロータリーのプログラム遂行上最大の重要性をもつものである。ガバナーが会長のプログラムもしくはテーマを採り上げ、あらゆる適切な方法によって強調することは、その役職と切離すことのできない任務である。例えば地区大会その他地区会合のテーマにするとか、ガバナー月信、公式訪問その他地区内のクラブやロータリアンと接触する場で紹介することなどである。ガバナーの掲げる地区の目標あるいは目的は、会長のプログラムまたはテーマに関連させ、これを強調するようなものでなければならない。そして、前記の地区の目標か目的について何か言う場合には、必ず会長のプログラムまたはテーマをはっきりと分かるように示すことが必要である。会長のメッセージはすべてのロータリー・クラブおよびロータリアンに知らせ、理解させ、効果的に実行されなければならない。

RIテーマは、活用すべき唯一のテーマであって、他のテーマの使用は控えなければならない、ということにRI地区とクラブの全役員の注意を喚起する（ロータリー章典27.040.）。

女性のニーズに応えるロータリー活動
（Rotary Action to Address the Needs of Women）

RI理事会は、女性のニーズと向上に関するRIの姿勢について次の声明を採択した。

1) 国際ロータリーは次のことを認識する。
   a) ロータリー運動において女性が、ロータリアンとして、配偶者として、関係団体として、ロータリーの綱領の達成に貴重な貢献をしていること。
   b) 女性の地位は、子供や家族の幸福に本来密接な関連のあること。
   c) 女性の地位向上は、全社会のためになること。
   d) 女性は未来の建設に重要な役割を果たすこと。
2) 全ロータリアンは、地域社会における女性の発展と向上に影響を及ぼす問題についての認識を深めるよう奨励される。
3) 女性ロータリアンは、地域社会、地区、国際レベルで、他の女性会員と提携し、親睦を培い、経験を語り合い、女性のロータリー入会を増やし、女性のニ

ーズに応えるプロジェクトを増やすよう奨励される。
4) 女性ロータリアンは地域社会の女性のニーズを見極め、これらのニーズをクラブ会員全員と共通の課題にするよう奨励される。
5) ロータリー・クラブは次の各項を行うよう奨励される。
   a) 世界社会奉仕やロータリー地域社会共同隊や識字能力の向上のような奉仕の機会など既存のロータリー・プログラムを通じて女性に影響を及ぼす重要問題を取り上げること。
   b) 少年少女を問わず、地域社会の子供たちすべてが基本的な読み書き計算能力を身に付けられるよう少なくとも小学校に通い、卒業できるように配慮すること。
   c) 家庭内暴力を受けやすい女性や子供に社交や法的サービスを提供する避難所を設け、支援すること。
   d) 女性会員の数を増やすこと。各クラブの女性会員の割合を増やせば、クラブが男女両方のニーズに応える奉仕プロジェクトを選ぶ機会が増える。
   e) 若い人や女性の指導力を伸ばす機会を増やすために、より多くの地域社会でインターアクト・クラブやローターアクト・クラブを結成すること。
   f) 女性の直面する問題についてインターアクト・クラブやローターアクト・クラブの会員と情報交換をし、インターアクターやローターアクターに女性に影響を与える問題に取り組むよう奨励すること。
   g) 女性の直面する問題を取り上げるべく、他の非政府組織と提携すること。
   h) ロータリー運動への配偶者や他の各種関係団体の優れた貢献を、できれば地区大会などの特別行事で表彰し、ロータリーへ絶えず貴重な奉仕活動を行うよう奨励すること（ロータリー章典40.060.1.）。

子供の権利（Rights of Children）

RI理事会は、子供の権利に対するRIの姿勢について次の声明を採択した。
1) 子供は危険に晒されやすいため、特別な配慮と保護が必要であることを国際ロータリーは認識する。
2) 世界中のすべての国に、非常に困難な状況の下に生活している子供達がいる。
3) すべての子供達は、平和、尊厳、寛容、自由、平等な環境の下に成人することができなければならない。

国際ロータリーは、以上のことを認識して、すべての子供が、十分な食糧、住居、健康管理、教育を受け、虐待、暴力から守られる権利を有することを保証、支援する。世界中のロータリー・クラブは、人種、信条、国籍に関係なく、すべての子供たちのこれらの権利を保護することに献身する （ロータリー章典42.010.3.）。

賞および表彰（Awards and Recognition）

賞はクラブや地区が、奉仕活動に対してロータリアンやその他の人々を認証し、鼓舞、激励する機会を提供するものである。次の表彰プログラムは、毎年、RIによって支援されている。これらのプログラムの規定および期限に関する詳細は、RIウェブサイト（www.rotary.org）に掲載されている。

四大奉仕部門功労者賞

四大奉仕部門功労者賞は、クラブによってロータリアン個人の「草の根レベル」の努力を表彰するために授与される（ロータリー章典43.020.）。四大奉仕部門であるクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕のそれぞれの奉仕活動に参加することで、常にロータリーの綱領を支援する瑕疵なきロータリアンは受賞資格がある。現

クラブ会長は本賞に対し資格がない。候補者はクラブ会長によって推薦される。クラブ会長は、所定の推薦用紙に記された推薦を承認し、資料の写しを一部ガバナーに送付した上、RI世界本部に提出しなければならない。

会長賞

会長賞は、ロータリアンが個人として関与し、他の人々に奉仕するよう奨励し、地域社会でのロータリー奉仕の高い水準を推進すると同時に、四大奉仕部門に参加するロータリー・クラブを増すことを目的としている。本賞の各分野は、RI会長によって毎年更新され、伝統的には会長のテーマを強調する。本賞の基準に適った、瑕疵なきロータリー・クラブおよびローターアクト・クラブは受賞資格がある。ガバナーは、所定の推薦用紙に記された推薦を承認した上、推薦用紙を締切日までにRI世界本部に提出しなければならない。

ロータリー国際理解と平和賞

第7章「国際奉仕」およびロータリー章典43.050.を参照のこと。

RI超我の奉仕賞

RI超我の奉仕賞は、ロータリーの標語「超我の奉仕」を象徴するような模範的な人道的ロータリー奉仕活動をしたロータリアンに贈られる。ロータリーの奉仕部門を問わず、この賞は、RIの目標の推進に際立った努力をした人を表彰するものであり、ロータリアンに対するロータリーの与えうる最高の栄誉である。現および直前ガバナー、ならびに現および元RI理事のみが本賞の候補者を指名することができる。ガバナー、ガバナー・エレクト、直前地区ガバナー、RI理事、RI次期理事、元RI理事（その身分にある2年以内の期間）、財団管理委員、任命された就任前の財団管理委員、および元財団管理委員（その身分にある2年以内の期間）を除き、正会員の瑕疵なきロータリアンは候補者として推薦を受けることができる。資格を有する指名者は、1年につき3人までの候補者を推薦することができる。RI理事会の審査を受けるため、所定の締切日である9月15日までに推薦を提出しなければならない。公式の推薦用紙を使い、候補者ロータリアンがロータリーを通じて実施した奉仕を記述したものを提出しなければならない。選挙または任命されて遂行したロータリーの任務における業績、ロータリーをはじめ、その財団あるいは個別のプロジェクトに対する個人的な資金寄付は、本賞の適切な考慮対象にはならない（ロータリー章典43.030.）。

RI広報賞

RI広報賞は、顕著な報道を受けたり、あるいは卓越した広報活動を通じて、ロータリーについての認識と理解を深めたロータリー・クラブを表彰するものである（ロータリー章典43.080.）。広報活動の審査と入賞者の選出は、RI会長の承認の下で地区レベルで行われる。地区が提出した候補者は、単一クラブにより実施された、その地域社会においてロータリーを身近な存在にし、イメージの改善を実証するクラブプロジェクト、行事またはキャンペーン（例えば薬物濫用防止や識字率向上など、1つの主題のみに関する活動）でなければならない。クラブは、次の1つまたは複数の結果を表すことで、広報活動の効果を実証する。

- 報道機関による顕著な報道
- 地域社会のロータリーの奉仕活動に対する支援の増加
- 公共的な認証（地域社会の表彰など）
- 会員の増加

広報活動は、外部対象（ロータリアン以外の人々）に向けられたものでなければならない。内部者を対象とする教育活動は考慮されない。参加は全てのロータリー・クラブに公開されるが、各クラブは、毎年、広報活動を1件のみ提出することができる。前年度の3月15日に遡って推進が開始された広報活動は、参加の資格を有す。例えば、2005-06年度の競争資格を得る活動は、2005年3月15日から2006年3月15日までに実施された広報活動に関係したものである。参加者がRIの審査を受けるため、地区ガバナーは推薦用紙と関連資料を、所定の推薦用紙に記された締切日までにRIに提出しなければならない。

協同プロジェクト最高賞

協同プロジェクト最高賞は、地元、全国あるいは国際レベルにおいて他の団体と協同で遂行された卓越したクラブの奉仕プロジェクトを表彰し、国際社会におけるロータリーについての理解と認識を深めるものである（ロータリー章典43.090.）。本賞に関する詳細は、RIウェブサイト（www.rotary.org）に掲載されている。

意義ある業績賞

意義ある業績賞プログラムは、重要な問題またはニーズに取り組むクラブの活動を地区で表彰するための会長表彰プログラムである。この賞の目的は、あらゆるクラブに新プロジェクトを奨励し、かつクラブが努力の模範を示す重要性について理解を深めることである（ロータリー章典43.040.）。

プロジェクトは、下記の事項を満たすものでなければならない。

- 地元地域社会の顕著な問題やニーズに取り組むもの。
- 殆どのまたは全てのクラブ会員が、単に財政面の奉仕ではなく、身を持って奉仕に参加するプロジェクトであること。それは、クラブの規模と支援資源に比例するものであること。
- 地域社会においてロータリーのイメージを強化するものであること。
- 他のロータリー・クラブが模倣できるものであること。
- 賞が贈られるロータリー年度において、進行中または完了されたものであること。
- 単一ロータリー・クラブによって実施されたものであること。

地区レベルの競争であるため、個々のガバナーは、地区内のプロジェクトから1件のみ提出することができる。有意義なクラブ・プロジェクトを見極めるため、ガバナーは地区選考委員会を選出し、発表することが奨励される。

RI会員増強・拡大賞プログラム

RI理事会が設定したRI会員増強・拡大賞プログラム（ロータリー章典43.070.）と呼ばれる年次賞には、既存クラブの会員増強、現クラブ会員の退会防止、新クラブの結成の奨励策が含まれている。

毎年、国際協議会で、ガバナー・エレクトは、次期クラブ会長と協力して、次のロータリー年度の会員目標を設定するよう要請される。ガバナー・エレクトは、会長エレクト研修セミナーのときに、次期クラブ会長と会員増強の重要性について話し合い、次期クラブ会長ひとりひとりにクラブの会員目標（純増率）を設定するよう要請する。各ガバナー・エレクトは、その数字を集計し、地区会員目標（全クラブの純増率と新クラブの数）として地区協議会で発表する。

プログラムの期間は、毎年7月1日から5月15日までである。ガバナー・エレクトは地区の目標を7月1日までにRIに報告する。開始時の各地区の会員数は、RIが毎年9月30日までに受理する「クラブの７月の半期報告書式」に基づく。

5月15日後は、各ガバナーはRIに報告する。

- 増加率の最も高い地区内クラブ
- 新会員を最も多数入会させた地区内クラブ
- 退会率の最も少ない地区内クラブ
- 新クラブのスポンサーとなったクラブ

こうしたクラブにはそれぞれRI会長の署名した賞状が贈られる。さらに、5月15日までに会員目標を達成したか、上回った地区のガバナーは、RI会長から地区会員増強賞を受賞する。このような地区はまたロータリアン誌に掲載される。

RIは、年度を通じて、すべてのRI出版物で会員増強・拡大賞を推進する。ガバナーは、月信その他の手段を通じてこの賞を推進しなければならない。

第5章　職業奉仕（Vocational Service）

職業奉仕に関する声明（Statement on Vocational Service）

職業奉仕とは、あらゆる職業に携わる中で、奉仕の理想を生かしていくことをロータリーが育成、支援する方法である。職業奉仕の理想に本来込められているものは次のものである。

1) あらゆる職業において最も高度の道徳的水準を守り、推進すること。その中には、雇主、従業員、同僚への誠実、忠実さ、また、この人たちや同業者、一般の人々、職業上の知己すべての公正な取り扱いも含まれる。
2) 自己の職業またはロータリアンの携わる職業のみならず、あらゆる有用な職業の社会に対する価値を認めること。
3) 自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てること。

職業奉仕は、ロータリー・クラブとクラブ会員両方の責務である。クラブの役割は、模範となる実例を示すことによって、また、クラブ会員が自己の職業上の手腕を発揮できるようなプロジェクトを開発することによって、目標を実践、奨励することである。クラブ会員の役割は、ロータリーの原則に沿って、自らと自分の職業を律し、併せてクラブが開発したプロジェクトに応えることである（ロータリー章典8.060.1.）。

ロータリアンの職業宣言（Declaration of Rotarians in Businesses and Professions）

1989年規定審議会は次の職業宣言を採択した。

事業または専門職務に携わるロータリアンとして、私は以下の要請に応えんとするものである。

1) 職業は奉仕の一つの機会なりと心に銘せよ。
2) 職業の倫理的規範、国の法律、地域社会の道徳規準に対し、名実ともに忠実であれ。
3) 職業の品位を保ち、自ら選んだ職業において、最高度の倫理的規準を推進すべく全力を尽くせ。
4) 雇主、従業員、同僚、同業者、顧客、公衆、その他事業または専門職務上、関係をもつすべての人々に対し、ひとしく公正なるべし。
5) 社会に有用なすべての業務に対し、当然それに伴う名誉と敬意を表すべきことを知れ。
6) 自己の職業上の手腕を捧げて、青少年に機会を開き、他人からの、格別の要請にも応え、地域社会の生活の質を高めよ。
7) 広告に際し、また自己の事業または専門職務に関して、これを世に問うに当たっては、正直専一なるべし。
8) 事業または専門職務上の関係において、普通には得られない便宜ないし特典を、同僚ロータリアンに求めず、また与えうることなかれ（89-148）。

2004年規定審議会は、この声明をさらに支援するため、すべてのロータリアンが、事業および専門職務上の倫理に対するロータリーの決意を実証するような生き方を目指し引き続き実践し、また、21世紀を迎え、奉仕活動の第二世紀に移行するにあたり、ロータリー・クラブが、ロータリーの高度な道徳的水準を実証する個人を惹きつけ、探し出してきたこれまでの顕著な実績を継続して構築していくという決議案を採択した（04-290）。

四つのテスト（The Four-Way Test）

四つのテストは、1932年にハーバート J. テイラー（後の国際ロータリー会長）により創作された。理事会は四つのテストにロータリー・クラブの注意を喚起すべきであると同意した。

四つのテスト

言行はこれに照らしてから
1) 真実かどうか
2) みんなに公平か
3) 好意と友情を深めるか
4) みんなのためになるかどうか

四つのテストの複製並びに使用（Reproduction and Use of The Four-Way Test）

四つのテストを複製あるいは使用する唯一の目的は、人間関係における高度の道徳的水準の向上を図り、それを維持することでなければならない。複製は販売や利益を増すための広告と結びつけてはならない。しかしながら、商社、団体または公共機関の人間関係のすべてが四つのテストの方針に沿って実施されることを願って真剣に努力していることを説明するような方法としてならば、書簡箋やその他の印刷物に使用してもよい。四つのテストの複製はすべて上記の形式で作成されなければならない（ロータリー章典8.060.2.）。

四つのテストを、一つのロータリー・クラブあるいはクラブ・グループが頒布する物品の一部として、またこの物品に関連させて複製する場合、当該ロータリー・クラブが複製した旨の断り書きをテストの本文の下方のどこかに入れるべきである。これは、それらのクラブがあらゆる人間関係を四つのテストに照らして実施しようとしていることを連想させるのにふさわしいからである。四つのテストは、いかなる意味においても「規則」として取り扱われてはならない。

職業指導（Vocational Guidance）

青少年の職業選択を援助する活動は、クラブの職業奉仕委員会の活動の一つである（ロータリー章典10.070.6.）。クラブは、職業奉仕委員会の下に「就職相談」小委員会を設置してもよい。

職業奉仕活動（Vocational Service Activities）

合同で着手すれば、より実り多き成果を上げられると思われる奉仕プロジェクトを、適切であれば、開発する。このようなプロジェクトには次のものが含まれるであろう：従業員研修、引退後の奉仕の機会、識字率の向上、職場の薬物濫用防止と治療、職業相談、職業活動表彰プログラム。

職業奉仕の範囲は、クラブとロータリアンの創意によって無限に広がる。ロータリアンは、自己の職業に基づいてクラブで職業分類されているのであるから、職業奉仕は、すべてのロータリー・プログラムを遂行するうえで不可欠な要素である。その影響は、他の奉仕部門に及ぶ。

RI理事会は、クラブに対して職業奉仕活動から発生しうる賠償責任から保護される必要があるかどうかについて法律顧問の顧問から助言を受けるよう要請している。適切であれば、保険加入の是非あるいは危機管理業務の実施などについて助言を受けるよう要請している。

ロータリー・ボランティア（Rotary Volunteers）

ロータリー・ボランティア・プログラムは、ロータリー提唱の奉仕プロジェクトにも、他団体の有意義なプロジェクトにも、ボランティア奉仕の機会のあることについてロータリアンの理解を深めるために創設されたものである（ロータリー章典41.060.1.）。このプログラムにより、クラブと地区は、地元では得られない専門職ボランティアを見つけることができ、ボランティアは、奉仕プロジェクトの完了に協力できる。ロータリアン、ロータリアンの配偶者、ローターアクター、財団学友、およびロータリアンでない人（ロータリアンが直ちに得られない場合）が、このプログラムに参加できる（ロータリー章典41.060.3.）。

RI理事会は、ロータリー・ボランティアに登録しうるロータリアンの人数について地区内ロータリアン数の1パーセントまでという上限を設けた。さらに、ボランティアは専門知識や技術面で実績を上げていることを期待されているので、25歳以上でなければならない（ロータリー章典41.060.3.）。

クラブ会長とガバナーは、ロータリー・ボランティアの活用を高めるために、職業奉仕委員会の小委員会としてロータリー・ボランティア委員会を設置しなければならない。RIは、ボランティアに活動の場を提供し、訓練し、資金を提供しているボランティア援助団体の名簿を整備しているばかりでなく、ボランティアと、有望な社会奉仕と国際奉仕プロジェクト実施地の情報源となっている。

職業奉仕月間（Vocational Service Month）

RI理事会は、クラブも、職業奉仕の理想を日常実践するように強調するために、毎年10月を特に職業奉仕に焦点を絞ったプログラムを行う「職業奉仕月間」と定めた（ロータリー章典8.060.3.）。

「職業奉仕月間」中、クラブに推奨する具体的な活動には次のようなものがある。

1) 地区レベルの行事でロータリー・ボランティアを表彰すること。
2) ロータリー親睦活動への参加を推進すること。
3) 職業奉仕活動またはプロジェクトを提唱すること。
4) 空席の職業分類に会員を入会させる会員増強活動。

ロータリアン間の取引関係
（Business and Professional Relations Among Rotarians）

ロータリアン間の取引関係に関するロータリーの方針は次の通りである。すなわち、ロータリアンはその同僚ロータリアンから、他の事業家に対する場合よりも多くの利便を期待したり、これを要求するようなことがあってはならない。競争業者に対する義務として、また職業奉仕の精神において、ロータリアンは、取引関係にある他の事業家には普通与えないような特典を同僚ロータリアンに与えてはならない（ロータリー章典11.070.）。

第6章 社会奉仕（Community Service）

社会奉仕に関する声明（Statement on Community Service）

1992年規定審議会は、社会奉仕に関する次の声明を採択した（以後改正された国際大会決議23-34とともに使用されるべきものである）。

ロータリーの社会奉仕とは、ロータリアンひとりひとりの個人生活、事業生活、社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理想の適用を実行することについては、各ロータリー・クラブが多彩な社会奉仕活動を開発して、会員に奉仕活動の輝かしい機会を与えてきた。ロータリアンの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すために、その原則は次のようにまとめられる。

社会奉仕は、ロータリアンひとりひとりが「超我の奉仕」を実証する機会である。地域に住む人々の生活の質を高め、公共のために奉仕することは、すべてのロータリアン個人にとっても、またロータリー・クラブにとっても献身に値することであり、社会的責務でもある。

この精神に立脚して、各クラブに対し次のように勧奨する。

1) 地域社会における奉仕の機会を定期的に調査し、各クラブ会員に地域のニーズを検討させること。
2) 社会奉仕プロジェクトを実施するに当たっては、会員の得意とする職業上の能力や趣味の力を生かすこと。
3) どのようにささやかであっても、あらゆる社会奉仕活動が重要であると認識したうえで、地域のニーズを汲み、地域内のクラブの立場や力量を勘案してプロジェクトを始めること。
4) 各種社会奉仕活動を秩序立てるために、ロータリー・クラブが提唱するインターアクト・クラブ、ローターアクト・クラブ、ロータリー地域社会共同隊、その他のグループと緊密に協力すること。
5) 国際レベルのロータリー・プログラムと活動を通じて社会奉仕プロジェクトを強化する機会を確認すること。
6) 社会奉仕プロジェクトの実行に当たっては、望ましく、また、実現可能な限り、必要とされる資金や人材の提供までも含めて、地域社会にも参加を求めること。
7) 社会奉仕の目標を達成するために、RIの方針に沿って他団体と協力すること。
8) 社会奉仕プロジェクトが一般社会の人々に十分認められるようにすること。
9) 社会奉仕活動において他の団体の協同参加を促進する触媒としての役割を果たすこと。
10) もしそれが適当であるならば、公共組織、奉仕団体、その他諸団体に、継続中のプロジェクトを委譲すること。そうすれば、ロータリー・クラブは新プロジェクトに携わることが可能となる。

RIは、ロータリー・クラブの連合体として、社会奉仕のニーズや活動を伝え、広め、かつロータリーの綱領を推進し、参加を望むロータリアンやロータリー・クラブ、地区の力を結集すれば役立つと思われるプログラムやプロジェクトを適宜提案する責務を負っている（92-286）。

社会奉仕に関する1923年の声明（1923 Statement on Community Service）

次の声明は1923年国際大会で採択され、以後の国際大会で改正されたものである。

ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理想の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリー・クラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

1) ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕―「超我の奉仕」の哲学である。
2) 本来ロータリー・クラブは、事業および専門職務に携わる人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受入れ、次の四つのことを実行することを目指している人々の集まりである。

   まず第1に、奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体で学ぶこと。第2に、自分たちのあいだにおいても、また地域社会に対しても、その実際例を団体で示すこと。第3に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと。そして第4に、個人として、また団体としても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の人々のすべてが、理論的にも実践的にも、これを受入れるように励ますことである。
3) RIは次の目的のために存在する団体である。
   a) ロータリーの奉仕の理想の擁護、育成および全世界への普及。
   b) ロータリー・クラブの設立、激励、援助および運営の管理。
   c) 一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また、強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図り、社会奉仕活動についても、既に広く多くのクラブによってその価値が実証されており、RI定款に掲げられているロータリーの綱領の趣旨にかない、これを乱すような恐れのない社会奉仕活動によってのみ、その標準化を図ること。
4) 奉仕するものは行動しなければならない。従って、ロータリーとは単なる心構えのことをいうのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリー・クラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。そこで、ロータリー・クラブの団体的行動は次のような条件の下に行うように勧められている。いずれのロータリー・クラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を、それもなるべく毎年度異なっていて、できればその会計年度内に完了できるようなものを、後援するようにすることが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ会員の一致した協力を必要とするものでなければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものとする。
5) 各ロータリー・クラブは、クラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについて絶対的な権利をもっている。しか

し、いかなるクラブも、ロータリーの綱領を無視したり、ロータリー・クラブ結成の本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行ってはならない。そしてRIは、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、しかし、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを命じたり禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする。

6) 個々のロータリー・クラブの社会奉仕活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている。
   a) ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリー・クラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功しえないような広範囲の社会奉仕活動は、他に地域社会全体のために発言し、行動する適切な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリー・クラブはその仕事の邪魔をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活動すべきであり、また、その土地の市民として、他の善良な市民と一緒に、広くすべての社会奉仕活動に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事のうえでその分を果たすべきである。
   b) 一般的に言って、ロータリー・クラブは、どんな立派な事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。
   c) ロータリー・クラブが奉仕活動を選ぶ場合に宣伝をその主たる目標としてはならないが、ロータリーの影響力を拡大する一つの方法として、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきである。
   d) ロータリー・クラブは、仕事の重複を避けるようにする必要があり、総じて、他に機関があり、それによって既に立派に行われている事業に乗り出すようなことをしてはならない。
   e) ロータリー・クラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにしても差し支えない。ロータリー・クラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活用することのほうが望ましい。
   f) ロータリー・クラブはそのすべての活動において、宣伝者として優れた働きをし、多大の成功を収めている。ロータリー・クラブは地域社会に存在する問題を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事がロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心をもっていると考えられる他のすべての団体の協力を得るように努力すべきであり、そして、当然ロータリー・クラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分のほうの力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。
   g) クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するもののほうがロータリーの精神によりかなっていると言える。それは、ロータリー・クラブでの社会奉仕活動は、ロータリー・クラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えら

れたいわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである（23-34, 26-6, 36-15, 51-9, 66-49）。

社会奉仕活動への参加（Participation in Community Service Activities）

地域社会のニーズに対して、政府および民間の諸団体が活動しているが、しかし、ロータリー・クラブやロータリアンが地元地域社会において効果的かつ重複しない奉仕を引き受ける各種やりがいのある機会が依然として存在する。効果的な社会奉仕をする基礎として、ロータリー・クラブ会長は、人間尊重、地域発展、環境保全、協同奉仕、の社会奉仕小委員会の委員を務めるロータリアンを任命するよう奨励されている。この小委員会は、次のことを行うよう要請されている。

1) 地元内のそれぞれの地域の特定の相対的状況を総合的に調査、分析し、地域社会のニーズを確認する。
2) 地域社会のニーズを見いだすために個人的、また職業上の立場を生かしてクラブの区域内を探り、社会奉仕委員会の調査、分析を補足、強化するよう個々のクラブ会員に勧める。
3) 他の地域団体との会合を、所定の方針に合致して行うことができる場合、そのような会合を開き、話し合いと意見の交換をする。
4) 地域社会のニーズに積極的に関心を示し、これに精通していることを会員候補者選考の一要素に含める（ロータリー章典8.070.2.）。

RI理事会は、クラブに対して、財政的貢献ばかりでなく、「実際に汗を流すような」社会奉仕プロジェクトを開始、推進することを奨励してきた。

ロータリー・クラブおよびロータリアンは、地域社会のニーズに応えるため、「奉仕の機会に関する項目」における優先分野のプロジェクトに取りかかることができる。

ロータリー地域社会共同隊（Rotary Community Corps — RCC）

ロータリー地域社会共同隊（RCC）は、ロータリーの奉仕への献身を共有するロータリアンではない男女の集まりである。提唱ロータリー・クラブの指導の下に、献身的なRCCの隊員が地元地域社会における生活の質を改善するために、自らの技能を生かし、活動する。

RI理事会はRCCの目標についての次の声明を採択した。

1) 個人が各自の村、隣村、あるいは他の地域社会の改善を図ることに責任をもって活動するよう奨励する。
2) あらゆる有用な業務の尊厳の真価を認識する。
3) 生活の質の向上を図るため自主自助の活動と協同活動を実施する。
4) 地元の文化や地域社会の状況下において、人間の能力を最大限に発揮するよう奨励する（ロータリー章典41.030.2.）。

各ロータリー地域社会共同隊は、善良なる性格と指導者としての素質を備えた少なくとも10人の成人によって構成されるものとする。ロータリー地域社会共同隊の所在する村または地域社会に居住、就職、勉学中の男女なら誰でも隊員になれる（ロータリー章典41.030.3.）。

ロータリー地域社会共同隊は、名称の後に　「（名称）ロータリー・クラブ提唱」と記すものとする。共同隊隊員は、提唱クラブの会員であってはならないし、また準ロータリアン、あるいはロータリアン候補者とみなしてはならない。

ロータリー地域社会共同隊の記章は隊員の専用と便益のために保全されなければならない。各隊員は隊員身分を持続中、品位ある適正な方法で、記章を着用し、あるい

はその他の方法で展示する資格を与えられている。この資格は隊員身分の終結、または共同隊の解散のときをもって消滅するものとする。

ロータリー地域社会共同隊は、ロータリー・クラブにより結成、提唱され、その指導と助言を受ける。ガバナーの確認後、RIの認証を受けて設立される。他の方法によっては、共同隊を設立することも継続することもできない。提唱ロータリー・クラブが引き続き提唱し、RIが引き続き認証しなければ、ロータリー地域社会共同隊は存続できない。提唱ロータリー・クラブは、RIの定める枠内で、ロータリー地域社会共同隊を結成し、以後、指導助言をする責務を負う。

ロータリー地域社会共同隊の納付金、会費または分担金は、ごくわずかとし、共同隊の運営費を賄えるだけの金額とする。実施される活動およびプロジェクトの資金は、提唱クラブからの支援をもって調達するものとする。

ロータリー地域社会共同隊員をロータリー・クラブ並びにロータリー地区大会のプログラムに参加するよう招待するロータリー・クラブおよび地区大会は、起こりうる法律上の責任に対しクラブないし地区大会を保護するために、十分な旅行傷害保険および責任保険に加入すべきである。RCCに関する詳細は、「ロータリー地域社会共同隊要覧」（770-JA）およびRIウェブサイト（www.rotary.org）に掲載されている。

家族月間（Family Month）

世界中のロータリアン、クラブおよび地区は、毎年12月に「家族月間」を祝い、プロジェクト、活動、行事などを実施し、家族と地域社会への献身を示すよう奨励されている（ロータリー章典40.070.）。

第7章　国際奉仕（International Service）

国際奉仕の目的（Purpose of International Service）

ロータリアンのあいだに、また、一般の人々のあいだに理解と善意をはぐくむことが、ロータリーの国際奉仕の明確な任務である（ロータリー章典8.080.1.）。

国際奉仕の基本方針（Policy of International Service）

ロータリーの国際奉仕の目指していることは、ロータリーの綱領の第4項に表現されている。すなわち、「奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進する」ことにある（RI定款第4条、標準クラブ定款第4条）。自由、正義、真実、宣誓の神聖、人権尊重は、ロータリーの原則に本来備わっているものであり、また、国際平和と秩序の維持および人類の発展に不可欠である（ロータリー章典8.080.2.）。

国際奉仕は、概念上、次のような四つの一般的分野に分類できる。

1) 世界社会奉仕プログラム
2) 国際レベルの教育および文化交流活動
3) 特別月間と催し
4) 国際的な会合（ロータリー章典8.080.3.）

個々のロータリアンの責務（Responsibility of the Individual Rotarian）

世界に目を向けるロータリアンは、

1) 愛国主義にとらわれず、自分が、国際理解と親善と平和を推進するという責務を共に負っているものとみなす。
2) 国家的または人種的優越感によって行動しないようにする。
3) 他国民と協調する共通の基盤を求め、これを育成する。
4) 理想、言論、集会の自由、迫害と侵略からの解放、欠乏と恐怖からの解放を享受できるように、個人の自由を守る法律と秩序を擁護する。
5) どこかが貧困であれば、全体の豊かさを危うくすると認識し、あらゆる国の人々の生活水準を高めようとする措置を支援する。
6) 人類に対する正義の原則を高くかざす。この原則は基本であり、世界的なものでなければならないと認識する。
7) 国家間の平和を推進しようと常に努め、この理想のためには個人的犠牲を払う覚悟をする。
8) 実践されれば、必ず豊かで充実した人生をもたらす、倫理的・精神的基本水準が存在すると認識しながら、国際親善の一歩として、あらゆる他の人々の信念を理解する心をかき立て、これを実践する（ロータリー章典8.080.4.）。

ロータリー・クラブの責務（Responsibility of the Club）

ロータリー・クラブは、政府や世界問題あるいは国際間の政策に影響を与えるような団体行動をとってはならない。しかし、個々の会員に対して、事実をわきまえた建設的な心構えをもつよう奨励しなければならない。

ロータリー・クラブで、討論会を開催して、公共の問題を論じても差し支えない。但し、そのような場における一連の措置は、奉仕の第4部門を助長するものでなけれ

ばならない。もし論争点のある場合には、双方の主張が十分に発表されることが肝要である。

RIの方針としては、ロータリー・クラブが核時代や貿易などの国際問題を公平な立場で討論するプログラムを退けるものではない。これらの問題は、平和の追求という範囲内において真剣に考え、討議するのにふさわしいテーマである。

ロータリー・クラブにおいて国際的な論題を取り上げる場合、論者に他国の国民を攻撃しないように注意してほしい。また会合において表明された個々の論者の意見に対しては、ロータリー・クラブは必ずしも責任を負うとは限らないことを明らかにしておかなければならない。

ロータリー・クラブは、国際問題に関係をもつ特定の計画に関するいかなる決議をも採択してはならない。ある国のクラブから他の国のクラブ、国民あるいは政府に対して何らかの行動をとることを要望してはならないし、また、特定の国際問題の解決に関する計画案や意見書を配布してはならない。

ロータリー・クラブが存在する国家間の関係が緊迫している場合には、悪意や誤解を増すことがないように、関係国およびほかの国々のクラブは、細心の注意を払わなければならない（ロータリー章典8.080.5.）。

ロータリー・クラブとロータリアンは、なお一層の努力をして、世界中の人々のあいだに理解と親善を奨励・助長するよう要請されている－常にRIの所定の方針を守ること、また、誤解を生じ、悪意を生み、平和達成と維持への努力を後退させるような行動、発言、通信、文書は、躊躇することなく避けること（第１章の「ロータリーと政治」の項と第3章の「地域社会、国家、国際問題の方針」の項と標準ロータリー・クラブ定款第12条を参照）（ロータリー章典50.010.3.）。

国際ロータリーと国際奉仕（Rotary International and International Service）

RIは、さまざまな見解を持つ多数の国に存在しているロータリー・クラブによって構成されているのであるから、RIは、政治問題に関し団体行動をとったり、団体声明を発表してはならない（ロータリー章典26.040.）。とはいえ、RIは、世界各地の加盟クラブを通じて、国家間の平和の基礎として人々のあいだに国際理解と親善を鼓舞・育成している。

国の法律および慣習（Laws and Customs of a Country）

ロータリアンのあいだに、理解と親善を促進するに当たって、ある国において合法とされていること、あるいは慣習となっていることが、他の国においては合法でない場合や慣習となっていない場合が多数あることを、認めなければならない。従ってロータリアンは、他国の法律や慣習を批判したり、干渉するようなことを慎まなければならない（ロータリー章典8.080.6.）。

世界社会奉仕（World Community Service — WCS）

世界社会奉仕プログラムは、国際奉仕に属す活動である。ロータリアンは、このような活動を通じて、人々の生活を改善し、人々のニーズに応えるプロジェクトを実施する。そして、物質的、技術的、専門的援助を通じて、国際理解と親善を推進する（ロータリー章典41.080.）。

目標

1) 援助を必要としている人々の生活の質を、ロータリーの国際奉仕を通じて、高めること。
2) 異なる国のロータリー・クラブと地区が協力して国際奉仕プロジェクトを遂行するのを奨励すること。

3) 援助を必要とするプロジェクト、それに援助を提供したいという申し出についての情報交換の機会を効果的に提供すること。
4) 国際規模の開発や文化上の問題について、さらに自主自助のプロジェクトを実施する重要性についてロータリアンの理解を深めること。
5) RIと財団の関係プログラムと活動の参加者にWCSプログラムの提供するサービスを利用してもらうこと。
6) ロータリー財団その他からWCSプロジェクトに授与される補助金についてロータリアンに知らせること。
7) WCSの成功談を他のロータリアンに伝えること。
8) 国際理解、親善、平和を育成すること（ロータリー章典41.080.1.）。

WCSに関する詳細は、「世界社会奉仕要覧：行動への指針」（742-JA）およびRIウェブサイト（www.rotary.org）に掲載されている。

WCSプログラムは、次の活動を含む。

1) WCSの機会と活動を通じてロータリーの国際奉仕の目標を広く知ってもらうようにすること。
2) WCSプロジェクト交換室の推進と活用。
3) 適切であれば、地区レベルとクラブ・レベルにおいて国際奉仕委員会とロータリー財団委員会との協力を推進すること。
4) WCS活動を含む国際奉仕の牽引車として国際共同委員会を拡張すること。
5) 災害救援プロジェクトの支援を推進すること。
6) 2月23日の「世界理解と平和の日」の推進。
7) WCSプロジェクトを寄贈品と奉仕活動で援助するための現物拠出情報ネットワークの活用。
8) 国際奉仕プロジェクト諮問委員会（IPACs）がWCS活動の有益な骨組みとなっている地域においては同委員会の目的と業績を推賞すること。
9) 国際ボランティア奉仕など、WCS活動にロータリアンを直接参加させること（ロータリー章典41.080.2.）。

地区とクラブはWCS小委員会を含む国際奉仕委員会を設置するよう推奨されている。その目標は、理解を深め、連絡を直結させ、あらゆる種類の国際奉仕の責任系統を明確にすることである。クラブ会長とガバナーは、WCS小委員会委員長を、適切であれば、社会奉仕委員会の職権上の委員に任命するよう奨励されている（ロータリー章典21.030.）。

地区やクラブから特定のWCS活動に関して協力や援助を要請する場合、一つまたは限られた数の地区かクラブを対象とするならば、配布に関する一般規定に課された制限条項に制約されない（ロータリー章典11.040.2.）。

世界社会奉仕プロジェクト交換

RI事務局は、提唱ロータリー・クラブ、ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブ、ロータリー地域社会共同隊が援助を要請しているWCSプロジェクトの「登録」を整備している。ロータリー・クラブは2通りの方法でこの登録を活用することができる。

1) 社会奉仕プロジェクトに援助を求めているクラブは、プロジェクトの詳細をプロジェクト交換資料書式に記入して提出できる。この書式は、世界本部に送付する。書式に記入されたプロジェクト情報は、RIウェブサイト（www.rotary.org）の検索可能なデータベースとしてWCSプロジェクト交換一覧表に掲載される。

2) WCSプロジェクト交換を支援したいクラブは、世界本部に連絡を取り、特定の国または地理的区域におけるプロジェクト、特定の種類のプロジェクト、或いは特定金額に関する情報を要請することができる。要請をしたクラブには、支援したい分野に沿って一つまたはいくつかのプロジェクトについての情報が送られてくる。情報を要請したからといって、そのクラブがWCSプロジェクトを引き受ける義務を負うことにはならない。

ガバナー、ロータリー・クラブが、ロータリーに合致した目的と活動を掲げる他団体と協力するのは妥当と思われる。但し、このような協力がWCSの実施に著しく役立つ場合に限られる（ロータリー章典41.080.3.）。（第3章の「国際ロータリーと他団体との協力」も参照のこと）。

現物拠出情報ネットワーク

現物拠出情報ネットワーク（DIN）は、WCSプログラムの中の推奨されている奉仕活動で、現物を寄贈しようとするロータリアンと、その寄贈品を活用できるロータリー・プロジェクト（または他のプロジェクト）とを結びつける情報システムを提供することである。主として開発途上国のプロジェクトがこの寄贈品を利用できる。

このシステムの目標は次の通りである。

1) WCSプロジェクトへの援助を必要としているロータリアンの援助源を増やすこと。
2) 全ロータリアンの情報源となり、WCS活動全般を支援するために、WCSプロジェクト交換を効果的に補足すること（ロータリー章典41.080.4.）。

飢餓救済（Alleviation of Hunger）

RI理事会は、飢餓救済に関するRIの姿勢について次の声明を採択した。

RIは、次のことを認識している。

1) 飢餓救済という目標は最優先しなければならない。
2) この点につき、児童、母親、高齢者は、特に、弱い立場にあるので、ここに主として関心を注ぐ。
3) 飢餓との闘いは、世界中の人々の共通の責務である。
4) 既存のプログラムのレベルアップを図ることで飢餓と栄養不良をかなり減少できる。
5) 飢餓と栄養不良という問題は、世界理解と平和を目指すうえで、社会的、政治的に非常に大きな問題である。
6) 世界社会の同意と支援を得るために、一般社会の人々を動員することが必要である。

従って、RIは、次の四つの目標をかなえるために努力するよう奨励し支援する。

1) 飢饉による飢餓と餓死を救済すること。
2) 児童の栄養不良と死亡を大幅に減らすこと。
3) 慢性的飢餓を激減させること。
4) 不十分な栄養による主要な疾病を撲滅すること（ロータリー章典42.070.1.）。

ロータリー友情交換（Rotary Friendship Exchange）

ロータリー友情交換は、1988年に採択されたRIの構成プログラムで、国境を越えた個人対個人の交流を通じて国際理解、親善、平和を推進するために、ロータリアンとその家族が他国のロータリアンとその家族を相互に訪問し合い、ホームステイを行うものである（ロータリー章典41.050.）。

友情交換には、2種類ある。一つはクラブ対クラブの訪問者プログラムで、これは個々のロータリアンが他国のロータリアンの家庭に数日間滞在するもので、家族を同

行することもできる。もう一つは地区対地区のチーム・プログラムで、4組から6組のロータリアン夫妻が最高1カ月間ホスト地区内の地域社会を数カ所訪問する。ロータリアン夫妻の数や滞在期間は関係地区双方の合意により変更できる。これら2種類のプログラムはいずれも地区友情交換委員会が調整に当たり、RIに経費の負担をかけずに実施される。地区は，単一職業の交換プログラム、すなわちホストおよびゲスト・ロータリアンが同じ職業についているといった交換も考慮するよう奨励されている。ロータリアンは、ロータリー国際大会の前後に友情交換を行うことを手配をするよう奨励されている。出版物の「ロータリー友情交換の手引き」（702-JA）には、このプログラムの全貌が詳細に解説されており、RIウェブサイト（www.rotary.org）で入手できる。

世界理解月間（World Understanding Month）

特別月間として「世界理解月間」が毎年2月に遵守されている。同月間中、クラブは、世界平和に不可欠な理解と親善を強調したクラブ・プログラムと活動を実施するよう要請されている。RI理事会は、さらに、クラブがこの期間中、WCSに関するプログラムを発表するよう奨励している（ロータリー章典8.050.）。

世界理解と平和の日（World Understanding and Peace Day）

2月23日は、最初のロータリー・クラブ会合が開かれた記念日であり、世界理解と平和の日として遵守されている。各クラブは、この日、国際理解と友情と平和へのロータリーの献身を特に認め、強調しなければならない（ロータリー章典42.040.1.）。

ロータリー国際理解と平和賞
（Rotary Award for World Understanding and Peace）

ロータリー国際理解と平和賞の目的は、国際ロータリーの理想と綱領にかなった卓越した業績を挙げたロータリアン以外の人または団体を表彰し、その人や団体に敬意を表するものである。本賞は次の各項を実行することを目的としている。

- 地元あるいは国際レベルで人道的活動を通して、この目的遂行のために多大の貢献をした個人または団体を表彰すること。
- より多くのロータリアンが、個人的に人道的奉仕に参加するよう、ロータリアンを鼓舞し、奨励し、意欲を起こさせること。
- 人道的奉仕分野への輝かしい貢献者としてのロータリアンおよび国際ロータリーに対する一般の認識を高めること。

瑕疵なき現役ロータリアンであれば誰でも個人、或いは団体を本賞の候補者として推薦することができる。死後推薦は考慮されない。

管理委員会委員として奉仕する元会長を除く元会長審議会が、本賞の選考委員会を務める。選考委員会は、受賞者1名と補欠2名をRI理事会およびロータリー財団管理委員会に推薦し、次の会合においてRI理事会の同意を得て、郵便投票の手続により管理委員会の同意を求める。事務総長は、順次受理方式に基づき、8月15日前までに受け取った受賞者および前回、選考委員会によって審査を受けた受賞者の推薦を受理するものである。事務総長は推薦を審査し、10名から20名の極めて優れた適格な被推薦者を選考委員会に提出するものとする。さらに、事務総長は、同委員会が審査できるよう、過去３年間の第一補欠と第二補欠を同委員会に提出するものである。選考は、国際協議会期間中に開かれる元会長審議会の会合において行われる。定足数に満たない場合、或いは理事会および（または）管理委員会が選考委員会の推薦と一致しない場合、本賞は授与されることはない。

選考委員会委員は、標準推薦手続を通して提出された候補者のみを選考することができる。選考過程中は、追加候補者を推薦したり、考慮することはできない。

補欠が通知を受けるのは、受賞者が賞を受諾しなかった場合、或いは年次大会への出席に同意しなかった場合においてのみである。

受賞者は、1年に1人とする。受賞者ならびに補欠の選考にあたっては、候補者の居住国および受賞者が受け取る補助金の恩恵を受ける国々を慎重に考慮すべきである。

受賞者が賞を受け取るためには、国際大会に実際に出席することを明言しなければならない。

受賞者には、受賞者が選択し、管理委員会が承認したプロジェクトを支援するため、ロータリー財団から副賞として米貨10万ドルが授与される（ロータリー章典43.050.）。

国際共同委員会（Intercountry Committees）

2カ国以上の国のロータリアンとクラブ間の交流を奨励するために、異なる国の人々の親睦と文化間の理解を推進するために、ロータリアン、ロータリー・クラブまたは地区は，国際共同委員会を設置するよう要請されている。この委員会は、ガバナーが承認し、ガバナーが組織するものとする。

国際共同委員会には2重の目的がある。

1) ロータリアンに対して、互いの国と家庭を訪問し合うよう奨励することによって、国際理解と親善を深めること。
2) クラブと地区に対して、WCSまたは他の国際的プロジェクトに一緒に参加することによって他国のクラブと地区との提携を築くよう奨励し、友情のきずなをより一層強いものにすること（ロータリー章典36.030.）。

このような委員会の組織と機能はロータリー・クラブと地区の独立した活動である。国際共同委員会はRIの財政支援なしに、活動するものとする。しかし、1年以上に及ぶWCSプロジェクトなどの進行中の奉仕活動を手がける委員会は、RIの「多地区合同奉仕活動」の方針に従わなければならない（第2章参照）（ロータリー章典36.030.2.）。

ロータリー親睦活動（Rotary Fellowships）

ロータリー親睦活動は、RIの構成プログラムである。2002年までは、このプログラムはロータリー趣味・職業別親睦活動（RRVF）として管理されていた（ロータリー章典41.040.）。

ロータリー親睦活動とは、ロータリーの綱領を推進する特定の有意義な活動を遂行するために結束したロータリアンのグループである。その活動には、教育、保健、職業、環境、レクリエーションに関連したもの、またそれ以外のものも含まれる。親睦活動はRIに依存せず独自に実施されるが、ロータリー標章の使用を含め、RIの方針に合致していなければならない。また、宗教的な信条や政治問題、或いは他の団体を推進する目的に利用してはならない。国際ロータリーが当該グループの存在を認めることは、RI、あるいは、RIのいずれの地区、もしくはロータリー・クラブも、そのグループのために法的、財政的、あるいは、その他の義務もしくは責任を負うものではない。親睦グループはRIを代行したり、代表したり、そのような行動を取る権限があることを暗示したりしてはならない。親睦グループは、財政的にも管理的にも、また、その他の面においても自立していなければならない。いかなる国においても当該国の法律に違反して、存在したり、あるいは、活動したりしてはならない（ロータリー章典41.040.1.）。

ガバナーは地区親睦活動委員会を設置するよう推奨されている。この委員会は、委員長１名とすくなくとも3名の委員から成り、地区内クラブ間の親睦活動、他地区の同種の活動との交流、関連のある国際親睦活動を担当する（ロータリー章典21.060.）。

親睦活動の公式認定は、RI理事会の審査と許可およびその他の親睦活動の設置に関する方針によるものである（ロータリー章典41.040.4.）。

親睦活動に関する詳細は、「ロータリー親睦活動要覧」（729-JA）およびRIウェブサイト（www.rotary.org）に掲載されている。

ロータリー親睦活動月間

6月は、レクリエーション活動や保健と医療問題に共通の関心を寄せるロータリアンや、類似した職業を持つロータリアン同士の国際親睦と親善の重要性を認識し、親睦活動への参加の増加およびこのプログラムに対する理解を促進するため、RI理事会によってロータリー親睦活動月間として指定されたのである。RI理事会は、各親睦グループがプロジェクト、活動および催しを通して「ロータリー親睦活動月間」を祝う活動を強調するよう奨励する（ロータリー章典41.040.10.）。

第8章 新世代（New Generations）

使命（Mission）

各ロータリアンの責務は、年齢30歳までの若い人すべてを含む新世代の多様なニーズを認識しつつ、よりよき未来を確実なものとするために新世代の生活力を高めることによって、新世代に将来への準備をさせることである。すべてのクラブと地区は、新世代の基本的ニーズを支援するプロジェクトに着手するよう奨励されている。基本的ニーズとは、健康、人間の価値、教育、自己開発である。新世代のためのRI構成プログラムとは、インターアクト、ローターアクト、ロータリー青少年指導者養成プログラムおよび青少年交換である。奉仕の機会に関する項目の内容（例えば、危機下の児童擁護、保健、識字・計算能力向上）もまた新世代のニーズに取り組む（第4章「ロータリーのプログラム一般」を参照）。

青少年と接する際の行動規範に関する声明（Statement of Conduct for Working with Youth）

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての人々のために最も安全な環境を作り、維持するよう最善を尽くしている。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアの人々は、ロータリーを通じて関わる児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待を防止して、彼らの身を守るため、最善を尽くす責任がある（ロータリー章典41.090.10.）。

新世代のための月間（New Generations Month）

年齢30歳までの若い人の育成を支援するすべてのロータリー活動に焦点を当てるために、9月は「新世代のための月間」に指定されている。ロータリー・クラブは、「各ロータリアンは青少年の模範」（Every Rotarian an Example to Youth）という標語を、「新世代のための月間」中のクラブ会報や広報資料に使うよう奨励されている（ロータリー章典40.050.2.）。

新世代のための会議（Conferences for New Generations）

ロータリー・クラブは、地域社会レベルで、新世代が地域の指導者と関心事を話し合い、希望、夢、抱負を表明し、自分と居住地域社会の問題の解決策を探るための討論の場を提供しなければならない（ロータリー章典40.050.3.）。

障害のある青少年（Youth with Disabilities）

青少年プロジェクトに障害者を参加させるべきである。ロータリー・クラブと地区は、障害者への奉仕経験をもつ既存団体に接触し、あらゆる援助を与えなければならない。ガバナーが、地区青少年交換委員会の1人を、身障者の長期、短期両方の交換の参加奨励責任者に任命することをRI理事会は推奨している（ロータリー章典41.090.）。

インターアクト（Interact）

インターアクト・クラブは、奉仕と国際理解に貢献する世界的友好精神の中で相共に活動する機会を青少年に与えるために結成される。インターアクト・クラブに入会できる者は高校に在学中の学生または年齢14歳から18歳までの若い人である。新しいインターアクト・クラブの創立会員数は、最低15名をであると推奨されるが、こ

れは義務付けられているものではない（ロータリー章典41.010.）。

目標

インターアクトの目標は次の通りである。

1) 建設的な指導力を養成し、自己の完成を図ること。
2) 他人に対する思いやりと、他人の力になる心構えを奨励し、これを実践すること。
3) 家庭と家族の重要性に対する認識を涵養すること。
4) 個人の価値を認める考え方に立脚して、他人の権利を尊重する観念を養うこと。
5) 個人的成功のためにも、地域社会の改善のためにも、さらには団体としての業績を上げるためにも、各人が責任を負うことがその基本であると強調すること。
6) すべての有用な職業は社会に奉仕する機会であるとして、その品位と価値を認識すること。
7) 地域社会、国家および世界の問題についての知識と理解を深める機会を提供すること。
8) 国際理解と全人類に対する善意を増進するために、個人として、また団体として、進むべき道を切り開くこと。

いかなる意味においても、インターアクト・クラブを提唱ロータリー・クラブまたはRIの一部または合法的加盟クラブと考えてはならない。インターアクト・クラブ会員は「ジュニア・ロータリアン」と呼ばれたりみなされぬものであり、ロータリー徽章を使用したり着用したりしてはならない。ロータリー徽章とは異なったインターアクト・クラブ会員専用の記章が別にある（ロータリー章典44.010.6.）

インターアクト・クラブは、一つのロータリー・クラブまたは数クラブによって結成され、提唱され、かつ指導監督され、そしてガバナーによって確認された後、RIの証明と承認を得て設立される。その他の方法では、創立することも、維持することもできない。クラブの存続は、提唱ロータリー・クラブの不断の後援とRIが継続して承認を与えるか否かにかかっている。RIが設定した機構の下に、提唱ロータリー・クラブは、インターアクト・クラブを結成し、その後指導と助言を与える責任を有し、かつインターアクト・クラブのすべての活動、方針並びにプログラムを完全に統制し、かつ指導監督する。その上、適切であれば、ロータリアンは、証明書、メダル、ピンおよびインターアクトの記章入りシールをもってインターアクターを表彰するよう奨励される（ロータリー章典41.010.）。

インターアクト・クラブが学校を基盤とする場合、提唱ロータリー・クラブは、学校当局の完全な協力の下に、当該インターアクト・クラブを統制し、指導監督するものとする。インターアクト・クラブは、当該学校当局制定の全学生団体並びに課外活動に関する規定並びに方針と同一のものに従わなければならない（ロータリー章典41.010.）。ロータリー・クラブは、教育機関を基盤とするインターアクト・クラブのほかに地域社会に基づくインターアクト・クラブをも提唱するよう奨励されている。

RIが定めた標準インターアクト・クラブ定款があり、RI理事会のみがこれを改正できる。クラブ結成並びに認証の前提条件として、各インターアクト・クラブは、標準インターアクト・クラブ定款を採択しその後にRI理事会により採択される全改正条項を自動的に採用しなければならない。各インターアクト・クラブは標準インターアクト・クラブ定款およびRIが設定した方針に矛盾しない細則を採択しなければならないこの細則は、提唱ロータリー・クラブの承認を得なければならない。（ロータリー章

典41.010.）。
インターアクト・クラブは、会員が選出される居住地または学校の所在地がその所在地域内にあるロータリー・クラブにより提唱されるものとする（ロータリー章典41.010.）。
インターアクト・プログラムに関する詳細は、「インターアクト要覧」（654-JA）およびRIウェブサイト（www.rotary.org）に掲載されている。

世界インターアクト週間
RI理事会は、ロータリー・クラブとインターアクト・クラブに、11月5日を含む1週間を「世界インターアクト週間」として遵守するよう奨励している。それは、世界中のロータリー・クラブとインターアクト・クラブを顕著で国際規模の共通の活動に参加させるためである（ロータリー章典41.010.14.）。

インターアクト指導者研修会
ロータリー地区は、その地区内のインターアクト・クラブ指導者のために会期1日の講習会を開くことを奨励している。この講習会は、地区インターアクト代表の協力を得て、ロータリー地区インターアクト委員会が実施すべきものとする。

ローターアクト・クラブ（Rotaract Clubs）
ローターアクトの目的は、青年男女が個々の能力の開発に当たって役立つ知識や技能を高め、それぞれの地域社会における物質的、あるいは社会的なニーズと取り組み、親睦と奉仕活動を通じて全世界の人々のあいだによりよい信頼関係を推進するための機会を提供することにある（ロータリー章典41.020.1.）。ローターアクト・クラブは、提唱ロータリー・クラブの近隣地域内に居住、就職または就学している18歳から30歳までの青年によって構成される。会員が30歳になったローターアクト年度の6月30日にローターアクト会員身分が終結する。ローターアクト・クラブ年度はロータリー・クラブ年度と一致させなければならない。新しいローターアクト・クラブの創立会員数は、最低15名であると推奨されるが、これは義務付けられているものではない（ロータリー章典41.020.4.）。

目標
ローターアクトの目標は次の通りである。
1) 専門技術および指導能力を開発すること。
2) 個人の価値を認める考え方に立脚して、他人の権利を尊重する観念を養うこと。
3) すべての有用な職業は社会に奉仕する機会であるとして、その品位と価値を認識すること。
4) 指導者としての資質という面でも、職業上の責務を遂行するという面でも、道徳的基準が大切であることを認識し、実践、推進すること。
5) 地域社会と世界各地のニーズ、問題、機会に対する知識と理解を深めること。
6) 地域社会に奉仕し、かつ、国際理解と全人類に対する善意を推進するために、個人として、また、団体として、活動する機会を提供すること。

RI理事会がローターアクト・プログラムに対して採択している年齢枠内のロータリー財団奨学生はすべて、他国で勉学中、ローターアクト・クラブのゲスト会員となる資格を有するものとする（ロータリー章典41.020.5.）。
ローターアクト・クラブ会員組織の継続性を確保するため、できる限り、年齢層のバランスを保つよう心がけなければならない（ロータリー章典41.020.6.）。各ローターアクト・クラブの管理主体は、会長、直前会長、副会長、幹事、会計およびクラ

ブが定めた数のその他の理事をもって構成する理事会とする。上記の人はすべて、クラブの適正な資格を有する会員の中から選挙するものとする。役員および理事の選挙は、地元の習慣と手続に反しない方法によって毎年3月1日までに行わなければならない。但し、選挙に当たってはいかなる場合も、適正な資格を有する出席会員の単純多数以上のものを必要としてはならない。

どのローターアクト・クラブにも、その名称の後に「（名称.....）ロータリー・クラブ提唱」という文言を付するようにすることが強く要望されている（ロータリー章典41.020.8.）。各ローターアクト・クラブは、その便箋類のすべてに提唱ロータリー・クラブの名称を入れなければならない。

ローターアクト・クラブは提唱ロータリー・クラブまたはRIの一部または合法的加盟クラブと考えてはならない。ローターアクト・クラブ会員は「ジュニア・ロータリアン」と呼ばれたりみなされぬものであり、ロータリー徽章を使用したり着用したりしてはならない。ロータリー徽章とは異なった、ローターアクト・クラブ会員専用の記章がローターアクト・クラブと会員のために別にある。個々のクラブ会員が使用するときは、そのまま記章を使ってもよい。クラブを代表して使うときは、クラブの名称も記章と一緒に使わなければならない。記章を所定のロータリー地区内の複数のローターアクト・クラブを代表して使うときは、地区と地区番号を明記したうえで初めて使うことができる。クラブの名称と地区番号なしに、ローターアクトの記章を出版物に使うことはできない。但し、ロータリー・クラブまたはローターアクト・クラブがローターアクト・クラブの業務を創設、続行できるように、RIによって、またはRIの権限で、出版したものについては、クラブ名と地区番号なしにローターアクトの記章を使うことができる。記章の法的管理をしているRIは、記章の他の使い方を認めない（ロータリー章典41.020.9.）。

ローターアクトの標語

ローターアクト・クラブ並びにその会員が使用するのにふさわしい「奉仕を通じての親睦」（Fellowship Through Service）という標語が採択された（ロータリー章典41.020.12.）。

世界ローターアクト週間

RI理事会は、会長の決定した国際規模で顕著な共通の活動にロータリー・クラブとローターアクト・クラブが参加するように3月13日を含む1週間を世界ローターアクト週間として遵守するようロータリー・クラブとローターアクト・クラブに対し、奨励している（ロータリー章典41.020.13.）。

ローターアクト組織

標準ローターアクト・クラブ定款は、RIによって規定されるものであり、かつRI理事会のみが、これを改正できる。クラブ結成並びに認証の必要条件として、各ローターアクト・クラブは、標準ローターアクト・クラブ定款を採択し、以後RI理事会の採択する全改正条項を自動的に採用しなければならない。各ローターアクト・クラブは、標準ローターアクト・クラブ定款およびRIが設定した方針に矛盾しない細則を採択しなければならない。この細則は、提唱ロータリー・クラブの承認を得なければならない（ロータリー章典41.020.）。

ローターアクト・クラブは、次の条件下に2つ以上のロータリー・クラブが共同して結成し、かつ提唱することができる。

1) ガバナーが、慎重に考慮した結果、地区と各関係ロータリー・クラブ並びにロ

ーターアクト・プログラムに対する最大の利益が共同提唱によりもたらされることを文書により表明し、承認を与えること。
2) 推薦されるローターアクト・クラブ会員は、各提唱ロータリー・クラブの所在地域内よりそれぞれ相当数選出されること。
3) 個々のロータリー・クラブの提唱により、個々にローターアクト・クラブを結成することが、原則であるが、ロータリー・クラブが個々にローターアクト・クラブを結成すると地域社会内もしくは大学内における単一の青年団を人為的に分断するような結果を招く恐れがあること。
4) 各提唱ロータリー・クラブから効果的に代表者が送り出されるような合同ローターアクト委員会を設立すること（ロータリー章典41.020.）。

ローターアクト・クラブは次の場合によって解散する。
1) クラブ自身の決断と決定によって
2) 提唱ロータリー・クラブがガバナーと地区ローターアクト代表と協議して、提唱を撤回することによって
3) ローターアクト定款に従わないという理由、または他の理由でRIによって（ロータリー章典44.040.）

RI理事会は、RI以外のいかなる個人または団体も、営利その他の目的のためにローターアクト・クラブに対して回状を送達する権利を認めない。但し、ローターアクト・クラブ・レベル、地区レベル、多地区レベルの会合を準備する責任者であるローターアクターの場合はこの限りでない（ロータリー章典41.020.）。

ローターアクト指導者講習会

地区は次期ローターアクト・クラブ役員すべてに対し、指導力研修を提供するものとする。この研修には、会期1日か2日の指導者講習会が含まれる。この講習会は、RI地区ローターアクト委員会と協力して地区ローターアクト委員会が実施する。出席者は、次期ローターアクト・クラブ役員、理事、委員会委員長で、費用は、提唱ロータリー・クラブが負担する。適切であれば、ロータリー地区協議会のプログラムの1部としてその研修を組み込むべきである。事情によっては、提唱ロータリー・クラブとロータリー地区とローターアクト参加者のあいだで費用について取り決めるものとする。ロータリー地区は、多地区合同で、地区ローターアクト委員会の指導力研修を行うものとする（ロータリー章典41.020.）。

ローターアクトに関する詳細は、「ローターアクト必携」（562-JA）およびRIウェブサイト（www.rotary.org）に掲載されている。

ロータリー青少年指導者養成プログラム（Rotary Youth Leadership Awards — RYLA）

ロータリー青少年指導者養成プログラム（RYLA）は、年齢14歳から18歳まで並びに19歳から30歳までの若い人のための構成プログラムである。年齢により二つのグループとした目的は、多様なニーズと成長過程に対応できるようにするためである。RI理事会は、社会的、経済的に恵まれないが、指導者としての資質のある青少年をRYLAプログラムに参加させることを考慮するようクラブに奨励している（ロータリー章典41.070.4.）。

RYLAは、若い人々の、指導者および善良な市民としての資質を伸ばすことを目的としている。RYLAは、クラブまたは地区レベルで実施できるが、ほとんどは、セミナーか指導者キャンプのどちらかの方式に基づく（ロータリー章典41.070.1.）。ロータリー青少年指導者養成プログラムの目標は次の通りである。
1) ロータリーが青少年を尊重し、かつ、青少年に関心を抱いていることを一層明らかにすること。
2) 選考した青少年指導者およびその素質のある人に実地訓練を体験させ、責任あ

る有能なボランティア青少年指導者となる方法を身に付けるよう激励、援助すること。
3) 青少年による青少年への絶えざる、力強い指導を奨励すること。
4) 青少年指導者として地域社会に尽くしている多数の青少年の優れた資質を公に表彰すること（ロータリー章典41.070.2.）。

RYLAは、その活動予定の中心として、次の主題に取り組まなければならない。
1) 指導力の基礎
2) 建設的指導力の倫理規範
3) 効果的指導力における伝達力の重要性
4) 問題解決と紛争管理
5) ロータリーとは何か、ロータリーは地元地域社会で何をしているか
6) 自信と自尊心を培うこと
7) 地域社会の市民であり、世界の市民であるという要素。併せて地元に関連があり、地元の慣習にふさわしい方法で遂行されている問題を考察する（ロータリー章典41.070.3.）。

RYLAプログラムに関わりのあるロータリアンは次のことを行なうよう、奨励されている。
1) 連絡を取り合い、情報を分かち合い、互いのRYLAプログラムに出席する。
2) 多地区合同レベルおよび/または国際的レベルで、RYLAプログラムを組織する。
3) RYLA行事についての情報をインターネットに掲載する。その際、主な研修資料を含める。
4) RYLAプログラムの参加者でありながら、指導者の養成の機会になかなか恵まれない若者を招待する。これには、他の団体からの候補者も招く。
5) RYLAプログラムの参加者がこれからの活動に引き続き関わるよう、参加者に今後のRYLA活動の企画や指導に参加してもらう（ロータリー章典41.070.5.）。

RYLA研修会は、可能であればゾーン・レベルでRYLAプログラムに関与しているロータリアン同士が情報交換を促進できるよう、組織されるべきである。更に、ガバナーと理事は、地区協議会、地区大会およびロータリー研究会のプログラムにRYLAを組み入れるよう、奨励される（ロータリー章典41.070.6.）。

RYLAに関する詳細は、「ロータリー青少年指導者養成プログラム指針」（694-JA）およびRIウェブサイト（www.rotary.org）に掲載されている。

青少年交換（Youth Exchange）

1974年に理事会によって採択された青少年交換は、年齢15歳から19歳までの青少年に母国以外の国を訪問したり、そこに留学したりする機会を提供する国際ロータリーの構成プログラムである。長期交換プログラムは、学生に1学年度海外に留学する機会を与える。一方、短期交換プログラムは、学生に最低数週間の外国訪問の機会を与える。すべての学生は地元で申請を行い、地元地域社会のロータリー・クラブの支援を受けなければならない。交換青少年の両親または法定後見人は、健康保険、傷害保険および責任保険を提供し、受入地区への往復旅費を負担するよう期待されている。ホストファミリーは交換青少年に部屋と食事を提供し、受入地区は教育費の全額に加えて、長期交換の場合は、小額の小遣いも提供するよう期待されている。交換は派遣および受入地区の同意の下に組織され、互恵的であることが期待される。

RI理事会は、クラブと地区が青少年交換活動の実施を援助する推奨指針を設定した。この指針を読むには、ロータリー章典41.090. を参照すること。

すべてのクラブ、地区、多地区合同青少年交換プログラムは、プログラム参加者を

めぐる肉体的、性的、精神的な虐待の疑惑問題を防止したり、あるいは適切に対応するために、危機管理活動を強化することが奨励されている。そのうえ、クラブと地区が青少年交換活動の実施を援助する前に、責任保険加入に関する助言も含め、責任問題について法律顧問に相談するよう強く奨励されている。

RI理事会は、青少年交換プログラムを国際理解推進の機会として推進するという観点から、ガバナーに対し、地区青少年交換担当役員または委員を任命し、年度初めに、役員または委員の住所氏名を事務総長に報告するよう勧めている。地区青少年交換担当役員または委員会は、それぞれのガバナーの監督の下に置かれ、ガバナーに報告するものとする（ロータリー章典 41.090）。

青少年交換に関する更に詳しい情報は、「青少年交換要覧」（746-JA）およびRIウェブサイト（www.rotary.org）に掲載されている（ロータリー章典41.090.9.）。

新世代交換

新世代交換活動は、年齢18歳から25歳までの人のための活動で、青少年交換プログラムの後援によって管理されるものである。交換は、個人またはグループを対象とした、3週間から6週間にわたる短期のプログラムである。青少年交換に関する詳細は、「青少年交換要覧」（746-JA）およびRIウェブサイト（www.rotary.org）に掲載されている（ロータリー章典41.090.9.）。

多地区合同青少年交換プログラム

各ガバナーは、青少年交換プログラムを統括しながら、地区内の青少年交換活動の推進に全力を尽くすよう要請されている。RI理事会は、2地区以上のクラブが共同で交換活動またはプログラムを実施するために協力し合うことを望む例があるのを認めている。RI理事会は、各関与地区のガバナーにより適切な規定が適えられていることを条件に、このような多地区合同グループを認め、反対するものではない。多地区合同交換プログラムを管理する具体的な方針に関しては、ロータリー章典41.090.4.を参照のこと。

ロータリー交換青少年の海外旅行

いずれのロータリー・クラブも、海外旅行のあらゆる面にわたって事前に慎重な計画が立てられていない限り、海外旅行プログラムに基づく青少年派遣の援助あるいは協力をしてはならない。

いずれのロータリー・クラブも、たとえ他国の青少年がロータリー・クラブの後援の下に旅行していることを証明または主張したといえども、事前に当該青少年を援助ないし歓待することをはっきりと承諾していない限り、そうした青少年を援助あるいは歓待する義務はない。援助を与える場合にしても、どのように援助するかを決定するのはロータリー・クラブ側である（ロータリー章典41.090.5.）。

第3部

国際的会合 (International Meetings)

第9章 国際大会

第10章 規定審議会

第11章 国際協議会

第12章 ゾーン研究会

第13章 他の国際的会合

第9章 国際大会 (Conventions)

国際ロータリー年次大会は、会計年度の最後の3カ月間（4月、5月、6月）に、RI理事会の決定する時と場所において、開催される（RI定款第9条第1節）。

年次国際大会の主たる目的は、国際レベルにおいて、全ロータリアン、特に、次期クラブ会長、ガバナー・エレクト、RIおよびロータリー・クラブの次期役員を、鼓舞、激励しかつ情報を与え、これによって地区レベルおよびクラブ・レベルにおけるロータリーの発展を活発に推進しようとする意欲を起させようとするものである（ロータリー章典57.060.1.）。年次大会は、また、国際的連合体の年1度の会合であり、連合体の業務を執り行う。国際大会は、ロータリー家族の世界的会合であるから、国際大会の本来の目的を減じない限り、社交および余興番組でロータリーの親睦を祝うことは、妥当といえる（ロータリー章典57.010.）。

国際大会開催地（Site of the Convention）

国際大会開催地を選ぶに当たり、理事会は、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないようあらゆる努力を払わなければならない（RI細則9.010.）。同一国において3年連続国際大会を開くことはできない（64-42）。

国際大会開催地の選定手続 （Convention Site Selection Process）

事務総長は、RI国際大会を開催するための施設および業務協力体制が備わっていることを報告した世界各地の諸都市に関する最新の情報資料を維持する。国際大会が開催される年に先立つ9年前に、RI理事会は、国際大会を主催するために招聘状の提出が要請されることになる地域を決定する。RI理事会の決議に基づき、事務総長は、施設および業務協力体制が備わっていると報告されている指定地域の諸都市に所在するクラブへ書簡を送付することになる。書簡は、国際大会を開催することに関する所要規定事項、ホスト・クラブおよび地区の義務および責務を明記することになる。書簡は、これらのクラブに対し6カ月の時間的枠内でRIへ招致状を提出するよう要請することになる。RI理事会は、事務総長が当該都市が国際大会を開催する全ての所要規定事項に現在適っていることを確認してはじめて、クラブからの招致状を考慮することになる（ロータリー章典57.050.）。

国際大会をホストすることを希望するクラブ/地区は、世界本部の国際会合部局に最新の開催地選定基準の送付を要請することができる。

国際大会プログラム（Convention Program）

国際大会委員会が報告し、理事会により承認され、そして国際大会において採択されたプログラムが全会議の日程となるものとする。プログラムは、出席代議員および委任状による代理者の3分の2の投票によって随時変更することができる（RI細則9.130.）。大会プログラムは、ロータリアンを鼓吹し、啓発するような本会議を含めた、次のような標準的な構成活動からなっている：ロータリー財団のワークショップ、種々のロータリー親睦グループによる特別な活動（ロータリー章典57.140.6.）、特別プロジェクトの展示、公式の被免許業者による製品の販売（ロータリー章典57.140.9.）、年次大会の開催される地域特産の土産品および年次大会のロゴ・マーク入り製品の販売（ロータリー章典57.140.9.）。

国際大会におけるクラブの代表（Club Representation at the Convention）

国際大会におけるクラブの代表に関する規定は、RI定款第9条およびRI細則第9条にある。国際大会の都度、投票に参加するのは各クラブの義務であり、代議員をRI国際大会に出席させるか、有資格者に委任状をを与えることによって投票に参加する手配をしなければならない。

選挙人（Electors）

各ロータリアンに出席資格があるとともに、各ロータリー・クラブは国際大会に代議員を送ることができる。クラブ会員50名ごとに投票代議員1名、端数が26名以上の場合、さらに1名の代議員を送ることができる。各クラブは、少なくとも1名の代議員を送る権利を有する。また委任状による代理者によってクラブを代表させることもできる。RI役員および元会長で、現在もロータリー・クラブで正会員としてクラブに籍を有する者は、特別代議員である（RI定款第9条第3節および第4節）。

正当な信任状をもつ代議員、委任状保持者、および特別代議員は、国際大会の選挙体を構成するものとし、これを選挙人と称する（RI定款第9条第5節）。

投票手続

国際大会の投票は口頭で行われる。但し、役員の指名、選挙について細則に別段の規定のある場合と、国際大会手続規則に詳述されている例外規定を除くものとする（第2部、第18章を参照のこと）。

単一移譲式投票

国際大会において選挙される役職に、3名以上の候補者がいる場合は、単一移譲式投票が用いられる（RI細則8.120.2.）。候補者の氏名の記載順序は投票用紙ごと変えなければならない。

単一移譲式投票の実施方法

3名以上の候補者がいる場合、各選挙人は1票の投票権を有し、それが次のように「ふりかえ」られる仕組になっている。

前記選挙人は、投票用紙上の、自分が第1に選んだ候補者の氏名に隣接する空欄に1という数字を記入する。これが「第1選択投票」である。

選挙人は、次に2番目に選挙したいと思う候補者の氏名に隣接する空欄に2という数字を記入し、第3番目に選挙したいと思う候補者の氏名に隣接する空欄に3と書く。以下同様に、自分の最も希望する候補者が落選した場合に選びたいと思う順序に従い、候補者に番号を付していくのである。従って選挙人は候補者の数と同数だけ自分の選挙希望を表明することができるわけである。

過半数の票を得た候補者が当選したものとされる。いずれの候補者も過半数の票を得られない場合には、第2選択投票以下の選択票を加算して過半数の票を得た候補者を、当選者として発表する。投票の数え方の一例を次に挙げる。

A,B,C,Dと４名の候補者があり、その内1名が選挙されることになっている。第1選択投票をA,B,C,Dの四つに分けて数える。この第１回の計算において誰も総投票数の過半数に達しない。Cの得票が最も少ないのでCを除外する。Cの得票で、数字２が付されている候補者のそれぞれの得票に、その票を加えていく。

しかしこのように票を移譲しても、残り3名の候補者の得票がいずれも過半数に達しない。そこで、第2回目の計算で最下位になったBを除外する。従ってBの得票を得票者の示す選択数字に従ってAとDの得票にそれぞれ繰り入れる。C候補は既に除外されているからこの場合は無視し、次にAとDとどちらかを選択しているかをみる。この移譲すなわち第3回の計算の結果Dが明らかに多数を得た。

全項目に記入していない得票は、記された選択の分だけ数えることにし、それ以外のものは移譲できないから無視することにする。“X”は第１選択の表示とみなされる。一つの投票用紙に“1”または“X”を二つ以上の氏名に付してあるものは無効とする。

得票が同数になった場合

何回目の計算にせよ、得票が同数になった場合には、選択票の数とその相対的価値によって結果を求めることになる。即ち、第2回目の計算においては第1選択の数の最も少ない候補者、第3回目の計算においては第1および第2選択の数の最も少ない候補者を除外していけばよい。

登録料（Registration Fee）

国際大会に出席する16歳以上の者は、必ず登録のうえ登録料を支払うことになっている。RI理事会がその金額を定めるものとする。選挙人あるいは委任状保持者は、登録料を支払わない限り、投票することはできない（RI細則9.070.）。

RIの国際大会（Conventions of RI）

年度	場所	月日	登録者数
1910	シカゴ（イリノイ州）	8月15日～17日	60
1911	ポートランド（オレゴン州）	8月21日～23日	149
1912	デュールス（ミネソタ州）	8月6日～9日	598
1913	バッファロー（ニューヨーク州）	8月18日～21日	930
1914	ヒューストン（テキサス州）	6月22日～26日	1,288
1915	サンフランシスコ（カリフォルニア州）	7月18日～23日	1,988
1916	シンシナティ（オハイオ州）	7月16日～20日	3,591
1917	アトランタ（ジョージア州）	6月17日～21日	2,588
1918	カンザスシティー（ミズーリ州）	6月24日～28日	4,145
1919	ソルトレークシティー（ユタ州）	6月16日～20日	3,083
1920	アトランティック・シティー（ニュージャージー州）	6月21日～25日	7,213
1921	エジンバラ（スコットランド）	6月13日～16日	2,523
1922	ロサンゼルス（カリフォルニア州）	6月5日～9日	6,096
1923	セントルイス（ミズーリ州）	6月18日～２２日	6,779
1924	トロント（カナダ、オンタリオ州）	6月16日～20日	9,173
1925	クリーブランド（オハイオ州）	6月15日～19日	10,216
1926	デンバー（コロラド州）	6月14日～18日	8,886
1927	オステンド（ベルギー）	6月5日～１０日	6,412
1928	ミネアポリス（ミネソタ州）	6月18日～２２日	9,428
1929	ダラス（テキサス州）	5月27日～31日	9,508
1930	シカゴ（イリノイ州）	6月23日～27日	11,008
1931	ウイーン（オーストリア）	6月22日～26日	4,296

RIの国際大会 （続き）

年度	場所	月日	登録者数
1932	シアトル（ワシントン州）	6月20日～24日	5,182
1933	ボストン（マサチューセッツ州）	6月26日～30日	8,430
1934	デトロイト（ミシガン州）	6月25日～29日	7,377
1935	メキシコ・シティー（メキシコ）	6月17日～21日	5,330
1936	アトランティック・シティー（ニュージャージー州）	6月22日～26日	9,907
1937	ニース（フランス）	6月6日～11日	5,790
1938	サンフランシスコ（カリフォルニア州）	6月19日～24日	10,432
1939	クリーブランド（オハイオ州）	6月19日～23日	9,241
1940	ハバナ（キューバ）	6月9日～14日	3,713
1941	デンバー（コロラド州）	6月15日～20日	8,942
1942	トロント（カナダ、オンタリオ州）	6月21日～25日	6,599
1943	セントルイス（ミズーリ州）	5月17日～20日	3,851
1944	シカゴ（イリノイ州）	5月18日～22 日	403
1945	シカゴ（イリノイ州）	5月31日、6月5日、12日、19日	141
1946	アトランティックシティー（ニュージャージー州）	6月2日～6日	10,958
1947	サンフランシスコ（カリフォルニア州）	6月8日～12日	14,678
1948	リオデジャネイロ（ブラジル）	5月16日～20日	7,511
1949	ニューヨーク（ニューヨーク州）	6月12日～16日	15,961
1950	デトロイト（ミシガン州）	6月18日～22日	6,949
1951	アトランティックシティー（ニュージャージー州）	5月27日～31日	8,453
1952	メキシコ・シティー（メキシコ）	5月25日～29日	6,804
1953	パリ（フランス）	5月24日～28日	10,107
1954	シアトル（ワシントン州）	6月6日～10日	8,015
1955	シカゴ（イリノイ州）	5月29日～6月2日	14,312
1956	フィラデルフィア（ペンシルベニア州）	6月3日～7日	10,003
1957	ルサーン（スイス）	5月19日～23日	9,702
1958	ダラス（テキサス州）	6月1日～5日	14,035
1959	ニューヨーク（ニューヨーク州）	6月7日～11日	15,475
1960	マイアミ-マイアミ・ビーチ（フロリダ州）	5月29日～6月2日	11,354
1961	東京（日本）	5月28日～6月1日	23,366
1962	ロサンゼルス（カリフォルニア州）	6月3日～7日	22,302
1963	セントルイス（ミズーリ州）	6月9日～13日	10,779
1964	トロント（カナダ、オンタリオ州）	6月7日～11日	14,661
1965	アトランティックシティー（ニュージャージー州）	5月30日～6月3日	9,368
1966	デンバー（コロラド州）	6月12日～16日	12,929

RIの国際大会　（続き）

年度	場所	月日	登録者数
1967	ニース（フランス）	5月21日～25日	19,362
1968	メキシコ・シティー（メキシコ）	5月12日～16日	11,840
1969	ホノルル（ハワイ州）	5月25日～29日	14,453
1970	アトランタ（ジョージア州）	5月31日～6月4日	10,803
1971	シドニー（オーストラリア）	5月16日～20日	16,646
1972	ヒューストン（テキサス州）	6月11日～15日	13,287
1973	ロザンヌ（スイス）	5月13日～17日	17,187
1974	ミネアポリス・セントポール（ミネソタ州）	6月9日～13日	10,015
1975	モントリオール（カナダ、ケベック州）	6月8日～12日	12,975
1976	ニューオリーンズ（ルイジアナ州）	6月13日～17日	13,935
1977	サンフランシスコ（カリフォルニア州）	6月5日～9日	14,168
1978	東京（日本）	5月14日～18日	39,834
1979	ローマ（イタリア）	6月10日～13日	14,429
1980	シカゴ（イリノイ州）	6月1日～5日	18,309
1981	サンパウロ（ブラジル）	5月31日～6月4日	15,222
1982	ダラス（テキサス州）	6月6日～9日	13,222
1983	トロント（カナダ、オンタリオ州）	6月5日～8日	16,250
1984	バーミンガム（英国）	6月3日～7日	22,452
1985	カンザスシティー（ミズーリ州）	5月26日～30日	12,920
1986	ラスベガス（ネバダ州）	6月1日～4日	18,426
1987	ミュンヘン（ドイツ）	6月7日～10日	26,909
1988	フィラデルフィア（ペンシルベニア州）	5月22日～25日	16,316
1989	ソウル（韓国）	5月21日～24日	38,878
1990	ポートランド（オレゴン州）	6月24日～27日	21,053
1991	メキシコ・シティー（メキシコ）	6月2日～5日	15,638
1992	オーランド（フロリダ州）	6月14日～17日	19,111
1993	メルボルン（オーストラリア、ビクトリア州）	5月23日～26日	22,083
1994	台北（台湾）	6月12日～15日	31,161
1995	ニース（フランス）	6月11日～14日	34,077
1996	カルガリー（カナダ、アルバータ州）	6月23日～26日	24,936
1997	グラスゴー（スコットランド、U.K.）	6月15日～18日	24,300
1998	インディアナポリス（インディアナ州）	6月14日～17日	19,020
1999	シンガポール（シンガポール）	6月13日～16日	17,903
2000	ブエノスアイレス（アルゼンチン）	6月4日～7日	14,301
2001	サンアントニオ（テキサス州）	6月24日～27日	24,089
2002	バルセロナ（スペイン）	6月23日～26日	19,059

RIの国際大会 （続き）

年度	場所	月日	登録者数
2003	ブリスベーン（オーストラリア、クイーンズランド州）	6月1日～4日	14,147*
2004	大阪（日本）	5月23日～26日	45,381*
2005	シカゴ（イリノイ州）	6月18日～22日	

* 支払済みの登録者数。2003年以前の大会登録者数には、支払済み、未払いを問わず、その総数が含まれていた。

第10章　規定審議会（Council on Legislation）

規定審議会はRIの立法機関で、RIの組織規定を改正する権限を有する。この権限のよりどころは、RI定款の第10条およびRI細則の第７条と第8条にある。

審議会の会議（Meetings of the Council）

規定審議会は3年に1度、4月、5月または6月、できれば4月に招集されるものとする。RI理事会が審議会の日を決める。財政的その他のやむを得ざる理由により理事会全体の3分の2の賛成票で、別段の決定をした場合を除き、審議会はRI世界本部の近辺にて開催される（RI定款第10条第2節）。

審議会の構成（MEMBERSHIP OF THE COUNCIL）

代表議員（Representatives）

代表議員の選挙

各審議会の2年前のロータリー年度に、各地区内のクラブは、審議会で地区内クラブを代表するロータリアンを1名選ぶ。この代表議員は審議会の投票権を有する議員である。代表議員の選挙は、地区大会で行うこともできるし（RI細則8.050.1.）、一定の承認された状況においては郵便投票で行うこともできるし（RI細則8.060.）、指名委員会手続によって選出してもよい（RI細則8.070.）。代表議員が務めを果たせない場合に備えて、補欠議員もその時に選ぶ。各代表議員は、選挙時に、RI役員を全期務めた人（または特別な事情の下に現ガバナーかガバナー・エレクト）でなければならない。代表議員は、自分が代表する地区内のロータリー・クラブの会員でなければならない（RI細則8.020.）。

審議会代表議員を務めるためには、次のことをしたためた書面を事務総長に提出しなければならない。

1) 審議会代表議員の資格要件、任務および責任をはっきり心得ていること。
2) この任務と責任を引き受け、それを誠実に履行するための資格要件、意志および能力をもっていること。さらに、
3) 審議会の会議に、その会期の全部を通じ、出席すること（RI細則8.050.2.）。

各地区は、ロータリーの現在の方針、手続、プログラムに精通していて、規定審議会に出席できる最も適格のロータリアンを、審議会代表議員に選ぶよう奨励されている。RI理事会は、地区内クラブがその意志で代表議員を選ぶことができる、ということを認識してはいるが、審議会代表議員は、代表議員の明確な任務を遂行しうるかどうかによって選ぶのであって、地区内の個人としての評判で選ぶのではない、ということを強調している。代表議員の役割は、真剣かつ責任ある立場とみなすべきであり、単にガバナー経験者であればよいというわけではない（ロータリー章典59.040.2.）。

代表議員の任務

代表議員の任務は次の通りである。

1) クラブが審議会に立法案を提出する場合その作成を援助すること。
2) 地区大会およびその他の地区の会合で、立法案を討議すること。

3) 地区内のロータリアンの意向をよく知っておくこと。
4) 審議会に提出された立法案のすべてに批判的な考察を加え、審議会に自分の見解を的確に伝えること。
5) RIの公正な立法当務者として行動すること。
6) 審議会の会議に、会期の全部を通じて出席すること。
7) 審議会終了後、審議会で行われた審議について地区内のクラブに報告をすること。
8) 地区内クラブが今後の規定審議会へ提出する立法案を作成するのを援助するために、いつでも地区内クラブの相談に乗ること（RI細則8.030.）。

投票権を有しない議員（Nonvoting Members）

投票権を有する議員のほかに、投票権を有しない審議会議員もいる。審議会は、副議長と議事運営手続の専門家の援助を得て議長が司会する。三者とも、審議会開催の年に会長が任命する。可否同数の場合、議長席にある議長または副議長が採否を決する1票を投じることができる（RI細則8.010.2.）。

定款細則委員会委員は、立法案の発表前にすべての立法案の趣旨と効果を検討し、これを認可するものとする。同委員会の委員は審議会の投票権を有しない議員で、立法案の趣旨、背景、効果について、また、案件の欠点や欠陥について審議会に報告する。定款細則委員会委員は、また、審議会運営委員を務める。その任務は下記の通りである（RI細則8.010.3.、8.130.1.、8.130.2.）。

会長は、「特別議員」を3名まで任命する。特別議員は、投票権を有せず、審議会議長の指示の下にその任務を遂行する。特別議員は、立法案すべてを検討し、各案件について、審議を容易にし、十分討議されなかった立法案件の採択に対する賛否の意見について審議会に情報を提供する（RI細則8.010.7.およびRI細則 8.100.）。

投票権を有しない審議会議員には次の人も含まれる。会長、会長エレクト、他のRI理事会のメンバー、元会長、事務総長を10年以上務めた人、および管理委員会の選んだロータリー財団管理委員1名である（RI細則8.010.4.、8.010.5.および8.010.6.）。事務総長も投票権を有しない議員で、審議会幹事を務める。または、会長の承認を得て、幹事を務める適格なロータリアンを任命することができる（RI細則8.040.4.）。

審議会運営委員会（Council Operations Committee）

審議会運営委員会は、審議会議長、副議長、定款細則委員によって構成される（RI細則8.130.）。この委員会の任務は次の通りである。

1) 審議会の会議運営手続規則を推奨する。
2) 審議を求めている案件の審議順序を審議会に推奨する。
3) 立法案またはその修正案の中に、委員会または審議会が欠点または欠陥を見つけた場合、できれば、それを直すために必要な修正を審議会のために起草する。
4) 審議会の採択する制定案が十分効果を発揮できるように、必要に応じて、RI細則と標準ロータリー・クラブ定款の関連箇所の修正文案を作成する。
5) 審議会の報告書を作成する。さらに、関連箇所を修正する必要がある場合、その修正をする（RI細則8.130.1.）。

立法案（PROPOSED LEGISLATION）

立法案を提出しうるのは、クラブ、地区大会、RI理事会、審議会、グレート・ブリテンおよびアイルランド内RIの審議会もしくは大会である（RI細則7.020.）。立法案は、制定案、もしくは決議案という形で審議会に提出することができる（RI細則7.010.）。

ガバナーは、ロータリアンから成る小規模の委員会を任命するよう奨励されている。このロータリアンは、地区内から提出される立法案を検討し、このような立法案について地区大会でロータリアンの力となり、報告するため、審議会に出席したことのある人が望ましい（ロータリー章典59.020.12.）。

制定案（Enactments）

RI定款細則または標準ロータリー・クラブ定款を改正する意図をもつ立法案が制定案である。制定案は、組織規定の関係条項の全文を明記して提出しなければならない。削除する文章には削除のしるしをつけ、新しく文章を付け加える場合はその全文を明確に示さなければならない。

制定案は次のような様式で事務総長に提出しなければならない。

制定案

（簡潔に提案の要旨を書く）の件

提案者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（組織規定名）を次のように改正すると国際ロータリーは制定する。
（改正を示す箇所にしるしを付け、条項の関係箇所を挿入）

下記は適正に作成された制定案の一例である。

制定案

会長指名委員会のクラブに対する報告規定を改正する件

提案者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

RI細則を次のように改正する（手続要覧第＿＿＿ページ）。

第11条：会長の指名と選挙

11.060. 委員会報告。
11.060.1. すべてのクラブに郵送

クラブ宛の委員会報告は、委員会の閉会後10日以内に、委員長から事務総長に書式証言されなければならない。事務総長はこの報告を受けてから~~10日以内に~~、財政的に実行可能な限り早急に、しかしいかなる場合でも30日以内にその報告書の内容を~~各クラブに郵送~~通知しなければならない。

（本文終わり）

注：削除する文章には抹消の線を引くが、改訂された本文に載ることはない。改訂される文章には下線が引かれている。

決議案（Resolutions）

RI細則第7.010. 節に明記されている通り、組織規定を改正しない審議会決定が決議案である。決議案は次のような様式で事務総長に提出しなければならない。

決議案

（簡潔に提案の要旨を書く）の件

提案者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、次を考慮することとする。

（または（年度）規定審議会の次のような意見で国際ロータリーは決議する）

（以下決議文を記載）

以下は適正に作成された決議案の一例である。

決議案

RI理事会に、ロータリーのイメージを検討するよう考慮することを要請する件

提案者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

現在、ロータリーのイメージは、国際的な場においてよく知られているとは言えず、地元クラブとの関係においてのみ知られている。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリーの理事会は、「ロータリーのイメージ」を国際的に検討し、広報関係の経験を有すロータリアンと相談することを考慮することとする。

（本文終わり）

クラブの提案（Club Proposals）

ロータリー・クラブが立法案を提出する場合、その案件は、クラブの理事会から会員に提出され、正式に採択されたものでなければならない。それから、その案件は採択されたことを証明するクラブの会長と幹事の署名した書簡を添えてガバナーに送付されなければならない。クラブの立法案は必ず地区大会（RIBI内地区審議会）に提出の上、この立法案に対する賛否について票決を受けなければならない。ただし、時間的余裕がない場合、ガバナーの実施する郵便投票を通じて地区内クラブに立法案を提出することもできる。クラブから事務総長に提出される立法案は、地区内のクラブがその立法案を正規の手続で審議し、賛成したことを明記したガバナーの証明書を添付しなければならない。

地区の提案（District Proposals）

地区が立法案を提出する場合、その案件は地区大会か、クラブの郵便投票を通じて採択されたものでなければならない。

適切な様式（Correct Form）

審議会の審議に付されるために、立法案を適切な様式で作成することは、提案者の責任である。RI定款細則委員会は、クラブ及び地区の要請があれば、立法案の文案を訂正するのをできる限り援助する。しかし、RI理事会は、提案者が立法案を適切に起草する努力をするまでは、その立法案に対して大幅な訂正など、はなはだしく時間をかけたり、注意を払ったりすることのないよう委員会に推奨している。

締切日（Deadlines）

制定案と決議案は書面で、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の6月30日までに、RI事務総長の手元に届かなければならない。6月30日以後に受け取った案件は、送付日付の如何にかかわらず、審議されることはない。審議会または理事会の提出する決議案については、審議会が閉会するまでこれを受理し、その票決を行うことができる（RI細則7.035.）。

理事会の審査（Board Examination）

RI細則の規定によると、定款細則委員会がRI理事会に代わって、すべての立法案本文の全部を点検し、欠点、欠陥があれば、提案者にその旨通告し、できれば修正を勧告する（RI細則7.050.）。

立法案が正規の手続きで提出されていない場合、RI理事会は原案を審議会に回付しないよう指示できる。立法案が欠陥もしくは欠点があると決定し、適切な改正を勧告したが、受け入れられなかった場合、または、提案者が審議会の開会90日以前までに適切な改正を怠った場合、RI理事会は原案を審議会に回付しないよう指示できる。いずれの場合も、提案者にこの旨連絡し、提案者はRI理事会の決定を、審議会議員の3分の2の投票で覆すことを審議会に求める機会を与えられる（RI細則7.050.2.）。実質的には同種の立法案が提出されている場合、RI理事会は折衷案を勧告できる。提案者たちが折衷案に同意しない場合、RI理事会は同種の提案の趣旨を最もよく表現できるような代案を審議会に回付するよう指示できる（RI細則7.050.1.）。

RI理事会が決議案が「RIのプログラムの範囲内にない」と決定した場合は、決議案は審議会へ回付されない。このような場合、提案者にこの旨連絡し、提案者はRI理事会の決定を、審議会議員の3分の2の投票で覆すことを審議会に求める機会を与えられる（RI細則7.050.3.）。

出版（Publication）

立法案提出締切後、事務総長は、適正に提出されたすべての立法案の写しを、審議会が開かれるロータリー年度の12月31日までに、各地区ガバナーに10部、規定審議会の全構成員に1部、希望したクラブの幹事に1部郵送しなければならない。立法案は、RIウェブサイト（www.rotary.org）からも入手できるようにしなければならない（RI定款 第16条第3節、 RI細則7.050.5.、ロータリー章典59.020.10.）。

修正（Amendments）

提案者は、既に提出した立法案の修正案を、審議会開催予定日の2カ月前までに、事務総長に提出できる。事務総長はこのような修正案すべてを審議会に回付しなければならない（RI細則7.050.4.）。そのほかには、「会議運営手続規則」に従って、審議会の議場でのみ修正が認められる（第18章を参照のこと）。

趣旨およびその効果（Purpose and Effect Statements）

立法案そのものが専門用語を使うため、その趣旨と効果が不明確になる場合がある。従って、出版された各案件の後に載っている説明によって、立法案の提出理由が明確になり、どういった変更が生じるかを示すことができる。立法案による財政的影響に関する言及も、趣旨と効果の中に含める。

賛成および反対の声明（Statements of Support and Opposition）

クラブ、地区大会、RIBIの審議会または大会、規定審議会、RI理事会は、審議会に提出された立法案（制定案も決議案も含む）について声明を出すことができる。この

声明は、立法案に対して賛成、反対または見解を述べるものである。この声明は、通常の書簡箋の片面1頁以内に限られている。このような声明は、審議会が開かれる少なくとも2カ月前までに事務総長に受理されなければならない。この声明はすべての審議会議員へ回付される（ロータリー章典59.020.5.）。

手続（PROCEDURES）

審議会はその都度議事の運営に必要と考える手続規則を採択する権限を有する（RI細則8.120.1.）。審議会会議運営委員会は手続規則と立法案の審議順序を推奨する。2004年審議会で適用された規則は、本手続要覧の第18章に記載されている。審議会代表議員は、審議会で効果的に行動できるように、これらの規則を入念に研究すべきである。各案件は、たとえ出版物で公表されていたとしても、審議会で審議するためには、1人の審議会議員によって動議が提出されなければならないということに、クラブと地区は特に注意を払わなければならない。

報告および承認（REPORT AND RATIFICATION）

審議会後、採択された案件すべてを含む決定の報告書が各クラブに送付される（RI細則8.140.2.）。その時点で、各クラブは、立法案採択における審議会の決定に反対の意思を書面で提出する機会を与えられる。投票権を有する総投票数のうち10パーセント以上が採択立法案の１つに反対の意思表示をした場合、その立法案の効力は一時保留されるものとする。承認された立法案の1件または数件が、クラブの反対のため、一時保留とされた場合、事務総長は、RI細則8.140.節（188頁参照）の規定に従って郵便投票を行うものとする。クラブが投じうる投票数の過半数が審議会の決定に反対した場合、このような立法案件に関する審議会決定は一時保留の日より無効とされる。しかし、その他の場合については、一時保留とされた決定は、一時保留がなかったかのように復活するものとする（RI細則8.140.）。

採択された制定案と決議案（ADOPTED ENACTMENTS AND RESOLUTIONS）

審議会で採択された制定案は、決議報告書に記録され現行の組織規定に統合して記載されることになっている。決議は、決議報告書に記録される。

財務（FINANCES）

各クラブは規定審議会の費用を賄うために会員ひとりひとりにつき、米貨1ドル（もしくは、次回の審議会の費用を賄うに足るものとしてRI理事会が定める別段の額）の追加年会費を支払う。追加金は規定審議会に出席するクラブ代表議員のための費用および、審議会の他の運営費を賄う。RI理事会は、審議会関係の収支について全クラブに報告するものとする（RI細則17.030.2.）。

理事会に対する建議案（MEMORIALS TO THE BOARD）

審議会に決議案を提出する代わりに、クラブまたは地区は、RI理事会に建議案を提出することを考慮してもよい。組織規定の改正が必要でない多くの場合、提出者の目的は、建議案によって、より効果的に、より速やかに達成することができる。しかし、ロータリー・クラブもしくは地区が、意図を達成するためには組織規定の改正が必要もしくは望ましいと考える場合、RI理事会に提議を要請するのではなく、当該クラブまたは地区が適切な立法案を提議すべきである。

第11章 国際協議会 (The International Assembly)

国際協議会は、毎年RI細則第19.010.2. に従って決定した時と場所で開催される。

目的

国際協議会の目的は、ガバナー・エレクトに対して、ロータリー教育と管理上の任務に関する指導を行い、かつ、エレクトや他の出席者に、来る年度のロータリープログラムや活動の実施方法を討議・計画する機会を与えるものである（RI細則19.010.1.）。

とりわけ、国際協議会は次のことを行う。

1) ガバナー・エレクトを励まし、意欲を起こさせる。
2) 会長エレクトが発表したRIのテーマとRIの新プログラムの説明と実施。
3) ガバナーがRIの継続中のプログラムと活動を実施する効果的な方法。
4) クラブと地区の指導者に情報を伝え、訓練し、意欲を与える実際的技術。

参加者

協議会は、RIの会長、会長エレクト、理事、会長ノミニー、理事エレクト、理事ノミニー、事務総長、ガバナー・エレクト、RIBI役員ノミニー、RI各種委員会委員長、およびその他理事会の指定するその他の者からなる。国際協議会は特別の目的をもった会合なので、出席者は前記参加者とその配偶者に限定されている（ロータリー章典58.040.1.）。

配偶者の会議

各協議会には、配偶者自身の参加する活動的プログラムが含まれている。それは、ロータリー情報プログラムと意欲を高めるような本会議と討論の会議を含む。

経費

RIは、RIの旅行方針に従いガバナー・エレクトおよびその配偶者の経費を支弁する（ロータリー章典58.070.1.）。RIは、会長エレクトにより特に全期出席義務を免除されない限り、国際協議会の全期出席を果たすことを前提として、指定された公式参加者と他の者のみの経費を支払う（ロータリー章典58.070.8.）。

資金拠出の懇請

RI理事会の事前の明白な承認なしに国際協議会で資金拠出の懇請をすることは認められない。ロータリー財団に対して補助金を要請することも、これに含まれる（ロータリー章典58.070.7.）。

第12章　ゾーン研究会（Zone Institutes）

ロータリー・ゾーン研究会（Rotary Zone Institutes）

ロータリー・ゾーン研究会は、ゾーン研究会の対象範囲の地域に居住しているRIの元、現、次期役員の出席と参加を目的とする会合である。研究会は、管理面の責務または権限をもたない、情報提供のための会合である（ロータリー章典60.050.）。

RI理事会は、ロータリー世界の様々なゾーンで、または、複数のゾーン合同で研究会を開くことを承認している。特別な事情があれば、1つのゾーン内で2つ以上の研究会を開催できる。

目的

ロータリー・ゾーン研究会の目的は次の通りである。

1) 財団も含め、RIの方針やプログラムを現および元RI役員に正確に報告すること。
2) こうした方針やプログラムについての一層の支援を奨励し、同時に改善や刷新について意見を求めること。
3) ゾーン・レベルで成功を収めたプログラムで、RI理事会がより発展させたいと考えるようなプログラムの進展をRI理事会に報告すること。
4) ガバナーが指導力を発揮できるよう励まし、やる気を起こし、情報を伝えること。
5) 学び、討論し、勇気付けられるような場を提供する。このことによって、すべての参加者に親睦の心とチームの一員という意識が芽生えること（ロータリー章典60.050.）。

参加者

各研究会に出席できるのは、元、現、次期RI役員とそのゲストに限られている。但し、他の人が招集者から招待される場合もあるし、会長または事務総長の要請で出席することもある。ホストを務めるロータリアンや他の地元の人が、招集者の研究会運営を補佐できる。さらに、会長または会長エレクトの講演など、研究会の特別行事のオブザーバーとして地元のロータリアンを招待できる（ロータリー章典60.050.）。

会長および会長エレクトは、ロータリー世界の知識と経験を深め、ゾーン・レベルのロータリー指導者がロータリーの現在および将来の動向を理解し、考査できるよう毎年いくつかの研究会に参加する。しかし、周知のように、会長または会長エレクトは数々の任務を負い、限られた数の研究会にしか出席できない場合も考えられる（ロータリー章典60.050.）。

ロータリー財団代表者1名（現または元管理委員が望ましい）が、財団の目標を達成し、元、現および次期役員の知識を高めるために出席する（ロータリー章典60.050.）。

組織

各研究会の組織とプログラムは、会長の指名した招集者が指導、監督する。招集者は、通常理事または直前理事で、研究会における会長代理という役割を果たす。招集者は、研究会を組織する人たちを任命する。この人たちが、諸準備や時間割を作成し、招集者の承認を得る（ロータリー章典60.050.）。

ロータリー・ゾーン研究会の開催日を、極力、ゾーン内で遵守されている主要な宗教行事とかち合わないよう計画する（98-226およびロータリー章典60.050.1.）。各研究会は、RIの指針に従い、登録料、自発的寄付、または協賛者によって、経済的に自立している（ロータリー章典60.050.）。

プログラム

研究会の会期は通常2日から3日である。ゾーンに居住している元RI役員には、講演者、パネリスト、討議指導者、研究会の委員会の委員長や委員としてプログラムに参加する機会を用意するべきである（ロータリー章典60.050.）。ロータリー財団代表は、財団について主要な講演をし、財団プログラム、目標、財務、問題について参加者に最新の情報を提供し、参加者の質問に答える機会を用意するべきである。RI理事会は、各研究会で討論する議題を3件まで提起する。但し、研究会はゾーンのニーズや要望に合わせて、議題を削除したり追加したりすることができる。招集者は、理事会に提出された議題が必ず正確かつ詳しく討論されることを確認しなければならない。規定審議会の年度には、立法案の内容ではなく、審議会の運営や手続について話し合うために、代表議員と補欠議員のみが出席し、経験が非常に豊富なロータリアンにより行われる別個のセッションを開催するよう、RI理事会は招集者に求めている。また、RI理事会は実際に投票する代表議員に同じ地域のロータリアンの意見を聞く機会が与えられるよう、RI理事会が規定審議会で審議される立法案から選んだ数件の立法案の内容について討議する本会議を開催することを、招集者に求めている（ロータリー章典60.050.）（ロータリー章典59.020.2.も参照のこと）。招集者は、RI理事会に提出された前年度の研究会に関する（決議も含む）報告書を1部、そして前回の報告書に対するRI理事会の決定1部を、各研究会のプログラムに含めるものとする。招集者は、都合がつけば、研究会参加者と地元のロータリアンの都市連合会の予定を組むものとする。適切であれば、招集者は、研究会プログラムに参加し、情報を提供してもらうために、事務総長が指定した職員の助力を得ることができる（ロータリー章典60.050.）。

前後の会合

ガバナー・エレクト研修セミナー（GETS）は義務付けられた会合で、研究会に併行して開催されるものとする。別個の会議またはセミナーを、研究会と同じ（または近くの）時期と場所で開催することができる。別個の会議またはセミナーは、研究会の主要プログラムまたは国際協議会のプログラムに抵触したり、重複したりするものではなく、研究会そのものと別に推進しなければならない。ロータリー財団の行事や余興などの催しは、研究会前の行事、または研究会後の行事ということを明確にしたうえで実施しなければならない。これは、研究会出席者と別の人が参加する場合もあるからである（ロータリー章典60.050.）。

第13章 他の国際的会合（Other International Meetings）

地域大会（REGIONAL CONFERENCES）

地域大会*の目的は、知り合いと理解を育成・推進し、また、意見の交換の場を提供することである。一般方針として、地域大会の開催地は、同じ年に開かれる国際大会から相当離れた土地になければならない（ロータリー章典61.010.）。

地域大会の日程は、毎年規則正しく開催される行事というより臨時的催しであるという前提の下に定められる。従って、地域大会招致にはその大会を開く特別の事由を付記しなければならない（ロータリー章典61.030.2.）。

ある年に地域大会を開くことが適当かどうかは、大会出席地域内の要望、他のRI活動を考えたうえでの大会の適否、大会開催に関する他の状況を考え合わせたうえで決められる（ロータリー章典61.020.1.）。RI理事会は、地域大会を開催する決定は、開催予定期日の3年から5年前までに行うようにすべきであるとの意見である。従って、RI理事会は、今後開催される地域大会の予定表を作成するようなことはしない（ロータリー章典61.020.1.）。

ホスト・クラブによる大会招致

地域大会を招致したいクラブは、希望する大会の開催予定期日の少なくとも36カ月前までに、事務総長に大会の招致状を提出しなければならない。この招致状に添付する説明書に明示する事項は次の通りである。

1) 地域大会開催予定の会場ならびに収容能力。但し、RIまたはロータリー・クラブへ負担をかけずに使用できるか否かを明記のこと。
2) 利用できる一級および二級ホテルの客室およびその宿泊料の範囲。
3) 地域大会の開催月に関する希望とその理由を述べた書状。RIとしては、10月ないし11月を希望しているが、少なくもと9月15日から1月15日のあいだに開催しなければならない（ロータリー章典61.020.2.）。

地域大会をホストしようというクラブ・グループ、地区、地区グループによる地域大会招致も奨励されている。但し、地区の場合、ガバナーが、地区内クラブの過半数の承認を得て、招致状を出すものとする（ロータリー章典61.030.1.）。

クラブまたは地区からの地域大会開催の申込書の受理については、国際大会招致に関して定められた規則、手続と同一のものが適用される。

* 地域大会はRI理事会の指定した地域で開催される。

会長主催会議（PRESIDENTIAL CONFERENCES）

会長主催会議（または会長主催表敬会議、会長主催祝賀会議として知られている）は、国際ロータリー会長が構想を世界中のロータリアンに伝達するための総合的プログラムの一部である。それゆえ、時期、開催数、会場、およびプログラムは、各年により異なっている。プログラムの議題は、会長の奉仕プログラムを推進し、地域の懸念事項を提起するのが目的である。会議にはすべてのロータリアンが出席できるが、所定の会議開催地域のクラブおよび地区の現指導者に特に注意を促し参加するよう強調される。会長主催会議はRIの予算の下に計上され、RIが管理する。または、会長の裁量において、会長主催表敬会議や会長主催祝賀会議など小規模の会議は、地元の予算で賄われ、運営される。

国際研究会（INTERNATIONAL INSTITUTE）

RIの現および元中央役員、RIの元役員、RIの現委員会委員、およびガバナー・ノミニーを含むRIの次期役員のための国際研究会は、毎年1回、国際大会と併行して開催される。国際研究会は、会長の監督および指導の下に実施されるものとする（ロータリー章典60.010.）。

目的

国際研究会により、現役員と元役員は、ロータリー計画とプログラムを深く知り、その結果、所属クラブと地区の有益な顧問として自分を高める機会に恵まれる。研究会はまた、国際レベルの元役員と現役員の意見を聴く機会を指導者に提供し、ロータリーの現在および次期指導者陣に役立つ。

参加者

国際研究会には、RIの現および元中央役員、RIの元役員、RIの現委員会委員、およびガバナー・ノミニーを含むRIの次期役員、および近親者のすべてが出席できる。場所の都合により、出席を制限しなければならない場合もある。RI理事会は、出席者数を考慮して、現および元役員の中で優先すべき人を定めることができる。RI会長の要請により、RI理事会は、国際研究会に関心をもつすべてのロータリアンが出席できるよう考慮することができる。

経費

国際研究会は、完全に独立採算制の下に運営される。すなわち参加者の登録料で、職員の援助を含む全費用を賄わなければならない。国際研究会は、会長の許可を得れば、私人または法人の協賛者への財政支援を要請してもよいし、受領することもできる（ ロータリー章典60.040.1.およびロータリー章典60.040.2.）。

第4部

ロータリー財団
(The Rotary Foundation)

第14章　組織および目的

第15章　ロータリー財団のプログラム

第16章　財務に関する事項、財団支援、寄付者表彰

第14章　組織および目的（Organization and Purpose）

国際ロータリーのロータリー財団は、1917年に基金として発足された。1928年国際大会でロータリー財団と名付けられた。1931年に信託組織となり、1983年に米国イリノイ州の法令の下に非営利財団法人となった。ロータリー財団は、財団の法人設立定款および細則に従って、ロータリー財団管理委員会が慈善的、教育的目的のためにのみ運営するものとする。本要覧の第8部に、ロータリー財団細則および法人設立定款抜粋が載っている。

財団の使命（The Mission of the Foundation）

ロータリー財団の使命は、地域レベル、全国レベル、国際レベルの人道的、教育的、文化交流プログラムを通じて、ロータリーの綱領とロータリーの使命を遂行し、かつ世界理解の平和を達成しようとする国際ロータリーの努力を支援することである。

それは具体的にRI理事会と管理委員会が、ポリオ・プラス・プログラムを完遂することでポリオ撲滅の目標を達成し、友好と理解を助長する教育的および文化的プログラムを強調し充実させ、世界のあらゆる地域において人道的ニーズを満たす補助金を支給し、人々の間の平和な関係を深めるためにプログラムを拡大することである（ロータリー財団章典1.040.）。

管理委員の任命と組織（Appointment and Organization of Trustees）

RI細則第22条の規定によると、会長が、RI理事会の承認を得て、15名の管理委員を任命する。管理委員会は、管理委員が構成メンバーとなる委員会とそれぞれの任務を決定する（ロータリー財団細則6.1）。管理委員会委員長が、すべての委員会およびその他の小委員会の委員と委員長を任命する。管理委員会の委員会名称と委員の氏名は公式名簿に記載されている。

ロータリー財団事務総長（General Secretary of The Rotary Foundation）

RIの事務総長がロータリー財団の事務総長となる。事務総長は、管理委員会と委員長の指示の下に、ロータリー財団の管理と財務を担当する最高責任者とする。また、管理委員会の方針を実行し、財団の全般的運営と管理の責任を負う（ロータリー財団細則5.8）。事務総長は、財団のこれらの任務のいずれをも、適格な職員に委任できる。

ロータリー財団地区委員会（Rotary Foundation District Committees）

RI理事会と管理委員会は次のことを決定した。各ガバナーは、就任のかなり前に、地区ロータリー財団委員会（District Rotary Foundation Committee ― DRFC）を設置するものとする。DRFCは、1人の委員長と7人の小委員会委員長によって構成される。できれば、DRFC委員長と小委員会委員長はパスト・ガバナーであるべきである。委員の任期は3年とし、任期をずらして委員の継続性を図り、毎年委員全員が入れ替わることは避けるべきである。地区ガバナーは委員会の職権上の委員である。

小委員会は、担当する活動分野において経験豊かなロータリアンをできる限り委員とすべきである。次のような小委員会を設置することを推奨する（ロータリー財団章典1.070.1.3.）。

1) 奨学金
2) 研究グループ交換
3) 補助金
4) ポリオ・プラス
5) 学友
6) 年次寄付
7) 恒久基金

地区ロータリー財団委員長およびそれぞれの小委員会の任務は、「地区ロータリー財団委員会要覧」（300-JA）に記載されている。

ロータリー財団地域コーディネーター
（Regional Rotary Foundation Coordinator — RRFC）

ロータリー財団地域コーディネーター（RRFC）は、世界各地で特定のゾーンに指定される。管理委員と地区とを結ぶ役割を果たし、資金調達とプログラム支援がRRFCの2つの主たる責務である。地域によっては、RRFCの資金調達における責務を補佐するため、年次プログラム基金方策指導顧問および恒久基金全国諮問委員を任命する場合もある。また、地域は、学友に関するRRFCの責務を補佐するため、財団学友諮問グループから担当者を選任することもできる。RRFCの役割には、ガバナーの地区目標設定の援助、地区財団チーム研修の援助、地区財団セミナーの援助、地区財団セミナーの実施、要請に応じて管理委員会に対し地区の状況を見守り、報告することが含まれている。

第15章 ロータリー財団のプログラム（Programs of The Rotary Foundation）

RI理事会とロータリー財団管理委員会は、財団の目標を助長する明確かつ効果的な手段として、次のプログラムを承認した。

ロータリー財団国際親善奨学金
国際問題研究のためのロータリー・センター
大学教員のためのロータリー補助金
研究グループ交換
地区補助金
個人向け補助金
マッチング・グラント
保健、飢餓追放および人間性尊重補助金（3-H）
Blane Community Immunization Grants（ブレーン地域社会予防接種補助金）
ポリオ・プラス
ポリオ・プラス・パートナー

すべてのロータリー財団プログラムの申請手続、資格基準、関係締切日は「地区ロータリー財団委員会要覧」（300-JA）に解説されている。

ロータリー財団国際親善奨学金（Rotary Foundation Ambassadorial Scholarships）

国際親善奨学金プログラムは、民間の留学プログラムとしては、世界最大のものである。ロータリー・クラブの所在する他国で勉学または研修を受けるために国際親善奨学金が授与される。勉学期間中、ロータリー奨学生は、留学先の国で親善大使を務める。次の種類の国際親善奨学金が利用できる。

1学年度国際親善奨学金

1学年度奨学金は、他国で1学年度（通常9カ月）勉学するものである。

マルチ・イヤー国際親善奨学金

マルチ・イヤー国際親善奨学金は、他国で学位を目指し、2年間勉学するもので、その奨学金の額は、1年につき一律である。

文化研修のための国際親善奨学金

文化研修のための国際親善奨学金は、3カ月または6カ月間、他国で集中的に語学強化研修を受け、他国の文化に溶け込むためのものである。

ジャパン国際親善奨学金

ジャパン国際親善奨学金は、他地区へ奨学金を寄付するために、日本の地区のみが利用できるプログラムで、日本語研修と日本文化に触れる機会を提供するものである（ロータリー 財団章典8.010.1.6.）。

低所得国のための奨学金基金プール

低所得国のための奨学金基金プールは、低所得地区の候補者により多くの奨学金の機会を提供するために設けられたプログラムである。すべての地区は、地区財団活動資金（DDF）をこれらの奨学金を支援する基金プールへ寄付するよう奨励されてい

る。すべての低所得地区は、毎年、世界競争制に基づく1学年度、マルチ・イヤー、文化研修のための国際親善奨学金、あるいは職業研修奨学金を目指す各低所得地区からの候補者1名の申請書を提出するよう招かれる。

プログラム目標

国際親善奨学金の目的は、次のようなプログラム目標を通じて国際理解と世界平和を助長しようというロータリー財団の全体的使命を支援することである。

- 国際親善使節を外国に留学させることにより、文化の相違に対する意識と敬意を増進すること。
- ロータリーの奉仕プロジェクトへの積極的参加により、ロータリーの理想である「超我の奉仕」の考えを奨学生に植え付けること。
- 奨学生が各自の地域社会や国の人々の生活の質を向上させるために、個人生活と職業生活を捧げるよう奨励すること。
- 世界地域社会の人道的ニーズに取り組むことのできる指導者を育成すること。
- 奨学生を地理的に均等に送り込むことにより、世界の全地域に影響を与えること。
- 低所得国からの奨学生のために教育の機会を増やすよう、世界中のロータリアンを奨励すること。
- ロータリーと奨学生との間に生涯を通じての結びつきを育むこと。

ロータリアンは、財団寄付者だけでなく、毎年奨学生を派遣したり、受け入れたりすることも実施して、国際親善奨学金プログラムを支援している。奨学生へのその助言と指導があればこそ、人類のニーズを解決できるだけの思いやりと理解をもつ男女が国際親善奨学金プログラムから誕生するのである。

地区で受領できる奨学金

各地区は、選択する地区財団活動資金（DDF）の活用法に応じて、後援する奨学金の種類や件数を決める。特定プログラム年度内に地区を通じて利用できる各奨学金に対し、各クラブは、自ら確認した奨学金候補者の申請書を1通提出できる

寄贈奨学金

所得の高い国々の地区は、自らが選んだ地区に奨学金を寄贈することによって、低所得国の優秀な候補者を支援するよう奨励されている。ロータリアンの参加と親睦を深めるために、寄贈地区と受領地区による合同選考手続が、寄贈奨学金候補者選考に使われる。奨学金を他地区に寄贈する詳細については、「シェア・キット」を参照のこと。さらに、地区は金額を問わず地区財団活動資金の一部を低所得国の候補者に授与する奨学金基金へ指定することができる。

資格

ロータリー財団国際親善奨学金候補者は、指導力、コミュニケーション能力、奉仕への熱意など、その程度を測ることのできる、「親善使節」としての優れた資質を立証しなければならない。申請者は、奨学金を支給される時点で、大学課程を少なくとも2年修了しているか、高校を卒業しているか、一般に認められた職業に少なくとも2年間従事していなければならない。申請者は、ロータリー・クラブが存在する国の市民でなければならない。最初の申請は、申請者の法的または永久居住地、あるいは正規に就学または常勤で勤務している地域の地元ロータリー・クラブを通じて行われなければならない。

選考

申請書の締切日は個々のクラブが設定する。しかし、財団締切日の10月1日より以前の3月から7月15日まででなければならない。地区確認の申請書は、奨学金支給年度前の10月1日までに必ずロータリーに届いていなければならない。財団管理委員会が承認した申請者には、毎年12月15日までに教育機関指定の通知が送付される。

プログラムの実施

財団の国際親善奨学金プログラムの成功の鍵は、奨学金の国際親善の目標達成に当たる、スポンサー地区とホスト地区の**顧問ロータリアン**の役割にある。地区ガバナーは、地区後援の下に海外へ行く奨学生のひとりひとりについてスポンサー地区顧問のロータリアンを任命する。 ガバナーは、また、自分の地区に留学してくる海外の奨学生のそれぞれに、ホスト・ロータリー・クラブおよびそのクラブからホスト地区顧問ロータリアンを任命する。任命されたロータリアンは、奨学生をロータリーの活動に関与させることにより、地域社会に溶け込ませ、留学年度前、留学中、留学後も奨学生との連絡を絶やさないようにしながら、ロータリーの理念と活動を奨学生に教育する責務を負う。

国際親善使節としての責務を遂行するために、奨学生は、ホスト国へ向けて出発する前に、スポンサー地区が主催する派遣オリエンテーション・セミナーに出席することが義務付けられている。奨学金期間中、奨学生は、ロータリー・クラブ、ローターアクト・クラブ、ロータリー以外の団体を前に講演を行う。奨学生は、また、地区大会、財団晩餐会、ロータリー・クラブとローターアクト・クラブのプログラムと奉仕プロジェクトに参加する。

帰国後は、奨学生は、クラブ例会や地区大会、財団晩餐会、学友の活動に参加する。また、これから海外に旅立つか、スポンサー地区で勉学する奨学生のオリエンテーションを援助すべきである。奨学生がロータリー・クラブと地区の諸活動に積極的に参加する機会や講演の約束を果たせるようにするのは、スポンサー地区とホスト地区の顧問ロータリアンの責務である（ロータリー財団章典8.010.7.3.）。

このプログラムの詳細、候補者の資格条件、申請手続は、最新版の「ロータリー財団国際親善奨学金」（132-JA）、「ロータリアンのための奨学金指針：国際親善奨学金および大学教員のための補助金（012-JA）、国際親善奨学生要覧（133-JA）、またはRIウェブサイト（www.rotary.org）に載っている。

国際問題研究のためのロータリー・センター
（Rotary Centers for International Studies）

平和および紛争解決の分野における国際問題研究のためのロータリー・センターは、ロータリー財団の主要な教育並びに平和の優先事項である。財団は、世界の名門八大学と提携し、7つの国際問題研究のためのロータリー・センターを設立した。財団は毎年、7つのロータリー・センターにおいて、2年間の修士課程で国際問題、平和、紛争解決を研究する70名のロータリー世界平和奨学生を後援する（ロータリー財団章典8.020.1.）。

プログラム目標

国際問題研究のためのロータリー・センターは、以下を推進するプログラムを設立することを目的としている。

- 平和、親善、紛争の原因と世界理解の問題に関する研究、指導、出版、および知識の増進を図る。

- 様々な国々と異なる文化から選ばれたロータリー世界平和奨学生にさらに高度な教育を提供し、将来、政府、民間企業、教育、報道機関、その他の職業分野において指導者となる可能性をもつ人々に知識と世界理解を推進する。
- ロータリー財団およびロータリー・クラブが世界理解と平和に向かって、より効果的に人々の寛容と協力を推進する。

このプログラムの詳細、候補者の資格条件、申請手続は、「ロータリアンのためのロータリー世界平和奨学金指針：国際問題研究のためのロータリー・センター・プログラム」（085-JA）、「ロータリー世界平和奨学金パンフレット」（084-JA）、またはRIウェブサイト（www.rotary.org）に載っている。

ロータリー世界平和奨学金の地区の受領資格と資金提供

ロータリー世界平和奨学金は、世界競争制の下に提供される。すべての地区は、毎年、70口の奨学金のうちの1口に対し、競争制の下、1人の候補者の申請書を提出する資格がある。奨学金は、世界規模で、地区財団活動資金から地区によって寄付された基金プールを通じて支援される。すべての地区は、プログラムを支援するために、DDFからいくらかを寄付するよう奨励されている。

資格

ロータリー世界平和奨学金候補者は、関連分野における必須の研修、学術履歴、職務経験を満たすものでなければならない。これは、ロータリー・センター大学提携校の修士課程の必要条件とされている。候補者は、優れた指導力、2カ国語以上が堪能であること、個人的な行為ならびに社会奉仕活動や学業、職務上の業績を通して国際理解と平和へ専心することを証明しなければならない。すべての候補者は、最低3年の適切な職務経験を必要とする。候補者は、2年間の課程を完了し、平和と紛争解決の分野で働き、専門職務家としての生涯を通じてロータリー財団との連絡を維持することを約束しなければならない。

申請と選考

関心を寄せる申請者は、ロータリー世界平和奨学金申請書をロータリー・クラブを通じて、またはRIウェブサイト（www.rotary.org）から入手することができる。候補者は記入済みの申請書を地元のロータリー・クラブに提出しなければならない。クラブは、審査を受けるために、推薦支持を受けた候補者の申請書を地区選考委員会に回付する。申請書の締切期限は、地区の締切期限に従って個々のクラブにより設定される。クラブは、資格を有すると思われる候補者であれば人数を問わず、地区委員会に審査してもらうべく推薦することができる。ただし、各地区は世界競争制の下で選考される候補者を1名しか推薦できない。地区推薦を受けたすべての申請書は、奨学金支給年度前の10月1日までに必ずロータリー財団に届いていなければならない。管理委員会の任命による世界競争制選考委員会は、毎年、申請書を審査し、最終的に世界平和奨学生を選ぶ。選考を通過した候補者には、12月15日までにロータリー・センターの指定に関する通知が送付される。

プログラムの実施

ロータリー・センター・プログラムは、平和と国際理解へのロータリーの専心を表すものであり、次世代の地域的、世界的指導者が紛争の調停、解決および防止にあたり、世界の紛争の原因となる問題に取り組めるよう研修するものである。プログラムが成功するか否かは、ロータリアンがどのように奨学金の機会を推進できるか、また、平和と理解を目指すロータリー財団の使命を受容し、職業生活を続ける限りこの目的のために専心する覚悟の候補者を選考できるかどうかにかかっている。スポンサ

ーおよびホスト地区ロータリアン顧問の役割は、プログラム目標の達成に不可欠である。他のロータリー財団奨学生同様、世界平和奨学生は、親善使節も務め、クラブ、地区、ゾーンおよび国際ロータリー行事に参加するよう要請され、適切とされた場合、ロータリー・プロジェクトに関し助言する。ガバナーは、世界平和奨学生に選ばれた各派遣候補者に対し、スポンサー地区ロータリアン顧問を任命するものとする。近隣地区を含むホスト地域は、管理委員会ロータリー・センターの所在する特定の地区と相談の上、各ロータリー・センターに選定されるものとする。これらのホスト地域は、世界平和奨学生の受け入れに伴う責務と機会を分かち合うものとする（ロータリー財団章典8.020.11.2.）。

大学教員のためのロータリー補助金（Rotary Grants for University Teachers）

大学教員のための補助金プログラムは、ロータリーの最も重要な強調活動－教育とボランティア奉仕とを結び合わせたものである。大学教員のための補助金プログラムの本来の目的は、低所得国での高等教育を強化しながら、国際理解と友好を推進することである。この補助金は、奉仕期間3カ月～5カ月間あるいは6カ月～10カ月間、低所得国（自国以外）の大学で、実用的分野の教鞭を執る大学教員に授与される。低所得の国とは、1人当たりのGNPによって定義される。こうした補助金の受領者を推薦するのは、シェア・システムの中で大学教員のための補助金を特に選んだロータリー地区で、補助金はロータリー財団が管理する。大学教員の奉仕であるから、ロータリアンもロータリアンでない人も、この補助金を受領できる。申請者は、3年以上、常勤で大学に奉職していなければならない（引退している場合、奉職していたことがなければならない）。このプログラムに関する詳細は「大学教員のためのロータリアン補助金」（193-JA）、「ロータリアンための奨学金指針：国際親善奨学金および大学教員のための補助金」、またはRIウェブサイト（www.rotary.org）に載っている。

研究グループ交換（Group Study Exchange）

研究グループ交換（GSE）プログラムは、事業や専門職務経験の浅い25歳から40歳の男女に、文化と職業に関するまたとない交流の機会を提供する。このプログラムは、4人から6人の男女専門職務従事者からなるチームに、異なる国の組み合わせロータリー地区へ交換旅行をするための旅費を補助するものである。各チームは、4人のロータリアン以外の成年男女と1人のロータリアンのチーム・リーダーにより構成される。

このプログラムの目的は、専門職務経験の浅い男女に対して、その専門職務の技量と指導力を磨き、地域社会のニーズと国際化の進む職場のニーズに対処できるようにすることである。また、派遣国と受入国のあいだに人道的プロジェクトを確立するための世界社会奉仕の機会を提供する。そのプロジェクトを通じて、健康管理、教育、または他の人道的諸問題の具体的ニーズに取り組むことができる。チーム・メンバーはホスト国の制度、生活様式を体験し、自身と同じ職業が海外でどう実践されているか観察し、意見を交換し、個人および専門職業人としての関係を築く。

研究グループ交換の体験には、次の活動が含まれる。

- **職業活動**。参加者が、他国での職業の実践を視察し、それぞれの分野におけるアイディアの相互交換をする。こういったことは、最終的には、関係地域社会すべてのためになる。
- **文化経験**。参加者が、他国、他国民、施設を研究できるようにし、世界各地の多様な文化への理解を推進する。
- **親睦の機会**。チーム・メンバーとホストが、親睦と善意の精神で語り合い、意見を交換し、生活を共にして、互いの問題、抱負、地域への関心事を思いやり、永続的な友情と理解を培う。

- **ロータリアンの参加**。専門職務に従事し、人生の形成期にある若い人々に、他国と異文化の中で、その職業についてロータリアンの経験豊かな展望を提供しながら同時に、研究チームを派遣、受け入れ、その教育を共に経験する機会をロータリアンに提供する。こうしたことがロータリーの世界的使命を高める。財団は、各チーム・メンバーに対し、自国からホスト国までの往復航空運賃の最低額を支給する。ホスト地区滞在中の食費、宿泊費、地域内のグループの旅費は、地元のロータリアンが負担する。

研究グループ交換の資格を有する地区

交換で達成される明確な目標を記入した申請書を10月1日までに財団に提出しなければならない。各地区は、希望する相手地区または地域を表明できるが、組み合わせの最終決定は、管理委員会が行う。管理委員会は、地区が事前に手筈を整えた組み合せ（地区同士で手配した組み合わせ）を尊重する。多様な文化、言語、地域を含む地区の組み合せに好意を寄せる（ロータリー財団章典8.040.5.2.）。GSEチームの補助金は国際財団活動資金（World Fund）もしくは地区財団活動資金（DDF）によって提供される。地区は、異なった資金の選択に関する情報をGSE出版物またはロータリーのウェブサイトから入手すべきである。また、GSEチームを特定のプログラム年度に派遣することを申請する前に、地区に資金の用意があるかを確認すべきである。

資格条件

チーム・メンバーは、一般に認められた事業または専門職務に現在正規に従事し、スポンサー地区内に在住、あるいは勤務していなければならない。職務に就いて、まだ経験が浅く、年齢25～40までででなければならない。候補者は、プログラムの国際理解という目的を推進するために、指導力、柔軟性、寛容という資質を実証しなければならない。チーム・メンバーは、ホスト国の言語にある程度堪能でなければならない。

チーム・リーダーは、特に国際奉仕において経験豊かなロータリアンであって、ホスト国とロータリーに精通していなければならない。リーダーは、ホスト国の言語に堪能でなければならない。元地区ガバナーはチーム・リーダーを務めることができる。但し、地区内ロータリアンにこの指導的役割に就く機会を提供したが、語学、職業、その他のニーズなど交換の特別条件のため、元地区ガバナーが最適任の候補者として選ばれた場合に限られる（ロータリー財団章典8.040.7.4.）。配偶者その他の親族または扶養家族はいかなる場合も、チームに同行できない。

選考

地区は、性別にかかわりなく、最も適格の候補者から成るチームを選ばなければならない。地区研究グループ交換選考委員会は、推薦クラブが面接、確認した候補者の中から、チーム・リーダーとチーム・メンバー全員を選考する。ガバナーが選考の資格条件を確かめ、申請書の確認をする。

プログラムの実施

従来のGSEは、異なる職種の人によって構成されていたが、多様で創意に富む構成が可能になった。同種の専門職務（例えば、医学、教育、薬物濫用カウンセリング、農業など）に従事する会員の単一職業チームなら、他国で実践されている特定の職業をじっくり考察できる。文化チームには、ホスト地区のロータリアンに才能を披露し合える芸術家、音楽家、言語学者が含まれる。人道的チームは、プロジェクトの開発

を支援する交換で、ホスト地区の人道的ニーズを探し、1件または数件の人道的な財団補助金案を携えて帰国する。隣国や新ロータリー国との交換も可能であるし、管理委員会委員長の承認を得れば、ロータリー・クラブのない国との交換も可能である（ロータリー財団章典8.040.20.8.）。

研究チームは、到着時点から出発時点までホスト地区の管理下にあるのが普通である。旅行計画に他地区が含まれる場合ですら、ホスト地区が、研究計画案、日程作成、地元の交通手配、チームの受入、活動の用意、できる限りのホーム・ホスピタリティーを引き受け、その責務を負う。研究旅行は大変疲れるものである、ということを認識し、日程に十分な自由時間を含めることが重要である。

このプログラム、候補者の資格条件、申請手続き、補助金の支給条件の詳細は、「研究グループ交換パンフレット」（160-JA）、「研究グループ交換チームの手引き」（164-JA）に掲載され、また、RIウェブサイトからダウンロードできる。

人道的補助金プログラム（Humanitarian Grants Program）

人道的補助金プログラムは、ロータリー・クラブと地区が、世界中の人々の生活を向上する地域社会プロジェクトの開発に利用できる資源を提供する。

人道的補助金プログラムは、次の4つの共通の特徴をもつ選択肢を提供する。人道的補助金を通じて資金が支給されるプロジェクトは、次の事項を満たさなければならない。

- ロータリアンの積極的かつ直接的な参加
- ロータリーのネットワークのさらなる充実の支援
- 健全な資金管理の実証
- 人道的ニーズの提起

人道的補助金プログラムに関する、定期的な更新事項は、RIウェブサイト（www.rotary.org）のロータリー財団セクションに載っている。

地区補助金

地区補助金は、地区の奉仕活動や人道的活動を支援する。地区は、複数の地元あるいは国際的プロジェクトを支援するため、地区財団活動資金（DDF）の20パーセントまでを補助金として申請できる。地区ロータリー財団委員長が、地区ガバナー・エレクトと協力し、補助金を申請する。

補助金の申請書は、各ロータリー年度の7月1日から3月31日の間に提出でき、補助金の使用は次年度の7月からとなる。

地区補助金を受領する地区は、受益地域社会の要望を尊重し、その伝統と文化を理解し認識を深めるよう努力しなければならない。ロータリー財団は、補助金を受領する地区がこのことを認識し、このことに同意したという理解の下で補助金を授与する。尚、地区補助金は、ロータリアンが次の事項に直接関与することを要件とする。

- 地域社会のニーズの査定とプロジェクトの企画。
- 資金の支出を見守るため、最少3名のロータリアンからなる委員会の設置。
- 補助資金の監視。
- プロジェクト実施への参加。
- 地域社会の参与ならびにプロジェクトが地域社会のものであるという証明。
- 地元の業者、自治体役員、および受益者との会合。
- 地元報道機関へのプロジェクトの広報。

個人向け補助金

個人向け補助金は、有資格の国際的な人道的奉仕をロータリー国で実施する個人、または小グループ（2～5名）の旅費を補助する資金を提供する。この補助金は、将来の人道的プロジェクトあるいは地域社会に直に恩恵を与える奉仕活動を計画するために提供される。ロータリアン、ロータリアンからなる小グループ、ロータリアンの配偶者、ローターアクターおよび資格のあるロータリー財団学友であれば、これらの補助金を申請する資格がある。

個人向け補助金プログラムを通じて資金を申請する人は、以下の事項を心得るべきである。

- 補助金申請書は、予定されている旅行の少なくとも4カ月前にロータリー財団に提出されなければならず、出発予定日の少なくとも2カ月前に承認されなければならない。
- 支給される補助金最高額は、旅行する人数に基づいて決められる（グループに支給される最高額は米貨6,000ドル）。補助金は、エコノミー・クラスの航空運賃、最低限の生活費、および付随的な旅費を提供する。
- 補助金を使用して旅行する人は、帰国後2カ月以内に、最終報告書を提出しなければならない。
- 奉仕活動実施地にあるロータリー・クラブには、奉仕後評価書の記入が求められる。

マッチング・グラント

マッチング・グラントの目標は、ロータリー・クラブと地区が他国のロータリアンと協力して、人道的な世界社会奉仕プロジェクトを遂行するのを援助することである。ロータリー財団は、米貨1ドルの現金寄付に対し、米貨50セントの補助金を提供する。地区財団活動資金（DDF）による寄付は如何なる場合も、米貨1ドルに対し、米貨1ドルの補助金を財団が提供する。

マッチング・グラント・プロジェクトは、

- 国際的規模のものでなければならない。国際的とみなされるためには、最低2カ国における少なくとも2つのロータリー・クラブまたは地区が必ず関与していること。
- 使用が認められた費用項目の予算を提出しなければならない。

マッチング・グラントに関する要件は、ロータリー財団に申請する補助金額によって異なる。マッチング・グラントには、次の種類がある。

- 小口マッチング・グラント　米貨0～2,000ドル
- 大口マッチング・グラント　米貨2,001～25,000ドル
- 大口マッチング・グラント（競争制）米貨25,001～150,000ドル

マッチング・グラントの申請書は、同ロータリー年度の7月1日から3月31日のまでの期間中に、財団に提出することができる。

保健、飢餓追放および人間性尊重(3-H)補助金

（手続要覧の印刷時点において、本プログラムは一時停止となっている。最新情報はwww.rotary.orgを参照）

保健、飢餓追放および人間性尊重（3-H）補助金プログラムの目的は、国際間の理解、親善および平和を促進するための方法として人々の健康状態を改善し、飢餓を救済し、人間的、社会的向上発展を図ることである（ロータリー財団章典9.050.）。この目的は、クラブや地区にとりその資力と人材だけでは大きすぎる大規模なプロジェクトを通して推進される。

ロータリー財団の保健、飢餓追放および人間性尊重（3-H）補助金は、多年度にわたって実施される奉仕プロジェクトに米貨100,000ドルから米貨300,000ドルまでの資金を提供する。3-H補助金を受領するプロジェクトは、次のような条件を備えていなければならない。

- 国際間の理解、親善および平和を促進するための方法として人々の健康状態を改善し、飢餓を救済し、人間的、社会的向上発展を図ること。
- 発展途上国の経済的に恵まれない人々に役立つ人道的ニーズに応え、地元あるいはその他の援助提供者ではかなえられないような助力をすること。
- 多数の人々が自立自助していけるという、顕著な長期的な利点を提供すること。
- ロータリーの存在が確立している国で実施すること。
- 少なくとも2カ国のロータリー・クラブもしくは地区が開始し、管理し、実施すること。うち、1つのクラブもしくは地区がホスト側共同スポンサーで、他方は国際側共同スポンサーとなる、
- プロジェクトの実践活動にかなりの数のロータリアンが関与すること。
- プロジェクト受益者が積極的に関与すること。
- ロータリーが地域社会に関与していることが一般の人々に認識でき、ロータリーの活動であることが目に見えてわかるよう表示すること。
- 3-H補助金の資金使用後もなお自立し持続可能であること。

ブレーン地域社会予防接種補助金 — 米国のみ

ブレーン地域社会予防接種補助金は、米国の地域社会における予防接種を改善するプロジェクトに、米貨1,000ドルを上限とするマッチング・グラントを提供する。米国のロータリー・クラブならびに地区は、1口のブレーン地域社会予防接種補助金のみを提唱できる。ブレーン地域社会予防接種補助金の申請書は、先着順に受理される。ブレーン地域社会予防接種補助金の資金を受領するプロジェクトは、次の条件を備えるべきである。

- 地域社会の予防接種を改善することに尽力している地元の協力団体が参加すること。
- ロータリアンが積極的に関与すること。
- ロータリーの活動であることが目に見えてわかるよう表示すること。
- 予防接種に関する連邦および地元の法律と慣行に従って実施されること。

財団補助金のプロジェクトの監視（Foundation Grant Project Monitoring）

多くの3−Hまたはマッチング・グラントのプロジェクトについては、管理委員会から指名された第三者のロータリー・ボランティアが監視し、プロジェクトの目標と目的の達成に当たっての補助金の効果を評価する。管理委員会は、ロータリー・ボランティアを募集し、オリエンテーションを提供する目的で、人道的補助金技術顧問グループを設置した。

財団が通常の補助金プロジェクトの監視、検討または介入に援助を必要とする場合、ガバナー、地区ロータリー財団委員会委員長および地区補助金小委員会委員長が、その援助をしてくれるものと考えている。財団から要請があった際、ガバナー（または指名された人）は地区内の問題を取り上げるにあたって支援し、必要に応じて、プロジェクト提唱者に明確な説明、情報、所定の報告を要請したり、プロジェクトの現況を判断したり、財団の指針を反復したり、地元の不和を処理する。

ガバナーは、財団補助金を授与されているプロジェクトを訪問し、地元のクラブの活動を称賛し、問題を見極め、解決し、問題の発生を阻止するよう奨励されている。

ガバナーはまた、完了したプロジェクトの成果を評価するためにプロジェクト実施地を訪問するよう奨励されている（ロータリー財団章典10.020.4.3.）。さらに、ガバナーは、地区提唱の補助金のプロジェクト委員会の職権上の委員である。クラブ会長は、クラブ提唱の補助金のプロジェクト委員会の職権上の委員となる。補助金の処理に不都合なことのないようにするためである（ロータリー財団章典9.050.6.）。

ポリオ・プラス（PolioPlus）

ポリオ・プラスは、国際ロータリーの特別プログラムであり、撲滅の証明が達成されるまで、他のすべてのプログラム以上に優先される（ロータリー財団章典40.010.）。

ポリオ・プラスの目標は、ポリオ撲滅の世界的証明である。ポリオ・プラス・プログラムは、ロータリーがポリオ関係の活動に数年間参加した後、1985年に発足した。1988年までに、ロータリアンは米貨2億4,000万ドル以上を集め、多数のボランティアを動員して世界中の大規模な予防接種キャンペーンとポリオ撲滅活動を援助した。ロータリーがきっかけとなり、1988年の世界保健総会でポリオを世界的に撲滅するというの決議が採択された。ポリオの撲滅が世界的に証明される頃には、ロータリーの世界ポリオ撲滅活動への寄付額は米貨6億ドルを上回る見込みである。

ワクチンを供給し、届けることを支援するばかりでなく、今やポリオ・プラス・プログラムには、ポリオの撲滅を直接支援する活動も含まれる。こうした活動には、「全国予防接種日」を組織すること、監視制度を通じてのウイルスを追跡すること、僻地の無防備の子供へ予防接種をすること、政府や他の資金援助団体に対してポリオ撲滅の追加資金の投入の緊急性、必要性、効果についての情報を伝達することなどが含まれる。

インターナショナル・ポリオ・プラス委員会（International PolioPlus Committee － IPPC）がポリオ撲滅達成のために、ポリオ・プラスのすべての面を調整し、すべての地域、国別ポリオ・プラス委員会に指示し、方針や作戦を管理委員会に勧告する。ポリオ撲滅活動を遂行している各国、各地域は、ポリオ・プラス委員会にこうした活動を監督させる。すべてのポリオ・プラス委員会は、公式名簿に掲載されている。

ポリオ撲滅活動を支援しようという補助金案は適切な合同調整委員会（例えば、保健省、ユニセフ、世界保健機関）と正式に協議をして開発する。IPPCが、ポリオ・プラスの方針と資金提供優先順位に沿って提案を審査し、補助金要請について管理委員会に適切な勧告をする。

1995年規定審議会の決定に沿って、ロータリー財団管理委員会は、世界がポリオから解放されたと証明される日が来るまでポリオ撲滅が依然として国際ロータリーとロータリー財団の第1の目標であり、目標でなければならないことを再確認した（ロータリー財団章典11.030.）。

ポリオ・プラス・パートナー

ポリオ・プラス・パートナー・プログラムは、特定の一般社会動員や監視活動に寄付することによってポリオ撲滅という目標にすべてのロータリアンが参加できるようにしたものである。このようなわけであるから、ポリオ撲滅を完了するために必要な資金も補足する。ポリオ撲滅「オープン」プロジェクトの詳細やリストについては、RI事務局、あるいはRIウェブサイト（www.rotary.org）に照会されたい。ポリオ・プラス・プログラムの詳細については、「ロータリー財団要覧」（300-JA）、RIウェブサイト（www.rotary.org）を参照するか、RI事務局に最新の活動事例を注文できる。

財団補助金受領無資格者（Ineligibility for Foundation Awards）

ロータリー財団のプログラムの補助金は次の者には授与されない。即ち、ロータリアン（ただし、管理委員会の明記しているすべてのボランティア奉仕については例外とする）、クラブと地区と他のロータリー関係の組織とRIの職員、前記ロータリアンと職員の配偶者；直系卑属（血縁による子または孫、入籍している養子）、直系卑属の配偶者、尊属（血縁による両親または祖父母）（ロータリー財団細則9.3)。この方針の下に無資格の人は、当該ロータリアンが所属クラブを退会しても36カ月間、無資格のままである。

財団への寄付者は、直接または間接、財団プログラムの受益者となってはならないと現実に定めている方針によって、奉仕の理想は最もよく実証される。ロータリーの標語「超我の奉仕」は、ロータリアンでもロータリアンの親族でもない人で、それを受けるにふさわしい人への利他の奉仕に基づく人道的、教育的プログラムによって、最もよく実証されるのである。

財団学友（Foundation Alumni）

元ロータリー奨学生、元研究グループ交換参加者、元大学教員補助金受領者、ロータリー・ボランティア補助金受領者は、世界社会奉仕助成金や新人道的補助金の一環として旅行した人とともに、すべて、ロータリー財団の学友とみなされている。ロータリー財団は、学友が世界中のロータリアンと他の財団学友と継続的に提携をはぐくめるよう援助するために努力している。学友は、元財団プログラム参加者として、世界社会への献身の念をはぐくみ、世界の人々のあいだに理解あふれる平和な関係を推進するというロータリーの夢を引き続き分かち合っている。

派遣地区は、地区内の財団学友との関係を高め、学友の参加したプログラムの所期の目標を達成するために次の措置を講じることを考慮するよう奨励されている。それは、

1) 帰国次第すべての奨学生を正式に迎える。
2) 帰国した奨学生が主として派遣地区で義務づけられている講演を完了できるようにする。すなわち、
   a) 帰国後最初の1年にロータリー行事で少なくとも5回講演すること。
   b) 帰国後ロータリー以外の人を前にして少なくとも3回講演すること。
3) 大学その他の関係出版物に学友の活動についての記事を手配する。
4) 学友を地区大会に招待する。
5) 年次財団晩餐会または他の行事に学友を招待する。
6) 地区内学友の定期的懇親会を組織する。
7) 地区の学友記録を最新のものにする。
8) 学友を有望なロータリー・クラブ会員候補者とみなす。
9) 適切であれば学友に財団寄付を依頼する。
10) これから海外に旅立つプログラム参加者のためのオリエンテーション・プログラムに参加するよう学友に要請する。
11) 特別な地区およびクラブ行事への出席または講演を学友に依頼するよう奨励する（ロータリー財団章典13.020.）。

さらに、地区の全学友の現在の名簿を最新のものにし、地区内の学友の住所、電話番号、ファックス番号の変更をロータリー財団に知らせ、地区名簿の責任者に後任への引き継ぎを行わせるのは地区の責務である。

ロータリー財団学友人道奉仕賞

学友賞が財団プログラムの元参加者である1名の学友に毎年授与される。財団学友人道奉仕賞は、ボランティア活動であれ、専門職上の活動であれ、人類への奉仕を通

じて世界理解と平和に直接貢献した人に贈られる。対象となる学友は、また、自分の専門職務あるいは職業を豊かにするために、時間、指導力、知識を投入し、高度の実績を上げた人でなければならない。10年以上前に奉仕期間を終えたすべての財団学友は、本賞の対象となる資格がある。各ロータリー地区は、常に年間1名の候補者を推薦することができる（ロータリー財団章典13.030.1.）。

ロータリー財団月間（The Rotary Foundation Month）

RI理事会と管理委員会は、毎年11月中「ロータリー財団月間」を遵守し、その月間中にクラブは少なくとも1つのクラブ・プログラムを財団に充てることを決定した（ロータリー章典8.020.6.）。

第16章 財務に関する事項、財団支援、寄付者表彰（Fiscal Matters, Foundation Support, and Donor Recognition）

財団資金の目的（Purposes of Foundation Funds）

RIロータリー財団の1983年法人設立定款（本要覧の第8部の財団細則のすぐ前に掲載されている）には、ロータリー財団の「目的」と「収入と資産の用途」に関する具体的情報が記載されている。

財団資金の管理（Stewardship of Foundation Funds）

管理委員会は、世界中のロータリアンや他の寄付者から受け取った資金がロータリアンの熱意と献身的支援による自発的寄付と認識している。この寄付者たちは、寄付金が寄付の趣旨に沿って効果的に使われるものと理解し、信頼し、ロータリー財団に寄付金をゆだねたのである。

従って、管理委員会は、これらの資金の管理責任者として、ロータリー財団プログラムに関連のある活動において適正な財務運営が行われることの重要性を強調している。資金が目的に沿って効果的に使われるようにするために、管理委員会は、プロジェクト実施に携わるクラブやロータリアンの真心を大いに当てにしている。何か不当なことが耳に入れば、管理委員会は速やかに調査し、適切な処置を講じるものである。

補助金の受領者、補助金提唱者、その他すべてのプロジェクト関係者は、次のことを期待されている。

1) ロータリー財団補助金を神聖な信託として扱い、浪費、誤用または流用しないよう絶えず守り、所期の目的を厳密に解釈し、その目的だけに補助金を使うこと。
2) ロータリアンまたは一般の人々を問わず、誰から見てもロータリー財団の資金が不正に使われていると思われることすらないように細心の注意を払うこと。民間または法人の資金使用にまさる注意を払うものと期待されている。
3) 責務を明確に説明し、プロジェクトを十分かつ完璧に監督すること。
4) 少なくとも標準的な事業慣行の水準で、いつも「ロータリアンの職業宣言」に沿って、さらに四つのテストの精神を十分発揮して、補助金に関するすべての財務措置とプロジェクトの活動を運営すること。
5) ロータリー財団の補助金関係の活動に不正があれば、直ちに報告すること。
6) 管理委員会の承認したプロジェクトをその補助金支給額において実施すること。合意事項からの逸脱またはプロジェクト実施に際しての変更は、事前にロータリー財団から書面による承認を得なければならない。
7) 現在の管理委員会の方針と指針に従って、プロジェクトと無関係の第三者による財務・実績調査と監査の両方またはいずれかの手配をすること。
8) プログラムと財務について適宜詳細に報告すること。
9) 通知が送られたプロジェクトの実施に関してすべての関心事項を適切に取り上げる責任を負うこと（ロータリー財団章典7.030.）。

人道的補助金についての第三者による年次財務調査
（Annual Independent Financial Reviews for Humanitarian Grants）

ロータリー財団の人道的プログラム補助金のすべての受領者は、プロジェクトに関係のない第三者による年次財務調査を受けるよう奨励されている。米貨25,001ドル以上の補助金については、この財務監査が義務づけられている。

税制上の優遇措置と寄付金（Tax Advantage and Contribution）

国によっては所得税申告を行う場合ロータリー財団または関連組織への寄付金が控除されている。あるいは、他の税制上の優遇措置を受けることができる。クラブ並びに各個人はそれぞれの国において財団寄付金が税制上の優遇措置を受けることができるかどうかを関係当局に確かめてほしい。

米国では、ロータリー財団は、国内歳入法第509項(c)(3)の下に、非課税の人道的組織と認められてきた。さらに、米国の国内歳入局は、財団を「国内歳入法第509項(a)に定義されている民間財団には該当しない財団」として分類してきた。現在、オーストラリア、カナダ、ドイツ、インド、日本、韓国、英国における寄付については、税金控除または優遇措置が受けられる。

協力財団（Associate Foundations）

協力財団を通じてロータリアンが税制上の優遇措置を受けることのできる国々に、限定された数の協力財団が存在する。管理委員会は、協力財団が形成される前に満たさなければならない基準と指針を設定した。協力財団は、管理委員会の承認を受けなければならず、管理委員会に報告する義務がある。

財団のための募金（Raising Funds for the Foundation）

RI理事会並びに管理委員会は、ロータリー財団の資金の最大限度に関しては制限をおかないということに意見が一致した。ガバナーは、RIの役員として地区内でロータリー財団を推進する直接の責任者である。世界理解と平和を助長している財団の目的がより知られ、支援されることを目指して財団を推進する責務を負っているのである。

シェア・システム（The SHARE System）

財団プログラムに参加することは、財団を成功させる重要な一翼を担うことである。管理委員会は、寄付の使途について地区に発言権を与え、地区が最大限プログラムに参加できるように、資金の配分に関するシェア・システムを開発した。すべての地区の年次プログラム基金への寄付は二つの活動資金に分けられる。すなわち、地区財団活動資金（District Designated Fund）と国際財団活動資金（World Fund）である。これらの二つの資金の分配は、かつてそれぞれ60パーセントと40パーセントであったが、2003年7月1日付をもって50パーセントと50パーセントに変更された（ロータリー財団章典17.010.）。2006-07年度に寄付された資金は、2009-10年度に使用される。60パーセント／40パーセントの規則の下に寄付された一切の資金は、2005-06年度中に60パーセント／40パーセントの規則を用いて使用される。地区財団活動資金は、国際親善奨学金、地区補助金、（大口および小口）マッチング・グラントの地区負担分、ならびに地区が資金の配分を選択した他のプログラム用に、地区が使用することができる。国際財団活動資金は、研究グループ交換、3-H補助金、（大口および小口）マッチング・グラントの財団組み合わせ分、個人向け補助金、ならびに新試験的プログラム等、他の財団プログラムを賄うものである（ロータリー財団章典17）。

シェア・システムに関する詳細は、毎年発行される「地区ロータリー財団委員会要覧」（300-JA）に説明される。

財団への寄付（Contributions to the Foundation）

ロータリー財団への寄付は自発的なものである。従って、財団への寄付を会員資格の条件とすることを入会申込書に書き入れてはならない。ロータリー・クラブ細則は、ロータリー財団に寄付することを会員資格の条件とすることを規定してはならず、ロータリー会員証にこのようなことを書き入れることを認めてはならない（ロータリー章典5.090.2.）。

ガバナーは、地区ロータリー財団委員会、地区協議会、地区とクラブの財団セミナーおよびクラブ訪問などの正規の経路を通じて、ロータリー・クラブ並びにロータリアンによるロータリー財団への継続的寄付の重要性を強調するよう示唆されている。財団プログラムの継続的な発展を支援するために、毎年、ロータリー財団の年次プログラム基金に米貨100ドルを寄付することがすべてのロータリアンに奨励されている。RI理事会および管理委員会は、すべてのクラブとすべてのロータリアンがロータリー財団への寄付者となるべきであることで意見が一致し、2005年までに一人当たり米貨100ドルの寄付を達成するという目標を設定した。ロータリアンはまた、遺言や資産計画に贈与の旨記載することを考慮するよう奨励されている。

金額を問わず、次の三つの基金に寄付することができる。

年次プログラム基金は、財団のプログラムの主な資金源である。寄付金は、寄付の約3年後に使われる。

恒久基金は、収益を財団プログラムの支援に使う基金である。その目標は、最低限度のプログラム活動を継続し、将来の新プログラムまたはプログラムの拡張を容易にしようとするものである。恒久基金の目標は、最低限度のプログラム活動を継続し、将来の新プログラムまたはプログラムの拡張を容易にしようとするものである。RIは、ロータリー100周年祝賀として、また幾世紀にもわたるロータリー運動および国際奉仕の世界の指導者として、ロータリーへの献身を実証するものとして、恒久基金を特に支援することを考慮するようロータリアンに奨励している。

ポリオ・プラス基金は、ポリオ・プラス・プログラムと、ポリオを世界から撲滅するというその目標の支援のために授与されるすべての補助金を支払うものである。寄付者はポリオ・プラスと指定して寄付することができる。

寄付表彰方針（Contribution Recognition Policy）

寄付者は、ロータリー財団のプログラムを支援するためにロータリー財団に寄付するのである。財団寄付者として認定するために、管理委員会はさまざまな表彰方式を用意している。すべての寄付は、寄付者の指定したロータリー・クラブの寄付に加えることができる。

「財団の友」会員

「財団の友」会員は、年次プログラム基金に年間米貨100ドル以上を寄付する人を指す。

ポール・ハリス・フェロー

ポール・ハリス・フェローとは、少なくとも米貨1,000ドルを寄付した個人、または、ある人の名義でその寄付を行った個人を指す。ポール・ハリス・フェローとして認定される最も一般的な寄付は、年次プログラム基金への寄付である。しかし、次の使途指定寄付もポール・ハリス・フェローとして認定される資格がある：国際財団活動資金、ポリオ・プラス、ポリオ・プラス・パートナー、承認された人道的補助金の

提唱者側負担分。新たにポール・ハリス・フェローとなった人は、申込をすれば、ロータリー財団ポール・ハリス・フェローになったことを認めた贈呈用フォルダーに入った証明書、襟ピン、メダルが贈呈される。

ポール・ハリス・フェローになった後さらに米貨1,000ドルを寄付した個人、または、ある人の名義でその寄付が行われた場合その名義人は、マルチプル・ポール・ハリス・フェローとなる。マルチプル・ポール・ハリス・フェローは、申込をすれば、マルチプル・ポール・ハリスのレベルに基づいたサファイアまたはルビー入り襟ピンが贈呈される。

ベネファクターおよび遺贈友の会の認証

遺言状またはその他の資産計画に財団を受益者として指名することを記したことを、書面をもって管理委員会に通知した人、あるいは恒久基金に米貨10,000ドル以上の無条件寄付を行った人は、管理委員会からベネファクターとして表彰される。ベネファクターには、感謝状、記念表彰状、ロータリーあるいはポール・ハリス・フェローの襟ピンと共に着用できる記章が贈呈される。

資産計画に、ロータリー財団を最低米貨10,000ドルまたはそれ以上の受益者として指定した個人、または夫婦は、ロータリー財団遺贈友の会の会員資格も有する。この認証は、2000年4月に設けられた。会員は、遺贈のレベルに基づき、彫りの入ったクリスタル製認証品およびダイアモンド・サークル・ピンの贈呈を受けるべく選択することができる。

寄付者により特に指定のない限り、実現した遺贈は、必要性が最も高い国際財団活動資金に適用される恒久基金の年次支出分の下に置かれる。

大口寄付者の認証

合計累積寄付が米貨10,000ドルに達する個人または夫婦は、大口寄付者として表彰される。ロータリー財団へのすべての寄付は、寄付の指定条件にかかわらず、この合計に含まれるものとする。大口寄付者は6段階の寄付レベルで表彰され、寄付のレベルに基づき、彫りの入ったクリスタル製認証品およびダイアモンド・サークル・ピンの贈呈を受けるべく選択することができる。

冠名寄付の機会

寄付者は、自らの氏名、または敬意を表して他の人の氏名を冠して年次プログラム基金に無条件大口寄付を行うことができる。年次プログラム基金への冠名寄付は、多くの場合、国際親善奨学金または研究グループ交換のために支給される。

恒久基金への寄付を通じて冠名基金を設立することができる。冠名基金の元金は決して支出されることがない一方、収益の一部は、毎年、寄付者により指定された特定のロータリー・プログラムあるいはプロジェクトに使用することができる。指定の選択肢は、寄付額の多少によって異なる。

すべての冠名寄付の機会に関する詳細は、RI事務局に用意されている。また、RIのウェブサイト（www.rotary.org）にも情報が掲載されている。

ロータリー財団奉仕賞（Rotary Foundation Service Awards）

ロータリー財団地区奉仕賞

ロータリー財団は、財団への業績が特に注目に値する担当地区内のロータリアンを表彰する上で、地区ガバナーを助ける。これらの賞は、管理委員会の承認を必要とせず、ガバナーの裁量に委ねられる。ロータリー財団地区奉仕賞状は、RIの出版物注文サービス・セクションまたはRI日本事務局を通じて入手することができる。ロータリ

ー財団地区奉仕賞状は、ロータリー財団の功労表彰状に個人を推薦する前に授与しても良いが、功労表彰状の受賞の必須条件ではない。

ロータリー財団功労表彰状

財団への1年間を超える優れた業績に対し、管理委員会は年度内に各地区から1人のロータリアンを表彰することができる。推薦は、ガバナーおよびRI理事に懇請する。管理委員会は、年間を通じてこれらの推薦を審議するため、特に締切日は設けられていない。ただし、推薦は表彰を行う日の少なくとも8週間前に、また、5月15日までに提出されるべきである。くるみ材のプラークでできた賞状が、本賞の受賞者に贈呈すべく送られる。

ロータリー財団特別功労賞

功労表彰状を受賞した後丸4年が経過してから、ロータリアンは特別功労賞を受ける資格を得る。これは奉仕に対する財団最高の表彰である。財団への模範的な奉仕は、地区の範囲を超え、長期にわたるものでなければならない。ロータリアンは誰でも資格を有するロータリアンを本賞に推薦することができる。ただし、もう一人のロータリアンからの推薦指示が必要とされる。推薦者あるいは推薦支持者のいずれかは、被推薦者の地区外の者でなければならない。管理委員は、これらの賞に推薦することも推薦支持をすることもできない。推薦の締切日は、11月15日である。毎年、管理委員会が承認するロータリー財団特別功労賞は、50のみである。この栄誉を受ける受賞者には、クルミ材の台に取り付けられた鋳造銅のプラークが贈られる。

第5部

ロータリーの標章
(Rotary Marks)

第17章 ロータリー標章の使用と保護

第17章　ロータリー標章の使用と保護（Use and Protection of the Rotary Marks）

国際ロータリーによるロータリー標章の所有と保護
（Ownership and Protection of the Rotary Marks by Rotary International）

国際ロータリーの細則は、RI理事会がロータリーの知的所有権の使用を監督すると明記している。細則第18.010.節は、次のように規定している。「RIの知的所有権の保全。理事会はRIの徽章、バッジその他の記章をもっぱら全ロータリアンのみの使用と、その利益のために確保し保全するものとする」。従って、RI理事会はRIの知的所有権である標章（ロータリー標章）の使用を確保、保全、保護する絶対的権限をゆだねられている。「ロータリー標章」は、「ロータリー」などの標章やロータリー徽章のみならず、以下にアルファベット順に挙げられたようなその他多くの標章など、国際ロータリーが所有する商標および奉仕の標章である。

- 今日を支える年次プログラム基金（ANNUAL PROGRAMS FUND FOR SUPPORT TODAY）
- 飢餓からの解放（FREEDOM FROM HUNGER）
- インターアクト（INTERACT）
- インターアクト・クラブ（INTERACT CLUB）
- 確かな明日のための恒久基金（THE PERMANENT FUND TO SECURE TOMORROW）
- ポリオ・プラス（POLIOPLUS）
- われらの天体、地球の保全（PRESERVE PLANET EARTH）
- レビスタ・ロータリア（誌）（REVISTA ROTARIA）
- RI
- RITS
- ローターアクト（ROTARACT）
- ローターアクト・クラブ（ROTARACT CLUB）
- ロータリア（ROTARIA）
- ロータリアン（ROTARIAN）
- ザ・ロータリアン（誌）（THE ROTARIAN）
- ロータリー（ROTARY）
- ロータリー・クラブ（ROTARY CLUB）
- ロータリー財団vTHE（THE ROTARY FOUNDATION）
- 国際ロータリーのロータリー財団（THE ROTARY FOUNDATION OF ROTARY INTERNATIONAL）
- 国際ロータリー（ROTARY INTERNATIONAL）
- 国際ロータリー・トラベル・サービス（ROTARY INTERNATIONAL TRAVEL SERVICE）
- ROTARY.ORG
- ロータリー・ワールド（ROTARY WORLD）
- ロータリー青少年交換（ROTARY YOUTH EXCHANGE）
- 超我の奉仕（SERVICE ABOVE SELF）
- TRF
- 最もよく奉仕する者、最も多く報いられる（THEY PROFIT MOST WHO SERVE BEST）

ロータリー標章にはまた、すべての会長テーマと会長テーマのロゴ、すべてのRI年次大会のロゴおよび100周年記念ロゴが含まれる。新しいロータリー標章も絶えず創造されている。ロータリー・クラブ、ロータリー地区および他のロータリー組織は、RI理事会が設定した指針の下にロータリー標章を使うことができる（ロータリー章典33.005）。理事会の指針に従ってロータリー標章を使用する権利は、ロータリー・クラブ、ロータリー地区または他のロータリー組織に所有の権利を委譲するものではない。この全世界的な所有権は、細則に従って国際ロータリーに帰属し、世界中のロータリアンによる使用を保全、保護し、ロータリー標章の統一性を維持するためである（RI細則18.010.）。ロータリー標章は、ダウンロード可能なファイルとして、RIのウェブサイト（www.rotary.org）から入手できる。

「ロータリー」という語と「ロータリー徽章」は、50カ国以上で登録されている。この数は年々増えている。ロータリー標章のうち、より限定された内容で登録されるものもあるが、RIが世界中における使用に基づきロータリー標章のそれぞれに所有権を求めることになる。RIが知的所有権をもつ標章を登録することによって、連合体の専用使用権が強化され、他の個人および組織の誤用を阻止するRIの立場も強くな

る（ロータリー章典34.010.7.）。登録に加えて、各種国法や判決により、RIの標章はより保護されるようになっている。

ロータリー・クラブ、ロータリー地区および他のロータリー組織によるロータリー標章の使用（Use of the Rotary Marks by Rotary Clubs, Rotary Districts, and Other Rotary Entities）

ロータリーという言葉そのものだけで使う場合、通常、組織全体、国際ロータリーを指す。また組織の理想や原則を意味する場合もある。「ロータリー」という言葉を単独で使用することは、RIの組織規定で承認されている使用方法か、RI理事会が認可した、使用方法に限定されている。クラブまたはクラブ・グループは、ロータリー以外の名称を採択してはならないし、ロータリー以外の名称の下で運営されてはならない。クラブまたはクラブ・グループはRI定款または細則に従って結成されたのである（ロータリー章典33.010.4.、 33.020.6.、33.020.10、34.050.4.）。

「ロータリアン」は、ロータリー・クラブの会員を指す名詞として、また、機関雑誌ザ・ロータリアン誌という名称においてのみ使われる（80-102、ロータリー章典33.020.12.）。

プロジェクトまたはプログラムの名称、プロジェクトおよびプログラム資料に対するロータリー標章の使用

クラブ、地区および他のロータリー組織の活動の名称の一部として、または、その名称とともに、「ロータリー」という語を使う場合、その活動は、このようなクラブ、地区および他のロータリー組織に直接関連させるべきであり、直接にも間接にもRIに関連させてはならない。プロジェクトやプログラムを明示する語句を付記することなしに「ロータリー」という語およびロータリー徽章を使用すると国際ロータリーのプロジェクトまたはプログラムの一つを意味することになるため、「ロータリー」の名称、ロータリー徽章またはロータリー標章を使用する際は、クラブ、地区および多地区合同グループまたは他のロータリー組織を明示する語句を含めなければならない（もしもこれらの活動が地区または多地区合同プロジェクトまたはプログラムである場合、RI理事会の指針の下に承認を受けなければならない）。このような明確な表示語句を使用することは、適切な団体に対し認証を与えることになるのである。この明確な表示語句は、ロータリー徽章または他のロータリー標章と一緒に、近接した位置あるいは同等に目立つような方法で付記されなければならない。ロータリー標章は、必ず、全体が複製されていなければならいない。「ロータ」などの略語、接頭語あるいは接尾語は、一切認められない。ロータリー標章の改造、修正および変形は一切許されない。地区、多地区合同または他のロータリー組織のプロジェクトまたはプログラムに明確に表示することなしに「ロータリー」の名称、ロータリー徽章または他のロータリー標章を含めることを計画しているロータリアンは、最初に、RI理事会の承認を得なければならない。既存クラブ、地区、多地区合同または他のロータリー組織のプロジェクトおよびプログラム（医師登録バンクを含む）の調整にあたるロータリアンは、本方針に従い、プロジェクトまたはプロジェクトの名称および資料を見直し、必要な変更を行うことが求められている（ロータリー章典16.030、33.010.4、33.020.6.）。

適切な名称の使用例として、「ロータリー第0000地区植樹プログラム」、あるいは「XXX村ロータリー・クラブ」がある。適切ではない名称の使用例には、「ロータリー植樹プログラム」、あるいは「ロータリー村落」がある。

クラブまたはクラブ・グループの全面的管理下にない活動の名称の一部として、または、その名称とともに、「ロータリー」という語を使うことは承認されていない。

またロータリアン以外の人または団体を会員とする団体の名称の一部として、またはその名称とともに、「ロータリー」という語を使うことは承認されていない（ロータリー章典33.020.7.、33.020.8.、33.020.9.、33.020.11.）。

印刷および電子形式の出版物の名称、およびドメイン・ネームの選択

ロータリー・クラブ、ロータリー地区および他のロータリー組織は、出版物の名称の一部に「ロータリアン」という語の使用を控えなければならない（80-102、ロータリー章典33.020.12.）。

ロータリー組織のニュースレターが「出版物」であるのと同様、ロータリー組織のウェブサイトもまた「出版物」である。このような出版物の内容および意匠は、ロータリー標章の使用に関する方針および配布や懇請を禁ずる方針を含め、現在のRIの方針に適合していなければならない。特に、「ロータリー」の名称、ロータリー徽章、あるいは他のロータリー標章が使用されている時は、いかなる場合であれ、ロータリー組織は、関係しているロータリー組織の名称の識別語を用いるべきである。「ロータリー」という言葉を含むドメイン・ネームを選ぶ場合には、ロータリー財団は、「ロータリー」という言葉を単一で用いるのではなく、当該ロータリー組織の名前を含む識別語をさらに加えるべきである（適切なドメイン・ネームの例として、「www.Anytown-RotaryClub.org」「www.rotarydistrict0000.org」「www.AnytownRotaryVillage.org」「www.Rotary（承認されているロータリー組織の名称を挿入）.org」などが考えられる。「Rotary」だけの単独での使用、特定のロータリー組織ではなく、RIのみを含むような汎用性のある、不適切な名称の例として、「www.rotaryvillage.org」「www.rotarian.org」「www.riactivity.org」「www.rotary-women.org」などがある）（ロータリー章典52.020.1.）。ロータリー組織は、ドメイン・ネームを登録する前に、ドメイン・ネーム案がロータリー標章の使用のための理事会の方針に適合していることを確認するために、クラブおよび地区管理担当職員（日本事務局奉仕室職員）に問い合わせるよう奨励されている。RI理事会は、ロータリー章典　52.020.1.およびRIウェブサイト（www.rotary.org）上で説明されている、詳細なドメイン・ネームの登録および維持に関する方針を定めた。

財団の諸活動の名称

クラブまたは地区の財団活動とともに「ロータリー」という名称を地区が使うことに反対するものではない。但し、

1) このような使い方は、活動を、RIでなく関係クラブまたは地区に関連させるものでなければならない。
2)「国際」という語は、クラブまたは地区の財団活動の名称の一部として、または、その名称とともに、使ってはならない。
3) クラブまたは地区の財団活動の名称は、地区番号から始まらなければならない。
4) クラブまたは地区の財団活動とともに、「ロータリー」および「財団」という語を使うとき、活動の名称としては、「ロータリー」と「財団」という語を離して使わなければならない（ロータリー章典33.020.5.）。

他の団体の標章との使用

他の徽章またはロゴ・マークによって象徴される団体や機関とRIのあいだに何か関係がある、と見た人が思いかねないような形で、ロータリーの標章と他の徽章またはロゴ・マークを一緒に使ってはならない。ただし、認められたこのような関係がある場合はその限りではない。ロータリー・クラブ、地区およびロータリー組織が、営利その他の目的で、地元の他団体の協力を得るとき、別の徽章または意匠と一緒にロ

ータリー徽章または他の標章を一緒に使いたいとの要望がよく寄せられる。RI組織規定は、限定されたスポンサー関係あるいは協力関係を目的とする場合を除き（ロータリー章典33.010.10.、34.050.8.）、RI理事会が定めた指針の下で、このような使用を認めていない(ロータリー章典11.050.7.、33.010.11.、35.010.、35.010.2.および35.010.3.）。最新の情報は、事務局まで問い合わせること。RI理事会はまた、どのような価値ある目的であっても、他の組織によって、あるいは他の組織の徽章またはロゴ・マークと一緒にロータリー徽章またはロータリー標章を使うことを許可しない（ロータリー章典33.020.7.、33.020.8.、33.020.9.、33.020.11.）。

RI理事会は、細心の注意をはらいスポンサー関係およびパートナー関係そしてRIのための長期的な協調活動の機会を発展させることに決意を表明した。これは地区、クラブおよび他のロータリー組織が適用する指針を開発してきたことも含まれる。これらの指針は、ロータリー章典11.050.7.に記述されている。ロータリー・クラブ、ロータリー地区または他のロータリー組織が他の組織とプロジェクトで協力する場合、ロータリー徽章および他のロータリー標章を使う印刷物および商品を含む推進資料の全体的な意匠が、組み合わされた一つのものに見えないようにしなければならない。このような状況下では、プロジェクトの実体と期間が明確にされることが最善の方法である。参加ロータリー・クラブ、地区または他のロータリー組織の名称が、もちろん、明確に表示されていなければならない。理事会の指針が、スポンサー企業および協力組織によるロータリー標章の使用を監督することになる。この指針には、特定の所要事項が含まれている（ロータリー章典33.010.11.）。最新の指針についてはRI事務局に連絡すること。

ロータリー標章の入った商品の購入

すべてのロータリー・クラブ、ロータリー地区および他のロータリー組織は、ロータリーの標章入り商品をRIの被免許業者からだけ購入するよう奨励されている（ロータリー章典34.040.1.）。ロータリアンが特定の行事または目的のために、特注のロータリーの標章入り商品を製作しなければならない場合のあることは認識されている。すべてのロータリアンは、まず必ずロータリー被免許業者に、特注のロータリー徽章入り商品を注文し、被免許業者からそのような商品を得るのが非合理的と考えられる場合に限り、被免許業者以外から、そのような商品を求めるよう要請されている。いずれの場合も、被免許業者以外の業者は、ロータリー標章の使用についてRIのLicensing　Sectionの具体的承認を得なければならない（ロータリー章典34.010.5.）。

ロータリー標章の入った商品の販売

クラブ、地区および他のロータリー組織は、期間に限度が設けられているプロジェクトを推進するとき、それが「特定行事」の募金活動である場合、RIの免許なしにロータリーの標章入り商品を販売することができる。このような特別プロジェクトとともに販売された商品は、一つのロータリー標章の他に、1）ロータリー・クラブ、ロータリー地区または他のロータリー組織の名称を明確に表示する語句（ロータリー標章に近接した位置あるいは同等に目立つような方法で明確に表示された語句）、2）募金活動行事またはプロジェクトの名称、3）行事またはプロジェクトの期日または期間、を含めなければならない（ロータリー章典34.040.2.）。この基準を満たさない商品はRIの認可を受けなければならない。

ロータリアンによるロータリー標章の使用（Use of the Rotary Marks by Rotarians）

RI定款第13条は、「クラブの各会員はロータリアンとして認められ、RIの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする」と保証してい

る（RI定款第13条）。ロータリアンは、個人用のカードや文具にロータリーの名称や徽章を使用するよう奨励されている（ロータリー章典33.010.3.、34.050.3.）。しかし、ロータリアンは、その商用便箋または商用名刺に徽章を使用できず、またパンフレット、カタログ、ウェブサイトなどの他の商用推進用資料にもロータリー記章を使用すべきではない（80-102、ロータリー章典33.010.2.、33.010.3.、33.010.5.、33.020.3.、 33.020.4.、33.030.2.）。

ロータリアンがそのロータリーにおける役職を示す特殊のバッジ、宝石およびリボンなどを使用することは、職業人の団体にはふさわしくない。従って、このような等級別徽章は承認されない。但し、地元の慣習がこれと異なる国を除く（ロータリーの国際大会や地区大会等で使用される簡素な一時的な名札あるいはリボンはこの対象外とする）（ロータリー章典34.040.5）。

ロータリアンが政治運動促進のためにロータリーの名称と徽章、ロータリー・クラブ会員名簿または他のロータリアン名簿を使うことはできない。政治的利益を得る手段としてロータリーの親睦を使うことは、ロータリー精神に反することである（ロータリー章典33.020.1.）。

RI役員および特別の役職用としてロータリー標章の使用
（Use of the Rotary Marks by RI Officers and Special Appointees）

RIのいかなる役員も、他の団体の役職または一員であることと関連させて、RI役員としての地位を公表してはならない。但し、RI理事会の同意ある場合を除く（80-102、ロータリー章典33.030.2.）。

RIの次期、現、および前役員および会長または理事会によりさまざまな役割に指名されたロータリアンは、印刷または電子形式の出版物、事務用品、およびRI指導者としての役割と関連して作成されたウェブサイトにおいてロータリー標章を使用する権限を有するが、商標もしくは他のいかなる組織のレターヘッドとしても、あるいはいかなる商業目的にも使用する権限を有さない。これらの各例において、使用の際にはRIにおける自らの役割およびその年度を明確に示すものとする。ウェブサイトの場合には、ロータリアンの間の混乱やRIの法的責任を回避するべく、当該ウェブサイトがロータリアンのものであり、RIのサイトでないことが明白であるよう取り計らうものとする。必要であれば、事務総長はこのようなウェブサイトに免責条項を掲載することを要請することができる。ドメイン・ネームにおけるロータリー標章の使用は、ロータリー章典の52.020.1. に定められた理事会の方針に準拠すべきである（ロータリー章典33.030.2.、33.020.3.、33.020.4.）。

ロータリー・プログラムにおけるロータリー標章の使用
（Use of the Rotary Marks in Rotary Programs）

ロータリー・プログラムを物語る名称または他の徽章を含む意匠にロータリーの徽章を組入れることはできる。但し、この意匠は、RI理事会の管理下に置かれ、ロータリーの徽章は修正または改造してはならない（ロータリー章典33.040.1.、34.040.2.）。

ロータリーの標章の使用許可（Other Authorized Uses of the Rotary Marks）

車両のナンバー・プレート

ロータリー・クラブまたは地区が、広報および慈善的な募金活動の方法としてロータリーの名称および徽章を付帯する車両のナンバー・プレートの申し出を行うべく政府の交付機関と協同することができる。このプロジェクトは、下記の基準に適ってい

ることを前提として免許契約の徽章使用料を免除される。

1) プレートは、政府の交付機関の発行するものでなければならない。
2) 起業的営利事業の関与があってはならない。
3) 指定された地域内のガバナー全員がプロジェクトを承認しなければならない。
4) プレートは、知的所有権である標章の複製に関してRIの仕様にすべて適っており、プレートの見本を事務総長に提出し承認をうけなければならない。
5) 事務総長の指示の下に、収益の配分方式を作成し、このプロジェクトの募金活動面からの収益が、必ず、指定地域のクラブをはじめ、指定地域のガバナーおよび事務総長の承認があった場合、ロータリー財団に恩恵を与えるものでなければならない（ロータリー章典34.070.3.）。

切手

ロータリー・クラブおよび地区は、広報、および適切であれば慈善な募金活動の方法としてロータリーの名称および徽章を付帯する郵便切手、郵便消印、あるいは郵便関連商品の申し出を行うべく、政府の交付機関と協同することができる。このプロジェクトは、下記の基準に適っていることを前提として免許契約の徽章使用料を免除される。

1) 郵便切手、消印、郵便関連商品は、政府の交付機関の発行するものでなければならない。
2) 起業的営利事業の関与があってはならない。
3) 指定された地域内のガバナー全員がプロジェクトを承認しなければならない。
4) 郵便関連商品は、知的所有権である標章の複製に関してRIの仕様にすべて適っており、郵便関連商品および推進用資料（初回用記念版など）の見本を事務総長に提出し承認を受けなければならない。
5) 事務総長の指示の下に、収益の配分方式を作成し、このプロジェクトの募金活動面からの収益が、必ず、指定地域のクラブをはじめ、指定地域のガバナーおよび事務総長の承認があった場合、ロータリー財団に恩恵を与えるものでなければならない（ロータリー章典34.070.4.）。

その他の使用許可

次のようなロータリー徽章の使用は認められている。

1) RIもしくはその加盟クラブより支給、発行されるすべての用紙および印刷物（ロータリー章典33.010.2.、33.010.3.）
2) 公式のロータリー旗（ロータリー章典33.010.2.、33.010.8.）
3) ロータリー国際大会その他のすべてのロータリー公式行事に用いる徽章、バナー、装飾用品並びに印刷物、RIおよび加盟クラブの備品並びに設備（ロータリー章典33.010.2.）
4) 加盟クラブの道標に使用する場合（ロータリー章典33.010.2.）
5) ロータリアンとその家族の着用する襟章に使用する場合（80-102、ロータリー章典33.010.2.）
6) ロータリアンおよびその家族の個人的に使用する物品および季節の挨拶状（80-102、ロータリー章典33.010.2.および33.010.3.）

その他の場合、これらの商品の購入は、下記の免許契約義務規定に従わなければならない。

インターアクトおよびローターアクトの名称と記章の使用（Use of Interact and Rotaract Names and Emblems）

インターアクトおよびローターアクト・クラブと地区による使用

インターアクトおよびローターアクトの記章（ロータリー標章家族の一部）は、これらの名称を付帯したそれぞれのクラブおよびこれらのクラブの会員のみが使用するものである。これらの記章が特定のクラブを表すために使用される場合、これらのクラブの名称は記章に近接した位置および同等に目立つような方法で使用されるべきである。同様に、インターアクトあるいはローターアクト地区が存在する場合、地区番号や名称を併記した場合にのみ、地区はそれぞれの記章を使用することができる（ロータリー章典34.070.7.）。

出版物の名称

クラブの名称もしくは地区番号を併記することなく、インターアクトあるいはローターアクトの記章を出版物（電子形式の出版物を含む）に付帯させることはできない。但し、ロータリー・クラブ、インターアクト・クラブあるいはローターアクト・クラブが提唱されたクラブの活動を確立、遂行できるように、国際ロータリーによって、またはその権限において出版したものについては、その例外とされる。これらの記章を法的に管理する国際ロータリーは、これらの記章の他の使用法を認めない（ロータリー章典34.070.7.）。

その他の使用

この他すべての場合には、RIの徽章使用許可制度の要件を含め、ロータリー標章の使用に関する指針がインターアクトおよびローターアクトの名称および記章に適用される（ロータリー章典33.005.、34.010.）。

ロータリー標章の免許契約（Licensing of the Rotary Marks）

ロータリーの標章は、RIが所有する商標であり、奉仕活動の記章で、RIから免許を得た、あるいは使用許可が与えられた業者および個人のみがロータリーの標章を複製することが認可される。RIに対しロータリーの徽章を付した物品の製造販売を出願する個人や商社は、多数にのぼっている。これらの物品には、襟章、バッジ、装飾用品、マグカップ、道路標識をはじめ、この他にも多数の物品が含まれる。RI徽章を全ロータリアンのためにのみ使うためにRIの徽章を保持保存するというRIの責務に照らして、また法的な面から標章の保護を強化するという観点で、RI理事会は、許可制度を定めた。現在300以上の個人、ロータリー・クラブ、ロータリー地区、法人が多くの製品の被免許業者となっている（ロータリー章典34.010.）。

この標章は、RIの考えで、不道徳、ごまかしまたは不面目なものから成りまたは含んでいると思われる製品に使用、併用されてはならない。さらに人間、公共団体、信仰または国家の象徴を傷つけたり、不当に示唆したり、あるいは侮辱または悪評に導くような製品に使用、併用されてはならない（ロータリー章典34.070.6.）。

被免許業者は、ポール・ハリスの肖像または「ポール・ハリス・フェロー」、「財団の友」会員、「ベネファクター」などの文字を使う表彰品を販売することは認められていない（ロータリー章典34.050.11.）。

ザ・ロータリアン誌または地域雑誌への広告を通じて商品を販売しようとする業者は、ロータリー標章を含む特注の商品を製作しようとしている場合、RIの公式の被免許業者にならなければならない（ロータリー章典34.060.1.）。

襟ピンは、徽章が正確に複製される限りサイズに関係なく認可することができる（ロータリー章典34.050.2.）。

ロータリアンが特定の行事または目的のために、特注のロータリーの標章入り商品を製作しなければならない場合のあることは認識されている。すべてのロータリアンは、まず必ずロータリー被免許業者に、特注のロータリー徽章入り商品を注文し、被免許業者からそのような商品を得るのが非合理的と考えられる場合に限り、被免許業者以外から、そのような商品を求めるよう要請されている。いずれの場合も、被免許業者以外の業者は、ロータリー標章の使用についてRIのLicensing Sectionの具体的承認を得なければならない（ロータリー章典34.010.5.）。

地区、クラブ、ロータリアンへの販売促進の禁止

ロータリーの徽章入り商品を販売する被免許業者だけが、免許契約に明記されている具体的条件の下に地区、クラブ、ロータリアンにロータリー徽章入り商品の販売を促進できる。被免許業者以外はこのようなことは許されていない（ロータリー章典34.010.5.）。

ロータリー標章の使用の禁止（Prohibitions for Use of the Rotary Marks）

他の標章との組み合せ

RI細則18.020.節は、次のように規定している。「これらの名称、徽章、バッジその他の記章を他の名称または徽章と組み合わせて使用することはRIの承認しないところである。」この規定は、上述のロータリー・プログラムには適用されず、法人企業とのスポンサー関係あるいはパートナー関係にも適用されない（ロータリー章典33.010.10.）。

多くのロータリー・クラブは、長い間、青少年クラブに関心をもっており、中には直接ロータリー・クラブが後援しているものもある。青少年クラブとその会員が、ロータリーと関係のあることを示すような徽章や記章の使用を希望するケースもよくある。すべてのロータリアンは、ロータリーという模範を見習おうとしている団体に思いやりある援助と激励を与えてほしい。しかし、このような団体またはグループの目的がどんなに価値があっても、RIはロータリーの標章を使用させることは認めない。このような見解を抱いているからといって、各種団体またはグループがロータリー・クラブを範とすることに賛成しないというのではない。このような団体およびグループが、ロータリーの名称と徽章を侵害することなく適切な名称および記章を考案するものと考えているのである（ロータリー章典33.020.9.）。

ロータリー標章の営利的使用

RI細則18.020.節は、クラブによる名称と徽章の使用に関して次のように規定している。「RIの知的所有権の使用の制限。RI並びにクラブの名称、徽章、バッジその他の記章を、クラブまたはクラブの会員が商品の商標または特別銘柄として使用しあるいはその他商業上の目的のために使用することは一切できない。」ロータリー・クラブも個人も、商品の販売の標章としてロータリーの徽章を使うことはできない（80-102、RI細則18.020.、ロータリー章典33.010.2.、 33.010.5.、 34.050.5.）。

徽章およびその他の標章は、奉仕と高度の道徳的水準の象徴である。だからこそ、営利目的にロータリー徽章を使いたい人にとって、大変魅力があるわけである。ロータリー標章を営利目的に使用することは、ロータリー標章入り商品の品質の高さを示唆するかのように思われるからである。ロータリー徽章とその他のロータリー標章は、クラブとその奉仕活動の象徴であり、クラブと会員を示すことのほかに使うことはできない。

ロータリーの標章はRIの免許制の下に認可された場合を除き、商業上の目的のため

に使用することは一切できない（ロータリー章典34.010.）。商業上の目的の例には次のものが含まれる。

1) 商品の商標、奉仕の標章、団体の標章あるいは特別銘柄として使用する場合。
2) ロータリー関係のプログラムで挙げた場合を除き、他の標章と名称と組み合わせて使用する場合。
3) ロータリアン個人の商用便箋あるいは商用名刺に使用する場合。

ロータリアンの事務所の戸や窓に徽章を使用することは認められない（80-102、ロータリー章典33.010.2.）。

他のグループによるロータリー標章の使用

仮ロータリー・クラブに関する場合を除き、他の団体が、ロータリーという語を使い、ロータリー・クラブまたはロータリー・クラブかRIの関係団体であるかのように述べたり、示唆することは認めていないし、許されない。RIは、「ロータリー」という語または他のロータリー標章を許可なく勝手に使用することを止めさせるために実際的または必要と思われる対策を講じるものである（ロータリー章典33.020.7.、33.020.8.）。ロータリー標章を、RI以外の者もしくは他のロータリー組織により発行されるパンフレットに使用することは不適切である（ロータリー章典33.010.12.）。

この意匠は、RI理事会の管理下に置かれ、何らかの形でロータリー徽章を組入れた襟ピンは、どのような場合であっても、展示することも使用することもできない（ロータリー章典33.010.6.、34.050.8.）。

建物あるいはその他の永続的構造物に関連してのロータリー標章の使用

直接間接にRIへの波及を避けるために、いかなるロータリー・クラブ、ロータリー地区、その他のロータリー組織も、家屋その他の永続的建物の建設、購入に当たって、

1) このような起業的事業の名称あるいはいかなる法的書類も、関与するロータリー・クラブ、ロータリー地区、その他のロータリー組織のものであることを区別する表示語句を併記することなしに「ロータリー」という名称を、また「国際ロータリー」という名称を使用することのないよう取り計らうべきである。
2) ロータリーの名称や徽章を建物の外面に彫り込んだり、ロータリーの名称や徽章を床にはめ込むなど、永続的に残るような方法でいかなるロータリー標章も付加すべきではない。理事会は、2001年より前に建物に永続的に付加されたロータリー標章については、その除去が建物の永久的かつ修復不可能な損傷を与えるか、ロータリー組織に不合理な費用がかかるような場合、そのような除去を要請するものではない（ロータリー章典33.020.2.）。

提携クレジット・カード

国際ロータリーは、提携クレジット・カードにロータリー標章を使用することを許可しない。国際ロータリーは、ロータリー・クラブ、ロータリー地区、あるいは国際ロータリー以外のロータリー組織の提携クレジット・カード・プログラムのためにロータリー標章を使用することを許可しない（ロータリー章典34.070.2.）。

テレフォン・カード

RIは、「ロータリー」「ロータリアン」「国際ロータリー」「ロータリー地区」などの文字または徽章などのRIの標章を使ったテレフォン・カードの使用または免許を許可しない（ロータリー章典34.070.1.）。

情報カード

RIは、ロータリー・クラブ、ロータリー地区および他のロータリー組織の情報カードあるいは（RI免許契約に明記されている通り）認可を受けた商品であっても、それらにロータリーの標章が付されているかどうかにかかわりなく、被免許業者が販売することを承認しない（ロータリー章典34.070.5.）。

電話販売

RIは、いかなる目的のためにもロータリー・クラブ、地区、および他のロータリー組織による営利目的の電話販売の使用に賛成しないし、ロータリー組織に対し、特に営利の電話販売会社が使われている場合、注意を払うよう呼びかけている。いかなる電話販売も、ロータリーの資料配布方針とロータリー標章の使用に関する方針に適っていなければならず、ロータリー・クラブ、地区あるいは他のロータリー組織の存在を適切に示す標章と明確な言葉を含んでいなければならない（ロータリー章典11.040.1.、 11.040.3.、 11.040.4.、 33.020.6.、 49.070.）。

Eメールでの通信

ロータリー組織は、Eメール通信の使用に際し、配布および懇請に関するRIの方針に準拠し、また、ロータリー組織の存在を適切に示す標章と明確な言葉を含むロータリー標章の使用に関するRIの方針に準拠するべく、細心の注意を払うべきである（ロータリー章典11.040.1.、 11.040.3.、 11.040.4.、 33.020.6.）。

他のロータリー標章の使用の禁止

徽章はその商標として、いかなる人、商社または企業体によっても使用されてはならないし、また「ロータリー」または「ロータリアン」という言葉はいかなる人、商社または企業体によっても、その製造または販売する商品の商品名または商標として、あるいはその記述に用いてはならない（RI細則18.020、ロータリー章典33.010.2.、 33.010.5.、 34.050.5.）。

定款および細則またはRI理事会の決定によって認められたものでなければ、「ロータリー・クラブ」、「国際ロータリー」、「ロータリー」「ロータリアン」等の文字の使用は禁止されている（80-102、ロータリー章典33.005.）。

ロータリー標章の複製（Reproduction of the Rotary Marks）

ロータリー徽章の仕様

RIの公式徽章は、6本の輻と24の輪歯および一つの楔穴のある歯車である。1個の輪歯が各輻の中心線上にあり、輻と輻との中間には3個の輪歯がある。歯車は次表に示す寸法の比例で造られている。“Rotary International”の二つの語は、輪縁の窪んだところにある。輪を縁で立てて見ると、“Rotary”の文字は上部の窪みに輪歯5個分の長さを占め、“International”の文字は下部の窪みに輪歯約9個半の長さを占める。この二つの窪みのあいだに位置して文字のない二つの窪みが両側にある。これら四つの窪みのうち、どの二つの間隔も下記比例に従って2単位であり、また、窪みの内外の輪線との間隔は1.5単位である。輻は、先細で断面は楕円形である。輪が“Rotary”の文字を上にして立っているときは、向かい合った二つの輻の中心線は輪の縦の直径を形造り、回転最高所に達した楔穴を両断することになる。輪歯の両側面は外側にややふくれている。従って輪歯と輪歯のあいだの空間はほぼ機械的に正確である。

正確な設計の比率は次の通りである。

単位全体の直径.....61単位

中心から輪歯の基部まで.....26単位

輪歯の輻(内端)から輪歯の基部まで.....8 1/2単位

こしきの直径.☒ 12単位

軸の直径.....☒ 7単位

輻

輪縁と接する点における輻.....5単位

軸の中心における輻.....7単位

楔穴の垂直断面

幅.....☒ 1 3/4単位

深さ.....☒ 7/8単位

輪歯

基部の幅.....☒ 4 1/4単位

先端の幅.....☒ 2 1/4単位

長さ.....☒ 4 1/2単位

文字の刷り込み

窪みの幅.....☒ 5 1/2単位

文字の長さ.....☒ 4単位

輪が奉仕を一層象徴するように、前述の図描の説明に楔穴を加えた。こしきは、楔穴を囲む円によって一線を画している。さらに、輻の位置を定めた。

ロータリー徽章は、いかなる単一色で複製することができる。もしも二色以上で複製する場合は、公式色であるロイヤルブルーと金色で複製するべきである。金色は、黄色のメタリック色で代用することができる。下記の特定のPMS色（PANTONE Matching System of colors）を使用するべきである：PMS286ブルー、PMS871メタリック・ゴールドまたはPMS129ゴールド（黄色）ロータリーの色は、徽章の中に次のように取り入れられなければならない。輪全体として金色、輪縁の四つの窪みの部分はロイヤル・ブルーでなければならない。窪みの“Rotary”と“International”の文字は、金色とする。もしも平面で複製する場合、楔穴を囲む円によって一線を画すのはブルーである。中心と楔穴は空白とする。

ある背景に対して徽章をはっきりとさせるために、徽章の外枠の輪郭を加えることができる。その場合、外枠の輪郭は、ブルーである（2色での複製の場合）。徽章を黒で複製する場合、徽章の外枠に黒の輪郭が特に必要である（80-102、ロータリー章典33.010.1.）。

徽章が公式の仕様から外れている場合は認可されることはない（ロータリー章典33.010.7.、 34.010.2.）。

ロータリー標章の改造、修正または変形

名称、徽章や他の標章はどのような方法であろうとも、改造、修正、変形してはならない。また所定の形以外のものを複製してはならない。二つ以上の色で印刷される場合の徽章は、ロータリーの公式色でのみ印刷しなければならない（ロータリー章典33.010.1.、33.010.7.、34.010.2.）。国際ロータリー徽章が公式の仕様から外れている場合は認可されることはない（ロータリー章典33.010.7.）。RIは、ロータ

リー徽章または他のロータリー標章が部分的に使用されたり、あるいは変形されていなければ、ロータリー徽章またはロータリー標章を異なった表出方法（透かし、刷り込み、陰影、浮かし）で複製することを許可している（ロータリー章典11.050.7.、33.010.11.）。

ロータリーの色（Rotary Colors）

RIの公式の色はロイヤルブルーおよび金色である（80-102）。（注：金色は、黄色のメタリック色で代用することができる。国際ロータリーの徽章、ロータリー財団のロゴ・マークおよびインターアクト記章を印刷する際は、次の特定のPMS色(PANTONE Matching System of colors）を使用するものである。PMS286ブルー、PMS871メタリック・ゴールドまたはPMS129ゴールド（黄色）。ローターアクト記章を印刷する際は、次の特定のPMS色（PANTONE Matching System of colors）を使用するものである。PMS286ブルー、PMS871メタリック・ゴールドまたはPMS129ゴールド（黄色）。）（ロータリー章典33.010.1.、33.010.9.）。

ロータリー標章使用の指針（547-JA）は、ロータリー徽章の複製に関する詳細、さらに、すべてのロータリー出版物に規格・調整されている標章に関する指針を解説している。

ロータリーの旗（Rotary Flag）

ロータリーの公式旗は、白地でその中心に組織の公式徽章を飾ったものである。輪全体として金色、輪縁の四つの窪みの部分はロイヤル・ブルーでなければならない。窪みの“Rotary”と“International”の文字は金色、中心と楔穴は白色である（80-102、ロータリー章典33.010.8.）。

クラブ旗としてこの旗を掲げるクラブは、大きな青色の文字で輪の上部に“Rotary Club”の文字を、また、輪の下部に都市、州、省あるいは国家の名称を記入することができる（80-102、ロータリー章典33.010.8.）。

ロータリーの標語（Rotary Motto）

「超我の奉仕」および「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」（“They Profit Most Who Serve Best”）が、ロータリーの公式標語である。前者がロータリーの第1標語である（50-11、51-9、89-145、01-678、04-271）。後者は、2004年規定審議会で修正が加えられ、”he”が”they”に置き換えられた。

第6部

会議運営手続規則
(Rules of Procedure)

第18章　会議運営手続規則：
規定審議会および国際大会

第18章　会議運営手続規則：規定審議会および国際大会（Rules of Procedure: Council on Legislation and Conventions）

I. 規定審議会の会議運営手続規則（Rules of Procedure — Council on Legislation）
審議会運営委員会は、規定審議会の各会につき会議運営手続規則を推奨する。以下の会議運営手続規則は2004年規定審議会で採択されたものである。
規定審議会の会議運営手続規則は、RIの会合で討議、決定をする際、必要に応じて修正しながら使うことができる。しかし、RI国際大会については、本章のIIに述べられている会議運営手続規則に従って運営されている。

第1節—定義。アルファベット順に記載してある次の語や字句は、それが使われている文中で別段の指示がない限り、次のような意味をもつものとする。

議長（Chairman）。審議会の会議を進行させる役員。審議会の議長または副議長のいずれでもよい。

組織規定（Constitutional Document）。RI細則第1条に明記されている3種類の資料。すなわち、RI定款、RI細則、標準ロータリー・クラブ定款。

欠点（Deficient）。次のような立法案を意味する。

i. 意味の矛盾しているところが二つ以上ある立法案
ii. 組織規定の関係箇所をすべて改正していない立法案

欠陥（Defective）。次のような立法案を意味する。

i その採択が法令に反する立法案
ii. 決議の形式でありながら、RI組織規定の文言と精神に抵触する行為を伴う立法案
iii. RI細則またはRI定款に抵触するような方法で標準ロータリー・クラブ定款を改正する立法案、またはRI定款に抵触するような方法でRI細則を改正する立法案
iv. 管理または施行が不可能なような立法案

規則制定（Enactment）。RI細則第7.010.節に明記されている組織規定を改正しようという審議会決定をいう。

立法（Legislation）。審議会が正規の手続で採択した規則制定と決議。

過半数の投票（Majority Vote）。動議の承認に必要とされるのは単純多数決または3分の2の投票。必要とされる過半数は次のように決定される。

1) 単純多数決とは、出席投票議員の提案の反対票を1票以上上回る賛成票を必要とする。
2) 3分の2の投票とは、出席投票議員の提案の反対票の2倍以上の賛成票を必要とする。

出席投票議員（Member Present and Voting）。賛成または反対の投票を行う議員。欠席または投票を棄権する議員は、出席投票する者とは認めない。

動議（Motion）。議員が審議会に決定を求める提案。動議には本動議と会議運営手続の2種類があり、以下にその説明をする。

日程（Order of the Day）。審議会に提出される案件の審議時間、制定案と決議案の関連審議、審議会で審議中の案件の討議に議員が発言する制限時間に関し、出席投票議員の単純多数決によって採択した議事進行に関する手続。立法案件の審議順序もこれに含まれる。

提案者（Proposers）。RI細則第7.020.節と第7.030.節に規定するように審議会で審議する立法案を1件または数件提出したクラブその他の提案資格のある者。

定足数（Quorum）。RI細則8.110.節に規定するように議事を進めるのに、その出席が必要とされる、投票権を有する議員数。

決議（Resolution）。RI細則第7.010.節に明記されている組織規定を改正しない審議会決定。

第2節－審議会議員。すべての審議会議員は、投票権を有すると有しないとにかかわらず、審議会中、同一の特権と責務を有する。但し、投票権を有しない議員はいかなる案件にも投票することはできない。審議会議員は、正規の信任状手続を踏めば、審議会の会期中議員を務めることができるが、補欠議員または代理に代わったり、代わりを務めさせることはできない。RI細則第8.110.節に規定するように、各投票代議員は、投票に付される各提案に1票を投じる資格がある。審議会に委任状による代理者の投票はない。

第3節－議事順序。審議会の議事順序は、次の段階を順に踏む。

1) 審議会の信用状委員会が事前に行う、定足数を満たす出席の確認に関する報告。
2) RI細則第8.120.1.項に規定する手続規則の採択。
3) RI細則第7.050.4.項に規定するように、審議会の審議を求めて正式に提出された立法案の審議会への回付。
4) RI細則第7.050.2.項と第7.050.3.項の規定に基づき、RI理事会が、審議に回付しないと決定した立法案の追加動議に対する決定。審議のために立法案を追加しようという動議は、討議も修正もできない。しかし、定款細則委員会の委員は、その案件を審議会に回付しなかった理由について簡潔に説明してもよいし、また動議の提案者は、その理由に不満があれば、それについて簡潔に説明してもよい。このような動議は、RI細則第7.050.2.項と第7.050.3.項に規定するように、「審議会議員の3分の2の同意」を得なければならない。
5) その日の審議順序と他の必要な順序の採択。
6) RI細則第7.050.6.項に規定するように、正規の手続で提出された立法案と先に提出されている修正案の審議と決定。
7) 信任状委員会からの最終報告。
8) 審議会の散会。

第4節－議員による動議。審議会の決定を求める動議は、投票権を有すると有しないにかかわりなく、各審議会議員が提出できる。動議には、本動議と会議運営手続に関する動議の2種類がある。本手続規則の次の2項でそれを概説する。

A. 優先。本動議の討論または討議中、この提案に関する会議運営手続に関する動議を提出し、審議会の審議を求めることができる。議長が会議運営手続に関する動議を受理したなら、この動議は、審議中の本動議に優先し、本動議をさらに審議する前に審議会の決定に付されなければならない。

B. 必要とされる投票。動議の採択には、組織規定または他の規則によって3分の2または他の多数決が必要とされない限り、出席投票議員の単純多数決を必要とするにすぎない。

第5節－本動議。本動議とは、適正に提出された制定案または決議案の採択のために審議会議員が行う手続である。すべての制定案と決議案は、本動議の対象となってから、審議会で審議できる。一つの立法案件の承認を求める本動議は、原案または本手続規則の第9節に規定するように修正した形で提出できる。本動議が審議会議員から提出され、議長が受理した場合、本規則に別段の規定がない限り、審議中の議案の処理が終わるまで、審議会は他の本動議を審議できない。

第6節－会議運営手続に関する動議。いろいろな目的に利用できる会議運営に関する動議がいくつかある。優先順位は議長が決定する。最も一般的な会議運営手続に関する動議をアルファベット順に以下に掲げる。

A. 修正。これは、審議中の議案に修正を加えようとする動議である。このような動議は討議できる。本規則第8節に規定する場合にのみ修正できる。

B. 討議終結。これは、審議中の議案の討議を終結させる動議でもある。この動議については討議も修正もできない。議案について既に発言をしている議員はこの動議を提出することができない。議長が、本議案について十分に討議されたと判断したならば、この討議終結の動議を受理し、表決にかける。この動議が3分の2の多数で承認された場合には、討議は打ち切られ、議長は審議中の議案を採決する。但し、審議中の議案が本動議の場合、本動議の提案者は結びの論述をする時間を通常通り与えられる。さらに、審議中の議案が本動議の場合、そして、ある特別議員が発言の意志を示した場合、議長は本動議の提案者に結びの論述を求める前に、特別議員に発言を許可することができる。討議終結の動議が3分の2の多数で承認されなかった場合、審議中の議案についての討議が続く。

C. 審議延期。この動議は、一定の日時まで上程されている議案の審議を延期するものである。この動議は討議も修正もできる。延期の動議が採択されたなら、関係議案の審議は、指定された日時まで、または実際的な限り指定日時に近いときに再開される。

D. 再審議。審議会の先の決定を再審議する動議で、本動議による決定の再審議のみに利用できる。このような動議は、本項に定める場合のみ討議できるが、修正はできない。決定の再審議に関する動議は、同日または翌日の審議会に提出されなければならない。先の決定の動議提出者には、どの再審議が求められているかについて適切な形で通知しなければならない。この動議は、多数側に立って投票した議員が次のような形で提出することを要する。「議長、私は多数側の1人として制定案（決議案）番号の決定についてそれを再審議する動議を提出いたします」。動議についての発言は、動議に賛成の者2名、反対の者2名に限り許されるものとし、これらの発言が終わった後直ちに採決を行うものとする。4人の発言者の意見の陳述には1分半の時間が与えられる。この動議の成立には3分の2の賛成投票が必要である。再審議という動議が支持された場合、その本動議の審議は、議長から別段の指示がない限り、承認済み審議順序の最後に置かれるものとする。本動議の提出者が再度開会の論述を許されないことを除いて、通常の討議規則が適用される。

E. 理事会への付託。これは立法案にさらに検討を加えるためにRI理事会に付託し、よって審議会での審議から除こうという動議である。この動議については討議はできるが、修正できない。

F. 手続規則の一時停止。この動議は、特定の場合または審議会会期中、本手続規則の一つまたはいくつかの特定の規定を一時停止しようという動議である。この動議については討議も修正もできない。審議中でない場合に限り、このような動議を提出できる。採択には、3分の2の承認を必要とする。

G. 審議保留。この動議は、審議会が審議中の議案の審議を不特定の後日まで延期しようという動議である。後日の時期を特定したなら、審議保留の資格はない。この動議については討議はできるが、修正できない。このような動議が採択されると、延期された議案は、再開の動議が提出され、採択されない限り、審議会で再審議できない。会議運営手続に関する動議が保留とされたなら、その対象である本動議もまた保留とされる。但し、議長が例外を決定した場合を除く。

H. 審議再開。この動議は、先に審議保留とした案件を採り上げて審議を再開するものである。この動議については討議はできるが、修正できない。

会議運営手続に関する動議のチャート（CHART OF PROCEDURAL MOTIONS）

	動議	討議	修正	採決
A.	修正	可	可（条件つき）	単純多数決
B.	討議終結	不可	不可	3分の2
C.	審議延期	可	可	単純多数決
D.	再審議	可（条件つき）	不可	3分の2
E.	理事会に付託	可	不可	単純多数決
F.	手続規則の一時停止	不可	不可	3分の2
G.	審議保留	可	不可	単純多数決
H.	審議再開	可	不可	単純多数決

第7節－動議の提出。審議会において案件の議事に入るには、まず議員から「動議」を提供する。これは、組織規定とこれらの規則に従って審議会が特定の決定をしようという提案である。動議を提出するには、議員が起立して議長から発言の許しを得る。発言の許しを得た後、自分の氏名、投票権を有する議員であれば地区番号を述べたうえで、「議長、私はこれこれの動議を提出いたします」と言う。本動議を除くすべての動議に対しては、もう1名の議員の賛成（セカンド）が必要である。賛成者は、起立して議長から発言の許しを得る。許しを得てから、自分の氏名、投票権を有する議員であれば地区番号を述べたうえで、「議長、私はこの動議に賛成いたします」と言う。このような発言が直ちに審議会から表明されなかった場合には、議長の方から賛成者を求めることができる。議員から動議の賛成が得られなかった場合、本動議以外の動議は審議会で審議されない。

第8節－動議の修正。他の動議を修正しようという動議は、次の条件に従わなければならない。

A. 書面による修正。他の動議に修正を加えようとする動議は議長に書面で事前に提出するものとする。但し、修正案が口頭で明確に理解できるという根拠があれば、議長はこの規定を無視できる。議長は、書面でこの動議を受け取った後、このような動議が正式に提出されたことを述べる前に、審議会運営委員会によって趣旨を明確にし、さらに審議会のために、このような修正案を複写し配布するのに、もっと時間が必要か否かを決めることができる。このような場合、議長は、その基調となる本動議、関係する運営手続規則に関する動議の審議を特定のときまで延期することができる。

B. 他の制約。次のような状況では、他の動議を修正しようという動議は適切でないし、議長は受理しない。

1) 審議中の動議と密接な関係のないもの。運営手続規則に関する動議なら、基調となる本動議の目的に関連がなければならない。すなわち、修正に名を借りて別な新しい問題を持ち込むようなことをしてはならない。

2) 否定の形をとっている原案を肯定の形にするなど審議中の動議の趣旨を逆転させるもの。

3) 審議会が既に決定した問題と同一内容のもの。

4) 審議中の議案について実質的な内容に変更のないもの。

5) 制定案から「制定する」という文言を、また決議案から「決議する」という文言を削除するだけのもの。

6) 何ら意味のある修正を提案したこととならないような文言を審議中の議案に削除または挿入するもの。

7) 取るに足らないもの、または馬鹿げたもの。

C. 修正案の修正。別の動議を修正しようという動議は、議長が別個の修正動議として後で審議するために修正案を後回しにするより、修正案の修正動議を受理したほうが便利だし、理解しやすいと決定した場合に限り、修正できる。他の動議を修正しようという修正動議案は、議長が受理したなら、討議できるが、修正はできない。

D. 修正の採決。原案に対する修正が提案されたときは、まずその修正案の採決を行う。修正案に対する修正が提案された場合には、審議会はまずその修正案に対する修正案を採決してから、原案に対する修正案の採決を行う。

第9節－本動議の表決。本動議の表決は、次のいずれかによるものとする。

A. 原案または修正された形。事務総長から審議会に適正に回付された立法案件の承認を求める本動議は、次の形式のいずれかでなければならない。

1) 立法案集に当初発表された原案の通り採択する。

2) RI細則7.050.4.項に従って修正の正文を書面で公表していたときは、提案者が修正した通りの立法案を採択する。

審議のため提出されている立法案件を修正したい提案者の代理は、そのような修正の書面による通知が細則の第7.050.4.項に従って提出されていない場合、採択のための動議が出された後、立法案件の修正動議の使用を通じて初めて修正することができる。その場合、修正動議を上程するに当たって、提案者の代理が使う時間は、本動議上程に充てられる時間の一部とみなされる。

B. 提案者の代理。立法案を提出したクラブと地区は、それぞれの地区の投票権を有する議員によって審議会に代理を送っているとみなされる。但し、提案者がそのような提案について別の審議会議員を審議会議長に通知していて、その指名された議員がそのような代理を務めることに同意していた場合はこの限りではない。審議順序によって立法案件が採決される予定のとき、提案者の代理にそのような案件の採択動議を提出する優先権がある。代理が採択動議を提出できないとき、どの議員もその採択動議を提出できる。

C. 動議が提出されない場合。次の立法案件の議事に入ると発表され、議員から動議が提出されなかった場合、そのとき、この案件は撤回されたとみなされ、その後、本動議の対象となることはない。但し、提案者の代理が、然るべき理由で案件を上程できなかった場合、議長は後で代理にその案件の本動議を提出することを許可できる。

D. 採択または否決。立法案採択の動議が表決に付され、その動議が所定の投票数によって承認されると、その案件は採択とみなされる。その動議が所定の投票数によって承認されない場合、その案件は否決とみなされる。

第10節－討議。審議会のすべての議員は、いかなる議案の討議にも参加する資格がある。審議会の議員ではない人は、このような討議に参加できない。

A. 発言者の確認。議長が動議の正式提出があったことを報告するまでは、その動議に関する討議を始めることはできない。議員は、議長から発言の許しを得たうえ、自分の身分を証明した後に初めて発言することができる。

B. 冒頭と結びの論述。本動議の提出者には、議題に関して冒頭と結びの論述を行う権利が認められる。日程に別段の取り決めがない限り、提案理由の説明に提出者に2分半の時間が与えられるものとする。その後、実質的な論評または反対意見があった場合、本動議の提案者は、討議の結びに1分半の時間を与えられるものとする。提出者が特別許可を申請し、議長から認可されていない限り、提出者は本動議に関する討議において発言することはできない。

C. 討議の制約。本動議の提出者以外の議員は、許可を求め、議長から許可を得た場合を除き、動議の討議について1回に限り発言が認められるものとする。その問題についてまだ発言をしていない議員で発言を求めている者がいる限り、2回目の発言をすることはできない。審議中の議案に関する議員の発言は、日程に別段の取り決めがない限り、1回に1分半を超えないものとする。但し、前述の本動議の提出者、出席投票議員の単純多数決の同意のある場合は、この限りでない。

D. 討議のバランス。議長は、動議賛成者と反対者に等しく意見を表明する機会を与えるよう務めるものとする。

第11節－投票。通常の採決方法は、電子投票システムである。規定審議会の全部もしくは一部で電子投票システムが使われないような場合は、次のような採決に関する規則を適用する。

発声投票か挙手で採決し、議長は直ちにその結果を発表する。もし議長の発表結果の正確さについて疑念を抱く議員があれば、その議員は、他の議事に進む前に、直ちに「賛否分離方法による採決」を要求できる。この方法による採決の要求があった場合または議長が賛否分離方法を望んだときは、議長はまず、賛成側の起立を求め、着席させる。同じ手続を反対側にも使う。議長が、まだ、確信をもてない場合、または議員が2回目の賛否分離方式による採決を要求した場合、今度は、議長が、直ちに計算係を任命したうえ、再び採決を行う。この場合には、賛成側の起立を求めてこれを数え、着席させる。同じ手続を反対側にも使う。計算係が集計し、議長がこの報告を発表する。

第12節－異議の申し立て。議員は、RI細則第8.120.2.項に従って、議長の行った決定に対して異義の申し立ての動議を提出することができる。異議の申し立てはセカンドを必要としないが、異議の申し立ては、議長の裁定が行われた直後にのみ提出しうるものとする。もし何かほかの討議や議事があいだに入ってしまうと、もはやこの動議の提出はできないことになる。異議の申し立ての動議については、討議はできるが修正はできない。議長が、異議申し立ての問題について発言する場合には、議長席に着いたままで、自分の行った決定についてその理由を説明することができる。理由の説明には2分半が与えられる。異議の申し立ての討議において、議員の発言はいずれも1回限りとする。但し、討議が終わったときに、決定に対する反対意見に答える場合の議長についてはこの限りではない。各議員の動議に関する発言は1分半とし、議長が決定に対する反対意見に答えるために2分間が与えられる。問題は「議長の決定を支持されますか」という言葉で審議会に問いかけられる。議長の決定を覆すには、出席投票議員の多数決が必要

である。投票の結果が可否同数となった場合には、議長の決定が支持されたことになる。

第13節－議事進行に関する事項。議員は、議事進行に関する事項を申し出ることによって意見を述べたり、質問を投げかけたりすることができる。これは動議ではないので、セカンドは必要ない。これについては討議も修正もできない。場合によっては議長の裁定が必要とされる。

A. 特権事項。これは、審議会と審議会議員に認められている権利および特典に関する議員の発言である。次の事項が特権に属すが、これだけに限られない。

1) 審議会の構成に関するもの。

2) 会議場の暖房、採光、換気とか議員のための好適な環境の保持に関するもの。

3) 騒音その他会議の妨げとなるようなものの防止など。

4) 会議に出ている役員や議員の行動に関するもの。

5) 議員の規則違反その他の非行に対する懲罰に関するもの。

6) 傍聴人や訪問者の行動に関するもの。

7) 公表された報告書または議事録の正確性に関するもの。

審議会の特権事項は、議員の特権事項に優先する。

B. 進行手続に関する事項。これは議員が組織規定または本細則の違反に対して、注意を喚起したり、抗議をしたりするものである。議長は、進行手続に問題がないか、また進行手続に問題がないとしても違反をただす適切な措置を決定する。

C. 情報の要請。討議中の問題にだけ関係のある事実または手続についての情報を要請するものである。議長がその件が適切かどうか決定する。議長がその要請を適切と裁定すると、議長は、要請された情報を提供するか他の審議会議員にその要請に応えるよう依頼できる。事務総長がそのような要請に応えるよう依頼された場合、事務総長は職員を指定して、その要請された情報を提供させても差し支えない。

第14節－休憩。審議会は、議長によって、休憩したり、議事の合間に休憩をはさむことができる。あるいは議員が休憩を入れたり、日程の議事を終えたりする動議を提出できる。この動議については討議も修正もできない。

第15節－立法案の撤回。立法案は、本動議の対象になっていない場合、次のような方法で、審議会の審議から除くことができる。提案で、1人または複数の立法案提案者の代理が、審議会幹事に書面で、審議会に提出された提案を撤回すると通告することができる。審議会に提出された提案が二つ以上の地区から提出されている場合、関係地区すべての提案者代理が審議会幹事に書面で、審議会に提出された提案を撤回すると通告することができる。このような代理は、議長がその趣旨を認めた場合、立法案を議場で撤回することもできる。提案が本動議の対象になっている場合、審議会の許可を得て、本動議の提出者によって初めて撤回できる。

第16節－審議会によって提出される立法。審議会そのものもRI細則第7.020.節に規定するように、決議案を提出できる。決議という形式で次の審議会で審議する制定案を提出できる。　議員が審議会に代わってこのような立法案の提出を希望する場合、まず、所定の期限内に議長に提案を書面で提出し、審議会運営委員会の点検を受けなければならない。審議会運営委員会が、点検後、必要であれば提案の本文を明確に作成する。議長は、その決議案が審議会で審議される時間か、または審議会で審議する資格のない理由を発表する。決議案が審議会で審議することを承認された場合、このよう

な決議案を点検のために議長に提出した議員が、その採択動議を提出する資格を有する。このような動議は他の本動議と同じように討議することも修正することもできる。

第17節－資料の配布。審議会の投票権を有する議員が開催都市に到着後、立法案の賛否に影響を及ぼすような事柄に関する資料を配布することはできない。但し、そのような配布について議員が合意を求め、出席投票議員の単純多数決によって承認されている場合はこの限りではない。配布の禁止は、審議会前に審議会議員に先に提供された賛成または反対資料、あるいはRI理事会の提供する情報には適用されない。本節に違反して配布された資料は、審議会議員が無視すべきであり、議長がその対策を講じても差し支えない。

第18節－日程の修正。日程はその目的で適正に提出された動議によって修正できる。この動議は討議も修正もできる。提案された修正案が審議会の運営に影響を与える場合、議長は、議長席に着いたままで、当該修正案に関する支持、あるいは反対の意を簡潔に表明することができる。

第19節－手続規則の修正。手続規則は、出席投票議員の単純多数決による当初の承認後、そのために適正に提出された動議によって修正できる。この動議は討議も修正もできる。その承認には、出席投票議員の3分の2の賛成が必要とされる。

第20節－その他の手続事項。この規則について、矛盾する点、はっきりしない点、あるいは疑問の点が認められた場合は、RI組織規定にその解決を求めるものとする。本規則と組織規定に定められていない事項については、議長が公正を基本とした判断によってこれを決定するものとし、議員は審議会に対して異議の申し立てをすることができる。

II. 国際大会手続規則（Rules of Procedure — Convention）

RI国際大会の議事運営手続は、1977年規定審議会で採択された（77-105）。以後、1980年（80-97）、1983年（83-193）、1986年（86-226）の審議会で改正された。この手続は、審議会によって使われる手続と似ているが、次の点が異なる。

— 代議員は、正式な資格のあるクラブ代議員、委任状による代理者、国際大会特別代議員で、それぞれが国際大会で投票権を行使できる（RI定款第9条第5節）。

— 国際大会の全クラブ数の10分の1 を代表する代議員および委任状による代理者をもって、国際大会の本会議の定足数とする（RI細則9.080.1.）。

— 国際大会手続規則には、「全員委員会」の規定が含まれる。

— 各種委員会の報告および「討議できない」という議事運営手続を除くすべての動議は、国際大会の議場において討議することができる。但し、国際大会が、その時の出席投票選挙人の投票の3分の2の多数をもって、討議を用いないでこれらを処理すべきことを決定した場合はこの限りではない。

国際大会手続規則は次のような投票手続を定めている。

1) 国際大会における投票は、本手続規則またはRI細則に別段の定めのある場合を除き、口頭によるものとする。議長が投票結果を発表するものとする。

2) 議員が発表結果の正確さについて疑念を抱いた場合、その議員は直ちに「賛否分離方法による採決」または起立投票を要求できる。起立した選挙人を1票と数えるものとする。

会長または議長は、必ずしも実際に数を数えることを要しないで起立投票の結果を宣することができるものとする。そして実数を数えることとする要求が遅滞なく行

われ、20名に達する他の選挙人が発言の機会を与えられてその要求に同調しない限り、その宣言をもって最終決定とする。

要求があり、20名が同調した場合、会長または議長は直ちに計算係を任命したうえ、再び採決を行わなければならない。今回は、賛成側の起立を求めてこれを数え、次に、賛成側が着席してから反対側を起立させてこれを数える、という方法による。議長は計算係の報告を発表するものとし、この発表をもって最終とする。

役員の指名・選挙の場合は、選挙人は、自分の所持する代議員の信任状の数と委任状の数だけ投票する資格があるものとする。但し、特別代議員は、特別代議員としての資格においては、国際大会全体に対して提出された案件についてのみ投票することができる。

第7部

組織規定 (Constitutional Documents)

国際ロータリー定款

国際ロータリー細則

標準ロータリー・クラブ定款

国際ロータリー定款

条	題目	頁
1	定義	171
2	名称および性格	171
3	目的	171
4	綱領	171
5	会員	171
6	理事会	172
7	役員	173
8	管理	173
9	国際大会	173
10	規定審議会	174
11	会費	174
12	財団	174
13	会員の名称と徽章	174
14	細則	174
15	解釈の仕方	175
16	改正	175

国際ロータリー定款

第1条　定義
本条の語句は、国際ロータリー定款細則で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会：国際ロータリー理事会
2. クラブ：ロータリー・クラブ
3. 会員：名誉会員以外のロータリー・クラブ会員
4. 年度：7月1日に始まる12カ月間
5. RI：国際ロータリー
6. ガバナー：ロータリー地区ガバナー

第2条　名称および性格
本組織体の名称は国際ロータリーとする。RIは全世界のロータリー・クラブの連合体である。

第3条　目的
RIの目的は、

(a) ロータリーの綱領を推進するようなプログラムや活動を追求しているRI加盟クラブやRI地区を支援すること。

(b) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、そして管理すること。

(c) RIの活動を調整し、全般的にこれを指導すること。

第4条　綱領
ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第5条　会員

第1節 — 構成。RIの会員は、本定款および細則に定められた義務をたゆまず遂行するクラブをもって構成されるものとする。

第2節 — クラブの構成

(a) クラブは善良な成人であって、職業上良い世評を受けている正会員によって構成されるものとする。

(1) 一般に認められた有益な事業または専門職務の持主、共同経営者（パートナー）、法人役員または支配人であるか、または

(2) 一般に認められた有益な事業または専門職務あるいはその地方代理店または支店において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあること、 または

(3) 本サブセクションのサブサブセクション (1) または (2) に挙げたいかなる地位からも退職していること、

そして

以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、もしくはその周辺地域にあることを要する。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外へ移転する正会員は、理事会が承認し、さらに同会員がクラブ会員身分のすべての条件を引き続き適えている場合、その会員身分を保持できる。

(b) 各クラブは、一事業または専門職務に偏らない均衡の取れた会員身分を有しなければならない。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。但し、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを排除するものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

(c) RI細則は、ロータリー・クラブの会員種類を正会員および名誉会員と呼ぶと規定し、その各々に対する資格条件を定めるものとする。

(d) 「クラブ」という語が不穏当な意味をもつ国々のクラブは、RI理事会の承認を得て、名称にクラブという語を使うには及ばない。

第3節 — 定款および細則の承認。 RI加盟認証状を与えられ、これを受理したクラブは、すべて、それによってRIの本定款および細則ならびにその改正規定を受諾し、承認し、そして、法律に反しない限り、万事これによって拘束され、それらの規定を忠実に遵守することを承諾するものとする。

第4節 — 例外。 本定款もしくはRI細則の諸規定または標準クラブ定款にもかかわらず、理事会は、試験的プロジェクトとして、クラブの定款の諸規定がRI定款または細則に合致しないクラブの加盟を承認し、または再編成を許可することができる。この種のクラブはその上限数を200とする。この試験的プロジェクトの実施期間は、6年を上限とする。このような試験的プロジェクトが完了した際、RI加盟の承認、または再編成の許可を得たすべてのクラブの定款は、その時点で効力を持つ標準クラブ定款でなければならない。

第6条 理事会

第1節 — 構成。 理事会の定員を19名とする。RIの会長は理事会のメンバーであって、その議長となるものとする。RIの会長エレクトは、理事会のメンバーとする。17名の理事は細則の規定に従って指名され選挙されるものとする。

第2節 — 権限。 本定款および細則、1986年イリノイ州非営利財団法およびその後の改正に従って、RIの業務ならびに資金は理事会の指示と管理の下に行うものとする。RIの資金に関する指示と管理を執行するに当たり、理事会は、細則の規定によって定められた予算に従って、1会計年度中にその経常収入と一般剰余金から、RIの目的達成のために必要な額を支出することができる。理事会は、剰余金からの支出を必要とした

特別事情について次の国際大会に報告しなければならない。理事会は、いかなる場合にも、その時点におけるRIの純資産を超える負債を生ぜしめてはならない。

第3節 — 幹事。RIの事務総長は理事会の幹事を務めるが、理事会の議事について投票権をもたないものとする。

第7条 役員

第1節 — 名称。RIの役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、その他の理事、事務総長、地区ガバナー、および、グレート・ブリテンおよびアイルランド内RIの会長、直前会長、副会長および名誉会計とする。

第2節 — 選挙の方法。RIの役員は細則の定めるところに従って指名され、選挙されるものとする。

第8条 管理

第1節 — グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島およびマン島に所在するクラブは、RIの管理上の地域単位を形成するものとし、これを「グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー」と呼ぶものとする。グレート・ブリテンおよびアイルランド内RIの権限、目的および職務は、RI規定審議会によって承認されたグレート・ブリテンおよびアイルランド内RIの定款の条項ならびにRIの定款および細則に定められているところに従うものとする。

第2節 — クラブの管理は理事会の総括的管理の下にあるものとし、次に示す直接管理の諸形式の中のいずれかの形式を併せ用いるものとする。これら直接管理の諸形式は常に本定款および細則の規定に適合するものでなければならない。

(a) 理事会によるクラブの管理。

(b) 地区に編成されている地区では、ガバナーによるクラブの監督。

(c) 理事会が適切と考えかつ規定審議会が承認した方式による管理。

(d) グレート・ブリテンおよびアイルランド内RIによる、グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島およびマン島にあるクラブの監督。

第3節 — RIおよびクラブは、ロータリー組織の運営を迅速にし、経済効率を上げるために業務をコンピュータ化するよう奨励される。

第9条 国際大会

第1節 — 時期および場所。RIの国際大会は、理事会の決定する時と場所において会計年度の最後の3カ月中に開催されるものとする。但し、十分な理由があるときは、理事会はこれを変更することができる。

第2節 — 臨時国際大会。非常事態発生の場合、会長は理事会総員過半数の同意の下に臨時国際大会を招集することができる。

第3節 — 代表

(a) すべての国際大会において、各クラブは少なくとも1名の代表議員をもってクラブを代表させる権利をもつ。会員数が50名を超えるクラブは、50名ごとに1名または端数が26名以上の場合、さらに1名の追加代議員をもって代表させる権利をもつ。この目的のために、代議員数は、国際大会直前の12月31日現在におけるそのクラブの会員数を基礎として決定すべきものとする。クラブはそのクラブのもつ1または2以上の投票を行使する権限を1名の代議員にゆだねることができる。

(b) 各クラブは、RIの国際大会に代議員たるそのクラブの会員または委任状による代理者を送り、国際大会の決定に付せられた各提案に対して投票する義務を負う。

第4節 — 特別代議員。RI役員および元会長で、現在も会員としてクラブに籍を有する者は、特別代議員とする。

第5節 — 選挙人および投票。正規の信任状をもつ代議員、委任状による代理者、および特別代議員が国際大会の選挙体を構成し、これを選挙人と称する。投票は細則の定めるところに従って行われなければならない。

第10条 規定審議会

第1節 — 目的。規定審議会がRIの立法機関を成すものとする。

第2節 — 時期および場所。規定審議会は3年に1度、4月、5月または6月、できれば4月に招集されるものとする。その時期および場所については理事会がこれを決定する。但し、理事会全体の3分の2の賛成票で決定されるような、財政的その他のやむを得ざる理由を除き、規定審議会は国際ロータリー世界本部の近隣地域において開催されるものとする。

第3節 — 手続。審議会は、正規の手続によって提出されたすべての立法案の審議および決定に当たるものとし、その決定は、RI細則の規定によるクラブの決定にのみ従うものとする。

第4節 — 議員。審議会の議員については細則に規定するところによる。

第5節 — 制定案と決議案を採択するための臨時会合。理事会は、全理事の90パーセントの投票で、立法案採択のために規定審議会の臨時会合を開催しなければならない非常事態が存在する、との判断を下すことができる。理事会は、このような会合の時と場所を決め、その趣旨を明らかにするものとする。このような会合は、招集目的の非常時に関する理事会提出の立法案についてだけ審議、決定することができる。このような会合で審議される立法案は、RI組織規定の各所で明記されている提出締切日や手続に拘束されない。但し、時間の許す限り、こうした手続を守るものとする。審議会の臨時会合の決定は、以後、本条第3節に規定するようにクラブの審議に付されるものとする。

第11条 会費

各クラブは半年ごとに、細則に定める人頭分担金を、RIに納付するものとする。

第12条 財団

第1節 — RIの財団は、RI細則の規定に従って設立、運営されるものとする。

第2節 — RIが受領したすべての贈与、不動産遺贈、または金銭または財産の遺贈、財産から生じる収入の遺贈、および、RIの余剰資金は、国際大会の認可を受け、財団の財産となるものとする。

第13条 会員の名称と徽章

クラブの各会員はロータリアンとして認められ、RIの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする。

第14条 細則

規定審議会は、RI管理のために、本定款のほかに、本定款に反しない細則規定を採択し、また、改正することができるものとする。

第15条　解釈の仕方

RI定款および細則、標準クラブ定款の全部にわたって、次の解釈原則が適用されるものとする。「Shall」、「is」、「are」と言う単語は「義務付け」を意味し、「may」、「should」と言う単語は「任意」を意味するものである。男性代名詞（he, his, him）または女性代名詞（she, her, her）のいずれも他の性をも含むものとする。「郵便」、「郵送」および「郵便投票」の用語は、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール（Eメール）およびインターネット・テクノロジーの活用を含むものとする。

第16条　改正

第1節 ― 状況。本定款は、規定審議会において、出席しかつ投票を行う者の投票の3分の2によって改正できる。

第2節 ― 提案者。本定款の改正はクラブ、地区大会、グレート・ブリテンおよびアイルランド内RIの審議会または大会、規定審議会、または理事会によってのみ提案されるものとする。

第3節 ― 手続

(a) 本定款を改正しようとする提案はすべて、規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の6月30日までに、RI事務総長の手許に提出されなければならない。

(b) RIの事務総長は、適法に提出されたすべての改正案の写しを、規定審議会が開催されるロータリー年度の12月31日までに各地区ガバナーに10部、規定審議会の全構成員に1部、希望したクラブの幹事に1部郵送しなければならない。改正案は、ロータリー・ワールドワイド・ウェブのホームページからも入手できるようにしなければならない。

(c) 規定審議会は、適法に提出された改正案、並びにその修正案をひとつひとつ審議して、これに対する採否の決定を行わなければならない。

国際ロータリー細則

条	題目	頁
1	定義	177
2	国際ロータリーの加盟会員	177
3	RI脱会または加盟の終結	178
4	クラブの会員身分	179
5	理事会	180
6	役員	182
7	立法手続	186
8	規定審議会	189
9	国際大会	195
10	役員の指名と選挙　一般規定	198
11	会長の指名と選挙	200
12	理事の指名と選挙	205
13	ガバナーの指名と選挙	210
14	管理上の集団と管理上の区域単位	214
15	地区	215
16	委員会	220
17	財務事項	222
18	名称と徽章	225
19	その他の会合	226
20	機関雑誌	227
21	ロータリー・ワールドワイド・ウェブ	228
22	ロータリー財団	228
23	補償	229
24	改正	229

国際ロータリー細則

第1条　定義
本条の語句は、本細則で使われる場合、他に明確に規定がない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会：国際ロータリー理事会
2. クラブ：ロータリー・クラブ
3. 組織規定：国際ロータリー定款・細則と標準ロータリー・クラブ定款
4. ガバナー：ロータリー地区のガバナー
5. 会員：名誉会員以外のロータリー・クラブ会員
6. RI：国際ロータリー
7. RIBI：グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーという管理上の地域単位
8. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条　国際ロータリーの加盟会員
2.010. RIへの加盟申請
2.020. クラブの所在地域
2.030. クラブによる標準ロータリー・クラブ定款の採択
2.040. 喫煙
2.050. クラブの合併

2.010. RIへの加盟申請
クラブのRIへの加盟申請書は理事会に提出するものとする。加盟申請書には、理事会が定める加盟金を添付しなければならない。加盟金は、米貨またはクラブの所在する国の通貨によるその相当額とする。加盟は、理事会が申請を承認した日をもってその効力を生ずる。

2.020. クラブの所在地域
新クラブの結成に必要な最低数の職業分類が含まれている地域が存在する場合、一つのクラブを結成することができる。一つ以上のクラブが存在するその同じ地域に、クラブを結成することができる。

2.030. クラブによる標準ロータリー・クラブ定款の採択
標準クラブ定款は、すべての加盟クラブによって採択されなければならない。

2.030.1. **標準クラブ定款の改正**
標準クラブ定款は、組織規定に述べられている方法で改正することができる。かかる改正は、自動的に、各クラブの定款の一部となるものとする。

2.030.2. **1922年6月6日よりも前に加盟したクラブ**
1922年6月6日よりも前に加盟したすべてのクラブも、標準クラブ定款を採択するものとする。しかし、標準クラブ定款と異なる規定を含む定款をもつ、このようなクラブは、その異なる規定の下に運営する資格を有するものとする。但し、異なる規定の正確な全文を1989年12月31日までに理事会に送付し、理事会の確認を受けていなければならない。それぞれのクラブ特有の規定は、そのクラブの標準クラブ定款の補遺

規定であり、時折、改正される標準クラブ定款に近づけるため以外にはクラブで改正することはできない。

2.030.3. **理事会による標準クラブ定款の例外承認**
理事会は、RI定款・細則と矛盾しない限り、標準クラブ定款と一致しないクラブ定款の規定を承認できる。このような承認は、その土地の法令および慣習、または特殊な事情に従うために必要な場合に限られ、また出席している理事会メンバーの3分の2の賛成を必要とする。

2.040. 喫煙
個人の健康に有害であることを認識し、会員ならびに来賓は各自、RIの名のもとに開かれる会合およびその他の行事を通じ、喫煙を控えるよう奨励される。

2.050. クラブの合併
合併を求める同一地区内の2つ以上のクラブは、それぞれのクラブがRIに対する金銭上およびその他の義務を完済、履行していることを前提に、理事会にその旨申請するものとする。そのうちの１つまたは複数の既存クラブが存在するその同じ所在地域に、合併したクラブを結成することができる。合併の申請には、それぞれのクラブが合併することに合意した証明書を添付しなければならない。理事会は、合併したクラブが、その記録史料の一部として、元の1クラブあるいは全クラブのRIの名称、創立年月日、徽章およびその他の記章を保持することを許可しても差し支えない。

第3条　RI脱会または加盟の終結
3.010. クラブのRI脱会
3.020. クラブの再結成
3.030. クラブを懲戒または除名する理事会の権限
3.040. 加盟が終結したクラブの権利の引き渡し

3.010. クラブのRI脱会
いずれのクラブも、RIに対する金銭上およびその他の義務を完済、履行している限り、加盟から離脱することができる。理事会が離脱通告を受理したときは、その離脱は直ちに効力を生ずるものとし、そのクラブの加盟認証状は事務総長に返還されなければならない。

3.020. クラブの再結成
加盟を終結させられたクラブが再結成を求めた場合、または同じ所在地域に新クラブが結成される場合、理事会は、加盟の条件として、このような元クラブに加盟金の支払いを求めるか否か、または、RIに対する元のクラブの負債の支払を求めるか否かを、決定することができる。

3.030. クラブを懲戒または除名する理事会の権限

3.030.1. **不払による終結**
会費またはRIに対するその他の金銭的債務または承認されている地区資金負担金の支払を怠るクラブの加盟は、理事会においてこれを終結させることができる。

3.030.2. **機能の喪失による終結**
何らかの理由により、クラブが解体し、または例会を定期的に開かず、その他機能を遂行することができなくなった場合は、理事会が、そのクラブの加盟を終結させることができる。機能を遂行することができなくなったことを理由として終結に踏み切る前に、理事会は、ガバナーに終結の事情に関する報告書の提出を要請するものとする。

3.030.3. **然るべき理由による懲戒**
理事会は、然るべき理由がある場合には、クラブを懲戒処分にすることができる。但し、問責書およびこれに関する聴聞の時と場所の通知が、かかる聴聞の行われる少なくとも30日前に、そのクラブの会長および幹事に郵送されていなければならない。そのクラブには、弁護士をその聴聞における自己の代理人とする権利が与えられるものとする。聴聞を行った後、理事会全員の多数決をもって、クラブを懲戒もしくは会員資格停止処分に付し、または、全会一致をもって、クラブを除名することができる。

3.040. 加盟が終結したクラブの権利の引き渡し
RIの名称、徽章その他の記章を使用する特典は、そのクラブの加盟会員籍が終結したときに消滅するものとする。加盟が終結したときは、そのクラブは、RIの財産に対する所有権を失うものとする。事務総長は、このような元クラブの加盟認証状を回収するための措置を取るものとする。

第4条　クラブの会員身分
4.010. クラブ会員の種類
4.020. 正会員
4.030. 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン
4.040. 二重会員
4.050. 名誉会員
4.060. 公職
4.070. 会員身分の制約
4.080. RIの職員
4.090. 出席報告
4.100. 他クラブへの出席

4.010. クラブ会員の種類
クラブの会員の種類は、正会員と名誉会員の2種類とする。

4.020. 正会員
RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

4.030. 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン
会員は、移籍会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、この被推薦者がかつて属していたクラブを退会する理由または退会した理由は、本人がそのクラブの地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が貸与されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということでなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを排除するものであってはならない。

4.040. 二重会員
同時に、いくつかのクラブにおいて、正会員になることはできない。さらに、いかなる人も同一のクラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

4.050. 名誉会員

4.050.1. **名誉会員の資格条件**
ロータリーの理想推進のために賞賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの崇高な目的を恒久に支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を名誉会員に選挙することができる。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。かかる会員の身分の存続期間は、会員となっているクラブの理事会によって決定されるものとする。

4.050.2. **権利および特典**
名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しない。しかし、本人が会員となっているクラブのあらゆる会合に出席することができ、その他のクラブのあらゆる特典を享受することができる。名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。但し、例外として、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利がある

4.060. 公職
一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

4.070. 会員身分の制約
細則第2.030.節に規定されてはいるが、いかなるクラブも、RI加盟年月日に関係なく、定款その他の規定によって、性別、人種、皮膚の色、信条または国籍に基づき会員身分を制約すること、もしくはRI定款または細則に明白に規定されていない会員身分の条件を課すことはできない。本細則本節の規定に反するクラブ定款のいかなる規定、あるいは、その他のいかなる条件も無効とし効力はないものとする。

4.080. RIの職員
クラブは、RIに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

4.090. 出席報告
各クラブは、各月の最終例会後15日以内に、そのクラブの例会における月次出席報告をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には事務総長に提出しなければならない。

4.100. 他クラブへの出席
各会員は、いつでも他クラブの例会に出席する特典をもつものとする。

第5条　理事会
5.010. 理事会の任務
5.020. 理事会決定に対する提訴
5.030. 理事会の権限
5.040. 理事会の会合
5.050. 通信による投票
5.060. 執行委員会
5.070. 理事会メンバーの空席

5.010. 理事会の任務
理事会は、RIの目的の推進、ロータリーの綱領の達成、ロータリーの基本原則の研究と教育、ロータリーの理想、倫理および独創的組織の保全、ならびにロータリーを全世界に拡大する目的のために必要なあらゆることを行う義務を負うものとする。RI定款の第3条の目的を果たすため、理事会は長期計画を採択するものとする。理事会は、規定審議会の各会合で長期計画の進捗について報告しなければならない。

5.020. 理事会決定に対する提訴
理事会の決定は、定時または臨時の国際大会にクラブが提訴する以外に、これを覆すことができないものとする。かかる提訴は、クラブが、少なくとも24の他クラブの同意を得て、正式に事務総長に提出しなければならない。24クラブのうち少なくとも半数は別の地区内のクラブでなければならない。提訴も同意も、理事会の決定後6カ月以内で、当該国際大会の開催の少なくとも90日前までに受理されなければならない。このような提訴は、クラブ例会で正式に採択された決議書にクラブの会長と幹事が証明して行うものとする。提訴の決定に当たって、代議員が審議するのは、理事会の決定を支持するかどうかということだけである。

5.030. 理事会の権限

5.030.1. **RIの業務の指示・管理**
理事会は、次の方法によってRIの業務を指示・管理する。

(a) 組織の方針を設定すること。

(b) 事務総長による方針実施を評価すること。

(c) 定款、細則、1986年イリノイ州非営利財団法およびその後の改正によって与えられた権限を行使すること。

5.030.2. **役員および委員に対する総括的管理・監督**
理事会は、RIの役員、役員エレクト、役員ノミニー、委員の全部に対する総括的管理および監督を行うものとする。然るべき理由がある場合には、聴聞を行ったうえ、役員、役員エレクト、役員ノミニー、委員を罷免することができる。問責書を含む通知は、聴聞の行われる少なくとも60日前に、罷免される人に届けられていなければならない。このような通知には、聴聞の日時と場所を明記し、郵便もしくは他の迅速な通信手段によって直接配達されるものとする。罷免される人は、聴聞において、弁護士を代理人とすることができる。役員、役員エレクト、役員ノミニー、委員を罷免するには、理事会全員の3分の2の投票を必要とする。また、理事会は、第6.100.節に規定する権限をも持つものとする。

5.040. 理事会の会合

5.040.1. **期日、場所および通知**
理事会は、理事会が決定する時および場所において開くか、もしくは会長の招集によって開くものとする。会合は、通知を必要としない場合を除き、開会日の少なくとも30日前までに、事務総長から、理事会の全員に通知されなければならない。理事会は、各年度に少なくとも2回開かなければならない。理事会は、公式の会合に直接出席する代りに、テレビ会議、インターネットおよびその他の通信設備を使って会議を開くことができる。

5.040.2. **定足数**
RI定款または細則によってより多くの投票を必要とされる案件を除き、理事会のメンバーの過半数をもってすべての事項を処理するための定足数とする。

5.040.3. **年度の最初の会合**
次の理事会のメンバーとなる者の会合が、年次国際大会の終了直後に開催されるものとする。次期会長がこのような会合の時と場所を定めるものとする。このような会合における決定事項は、7月1日以後に、理事会で、または本条第5.050.節に述べられている方法のうちのいずれかによって承認されなければならない。承認後に、その決定は、初めて効力を発するものとする。

5.050. 通信による投票

5.050.1. **非公式の会合**
理事会は、会合に参加している全員が互いに意見を交換できるような電話、インターネットまたは他の通信手段を使って、その会合で発言し、決定することができる。このような会合への参加は、参加している人または人たちが会合に直接出席しているものとみなされる。

5.050.2. **非公式の決定**
理事会は、会合を開かないで、理事全員の一致した書面による同意を得て議事を処理することができる。

5.060. 執行委員会
理事会は、職権上の委員を含め5名以上7名以下のメンバーにより構成される執行委員会を任命することができる。執行委員会は、事務総長の業績の評価を少なくとも年1度理事会に報告する。理事会は、この執行委員会に、理事会の会合と会合との中間期間中、理事会に代わって決定を行う権限の行使を委任することができる。このような権限は、既にRIの方針が確立されている事項に限られる。執行委員会は、理事会によって定められ、本節の規定に背馳しない職務権限によってその任務を遂行するものとする。

5.070. 理事会メンバーの空席

5.070.1. **補欠**
理事に空席が生じた場合はいつでも、どのような理由であれ、理事が同じゾーン（あるいはゾーン内のセクション）から選出された時点で、残存任期を理事として務めるために選ばれる補欠を理事会が選挙するものとする。

5.070.2. **補欠が任務を果たせない場合**
いかなる理由にせよ、補欠が任務を果たすことのできない場合には、その他の理事会メンバーが、空席の生じた当該ゾーン（あるいはゾーン内のセクション）から理事を選挙するものとする。選挙は、会長の決定に従って、次の理事会において、もしくは通信による投票によって行うものとする。

第6条　役員
6.010. 国際大会における役員の選挙
6.020. 副会長と財務長の選出
6.030. 事務総長の選挙と任期
6.040. 理事は再選されない
6.050. 役員の資格条件
6.060. 任期
6.070. 会長の空席
6.080. 会長エレクトの空席

6.090. 副会長または財務長の空席
6.100. 事務総長の空席
6.110. 理事の任務遂行不能
6.120. ガバナーの空席
6.130. 役員の報酬
6.140. 役員の任務

6.010. 国際大会における役員の選挙
年次国際大会において選挙される役員は、RIの会長、理事、ガバナーとRIBIの会長、副会長、名誉会計である。

6.020. 副会長と財務長の選出

6.020.1. **副会長の選出**
副会長は、次期会長が理事会の第1回会合で選任するものとする。

6.020.2. **財務長の選出**
毎年、次期会長が、次期理事会暫定会議で、2年目の任期を務めることになる理事の中から財務長を選任するものとする。この財務長は、7月1日より1カ年間その職を務めるものとする。

6.030. 事務総長の選挙と任期
事務総長は理事会が選任し、その任期は、5カ年を超えないものとする。その選挙は、事務総長の任期の最終年の3月31日までに行われ、選挙後の7月1日に新しい任期が始まるものとする。事務総長は再選される資格を有する。

6.040. 理事は再選されない
理事として、細則の定める全期間または理事会の定める期間務めた人は、会長または会長エレクトを務める場合を除いて、再度理事職に就くことはできない。

6.050. 役員の資格条件

6.050.1. **クラブ会員**
RIの各役員は、クラブの瑕疵なき会員でなければならない。

6.050.2. **会長**
RIの会長候補者は、かかる役職に指名される以前にRIの理事としてその任期の全部を務めたことのある者でなければならない。但し、任期の全部に足りない在職であっても、理事会がこの規定の趣旨に照らして差し支えないものと認められた場合はこの限りでない。

6.050.3. **理事**
RIの理事候補者は、かかる候補者として推薦される以前にRIのガバナーとしてその任期の全部を務めたことのある者でなければならない。但し、任期の全部に足りない在職であっても、理事会がこの規定の趣旨に照らして差し支えないものと認めた場合はこの限りでない。

6.060. 任期

6.060.1. **役員**
会長、理事、ガバナーを除き、各役員の任期は、選挙後の7月1日に始まるものとする。理事を除き、すべての役員は、1カ年またはその後継者が選挙されるまで在任す

るものとする。理事はすべて2カ年またはその後継者が選挙されるまで在任するものとする。

6.060.2. **会長エレクト**
会長に選挙された者は、次の年度の7月1日から会長エレクトと理事会のメンバーを務める。会長エレクトは副会長に選ばれる資格はない。会長エレクトは、会長エレクトとして、その任期を1年間務めた翌年会長を務めるものとする。

6.060.3. **理事**
各理事の任期は、選挙された年の次の年の7月1日に始まるものとする。

6.070. 会長の空席
会長が空席となった場合は、副会長が会長の地位を継ぎ、そして、その他の理事会のメンバーの中から新たに副会長を選任するものとする。新会長と新副会長の選挙により欠員となった理事は、本細則第5.070.節に従って埋めるものとする。

6.070.1. **会長職と副会長職の両役職が同時に空席**
会長職と副会長の両役職が同時に空席となった場合、理事会は、そのメンバー（会長エレクト以外のメンバー）の中から新会長を選挙し、次に新会長が新副会長を選出するものとする。新会長と新副会長の選挙により欠員となった理事は、本細則第5.070.節に従って埋めるものとする。

6.080. 会長エレクトの空席

6.080.1. **次期国際大会前の空席**
次の国際大会の閉会前に会長エレクトに空席を生じた場合は、会長指名委員会は、かかる会長エレクトが会長を務めるはずであったロータリー年度の会長ノミニーを改めて選出しなければならない。このような選出は、できるだけ早く、定例委員会か緊急委員会において行わなければならない。このような会議を開くことができない場合は、郵便または電信による投票によって選出を行うことができる。

6.080.2. **指名委員会手続による空席の補充**
指名委員会は、第11.050.節と第11.060.節に従って既に選出した会長ノミニーを繰り上げて会長ノミニーに指名できる。このような場合、委員会は、会長エレクトの役職のために改めてノミニーを選出しなければならない。

6.080.3. **空席を補充するに当たっての会長の任務**
会長が、会長エレクトに生じた空席を補充するための指名手続を決定する。その手続には、クラブに送付すべき委員会の報告およびクラブによる指名に関する規定が含まれていなければならない。その規定は、時間的に可能な限り、第11.060.節、第11.070.節、第11.080.節に従ったものでなければならない。空席の生じた時期が国際大会に近すぎて、大会に先立ち、委員会の報告を全クラブに郵送し、クラブが対抗候補者を指名する時間的余裕がない場合、事務総長は、可能な範囲内で委員会の報告に関する通知を行うものとし、また国際大会の議場におけるクラブ代議員による対抗候補者の指名が許されるものとする。

6.080.4. **就任直前の空席**
国際大会の閉会後から会長就任の直前の間に、会長エレクトに生じた空席は、7月1日に空位になっているものとみなし、第6.070.節に従って補充するものとする。

6.080.5. **空席に関する不測の事態**
本節に規定されていないような不測の事態が起こった場合、会長が、取るべき手続を決定するものとする。

6.090. 副会長または財務長の空席
副会長または財務長の職が空席になった場合、会長は、2年目の理事を選び、未了の任期を務めさせるものとする。

6.100. 事務総長の空席
事務総長に空席が生じた場合、理事会は最高5年を任期とするロータリアンを選挙するものとする。その任期は、理事会が決定した日をもって効力を発する。

6.110. 理事の任務遂行不能
理事会のメンバーがその任務を遂行できないほどの身体的状態になったと理事会の4分の3の投票で決定した場合、そのメンバーは、その決定後、直ちにその職を失い、本細則の規定に従って後任が選出されるものとする。

6.120. ガバナーの空席

6.120.1. **理事と会長の権限**
理事会は、残存任期中ガバナーの空席を埋めるために、資格条件を備えたロータリアンを選挙する権限を有するものとする。会長は、理事会によってその空席が補充されるまで資格条件を備えたロータリアンを、アクティング・ガバナーとして任命することができる。

6.120.2. **ガバナーの一時的任務遂行不能**
ガバナーが一時的にその任務を執り行うことができない場合、会長は資格条件を備えたロータリアンをアクティング・ガバナーに任命することができる。

6.130. 役員の報酬
事務総長は報酬を受ける唯一の役員とする。理事会がその報酬額を定めるものとする。理事会が規定した経費弁済の方針に従い、許可された道理にかなった証明のある払い戻し以外は、その他の役員や会長ノミニーへの支払いは、謝意、謝礼金、これに相当する支払いを含め、一切ないものとする。

6.140. 役員の任務

6.140.1. **会長**
会長は、RIの最高役員とする。会長は、
(a) RIの第1の代弁者とする。
(b) すべての国際大会およびすべての理事会の会合を主宰する。
(c) 事務総長に助言する。
(d) 理事会の採択した長期計画に沿って、その職責に属するその他の任務を執行する。

6.140.2. **会長エレクト**
会長エレクトは、理事会のメンバーとして、また本細則に規定する任務および権限のみをもつものとする。但し、会長または理事会はこれにその他の任務を与えることができる。

6.140.3. **事務総長**
事務総長は、RIの最高業務執行役員とする。最高業務執行役員である事務総長は、理事会の指示監督の下にRIの日々の管理に責任を負う。事務総長は、RIの財務運営を含め、方針の実施、運営、管理について会長と理事会に責任を負うものとする。事務総長は、また、理事会によって定められた方針をロータリアンおよびクラブに知らせるものとする。事務総長は、RI事務局職員の監督に単独で責任を負うものとする。事務

総長は、理事会に対して年次報告を行うものとし、その報告は、理事会の承認を経たうえ、年次国際大会に提出しなければならない。事務総長は、理事会の要求する金額と保証をもって、誠実な任務の遂行を誓約するものとする。

6.140.4. **財務長**
財務長は、事務総長から定期的に財務関連情報を受け取り、RI財務運営について事務総長と協議するものとする。財務長は、理事会に財務報告をし、また年次国際大会で報告するものとする。財務長は、理事の職責に属する任務と権限のみ有するが、会長または理事会から、さらに、任務を課される場合もある。

第7条　立法手続

7.010. 立法案の種類
7.020. 立法案の提出者
7.030. クラブ提出の立法案を地区で承認
7.035. 制定案と決議案の締切日
7.037. 正規の手続で提出された立法案、欠点および欠陥のある立法案
7.040. 立法案の審査
7.050. 理事会での立法案の審査
7.060. 非常事態における立法案の審議

7.010. 立法案の種類
組織規定を改正しようとする提案は、制定案と称する。組織規定を改正することを目的としていない提案は、決議案と称する。

7.020. 立法案の提出者
立法は、クラブ、地区大会、RIBI審議会または大会、規定審議会、および理事会が提案できる。理事会は、管理委員会の事前の承諾なしには、ロータリー財団に関する立法案を提出しないものとする。

7.030. クラブ提出の立法案を地区で承認
クラブの立法案は必ず地区大会またはRIBI地区審議会に提出のうえ、この立法案に対する賛否について票決を受けなければならない。地区大会またはRIBI地区審議会に立法案を提出する時間的余裕がない場合、ガバナーの実施する郵便投票を通じて地区内クラブの票決を求めることもできる。この郵便投票は、第13.040.節の手続にできるだけ沿った形で行うものとする。事務総長に送達される立法案は、地区大会、RIBI地区審議会で審議されたこと、または、郵便投票とその票決による賛否とを明記したガバナーの証明書を添付するものとする。

7.035. 制定案と決議案の締切日
制定案と決議案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の6月30日までに、RI事務総長に提出されなければならない。審議会または理事会の提出する決議案については、審議会が閉会するまでこれを受理し、その票決を行うことができる。

7.037. 正規の手続で提出された立法案、欠点および欠陥のある立法案

7.037.1. **正規の手続で提出された立法案**
次の条件を満たしていれば、正規の手続で提出した立法案と見なされる。
(a) それぞれ、細則第7.035.節、または定款第16条第3節に記載されている締切日までに事務総長に送付されていること。
(b) 立法案の提案者に関する細則の第7.020.節の規定に合致していること。

(c) クラブが提出したとき、地区の審議および承認に関する細則の第7.030.節の規定を満たしていること。

7.037.2. **欠点のある立法案**
次の場合、立法案は欠点があると見なされる。
(a) 意味の矛盾しているところが二つ以上ある場合。
(b) 組織規定の関係個所をすべて改正していない場合。

7.037.3. **欠陥のある立法案**
次の場合、立法案は欠陥があると見なされる。
(a) その採択が法令に反する場合。
(b) 決議の形式でありながら、RI組織規定の文言と精神に抵触する行為を義務づける場合。
(c) RI細則またはRI定款に抵触するような方法で標準ロータリー・クラブ定款を改正する場合、またはRI定款に抵触するような方法でRI細則を改正する場合。
(d) 管理または施行が不可能な場合。

7.040. 立法案の審査
定款・細則委員会は、事務総長に提出されたすべての立法案を点検し、審議会に回付する。

7.040.1. 理事会に代わって、欠点または欠陥のある立法案を訂正するために適切な修正を提案者に勧告する。

7.040.2. 理事会に代わって、実質的には同種の立法案の提出者に、その提案に代わる折衷案を勧告する。

7.040.3. 提案者たちが折衷案に同意しない場合、同種の提案の趣旨を最もよく表現するような代案を事務総長から審議会に回付するよう理事会に勧告する。

7.040.4. 委員会が次のような立法案であると決定した場合、事務総長が審議会に回付しないよう理事会に勧告する。
(a) 正規の手続で提出されていない立法案
(b) 欠点または欠陥がある立法案、提案者にこのような欠点または欠陥を修正するよう適切な改正を勧告したが、受け入れられなかったもの、あるいは、提案者は勧告されたが、審議会開会の90日前までに必要とされる改正を行っていないものも含む。

7.040.5. 第8.130.2.項に定義する他の任務を遂行する。

7.050. 理事会での立法案の審査
理事会（理事会に代わって定款・細則委員会によって）は立法案本文の全部を点検し、欠点、欠陥があれば、提案者にその旨通告し、できれば修正を勧告するものとする。

7.050.1. **同種の立法案**
実質的には同種の立法案が提出されている場合、理事会（理事会に代わって定款・細則委員会によって）は、提案者たちに折衷案を勧告できる。提案者たちが折衷案に同意しない場合、理事会は、定款・細則委員会の勧告に基づき、事務総長に対し、同種の提案の趣旨を最もよく表現するような代案を審議会に回付するよう指示できる。このような折衷案と代案の立法案は、その旨指定されるものとし、所定の締切日に拘束されない。

7.050.2. **審議会に回付されない立法案**
理事会が、定款・細則委員会の助言に基づき、第7.040.4.項に従い、制定案が (1) 正規の手続で提出されていない、あるいは、(2) 欠陥または欠点があると決定し、できる限り適切な改正を勧告したが受け入れられなかった場合、あるいは、提案者は勧告されたが、審議会開会の90日前までに必要とされる改正を行っていない場合、理事会は、その立法案を審議のため審議会に回付しない旨指示できる。理事会がこのような決定をした場合は、事務総長が提案者にこの旨通告するものとする。この場合、審議会でこの立法案を審議するには、その提案者は、審議会議員の3分の2の同意を得なければならない。

7.050.3. **プログラムの範囲内にない決議案**
理事会（理事会に代わって定款・細則委員会によって）は、すべての決議案の本文を点検し、理事会で定款・細則委員会の勧告に基づきRIのプログラムの範囲内と決定した決議案を審議会に回付するよう事務総長に指示しなければならない。理事会が定款・細則委員会の勧告に基づいて、決議案がRIのプログラムの範囲内にないと決定した場合、理事会は、審議のため審議会に回付しない旨、指示できる。理事会がこのように決定した場合、提案者に審議会の開会に先立ってその旨通告しなければならない。この場合、審議会でこの決議案を審議するには、その提案者は、審議会議員の3分の2の同意を得なければならない。

7.050.4. **審議会に立法案と修正案を回付**
事務総長は、適正に提出された立法案を審議会に回付しなければならない。また、審議会開会の少なくとも2カ月前までに提案者から事務総長に提出された、立法案の修正案もすべて審議会に回付しなければならない。

7.050.5. **立法案の公表**
事務総長は、審議会が開かれるロータリー年度の12月31日までに、適正に提出されたすべての立法案の写しを、各地区ガバナーに10部、規定審議会の全構成員に1部、希望したクラブの幹事に1部郵送しなければならない。改正案は、ロータリー・ワールドワイド・ウェブのホームページからも入手できるようにしなければならない。

7.050.6. **審議会における立法案の審議**
審議会は、正規の手続で提案された立法案ならびにそれらに対する修正案を審議してこれに対する決定を行わなければならない。

7.050.7. **決議案の採択**
決議案という形式の立法案は、審議会における審議、採択に当たって、審議会に出席し、投票する代表議員の少なくとも過半数の賛成投票で、採択することができる。

7.060. 非常事態における立法案の審議
理事会は、理事の3分の2の多数によって、非常事態の存在することを宣言し、次のように立法案を審議する権限を有する。

7.060.1. **審議会で審議される非常時立法案**
臨時審議会に提出された立法案は、各組織規定に定められている提出締切日を過ぎても審議会で審議できる。但し、時間的に可能な限り、これらの規定に定められている手続に従うものとする。

7.060.2. **立法案の採択**
非常事態下にこれらの規定に基づいて規定審議会で立法案を採択するには、出席者の投票の3分の２の賛成票を要するものとする。

第8条　規定審議会

8.010. 審議会議員
8.020. 投票権を有する審議会議員の資格条件
8.030. 審議会地区代表議員の任務
8.040. 役員とその任務
8.050. 選挙人による代表議員の選挙
8.060. 郵便投票による代表議員の選挙
8.070. 指名委員会手続による代表議員の選出
8.080. 通知
8.090. 信任状委員会
8.100. 特別議員
8.110. 審議会の定足数
8.120. 審議会手続
8.130. 審議会運営委員会： 定款細則委員会の任務
8.140. 審議会の決定
8.150. 開催地の選定
8.160. 審議会の臨時会合
8.170. 暫定規定

8.010. 審議会議員

審議会は、以下に述べる投票権を有する議員と投票権を有しない議員によって構成される。

8.010.1. **代表議員**

第8.050.節、第8.060.節および8.070.節の規定により、各地区ごとに1名の代表議員が地区内クラブから選挙される。無地区クラブは、それぞれ、自分に好都合と思う地区を選び、その地区の代表議員に、自クラブを代表させるものとする。代表議員は投票権を有する議員とする。

8.010.2. **議長、副議長、議事運営手続の専門家**

審議会議長、副議長、議事運営手続の専門家は、次期会長が審議会の直前年度に選出するものとする。議長および副議長は、議長席にあって可否同数の場合、これを決定する投票を行うことができるが、それ以外の場合には、投票権を有しない議員とする。

8.010.3. **定款細則委員会**

RI定款・細則委員会の委員は、審議会の投票権を有しない議員で、審議会運営委員を務める。同委員会は、第8.130.1.項と第8.130.2.項に規定する任務と責務を負うものとする。

8.010.4. **会長、会長エレクト、理事および事務総長**

会長、会長エレクト、他の理事会のメンバーおよび事務総長は、審議会の投票権を有しない議員とする。

8.010.5. **元会長**

すべての元RI会長は、審議会の投票権を有しない議員とする。

8.010.6. **管理委員**

管理委員会の選んだロータリー財団管理委員は審議会の投票権を有しない議員とする。

8.010.7. **特別議員**
審議会の投票権を有しない特別議員は3名以下とする。特別議員は、後段の第8.100.節に規定する任務と責務を負い、会長が任命する。特別議員は審議会議長の指示の下にその任務を遂行する。

8.020. 投票権を有する審議会議員の資格条件

8.020.1. **クラブ会員**
審議会の議員は、いずれも、クラブの会員でなければならない。

8.020.2. **元役員**
各代表議員は、選挙時に、RI役員として全期、務めたことがある者でなければならない。しかし、元役員が地区内で得られないということを当該ガバナーが証明し、RI会長の同意が得られたときは、ガバナーとして全期務めていないロータリアンやガバナー・エレクトを選んでも差し支えない。

8.020.3. **被選資格がない**
審議会の投票権を有しない議員とRIもしくは地区またはクラブの常勤、有給の職員は、審議会の投票権を有する議員となることができない。

8.030. 審議会地区代表議員の任務
代表議員は、次の任務を有するものとする。
(a) クラブが立法案を提出する場合その作成を援助すること。
(b) 地区大会およびその他の地区の会合で、立法案を討議すること。
(c) 地区内のロータリアンの意向をよく知っておくこと。
(d) 審議会に提出された立法案のすべてに批判的な検討を加え、審議会に、立法案に対する見解を的確に伝えること。
(e) RIの公正な立法当務者として行動すること。
(f) 審議会の会議に、会期の全部を通じ、出席すること。
(g) 審議会終了後、地区内の各クラブに、審議会の審議に関する報告をすること。
(h) 地区内クラブが今後の規定審議会へ提出する立法案を作成するのを援助するために、いつでも地区内クラブの相談にのること。

8.040. 役員とその任務
審議会の役員は、議長、副議長、議事運営手続の専門家（parliamentarian）、および幹事から成る。

8.040.1. **議長**
議長は、審議会の会議の司会者となり、この細則および会議運営手続規則の関係規定に掲げられている職務、ならびに通常その職責に属する任務を行うものとする。

8.040.2. **副議長**
副議長は、議長の決定または他の事情によって、司会を務めるものとする。また、副議長は、議長の決定により議長を補佐するものとする。

8.040.3. **議事運営手続の専門家**
議事運営手続の専門家は、議事運営手続に関する件で議長と審議会に勧告、助言するものとする。

8.040.4. **幹事**
事務総長は、審議会幹事となる。但し、会長の承認を得て、自分に代わって幹事を務める者を任命することができる。

8.050. 選挙人による代表議員の選挙

8.050.1. **選挙**
第8.060節および第8.070節に定める場合を除き、代表議員および補欠議員は、審議会の開かれるロータリー年度の2年前のロータリー年度のその地区の年次大会において選挙されるものとする。RIBIにおいては、クラブ代表議員および補欠議員は、審議会の開かれる年度の2年前の10月２日以後に開かれる地区審議会において選挙されるものとする。

8.050.2. **資格要件**
ロータリアンが、審議会における代表議員となることを認められるためには、審議会におけるクラブ代表議員としての資格要件をよく調べたうえ、次のことをしたため、これに署名した書面を、事務総長に提出しなければならない。

8.050.2.1. 代表議員の資格要件、任務および責任をはっきり心得ていること。

8.050.2.2. 前記の任務と責任を引き受け、それを誠実に履行するための資格要件、熱意および能力をもっていること。

8.050.2.3. 審議会の会議に、その会期の全部を通じ、出席すること。

8.050.3. **指名**
地区内のクラブは、選ばれたうえは、進んでその任務に服する用意のあることを表示している者で、審議会議員となる資格のある地区内のクラブ会員を代表議員に指名することができる。クラブは、その指名を文書で行うものとする。この文書には、クラブ会長と幹事の署名がなければならない。この指名文書は、ガバナーに提出され、地区大会においてクラブの選挙人に提示されるものとする。地区大会の選挙人は、代表議員の選挙に1票を投じる権利を与えられるものとする。

8.050.4. **指名議員と補欠議員**
過半数の投票を得た候補者を審議会代表議員とする。第2位の票数を得た候補者を補欠議員とし、議員が務めを果たし得ない場合にのみその任に就くものとする。

8.050.5. **代表議員の候補者が1名のみ**
地区で候補者に指名された者が1名のみであった場合、投票は行わないものとする。ガバナーはその被指名者を審議会における代表議員として公表するものとする。

8.050.6. **代表議員も補欠議員も務めを果たせない場合**
代表議員およびその補欠議員が務めを果たし得ない場合は、ガバナーは、地区内クラブの他の適格な会員を審議会における代表議員に指名することができる。

8.060. 郵便投票による代表議員の選挙

8.060.1. **理事会による郵便投票の承認**
事情によりその必要のある場合は、理事会は、地区に対しその地区の審議会代表議員または補欠議員を郵便投票によって選ぶことを認めている。その場合ガバナーは、その代表議員の指名に関し公式の要請書を作成してこれをその地区内各クラブの幹事にもれなく郵送させなければならない。指名は、すべて書面により、そのクラブの会長および幹事がこれに署名することを要する。これらの指名書はガバナーの定める期日までにガバナーの許に届くことを要する。ガバナーは、推薦された有資格被指名者をアルファベット順に載せた投票用紙をつくらせこれを各クラブに郵送させたうえ、郵便投票を実施すべきものとする。ガバナーの定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを書面で要請した候補者は除くものとする。各クラブは、少なく

とも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この投票権の数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。但し、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。ガバナーは、本項に規定する郵便投票手続を実施することを目的とした委員会を任命することができる。

8.060.2. **郵便投票による選挙**
地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって、審議会代表議員および補欠議員を郵便投票によって選出することができる。郵便投票は、年次地区大会が開かれた月の翌月に、実施されるものとする。この郵便投票は、第8.060.1.項に掲げられている規定に従って実施されなければならない。

8.070. 指名委員会手続による代表議員の選出
地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって、審議会地区代表議員および補欠議員を指名委員会手続によって選出することができる。このような指名手続は、特定の審議会への代表議員選出締切と決められた日の少なくとも1年前に承認されなければならない。そして対抗候補者の提出およびその結果としての選挙を含め、指名手続は、審議会の開かれる年度の2年前に実施され、完了するものとする。地区によって承認される指名手続は、第13.020.節に定める地区ガバナーの指名手続に準拠するものとする。

8.080. 通知

8.080.1. **代表議員を事務総長に報告**
審議会の代表議員および補欠議員の氏名は、選出後直ちに、ガバナーから事務総長に報告されなければならない。

8.080.2. **審議会代表議員の氏名の公表**
審議会の少なくとも30日前までに、事務総長は、ガバナーから報告を受けている審議会代表議員の氏名と、審議会の時と場所を知らせる通知を代表議員に発行しなければならない。

8.080.3. **議長、副議長および議事運営手続の専門家の氏名の公表**
議長、副議長および議事運営手続の専門家の氏名は、事務総長からすべてのクラブに、これを発表する。

8.090. 信任状委員会
会長は、信任状委員会を任命しなければならない。信任状委員会は、審議会の開かれる前に審議会の開催される場所において会合するものとする。この委員会は信任状を審査し、その査証をしなければならない。委員会の決定はいかなる場合でも、審議会がこれを審査することができる。

8.100. 特別議員
立法案の発表直後に、審議会議長は、直ちに、一定の立法案件を指定して、これを各特別議員に付託するものとする。各特別議員は、割り当てられた立法案件すべてを検討し、各案件について、審議を容易にし、十分討議されなかった立法案件の採択に対する賛否の意見について審議会に情報を提供する用意をしていなければならない。

8.110. 審議会の定足数
投票権を有する審議会議員の2分の1を定足数とする。投票権を有する各議員は、投

票に付せられた各案件につき1票のみを投じる権利を有する。審議会においては、委任状による代理者の投票を認めないものとする。

8.120. 審議会手続

8.120.1. **会議運営手続規則**
第8.130.節の規定に従って、審議会はその都度、議事の運営に必要と考える手続規則を採用するものとする。かかる規則は本細則に沿ったものでなければならない。

8.120.2. **異議の申し立て**
議長のいかなる裁定にも異議を申し立てることができる。議長の決定を覆すためには審議会の過半数の投票が必要とされる。

8.130. 審議会運営委員会、定款細則委員会の任務
議長および副議長、定款細則委員会をもって構成する審議会運営委員会を設ける。審議会議長は、審議会運営委員会の委員長となる。

8.130.1. **審議会運営委員会の任務**
審議会運営委員会は審議会の会議運営手続規則と立法案の審議順序を推奨する。また、審議会運営委員会は、委員会または審議会が、立法案またはその修正案の中に、欠点や欠陥を見つけた場合、できれば、それを直すために必要な修正を審議会のために起草、改訂する。審議会運営委員会は、審議会の採択する制定案が十分効果を発揮できるように、細則と標準クラブ定款の関連個所の修正文案を作成する。さらに、関連個所の修正を明示した審議会報告書を作成する。

8.130.2. **定款細則委員会委員の他の任務**
定款細則委員会は、立法案の発表前にすべての立法案の趣旨と効果を検討し、これを認可するものとする。立法案の発表直後に、審議会議長は、立法案件を定款細則委員会の各委員に割り振るものとする。各定款細則委員は、自分に割り振られた立法案をすべて研究し、立法案の各案件の趣旨、背景、効果について、また、案件の欠点または欠陥について報告する準備をしなければならない。

8.140. 審議会の決定

8.140.1. **議長の報告**
審議会議長は、審議会終了後10日以内に、審議会の決定に関する詳細な報告を事務総長に提出しなければならない。

8.140.2. **事務総長の報告**
事務総長は、各クラブの幹事に対し、審議会が採択した立法案のすべてについて、審議会の行った決定に関する報告書を審議会閉会後2カ月以内に送付するものとする。報告書には、審議会の行った決定に対し、反対の意思を表示しようとするクラブのために、その表示に用いる書式を添付しなければならない。

8.140.3. **審議会の決定に関する反対**
立法案の採択に関する審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブからの書式は、クラブ会長の認証を要するものとし、かつ、事務総長の報告に明記されている期日までに事務総長の許に届くように、提出されなければならない。その期日は事務総長の報告の郵送後少なくとも2カ月後とする。事務総長は、審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブからのすべての書式を検査して、これに関する計算表をつくるものとする。

8.140.4. **審議会の決定の一時保留**
立法案に関する審議会決定は、クラブの有効投票の少なくとも10パーセントに相当するクラブが反対の意思表示をした場合、その効力は保留されるものとする。

8.140.5. **郵便投票によるクラブの投票**
承認された立法案の1件または数件が、クラブの反対のために、一時保留とされた場合、事務総長は、その一時保留後、1カ月以内に、投票用紙を作成し、各クラブの幹事に配布するものとする。投票は一時保留とされた立法案について審議会決定に賛成するか否かという質問を提起するものとする。各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、審議会閉会に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日におけるクラブの会員数に基づくものとする。但し、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。クラブの投票は、クラブ会長の認証を要するものとし、かつ、事務総長の報告に明記されている期日までに事務総長の許に届くように、提出されなければならない。その期日は、投票用紙郵送後少なくとも2カ月後とする。

8.140.6. **選挙管理委員会の会合**
会長が選挙管理委員会を任命するものとする。選挙管理委員会は、会長の決定する時と場所において会合し、投票用紙を審査し、これを数えるものとする。一時保留とされた立法案に関するクラブの投票は、投票用紙を受理した最後の日から2週間以内に選挙管理委員会が集計するものとする。選挙管理委員会は、委員会閉会の後5日以内に事務総長に投票結果を証明するものとする。

8.140.7. **投票結果**
クラブが投じうる投票数の過半数が審議会の決定に反対した場合、このような立法案件に関する審議会決定は一時保留の日より無効とされる。しかし、その他の場合については、一時保留とされた決定は、一時保留がなかったかのように復活するものとする 。

8.140.8. **審議会決定の発効日**
各立法案について審議会の行った決定は本細則第8.140.4.項の下にクラブ決定により一時保留とされない限り、審議会閉会直後の7月1日にその効力を生じるものとする。

8.150. 開催地の選定
RI定款第10条第2節の規定に従って、審議会開催地を選ぶに当たり、理事会は、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないようあらゆる努力を払わなければならない。

8.160. 審議会の臨時会合

8.160.1. **通知**
審議会の臨時会合はRI定款第10条第5節に従い、理事会が招集することができる。臨時会合とそこで審議する立法案の通知は、開催予定日の60日前までにガバナーに郵送されるものとする。ガバナーは、直ちに地区内クラブに知らせたうえ、地区の代表者として審議会に派遣するロータリアンの氏名をできるだけ早く事務総長に報告するものとする。

8.160.2. **代表議員**
臨時会合で地区内クラブを代表するのは、一番最近の審議会代表議員である。この人が代表議員を務めることができず、その意思もない場合、地区は一番最近の規定審議会補欠議員を地区の代表者とするものとする。この人もまた代表議員を務めることができず、その意思もない場合、ガバナーあるいは本細則の下に資格をもつガバナーから指名された別の人が、地区内クラブを代表するものとする。

8.160.3. **制定案の採択**
審議会の臨時会合で制定案を採択するには、出席し、投票する人の3分の2の賛成投票が必要とされるものとする。

8.160.4. **手続**
通常の審議会のために定められた手続が、臨時会合にも適用される。但し、次の二つは例外とされる。

8.160.4.1. **決定の報告**
第8.140.2.項に規定される決定の報告は、臨時会合終了後15日以内に、各クラブに送付するものとする。

8.160.4.2. **決定に対する反対の意思表示**
クラブが審議会臨時会合の決定に反対するには、報告がクラブに送付されてから、２カ月以内にその意思表示をしなければならない。

8.160.5. **決定の発効日**
クラブがこのような決定に反対の意思表示をする投票が、所定数、提出されなかった場合、事務総長がクラブに審議会の報告を送付してから２カ月後に審議会の臨時会合の決定は効力を発するものとする。クラブの所定数が反対の意思表示をした場合、その決定は、第8.140.節の規定にできる限り沿って郵便投票を行った結果に従うものとする。

8.170. 暫定規定
暫定規定は、適用できなくなった時点で無効となるものとする。

第9条　国際大会
9.010. 国際大会の時期および場所
9.020. 国際大会の招集
9.030. 国際大会役員
9.040. 国際大会代議員
9.050. 代議員の信任状
9.060. 特別代議員
9.070. 登録料
9.080. 国際大会の定足数
9.090. 信任状委員会
9.100. 選挙人
9.110. 選挙管理委員会
9.120. 役員の選挙
9.130. 国際大会プログラム
9.140. 代議員の座席
9.150. 特別協議会

9.010. 国際大会の時期および場所
理事会は、国際大会が開催される年の10年前までに年次国際大会の候補日および／または場所を決定し、その国際大会の開催のためにあらゆる準備手配を行うことができる。国際大会開催地を選ぶに当たり、理事会は、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないようあらゆる努力を払わなければならない。

9.020. 国際大会の招集
国際大会の少なくとも6カ月前に、会長は年次国際大会の公式招待状を発表し、事務総長がこれを各クラブに郵送しなければならない。臨時国際大会の招待状は、開催日の少なくとも60日前に発せられ、郵送されなければならない。

9.030. 国際大会役員
国際大会の役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、事務総長ならびに国際大会委員長と会場監督とする。会長が会場監督を任命するものとする。

9.040. 国際大会代議員

9.040.1. **代議員**
全ての代議員およびその補欠者は、委任状による代議員を除き、本人の所属クラブの会員でなければならない。

9.040.2. **補欠代議員**
クラブは、その代議員を選任する場合に、各代議員ごとに1名の補欠代議員を選ぶことができる。さらにその補欠代議員が必要な場合の任務を行うことができなくなったときには、第2の補欠代議員を選ぶことができる。補欠者は、自分がその補欠者となっている代議員が欠席した場合にのみ投票を行うことができる。第2補欠者は、自分のクラブのどの代議員のためにも、その代議員の補欠者が欠席した場合、その代議員の代わりを務めることができる。補欠者が代議員に代わる場合には、国際大会に提出された案件に対し、自分がその補欠者となっている代議員が投票しうる票数と同数の投票を行うことができる。

9.040.3. **代議員の交替手続**
補欠者が代議員に代わる場合は、信任状委員会に通知しなければならない。このようにして、補欠者が代議員に代わった場合、その補欠者は、その大会が終了するまで引き続き代議員として務めるものとする。大会開催地のクラブの代議員については、信任状委員会は、補欠者が代議員に代わる場合を一つまたはいくつかの本会議について認めることができる。但し、その代議員が大会の運営に関する仕事に携わっていて、大会の会議に出席することが不可能な場合に限られる。信任状委員会は、事前にこのような交替の仕方について正式に通知を受け、それを承知していなければならない。

9.040.4. **委任状による代理者**
国際大会にクラブを代表する代議員またはその補欠者をもたないクラブは、RI定款第9条第3節(a)項に基づく数の投票権の行使を代理者に委任することができる。その委任状による代理者は、同一地区内のどのクラブの会員であっても差し支えない。無地区クラブの場合は、いずれかのクラブの会員を委任状による代理者に指定することができる。

9.050. 代議員の信任状
すべての代議員、補欠者、委任状による代理者の権限は、自分が代表することになるクラブの会長および幹事の署名した証明書によって証明されるものとする。代議員、

補欠者、および委任状による代理者が投票するにはこれらの証明書は、すべてその国際大会の信任状委員会に提出されなければならない。

9.060. 特別代議員
RIの各役員および現在もクラブで会員身分を有するRIの各元会長は、これを特別代議員とし、国際大会の投票に付せられた各案件に対して1票を投じる権利を有する。

9.070. 登録料
国際大会に出席する16歳以上の者は、すべて登録して登録料を支払わなければならない。登録料は理事会が定めるものとする。代議員または委任状による代理者は、その登録料を支払うまでは、国際大会において投票する権利を有しないものとする。

9.080. 国際大会の定足数

9.080.1. **定足数**
全クラブ数の10分の 1 を代表する代議員および委任状による代理者をもって、国際大会における定足数とする。

9.080.2. **定足数の不足**
本会議において定足数の有無が問題となった場合、議長の定めた時間内においては、票決を要する決定を行うことができない。この時間は半日を超えないものとする。この時間が過ぎたときは、定足数にかかわりなく、正当に上程された場合と同様に、その案件の決定を行うことができる。

9.090. 信任状委員会
会長は、国際大会閉会前までに信任状委員会を設置するものとする。同委員会は、5名より少ない委員会であってはならない。

9.100. 選挙人
正規の信任状を有する代議員、委任状による代理者、および特別代議員が国際大会の選挙体を構成するものとし、これらを選挙人と称す。

9.110. 選挙管理委員会

9.110.1. **任命と任務**
会長は、国際大会において選挙人の中から選挙管理委員会を任命しなければならない。この委員会は、投票用紙の配布、集計を含め、その国際大会におけるすべての投票を司るものとする。この委員会は、会長の定める少なくとも5名の選挙人から成るものとする。事務総長は、すべての投票用紙印刷の責任を負うものとする。

9.110.2. **役員の選挙の通知**
会長は役員の指名および選挙を行う場所および時間について選挙人に通知しなければならない。このような通知は、国際大会の第1回本会議で行うものとする。

9.110.3. **委員会の報告**
選挙管理委員会は、投票の結果を遅滞なく大会に報告しなければならない。その報告は、委員会の過半数によって署名されなければならない。委員会委員長は全投票用紙を保管しなければならない。委員会の報告が採用された後、委員会委員長は全投票用紙を破棄しなければならない。

9.120. 役員の選挙

9.120.1. **投票権を有する選挙人**
選挙人は各役員に対し1票の投票権を有する。

9.120.2. **投票**
すべての役員の選挙は無記名投票によるものとし、3名以上の候補者がある場合の投票は単一移譲式投票の方法によるものとする。一つの役職に対してノミニーがただ1名の場合は、選挙人は、口頭による投票によって、事務総長に意思表示してそのノミニーに対する選挙人の統一投票を行うことができる。

9.120.3. **過半数の投票**
前述各役職ごとに投じられた票のうち、過半数の票を得たノミニーがそれぞれ当該役職の当選者と宣言されるものとする。必要な場合には、第2選択以下全選択投票をも計算に入れるものとする。

9.120.4. **国際大会へのノミニー名の提出**
正規の手続を経てRI会長、理事、ガバナー、RIBI会長、副会長、名誉会計に指名されたノミニーの氏名は事務総長に証明され、事務総長から選挙のため国際大会に提出されるものとする。

9.130. 国際大会プログラム
国際大会委員会が報告し、理事会によって承認され、そして国際大会が採択したプログラムが全会議の日程となるものとする。プログラムは、出席代議員および委任状による代理者の3分の2の投票によって随時変更することができる。

9.140. 代議員の座席
信任状委員会に対し正式に資格を証明した代議員の数に等しい数の座席が、これらの代議員専用に各本会議場に確保されるものとする。

9.150. 特別協議会
国際大会においては、その都度、クラブの結成されている国または国のグループのロータリアンが集まって、特別協議会を開催することができる。理事会または国際大会は、いずれの国または国々のために、このような特別協議会が開催されるかを随時決定して大会委員会にそのために必要な指示をしなければならない。この協議会においては、特に関係の国または国々に属する問題を協議することができる。会長は協議会の招集者を指名し、その協議会運営のためにできるだけ国際大会に準じる手続規則を定めて発表しなければならない。協議会を開いた時は、その議長および幹事を選出しなければならない。

第10条　役員の指名と選挙 一般規定
10.010. 役員の指名
10.020. 資格条件
10.030. 指名される資格がない人
10.040. 役員の選挙
10.050. 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動

10.010. 役員の指名
RI会長、理事、ガバナーの指名は、指名委員会とクラブによって行われるものとする。

10.020. 資格条件
RI役職の候補者または被指名者は、すべて、瑕疵なきクラブの会員でなければならない。

10.030. 指名される資格がない人

10.030.1. **指名委員会**
指名委員会の委員、その補欠者、現実に指名委員に選ばれる選ばれないにかかわりなく指名委員候補者、また1度選ばれて、その後辞退した指名委員候補者は、その指名委員会が選ぶはずだった年度の役職に指名される資格はない。

10.030.2. **ロータリー職員**
クラブ、地区またはRIの常勤、有給の職員は、事務総長の役職を除き、すべて選挙によることを要するRIの役職に就くことができない。

10.040. 役員の選挙
RIの役員は、本細則第6.010.節と第9.120.節に規定するように年次国際大会で選挙されるものとする。

10.050. 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動

10.050.1. **禁止されている活動**
ロータリアンは、選挙によって任命されるRIの役職に就くために選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動を行ってはならないし、代わりの人にこのような活動をさせてもならない。理事会が特に認めたもの以外に、パンフレット、印刷物、書状その他を、クラブまたはクラブ会員に、ロータリアン自身あるいはこれに代わる他の人々が配布もしくは回覧してはならない。候補者が、自分に代わって、このような禁止されている活動が実施されているのに気付いたなら、直ちに、その関係者に非難の意を表明し、このような活動を中止するよう指示しなければならない。

10.050.2. **申し立て**
本節に違反している疑いがある、という申し立ては、クラブが書面で申し立てない限り考慮されないものとする。この申し立ては、少なくとも他の五つのクラブまたはRI現役員の同意を得なければならない。すべての申し立ては、投票結果の発表後21日以内に証拠書類を添えて事務総長に提出するものとする。違反したとの十分な証拠が存在する場合、地区、ゾーン、地域の会合における会長代理も申し立てを開始できる。この代理はその証拠を事務総長に回付するものとする。事務総長は、公表されている理事会手続に従って、申し立てについて決定を下すものとする。

10.050.3. **理事会の審議**
理事会は、このような申し立てを十分に審議するものとする。理事会は、申し立てを却下するか、当該被選役職または将来のRI役職、あるいは、その両方に対し候補者を失格とするか、または、理事会が公正かつ正当とみなす他の措置を講じるものとする。候補者を失格させるには3分の2の投票を必要とするが、その失格は、理事会の定めるRI役職に一定期間適用される。理事会の決定は速やかに、全関係者に通知される。本細則第5.020.節の規定にもかかわらず、この決定に対する提訴は、国際大会開会の少なくとも5日前に事務総長に正式に提出されなければならない。但し、理事会が、その日以降の提出期限を承認している場合はこの限りでない。

10.050.4. **選挙運動禁止規定に対する候補者の申告**
選挙による役職に候補者を推薦するために使う所定の書式がある場合、このような書式には、候補者が本細則の規定を読み、理解し、受け入れ、本細則の規定に拘束されることに同意したと署名する申告欄が含まれていなければならないものとする。

10.050.5. **選挙審査手続の完了**
ロータリアンとクラブは、選挙によって役職に選任される権利を主張し、またはRI選

挙結果に異議を唱える唯一の方法として、細則に定める選挙審査手続に従う義務がある。候補者たるロータリアン、またはこのような候補者を代弁するクラブが、選挙審査手続に従わず、また選挙審査手続の完了を待たず、ロータリー以外の機関または他の紛争解決機関の介入を要請した場合、この候補者は、当該役職に選挙される資格を失うものとする。

第11条　会長の指名と選挙

11.010. 会長の指名
11.020. 会長指名委員会
11.030. 会長指名委員の選挙
11.040. 委員会の職務遂行手続
11.050. 委員会による指名
11.060. 委員会の報告
11.070. クラブによる追加指名
11.080. 第11.070.節に規定されていない不測の事態
11.090. 国際大会への指名の提出
11.100. 郵便投票

11.010. 会長の指名

元会長または理事会の現メンバーは、これを会長に指名することはできない。

11.020. 会長指名委員会

11.020.1. **組織方法**

会長指名委員会は、RI理事指名のために設けられた34のゾーンから選挙された17名の委員によって構成されるものとする。その委員は、次のようにして選挙されるものとする。

(a) 偶数年には、各奇数ゾーンから委員が選挙されるものとする。
(b) 奇数年には、各偶数ゾーンから委員が選挙されるものとする。

11.020.2. **RIBIからの委員**

RIBI のゾーン内の委員1名は、RIBI 年次大会において、またはRIBI 審議会の定める方法および時期による郵便投票によって、選挙されるものとする。このような委員の氏名は、RIBIの幹事から事務総長に書式証言するものとする。

11.020.3. **ゾーン内のクラブの会員**

各委員は、本人が選挙されるゾーン内にあるクラブの会員でなければならない。

11.020.4. **指名される資格がない人**

会長、会長エレクトおよび元会長は、いずれも指名委員となる資格がないものとする。

11.020.5. **資格要件**

この指名委員会の委員はいずれもRIの元理事でなければならない。また、委員会委員の候補者は、選挙の時点において、元理事でなければならない。但し、指名委員会の委員として選挙または任命することのできる元理事がゾーン内から得られない場合は、この限りでない。このような場合、元ガバナーであっても、本細則第16.010.節、第16.020.節および第16.030.節に規定する委員会の委員またはロータリー財団管理委員として少なくとも1年以上務めたことのある者であれば、選挙または任命することができるものとする。

11.030. 会長指名委員の選挙

11.030.1. **資格のある候補者への通知**
事務総長は、次年度に会長指名委員を務める資格のある元理事一人一人に書簡を郵送するものとする。その書簡は10月15日から30日までに郵送されるものとする。書簡で、元理事に対して、指名委員会として考慮されるのを望むかどうか尋ね、指名委員を務める意思と能力があるなら自分の氏名をリストに載せてほしいと12月31日までに事務総長に通知するように要請する。12月31日までに何の応答もない理事は、会長指名委員を務める意思がないものとみなされる。

11.030.2. **ゾーン内に適格の理事が1人のみの場合**
指名委員を務める意思と能力のある適格の元理事がゾーンから1人しかいない場合、会長は、その元理事を、ゾーンの指名委員として宣言するものとする。

11.030.3. **ゾーン内に適格の理事が2人以上いる場合**
指名委員を務める意思と能力のある適格の元理事が2人またはそれ以上いる場合、指名委員と補欠委員が郵便投票で選ばれるものとする。郵便投票の手続は次の通りである。

11.030.3.1. **投票用紙の準備**
事務総長は、投票用紙を準備する。該当する場合は、単一移譲式投票の投票用紙を準備する。投票用紙には適格の元理事全員の氏名をアルファベット順に記載するものとする。

11.030.3.2. **投票用紙の書式**
事務総長は、2月1日までにゾーン内の各クラブに投票用紙を郵送させなければならない。投票用紙に、元理事一人一人の写真と履歴書を添える。履歴書には、氏名、所属クラブ、これまでのRI役職と就任した国際レベルの委員会の名称ならびに就任年度を明記するものとする。この投票用紙は、記入のうえ4月15日までにRI世界本部の事務総長に必着するよう返送されなければならない旨指示して郵送するものとする。

11.030.4. **クラブの投票**
各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。但し、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。

11.030.5. **選挙管理委員会の会合**
会長が選挙管理委員会を任命するものとする。選挙管理委員会は、会長の決定する時と場所において会合し、投票用紙を審査し、これを数えるものとする。この会合は4月25日までに開かれるものとする。選挙管理委員会は、その投票結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して書式証言しなければならない。

11.030.6. **委員と補欠委員の公表**
過半数の投票を獲得した候補者が、指名委員会委員として公表されるものとする。ゾーンで第2順位の票数を得た者は、会長指名委員会の補欠委員として公表されるものとする。委員と補欠委員の投票手続では、必要であれば第2選択以下の選択票を加算するものとする。補欠委員は、本人がその補欠者として選出された委員がその任務に当たることができない場合にのみ、その任務を行う。いずれかのゾーンにおいて、最高投票が同数となった場合、理事会が同数となった候補者の1人を指名委員会委員または補欠委員に任命するものとする。

11.030.7. **欠員**
ゾーンから出た委員に欠員を生じた場合は、1月1日現在そのゾーンの委員を務める資格を備えている元理事で、最も新しい元理事が、そのゾーンからの指名委員会の委員となるものとする。

11.030.8. **任期**
委員の任期は、委員の選挙が行われた暦年の7月1日に始まるものとする。委員の任期は1年間とする。委員の補欠者が委員会委員に代わった場合は、その補欠者は委員会の残存任期中その委員を務めるものとする。

11.030.9. **細則に規定されていない欠員**
前述の規定に定められていない場合の委員の欠員については、理事会が、その欠員を補充する委員を任命するものとする。委員は、なるべく欠員を生じたそのゾーン内のクラブから任命されるものとする。

11.040. 委員会の職務遂行手続

11.040.1. **委員の氏名の通知**
事務総長は、委員会委員の氏名を理事会およびクラブに通知しなければならない。

11.040.2. **委員長の選出**
委員の中から委員長を選挙しなければならない。その選出は委員会を開いたときに行う。

11.040.3. **指名委員会への提案**
事務総長は、毎年、７月１日から７月１５日の間に、会長を務める資格のある元理事全員に対し書簡を郵送するものとする。書簡で、元理事に対して、会長の被指名者として考慮されることを希望するかどうか尋ね、会長を務める意思と能力があるものとして自分の氏名をリストに載せることを希望する旨、8月31日までに事務総長に通知するように要請する。8月31日までに事務総長に返答しない元理事は、指名委員会によって考慮されない。事務総長は、指名委員会が召集される際に指名委員を務める意思のある元理事のリストを同委員会に提出するものとする。

11.050. 委員会による指名

11.050.1. **最適任のロータリアン**
委員会は、会合を開き、会長を務める意思があることを表明した元理事のリストの中から職務に当たるべき人物として求め得る最適任のロータリアンを指名するものとする。

11.050.2. **委員会**
委員会は、10月1日までに、理事会の定める時と場所において開かれるものとする。

11.050.3. **定足数と投票**
委員会の委員12名をもって定足数とする。委員会のすべての議事の処理は多数決によるものとする。但し、委員会の行う会長ノミニーの選出については、委員会委員のうち、少なくとも10名の投票がそのノミニーを支持する票であることを要する。

11.050.4. **会長ノミニーの辞任と新ノミニー選出手続**
会長ノミニーが、就任することができなくなった場合、または会長に辞表を提出した場合には、以後そのノミニーをその年度の会長に指名または選挙することはできないものとする。会長はこれを委員会の委員長に通知するものとし、委員会は被選資格を

有する他のロータリアンを会長ノミニーとして選出しなければならない。このような場合、次の手続を使うものとする。

11.050.4.1. **委員会手続**
委員会は、このような不測の事態が生じた場合に備えて、委員長に、委員会に代わり、直ちに手続を開始する権限を与えるものとする。

11.050.4.2. **委員会の投票手続**
このような手続には、郵便もしくは他の速やかな通信手段、または会長が理事会に代わって定める時と場所における緊急委員会の開催などがありうる。

11.050.4.3. **対抗候補者**
前述の、指名委員会が改めて会長ノミニーを選出しなければならないような場合には、クラブは、理事会の決定により、対抗する会長ノミニーを選ぶための期間としてできる限り十分な日数が与えられるものとする。対抗候補者の指名については、書類の提出期限に関するものを除き、第11.070.節の規定に従うものとする。

11.050.4.4. **細則に規定されていない不測の事態**
委員会があらかじめ取り決めておかなかったような不測の事態が生じた場合には、理事会が、取るべき措置を決定するものとする。

11.060. 委員会報告
クラブ宛の委員会報告は、委員会の閉会後10日以内に、委員長から事務総長に書式証言されなければならない。事務総長はこの報告を受けてから、財政的に実行可能な限り早急に、しかしいかなる場合でも30日以内に、その報告書の内容を各クラブに通知しなければならない。

11.070. クラブによる追加指名
指名委員会によって行われる指名のほかに、対抗という形で指名することができる。

11.070.1. **以前審議され、同意を得た候補者**
クラブは、第11.040.3.項に準拠し対抗候補者として会長に指名されることを考慮される意思があることを事務総長に正式に通知したロータリアンの氏名を提案できる。対抗候補者の氏名は、例会において正式に採択されたクラブ決議に従って提出されるものとする。その決議は、地区大会または郵便投票によって、地区内クラブの少なくとも過半数の同意を得なければならない。同意は、地区ガバナーから事務総長に書式証言されなければならない。このような決議には、被推薦ロータリアンがクラブの承認を得るために自己の氏名がクラブに提出されてもよい旨したため対抗候補者の書面を添付しなければならない。前述の条件は当該年度の12月1日までに完了しなければならない。

11.070.2. **対抗候補者をクラブに通知**
事務総長は、このように推薦された対抗候補者の氏名をクラブに通知し、このような対抗候補者を支持したいクラブが使う公認の書式を用意するものとする。事務総長は、このような通知と書式を12月1日直後に用意するものとする。

11.070.3. **対抗候補者がいない場合**
対抗候補者がいない場合、会長は、指名委員会選出のノミニーを会長ノミニーと宣言するものとする。

11.070.4. **対抗候補者が支持された場合**
1月15日の時点において、このような対抗候補者が、前年の7月1日現在RIに加盟し

ているクラブの少なくとも1パーセントの支持（支持の少なくとも半分は対抗候補者の所属ゾーンのクラブ以外から寄せられなければならない）を受けたなら、このような対抗候補者および指名委員会選出のノミニーは、第11.100.節の規定に従って投票に付されるものとする。1月15日の時点において、対抗候補者が、所定の支持を受けていなければ、会長は、指名委員会選出のノミニーを会長ノミニーと宣言するものとする。

11.070.5. **支持の有効性**
第11.100.1.項に規定されている選挙管理委員会は、返送されてきた支持書が正当なものかどうか調べ、数え、証明し、会長に報告する。この選挙管理委員会は、対抗候補者に対する支持書が十分集まったものの、その支持書の正当性に疑義を抱く然るべき理由があると思ったなら、その旨、会長に報告しなければならない。会長は、何らかの発表をする前に、RI選挙審査委員会を招集し、この支持書の有効性を決定させるものとする。その決定後に選挙管理委員会が会長に報告するものとする。

11.080. 第11.070.節に定められていない不測の事態
第11.070.節の規定に定められていないような不測の事態が生じた場合には、理事会が委員会の取るべき措置を決定するものとする。

11.090. 国際大会への指名の提出

11.090.1. **会長ノミニーの氏名を選挙のため国際大会へ提出**
事務総長は、指名委員会によって正式に指名された者の氏名を、選挙のため、国際大会に提出するものとする。このようなノミニーは、郵便投票が行われていない場合、選挙後、次の暦年の7月1日に就任するものとする。

11.090.2. **会長エレクトの空席**
会長エレクトに空席を生じた場合、事務総長は、その空席を埋めるためにノミニーの氏名を選挙のため国際大会に提出するものとする。ノミニーには、指名委員会が指名した者およびクラブが正式に指名した対抗候補者が含まれる。事情により必要な場合は、第11.080.節の定めるところにより、国際大会の議場においてクラブ代議員が対抗候補者を指名することができる。

11.100. 郵便投票
会長選挙が第11.070.節で規定されるように郵便投票で行われることになった場合、その手続は次のように行われる。

11.100.1. **選挙管理委員会**
会長は、投票用紙の準備を監督するために、また、クラブの行った投票を受理し、これを数えるために選挙管理委員会を任命するものとする。

11.100.2. **投票用紙の書式**
選挙管理委員会は投票用紙を用意する。単一移譲式投票による場合には、その様式の投票用紙を準備する。投票用紙には、正式に推薦された全候補者の氏名を列記する。指名委員会選出の候補者の氏名に次いで、他の候補者の氏名をアルファベット順に投票用紙に列記する。指名委員会選出の候補者の氏名には、指名委員会選出と投票用紙に明記する。

11.100.3. **投票用紙の郵送**
選挙管理委員会は、次の2月15日までに、投票用紙を各クラブに郵送させなければならない。この投票用紙は、投票を記入して4月15日までにRI世界本部内の選挙管理委

員会に必着するよう返送する旨指示して郵送されなければならない。投票用紙に候補者の写真と履歴書を添えるものとする。

11.100.4. **クラブの投票**
各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。但し、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。

11.100.5. **選挙管理委員会の会合**
選挙管理委員会は、会長の決定する時と場所において会合を開くものとする。委員会は、投票用紙を審査し、これを数える。会合は4月20日までに、開かなければならない。選挙管理委員会は、その投票の結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して書式証言しなければならない。

11.100.6. **投票の集計**
過半数の投票を獲得した候補者が、会長エレクトとして公表されるものとする。必要であれば、第2選択票および第3以下の選択票をすべて算入するものとする。

11.100.7. **会長エレクトの発表**
会長は、4月25日までに会長エレクトの氏名を発表しなければならない。

11.100.8. **同数の場合**
郵便投票が同数となった場合、次の手続を使うものとする。同数となった候補者の1人が指名委員会選出の人であった場合、この人が会長エレクトとして公表される。同数となった候補者のいずれも指名委員会選出の人でない場合は、理事会が、その1人を会長エレクトに選ぶものとする。

第12条　理事の指名と選挙
12.010. ゾーン制の理事の指名
12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出
12.030. 郵便投票手続
12.040. RIBI役員の指名

12.010. ゾーン制の理事の指名
理事の指名は、以下に定めるところにより、ゾーンによってこれを行う。

12.010.1. **ゾーンの数**
世界を34のゾーンに分割し、ゾーン内のロータリアン数が等しくなるようにする。

12.010.2. **指名日程**
各ゾーンは、理事会の定める日程に従って、4年おきにゾーン内のクラブ会員から1名の理事を指名するものとする。

12.010.3. **ゾーンの境界**
ゾーンの当初の境界は、規定審議会の決議によって承認されるものとする。

12.010.4. **ゾーンの境界の定期的見直し**
理事会は、少なくとも8年に1度、ゾーン内のロータリアン数をほぼ等しくするために、ゾーンの構成を総合的に見直すものとする。理事会はまた必要に応じて同じ目的のために臨時に見直すことができる。

12.010.5. **ゾーンの再編成**
ゾーンの構成の改正は、理事会がこれを行うことができる。

12.010.6. **ゾーン内のセクション**
ゾーン内で公平に理事を指名するために、理事会は、ゾーン内にセクションを新設、変更、廃止することができる。セクション内のロータリアン数はほぼ同数となるようにし、理事会の定める日程に基づいてRI理事を指名するものとする。ゾーン内クラブの過半数の反対を押して、このようなセクションが新設、変更、廃止されることはない。

12.010.7. **RIBIのゾーンからの理事**
RIBI のゾーン内の理事1名は、RIBI 年次大会において、またはRIBI 審議会の定める方法および時期による郵便投票によって、選挙されるものとする。このようなノミニーの氏名はRIBIの幹事から事務総長に書式証言するものとする。

12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

12.020.1. **指名委員会手続の一般規定**
理事ノミニーと補欠は、RIBIを除き、指名委員会手続によって選出されるものとする。理事指名委員候補者を指名できるゾーン内の区域を限定できるという細則の規定や非公式の了解事項があるが、指名委員は、ゾーン全域から集めるものとする。但し、ゾーン内に2つ以上のセクションのある場合、ゾーン内の各セクションの地区の過半数が、地区大会で採択した決議によって、セクションからの選出に同意したなら、理事を指名するセクション内の地区から指名委員を選出するものとする。
　指名委員会の選出について、このような合意が効力を有するためには、先ず、選出前の年度の3月1日までに地区ガバナーが事務総長にこの旨書式証言しなければならない。ゾーンを構成する地区が変更された場合、このような合意は無効になる。しかし、ゾーン内のセクションの過半数の地区が地区大会の決議で、この合意を撤回し、地区ガバナーが事務総長にその撤回を書式証言しない限り、この合意は効力を有し続けるものである。

12.020.2. **指名委員会の構成**
指名委員会は下記に規定するように、ゾーンまたはセクションに含まれる地区内クラブによって各地区から1名選挙された委員から構成されるものとする。各委員は、当該ゾーンまたはセクション内のクラブの会員で、ガバナーを務めてから少なくとも3年経過したパスト・ガバナーでなければならない。このような委員は、またガバナー就任以来少なくとも2回の研究会と1回の国際大会に出席していなければならない。委員は1年の任期をもって選挙されるものとする。会長、会長エレクト、元会長、理事、元理事は、指名委員会の委員となることはできない。この委員を2回務めたロータリアンは、再びこの委員を務めることはできない。各委員はそれぞれ1票の投票権を有するものとする。

12.020.3. **選挙**
第12.020.8.項と第12.020.9.項に規定されている場合を除き、指名委員会の委員と補欠委員は、指名が予定されている年の前年の地区大会で選挙されるものとする。

12.020.4. **指名**
地区内のいずれのクラブも、クラブの適格の会員を指名委員に指名することができる。但し、当該会員が指名委員を務める意思と能力を表明していなければならない。クラブは、そのような指名を書式証言するものとする。この書式証言には、クラブ会長と幹事の署名が含まれなければならない。この指名書は、ガバナーに提出され、地

区大会においてクラブの選挙人に提示されるものとする。地区大会の選挙人は、指名委員の選挙に1票を投じることができる。

12.020.5. **指名委員と補欠委員**
過半数の投票を獲得した候補者を指名委員とする。第2位の票数を獲得した候補者を補欠委員と公表し、補欠委員は、委員が務めを果たし得ない場合に限り、指名委員を務める。

12.020.6. **指名委員として公表された候補者**
地区で指名委員に指名された者が1名のみの場合、投票は必要とされない。このような場合、ガバナーは、この者を指名委員と公表するものとする。

12.020.7. **委員も補欠委員も務めを果し得ない場合**
委員も補欠委員も務めを果たし得ない場合は、ガバナーは、地区内クラブの他の適格の会員を指名委員に指名することができる。

12.020.8. **指名委員を郵便投票で選挙**
事情によりその必要のある場合は、理事会は、地区に対し指名委員と補欠委員を郵便投票によって選ぶことを認めている。その場合ガバナーは、その委員の指名に関し公式の要請書を作成してこれをその地区内各クラブの幹事にもれなく郵送させなければならない。指名は、すべて書面により、そのクラブの会長および幹事がこれに署名することを要する。これらの指名書はガバナーの定める期日までにガバナーの許に届くことを要する。ガバナーは、推薦された有資格被指名者をアルファベット順に載せた投票用紙をつくらせこれを各クラブに郵送させたうえ、郵便投票を実施すべきものとする。ガバナーの定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを書面で要請した候補者は除くものとする。各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。但し、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。ガバナーは、本項に規定する郵便投票手続を実施することを目的とした委員会を任命することができる。

12.020.9. **郵便投票による選挙**
地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって、指名委員および補欠委員を郵便投票によって選出することができる。この郵便投票は、第12.020.8.項に掲げられている規定に従って、該当年度の5月15日までに実施されなければならない。

12.020.10. **委員を事務総長に報告**
指名委員会の委員および補欠委員の氏名は、選出後直ちに、当該年度の6月1日までにガバナーから事務総長に報告されなければならない。

12.020.11. **第12.020.節に定められていない不測の事態**
票決に当たって、本節の前述の規定に定められていない不測の事態が発生した場合、理事会が、従うべき手続を決定するものとする。

12.020.12. **招集者、会合の日時と場所、議長の選挙**
理事と補欠が指名される年度の前の年度の6月15日までに、理事会は委員会委員の中から指名委員会の招集者を指名しなければならない。理事会は、会合を開くべき場所を指定しなければならない。このような会合は、次の9月15日から30日までの間に開かなければならない。委員会はその会合の際、委員の1人を議長に選ばなければならない。

12.020.13. **委員会へクラブの提案**
7月1日までに、事務総長は当該ゾーンまたはセクション内のクラブに指名委員会の構成について報告しなければならない。事務総長は、そのゾーンまたはセクション内のクラブに対して、そのゾーンからの理事に関してクラブとしての提案を委員会の審議に付すために提出することを促すものとする。事務総長は、提案書の送付先である招集者の住所をクラブに提出しなければならない。この提案は、理事会が定めた書式を用いて指名委員会に提出されなければならない。そしてその提案書には、候補者のロータリーその他における活動に関するあらゆる背景情報および最近の写真を含めなければならない。その提案書が9月1日までに招集者気付指名委員会に到達することを要する。

12.020.14. **指名委員会の会合**
委員会は、翌9月中に、理事会によって定められる時と場所において会合するものとする。委員の過半数をもって定足数とする。議事はすべて過半数によって決する。但し、委員会が理事と補欠の被指名者を選出するには、委員会の少なくとも60パーセント以上に相当する票数を獲得しなければならない。指名委員会委員長は理事と補欠の指名を、選出に当たって投票できる。しかし、委員会の他の議事については、可否同数の場合を除いて投票できない。

12.020.15. **委員会の指名**
委員会は当該ゾーンまたはセクション内のクラブの会員で、クラブからその氏名が提出された人の中から理事と補欠を指名するものとする。このように提出された指名が3名未満の場合、理事指名委員会は、ゾーンまたはセクション内の他の適格のロータリアンも選考対象として審議することもできる。委員会は、求め得る最も有能な人を指名する責任を有する。

12.020.16. **委員会の選出報告**
委員会がゾーンから理事と補欠を指名するに当たっては、委員会会合後10日以内に事務総長にその報告を提出しなければならない。10月15日までに、事務総長は指名委員会の選出についてゾーンまたはセクション内の全クラブに通知しなければならない。

12.020.17. **ノミニーが任務を果たせない場合**
委員会の会合において選出された理事ノミニーが任に就くことができない場合は、委員会は先に選んだ補欠を自動的に指名するものとする。

12.020.18. **対抗候補者の推薦**
ゾーンまたはセクション内のクラブはまた対抗候補者を推薦できる。対抗候補者は、既に指名委員会に対して正式に推薦されている者でなければならない。対抗候補者の氏名は、例会で正規の手続を経て採択されたクラブ決議に従って提出するものとする。その地区が2つ以上のゾーンにまたがっている場合、理事を指名するゾーン内の地区のクラブの過半数の同意を得なければならない。この同意は地区大会または郵便投票で得るものとする。同意は、地区ガバナーから事務総長に書式証言されなければならない。この決議には、任務に就く意思があり、その用意があるという対抗候補者の書面による意思表示、経歴（理事会が定めた書式に記入）および最近の写真の添付を必要とする。前述の手続は当該年の12月1日までに完了しなければならない。

12.020.19. **理事ノミニーの公表、郵便投票による選出**
事務総長が12月1日までに所定の報告書を受け取ることができなかった場合、会長は、指名委員会選出のノミニーをそのゾーンからの理事ノミニーとして公表するもの

とする。その公表は12月15日までに行わなければならない。12月1日までに、事務総長が対抗候補者の推薦と同意書を受理した場合、この対抗候補者と指名委員会の選出した候補者の中から1名の理事ノミニーを選ぶことは、第12.030.節に従って郵便投票で行われるものとする。

12.030. 郵便投票手続
第12.020.節の規定によって、郵便投票によって理事ノミニーの選出をする場合、その手続は次に規定する通りとする。

12.030.1. **投票**
ゾーン内のすべてのクラブが投票に参加するものとする。但し、第12.020.1.項の規定に従ってセクション内の地区から指名委員を選出するゾーンを例外とする。このようなゾーンは、RI理事を指名するセクション内のクラブだけが、投票に参加するものとする。

12.030.2. **選挙管理委員会**
会長は、投票を審査し、これを数えるために選挙管理委員会を任命するものとする。

12.030.3. **投票用紙の書式**
事務総長は、投票用紙（単一移譲式投票の投票による場合には、その様式の投票用紙）を準備する。各投票用紙には、推薦クラブから提供された各候補者に関する経歴資料を公平に要約して記入したものを添える。その要約は、理事会が定めた書式に記載するものとする。投票用紙には、クラブが正規の手続を経て推薦した対抗候補者全員の氏名を記載するものとする。指名委員会選出の候補者の氏名に次いで、他の候補者の氏名をアルファベット順に投票用紙に列記する。指名委員会選出の候補者の氏名には、指名委員会選出と投票用紙に明記するものとする。

12.030.4. **投票用紙の受理締切日**
事務総長は、投票用紙に写真と履歴書を添えて、次の12月31日までに、当該ゾーンまたはセクション内の各クラブ宛に郵送しなければならない。この投票用紙は、投票を記入して3月1日までに世界本部内の事務総長に必着するよう返送する旨の指示とともに郵送されなければならない。

12.030.5. **クラブの投票**
各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。但し、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。

12.030.6. **選挙管理委員会と報告**
選挙管理委員会は、会長の決定する時と場所において会合して、投票用紙を審査し、これを数える。この会合は3月5日までに開催しなければならない。選挙管理委員会は、その投票の結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して書式証言しなければならない。

12.030.7. **投票の集計**
過半数を得た理事候補者がノミニーとして公表されるものとする。集計に当たっては、補欠を選出するために第2選択票および第3以下の選択票をすべて算入するものとする。

12.030.8. **理事ノミニーの発表**
会長は、3月10日までにこのような郵便投票によって選出された理事ノミニーの氏名を発表しなければならない。

12.030.9. **同数の場合**
理事ノミニーの郵便投票の結果、最高得票が同数の場合、再度の郵便投票が必要とされる。事務総長は投票用紙の準備と郵送を監督する。投票用紙には、第1次郵便投票で最高得票を得た候補者たちの氏名を記載する。投票用紙に、候補者の写真と履歴書を添付する。投票用紙その他の資料は、3月15日までに当該ゾーンまたはセクション内の各クラブに郵送しなければならない。この投票用紙は、記入のうえ、次の5月1日までに世界本部内の事務総長に必着するよう返送する旨の指示とともに郵送されなければならない。選挙管理委員会は、会長の決定する時と場所において会合して、投票用紙を審査し、これを数える。そのような会合は5月5日までに開くものとする。選挙管理委員会は、その投票の結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して書式証言しなければならない。会長は、5月10日までに当該ゾーン内の全クラブに対して、理事ノミニーを通知しなければならない。

12.030.10. **期間の延長**
特別な事情がある場合、理事会は、ゾーン内のクラブに適用する本節の期日を変更できる権限を有するものとする。

12.040. RIBI役員の指名
RIBIの会長、副会長および名誉会計のノミニーは、RIBIの細則に従って選ばれ、推薦され、そして指名されるものとする。

第13条　ガバナーの指名と選挙
13.010. ガバナー・ノミニーの選出
13.020. ガバナーの指名手続
13.030. 例外：郵便投票によってガバナーを選出
13.040. 郵便投票の書式
13.050. ガバナー・ノミニーの証明
13.060. 有効な指名がないとき
13.070. ガバナー・ノミニーを拒否または一時保留
13.080. 特別選挙

13.010. ガバナー・ノミニーの選出
地区は、ノミニーを、ガバナーとして就任する日の直前24カ月以上30カ月以内に選出するものとする。理事会は、正当かつ十分な理由により、本節の期日を延長する権限をもつものとする。ガバナー・ノミニーが選挙されるのは、国際協議会で研修を受けるロータリー年度の直前ロータリー年度に開催されるRI国際大会である。このようにして選出されたノミニーは、ガバナー・エレクトとして1年の任期を務めてから、選挙後の暦年の7月1日に就任するものとする。

13.020. ガバナーの指名手続

13.020.1. **ガバナーの指名委員会**
RIBI内の地区を除き、各地区は、指名委員会手続によってガバナー・ノミニーを選ぶものとする。但し、地区の規模、財政的理由、その他やむを得ない理由等の例外的事情のため、RI理事会から特に免除された場合はこの限りでない。指名委員会は、ガバナー・ノミニーとして求めうる最上の候補者を探し出し、推薦する任務を負うものと

する。指名委員選出方法を含む指名委員会の職務権限は、地区大会に出席し、投票するクラブ選挙人が採択した決議により決定される。但し、このような職務権限は、本細則と矛盾してはならない。

13.020.2. **指名委員会手続を採択できなかった場合**
指名委員選出方法を第13.020.1.項に定める通りに採択できなかった地区は、現在も当該地区内のクラブ会員である、最近の5人の元ガバナーを指名委員として活用するものとする。このように構成された委員会は、第13.020.節に従ってその務めを果たすものとする。このような元ガバナーが5名いない場合、RI会長が、委員の数を5人とするために、その地区の適任者を指名委員に任命するものとする。

13.020.3. **クラブからガバナー・ノミニーを提案**
ガバナーは、クラブに対して、指名委員会にガバナー指名案を提出するよう要請するものとする。この提案は、ガバナーが定め、通知する期日までに指名委員会に受理されたなら、審議されるものとする。この通知は、提案が指名委員会に受理される期日の少なくとも2カ月前に地区内クラブに送付されていなければならない。その通知には、提案の送付先が記載されていなければならない。この提案は、候補者を推薦するクラブの例会で採択された決議という形式で提出されなければならない。この決議は、クラブ幹事によって正式に証明されなければならない。クラブは、別のクラブの会員であっても、所属クラブの同意をあらかじめ得てあれば、この人をガバナー・ノミニーに推薦できる。

13.020.4. **委員会は最適任のロータリアンを指名**
ガバナー指名委員会がその選択を行うに当たっては、その選択の範囲は地区内クラブによって提案された指名に限定されるものではない。しかし、ガバナー職の任務を遂行するのに得られる限りの最適任の候補者を指名するものとする。

13.020.5. **指名の公表**
指名委員会は、選出した候補者をガバナーに報告する。ガバナーは、次に、そのノミニーの氏名と所属クラブを地区内クラブに公表するものとする。

13.020.6. **委員会がノミニーを選出できなかった場合**
指名委員会が候補者選出において合意に達することができない場合、第13.040.節に規定されているように、郵便投票でガバナー・ノミニーを選挙するものとする。あるいは、指名委員会に推薦されている候補者の中から第15.050.節に従って地区大会でガバナー・ノミニーを選ぶものとする。

13.020.7. **対抗候補者**
地区内クラブは、ガバナー・ノミニーの対抗候補者を推薦することができる。対抗候補者は、既に指名委員会に対して正式に推薦されている者でなければならない。対抗候補者の氏名は、クラブ例会で採択された決議に従って提出しなければならない。クラブは、ガバナーの定める期日までに、決議をガバナーに提出しなければならない。その期日は、指名委員会によるガバナー・ノミニー選出公表から少なくとも2週間後とする。

13.020.8. **対抗候補者への同意**
前記のように対抗候補者が提案された場合、ガバナーは、RI所定の書式によって全クラブに対抗候補者の氏名を通知する。ガバナーは、この対抗に同意するかどうかクラブに尋ねるものとする。対抗者に同意する場合は、クラブは、例会で採択したクラブ決議を提出しなければならない。この決議書は、ガバナーの定める日までに、ガバナーに提出しなければならない。地区内の少なくとも他の5つのクラブ、または年度初

めにおけるクラブ総数の10パーセントのクラブによって同意された対抗候補者のうち、いずれか高い方の候補者のみが有効とみなされる。

13.020.9. **対抗候補者がいない場合**
定められた期限までにそのような対抗候補者の指名を受理しなかった場合には、ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者をガバナー・ノミニーと宣言するものとし、締切期限より15日以内に地区内全クラブにその旨宣言しなければならない。

13.020.10. **対抗候補者の指名**
定められた期限までに対抗候補者の指名を地区内のクラブからガバナーが受け取っており、そして対抗候補者指名がその期限当日を含み期限当日から15日の期間が満了するまで有効である場合、ガバナーは地区内の全クラブにその旨を通達しなければならない。この通達には、各対抗候補者の氏名とその資格条件が含まれ、候補者について郵便投票または地区大会で選ばれる旨明記されていなければならない。

13.020.11. **対抗候補者の指名が有効でない場合**
上述の15日が経過したときに、対抗候補者の指名が全部効力を失っていたならば、ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者をガバナー・ノミニーと宣言する。ガバナーは、15日以内にこのノミニーを地区内全クラブに通達しなければならない。

13.020.12. **地区大会において投票でガバナー・ノミニーを選ぶ場合**
地区大会における投票は、できるだけ郵便投票の規定に沿うことになる。2票以上の投票権を有するクラブの票は、そのようなクラブから無効票であると考えられる票がない限り、すべて同じ候補者に投じられるものとする。

13.030. 例外：郵便投票によってガバナーを選出
事情がそれを必要とし、理事会の許可を得た場合は、地区は、指名委員会の力を借りずに、ガバナー・ノミニーを郵便投票によって選ぶことができる。

13.030.1. **手続**
ガバナーは、地区内クラブの幹事に対して、ガバナー指名の公式要請を郵送しなければならない。すべて指名は書面によることとし、クラブの会長および幹事の署名がなければならない。いずれかのクラブから推薦された候補者がそのクラブの会員でない場合は、その候補者が所属するクラブの同意をあらかじめ得るものとする。その書面は、ガバナーの定める期限までにガバナーに受理されることを要する。但しその期限は、公式要請発行日より少なくとも1カ月後でなければならない。クラブから推薦された候補者が1名のみの場合は投票を要しないものとし、ガバナーはその候補者をガバナー・ノミニーとして公表するものとする。

13.030.2. **2人以上の候補者がクラブから指名された場合**
候補者が2名以上ある場合、ガバナーは、このような候補者一人一人の氏名と資格条件を地区内の全クラブに通知し、ガバナー・ノミニー候補者全員が郵便投票において票決に付されることになる。

13.040. 郵便投票の書式
ガバナーは、理事会の定める投票用紙を準備する。投票用紙には、地区指名委員会の選出した候補者がいる場合はその候補者名を記す。次にクラブからガバナーが受け取った候補者の氏名をアルファベット順に列記する。候補者が3名以上ある場合、投票は単一移譲式投票方式によるものとする。ガバナーは、その際、投票用紙にクラブの投票を記入したうえ、ガバナーの許に届くよう返送することを要する旨の指示を添付して各クラブに対して1部郵送しなければならない。投票用紙は、ガバナーの定める

期限までに返送しなければならない。その期限は、ガバナーが各クラブに投票用紙を発送した日から15日以上30日以内の間に定めることを要する。

13.040.1. **クラブの投票**
各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。但し、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。クラブが2票以上を投じる権利を有する場合、そのクラブはすべての票を同じ候補者に投じるものとする。クラブが票を投じる候補者の氏名は、クラブの幹事および会長が確証し、所定の封印された封筒に入れてガバナーに送付するものとする。

13.040.2. **選挙管理委員会**
ガバナーが、投票集計の場所、期日、時間を決定、発表し、選挙管理委員会を任命するものとする。委員会は3人の委員によって構成され、投票場の手配をし、その他、投票用紙の有効性の有無と集計の責任を負う。投票用紙の有効性の確認は、投票用紙の集計とは別個に行うものとする。選挙管理委員会は、投票用紙の守秘等、必要とされる他の手配をする。また、候補者またはその代理人が、投票の集計に立ち合えるよう手配するものとする。各クラブからの票が入った封印された封筒はすべて、候補者あるいはその代理人の立会いのもとに、開封されるものとする。

13.040.3. **過半数の投票**
投票の過半数を得た候補者が、その地区のガバナー・ノミニーと宣言されるものとする。

13.040.4. **選挙管理委員会の報告**
選挙管理委員会は、候補者の1人が過半数の票を獲得すると、直ちに、この投票結果を、ガバナーに報告しなければならない。報告書には、各候補者の得票数も記載されなければならない。ガバナーは投票結果を各候補者に速やかに連絡するものとする。選挙管理委員会は、ガバナーから候補者に投票結果が告げられてから15日間、投じられた投票すべてを保管するものとする。その間、クラブ代表者がいつでも点検できるようにするものとする。その後、同委員会の委員長が、この投票用紙を破棄するものとする。

13.040.5. **過半数より少ない投票**
選挙において過半数の票を得た候補者がいない場合、獲得票数の最も多かった候補者2人の間で、決戦投票を行うものとする。二番目に多く票を獲得した候補者が同点のため複数存在する場合は、2位となった候補者すべてを決選投票に含めるものとする。第1回目の決選投票で過半数を得た候補者がいなかった場合、過半数を獲得する候補者が出るまで複数の追加決選投票を行うものとする。選挙または決戦投票で、2人の候補者がそれぞれ50パーセントの票を獲得し、そのうちの1人が指名委員会のノミニーである場合、そのノミニーが勝者として宣言されるものとする。もし、かかる2人の候補者のいずれも指名委員会のノミニーでない場合、ガバナーが2人の中からどちらか一方を勝者として選出するものとする。

13.050. ガバナー・ノミニーの証明
ガバナーは、ノミニーの宣言後10日以内にガバナー・ノミニーの氏名を事務総長に書式証言するものとする。

13.060. 有効な指名がないとき
国際協議会の3カ月前までの間に、有効な指名が一つもない場合、そのとき、ガバナーは、第13.030.1.項以下の手続を再度踏むものとする。

13.070. ガバナー・ノミニーを拒否または一時保留

13.070.1. **資格条件に欠ける**
所定の資格条件に欠けるガバナー・ノミニーの指名は拒否されるものとし、事務総長はこれを選挙のため国際大会に提出しないものとする。

13.070.2. **指名の一時保留**
ガバナー・ノミニーから署名ある声明書を受理したにもかかわらず、理事会に、そのノミニーが細則に定める任務と責任を十分に果たすことができないと信じる理由があれば、理事会はその指名を一時保留することができる。保留の旨ガバナーとそのノミニーに通告しなければならない。そしてノミニーは、ガバナーおよび事務総長を経由して、ガバナーとしての任務と責任を取り、忠実にこれを遂行することができることについての再度の申し立てを理事会に提出する機会を与えられるものとする。かかる申し立てを含め、すべての関連事情を審議したうえで、理事会は3分の２の多数をもってそのノミニーの指名を拒否するか、あるいは保留を解除するものとする。

13.070.3. **ノミニーを拒否**
ノミニーの指名が理事会によって拒否された場合は、事務総長は関係地区のガバナーにその旨通告しなければならない。事務総長は、その拒否の理由を述べ、ガバナーはこれを当該ノミニーに通告しなければならない。そこで時間が許すならば、ガバナーは、細則の規定に従い、ガバナー・ノミニーをもう1度選ぶために郵便投票を実施しなければならない。地区がガバナー・ノミニーとして理事会の満足するような適任者を選出することができなかった場合は、ノミニーは第13.080.節の規定に従って選出されるものとする。

13.080. 特別選挙
地区がガバナー・ノミニーを選出できなかった場合、もしくはガバナー・ノミニーが選挙される資格を喪失した場合、そして国際大会における役員の年次選挙に先立って、その地区が別のノミニーを選出しなかった場合、理事会が、第15.070.節の資格条件を備えたロータリアンをガバナーに選挙するものとする。その票決には、理事会のメンバーの過半数の票を必要とする。

第14条　管理上の集団と管理上の区域単位
14.010. 理事会の権限
14.020. 監督
14.030. 管理上の区域単位（RIBI）

14.010. 理事会の権限
地区の構成をもつ地区において、クラブがガバナーの直接監督の下に管理される場合、理事会は理事会が必要かつ得策と考える委員会、審議会またはその他のガバナー補佐を認可することができる。

14.020. 監督
地理的に隣接する2つ以上の地区から成る区域内のクラブについて、ガバナーの管理のほかに、他の管理方法を理事会が追加設定することができる。理事会は、そのような管理の設定に当たって、理事会が適切と考える手続規則を定めなければならない。この手続規則は、関係地区内クラブと国際大会の承認を得なければならない。

14.030. 管理上の区域単位（RIBI）
RIBIに所在するクラブは、RIの管理上の区域単位として組織、運営されるものとする。RIBIは、RIの規定審議会によって承認された定款の定めるところに従って運営するものとする。RIBIはまた、RIBI内において、理事会に代わって、クラブの加盟を承認し、RI地区編成委員会としての役を務め、さらに細則の規定に従い、かつまた理事会の委嘱によって、RIの財務事項を処理するものとする。

14.030.1. **RIBIの定款**
RIBIの定款は、常にRI定款・細則の精神および規定に合致しなければならない。RIとRIBIの定款・細則は、域内管理に関する特定の規定を含まなければならない。

114.030.2. **RIBIの定款の改正**
地域単位がその権限、目的および機能を遂行するについての域内管理を規定するRIBI定款の規定は、規定審議会の承認を得てRIBI年次大会の決定によってのみ改正することができる。域内管理に関する事項を除き、RIの規定審議会がRI組織規定を改正したときは、RIBIの定款および細則をRI組織規定と一致させるために必要な改正は、RIBIの定款および細則において、事実上自動的に発効するものとする。

14.030.3. **RIBIの細則の改正**
RIBIの細則は、RIBIの定款またはRIの組織規定に定める通り、これを改正することができる。このような改正は、RIBIの定款およびRIの組織規定と矛盾してはならないものとする。

第15条　地区
15.010. 創設
15.020. 地区協議会
15.030. 会長エレクト研修セミナー（PETS）
15.040. 地区大会
15.050. 地区大会の投票
15.060. 地区の財務
15.070. ガバナー・ノミニーの資格条件
15.080. ガバナーの資格条件
15.090. ガバナーの任務
15.100. RIBIのガバナーの任務
15.110. 解任
15.120. 地区の郵便投票

15.010. 創設
理事会はクラブを地区に分類する権限を有する。会長は、地区の一覧表をそれら地区の各境界とともに公表するものとする。このような決定は、理事会の指示によるものとする。理事会は、クラブ数が30未満あるいはロータリアンの数が1,000名未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができる。関係地区内クラブの過半数の反対がある場合は、クラブ数が30以上あるいはロータリアンの数が1,000名以上のいかなる地区の境界も変更してはならない。理事会は、関係地区のガバナーおよびクラブに相談し、該当するガバナーおよびクラブが、提案されている変更や合併に対して要望事項を提出する然るべき機会が与えられた後に初めて、地区の境界を廃止あるいは変更することができる。理事会は、地理的境界、地区発展の可能性ならびに文化、経済、言語およびその他該当する要素を考慮するものとする。

15.010.1. **同一地域内のクラブ**
同一の市、区、自治体地域または都市部に数クラブが存在する場合、この数クラブの過半数の承認なしに、これらのクラブが異なる地区に編入されることはないものとする。同一地域にあるクラブは、同一地区に編入される権利を有する。このような権利は、前述のクラブの過半数が理事会に申請することによって、行使できる。理事会は、このような申請を受理後、この共存するクラブを2年以内に同一地区に編入するものとする。

15.020. 地区協議会
地区協議会は、多地区合同協議会でも可であるが、必要な技能、知識および意欲をもつロータリー・クラブの指導者を育成し、会員基盤を維持、および/または増強させ、それぞれの地域社会を始め他の国の地域社会のニーズを取り上げたプロジェクトを実施して成功させ、プログラムへの参加と資金寄付を通じてロータリー財団を支援するために、なるべく4月あるいは5月中に、毎年開催されるものとする。ガバナー・エレクトが地区協議会に対し責任を持つものとする。地区協議会は、ガバナー・エレクトの指示および監督の下に、ガバナー・エレクトが立案・実施するものとする。特別な事情があれば理事会は、ここに定める時期以外の時期に地区協議会を開催することを認可できる。地区協議会に出席を要請されるのは、次期クラブ会長と次年度において重要な指導者の役割を務めるために次期会長により指名されたクラブの会員である。

15.030. 会長エレクト研修セミナー（PETS）
理事会が決定した通り地区内クラブ会長エレクトを指導・訓練するために、PETSを開くものとするが、多地区合同のPETSでも差し支えない。PETSは、毎年、なるべく3月中に開くものとする。ガバナー・エレクトがPETSに対し責任をもつものとする。PETSは、ガバナー・エレクトの指示および監督の下に、計画・実施するものとする。

15.040. 地区大会

15.040.1. **時と場所**
ガバナーと地区内クラブ過半数の会長の合意によって定められる時および場所において、地区内ロータリアンの大会を毎年開催するものとする。地区大会の開催日程は、地区協議会、国際協議会、または国際大会の日程と重ならないようにするものとする。RI理事会は、２つ以上の地区が合同で大会を開催することを認可できる。

15.040.2. **開催地の選択**
ガバナー・ノミニーが選出され、事務総長にこれが書式証言されたならば、そのガバナー・ノミニーが、ガバナーを務める年度のその地区の大会をあらかじめ計画することができる。その開催地は、そのガバナー・ノミニーと地区内クラブのその時点における会長の過半数との合意によって決定することができる。理事会の承認を得て、地区は、ガバナー・ノミニーと、同年にクラブ会長を務める者の過半数との投票によって、当該ガバナー・ノミニーがガバナーを務める年度の地区大会の開催地を選定し、合意することができる。クラブがかかる会長を選出していない場合は、そのクラブの現在の会長がかかる大会開催地の投票を行うものとする。

15.040.3. **地区大会の決定**
地区大会はその地区内の重要な事柄について勧告を採択することができる。但しこのような勧告は、定款および本細則と一致し、ロータリーの精神と本質に沿うものでなければならない。各地区大会は、理事会が当該大会の審議に付したすべての事項を審議、決定するものとし、また、これに関する決議を採択することができる。

15.040.4. **地区大会幹事**
ホスト・クラブの会長と相談のうえ、ガバナーは大会幹事を任命しなければならない。大会幹事の任務は、大会の計画を策定し、大会記録の作成についてガバナーに協力することである。

15.040.5. **地区大会報告**
地区大会終了後30日以内にガバナーまたは議長代行者は、大会幹事とともに、書面によって、大会記録の報告を行わなければならない。そしてこの報告書は3部を事務総長に、1部をその地区の各クラブ幹事に送らなければならない。

15.050. 地区大会の投票

15.050.1. **選挙人**
地区内の各クラブは少なくとも1名の選挙人を選び、それを証明し、そしてこれをその地区の年次大会に送るものとする。会員数が25名以上のクラブは、25名ごとに1名、または端数が13名以上の場合、さらに1名の割合で選挙人を送る権利を有する。この投票権の数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。但し、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。各選挙人はそのクラブの会員でなければならない。選挙人が1票を投じるためには地区大会に出席しなければならない。

15.050.2. **地区大会の投票手続**
地区大会に出席しているクラブの瑕疵なき会員は、ガバナー・ノミニーの選出、理事指名委員会の委員と補欠委員、ガバナー指名委員会の構成および職務権限ならびに規定審議会の地区クラブ代表議員の選挙、地区の1人当りの賦課金の額の決定を除き、地区大会に提出されたその他の案件のすべてについて投票権を有するものとする。しかし、選挙人は、誰でも大会に提出されたいかなる案件についても票決を求めることができるものとし、この場合の投票は選挙人に限りこれを行うことができるものとする。ガバナー・ノミニーを選ぶ投票をする際に、2票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ候補者に投じるものとする。

15.050.3. **委任状による代理者**
所属地区の大会が開催される国と異なる国に所在するクラブは、そのクラブの欠席選挙人の委任状による代理者を指定することができる。このようなクラブは、このような委任状による代理者についてガバナーの承諾を得なければならない。委任状による代理者には、自分のクラブの会員もしくはクラブの所在する地区の他のクラブの会員が含まれる。その代理は、当該クラブの会長および幹事によって証明されなければならない。その委任状による代理者は、既にもっている投票権のほかに、自分が委任状による代理者となっている欠席選挙人に代わってその投票権も行使することができるものとする。

15.060. 地区の財務

15.060.1. **地区資金**
各地区は、「地区資金」という基金を設けても差し支えない。その目的は、地区提唱プロジェクトおよび地区内におけるロータリーの管理・開発の資金を調達することである。地区資金は地区大会の決議によって設けるものとする。

15.060.2. **地区の負担金の承認**
地区資金は、地区内クラブの会員に均一の賦課金を割り当てるという方式によって、

調達されるものとする。1人当たりの賦課金の額は、次のいずれかによって決定するものとする。

(a) 地区協議会に出席した次期クラブ会長の4分の3の承認。但し、会長エレクトが標準クラブ定款の第9条第5節の(c)項に従ってガバナー・エレクトによって地区協議会出席を免除されている場合は、会長エレクトの指定した代理が、会長エレクトに代わってあるいは地区の裁量で、投票する権利を有するものとする。
(b) 地区大会に出席し、投票する選挙人の過半数。

15.060.3. **地区の１人当りの賦課金**
地区の１人当りの賦課金の支払は、地区内全クラブの義務である。そうした負担金の未払が6カ月以上に及ぶという証明書類をガバナーから受理した理事会は、直ちに、未納中のクラブへのRI事務局のサービスを停止するものとする。

15.060.4. **地区の年次財務表および報告書**
ガバナーは、ガバナーとしての年度終了後3カ月以内に地区内全クラブに対し、資格を備えた会計士による独立検査を受けた地区の年次財務表および報告書を提出しなければならない。この年次財務表および報告書の詳細は、次の項目を含むものとするが、これらに限定されるものではない。

(a) 地区のすべての資金源（RI、ロータリー財団、地区およびクラブ）。
(b) 募金活動によって地区が得た、または地区に代わり受領した資金。
(c) ロータリー財団から受領した補助金、または地区が使用すべく指定したロータリー財団の資金。
(d) すべての地区委員会の資金業務処理。
(e) 地区による、または地区に代わってガバナーが行ったすべての資金業務処理。
(a) 地区資金のすべての支出。
(g) RIからガバナーが受け取ったすべての資金。

この年次財務表および報告書は、次の地区の会合に提出の上、討議に付され、採択されなければならない。この地区の会合は、地区内すべてのクラブから代表者が1名出席する権利があるものでなければならないし、また、地区の財務表および報告書が提出されるということを30日前に予告した会合でなければならない。このような地区会合が開催されない場合、年次財務表および報告書は、次の地区大会に提出の上、討議に付され、採択されなければならない。

15.070. ガバナー・ノミニーの資格条件
理事会によって特に許されない限り、選出の時点で、次の資格条件に適っていなければガバナー・ノミニーに選ばれることはない。

15.070.1. **瑕疵なきロータリアン**
本人が地区内のクラブの瑕疵なき会員であることを要する。

15.070.2. **完全に会員資格を有する者**
会員規定の厳格な適用に照らして、完全に会員資格を有する者でなければならない。そしてその職業分類の正当性が疑問の余地のないものでなければならない。

15.070.3. **瑕疵なきクラブに所属していること**
本人がガバナー・ノミニーの候補者として推薦される年の前の年度の最終日において、RIまたは地区に対して負債残高を持たない、義務機能を果している瑕疵なきクラブの有資格会員でなければならない。

15.070.4. クラブの元会長であること
クラブ会長を全期務めたことのある者、または創立日から6月30日までの全期間を通してクラブの創立会長を務めたことのある者でなければならない。但し、この期間は最低6カ月間とする。

15.070.5. ガバナーの任務を遂行できる能力
第15.090.節に規定するガバナーの任務と責任を果たす意思があり、身体的にもその他の意味においてもこれを果たすことができる者でなければならない。

15.070.6. 資格条件を満たしていることを証明
ロータリアンは、細則に定められているガバナーの資格条件、任務および責任を熟知していることを示し、事務総長を通じてRIに、細則に列記されたガバナーの資格条件、任務および責任を明確に理解している旨の声明書に署名して提出しなければならない。この声明書には、ガバナーとしての資格条件を備えており、ガバナーの任務と責任を引き受け、これを忠実に果たす意思をもち、それができる状態にあるということを明記するものとする。

15.080. ガバナーの資格条件
理事会によって特に許可されない限り、ガバナーは、就任の時点で、国際協議会に全期間を通して出席していて、1つまたはいくつかのロータリー・クラブで通算7年以上会員であり、さらに前述の第15.070.節に述べる資格条件を、引き続き保持していなければならない。

15.090. ガバナーの任務
ガバナーは理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行うその地区におけるRIの役員である。ガバナーは担当地区内のクラブに対する直接監督の責任を果たすに当たってRIの綱領を推進する特別の任務を課せられている。ガバナーは、地区およびクラブの指導者と協力し、理事会の提唱する地区リーダーシップ・プランへの参加を奨励するべきである。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えるものとする。さらにガバナーは、効果的なクラブを育成するために、元、現任および次期地区指導者と協力して、地区内に継続性を確保するものとする。ガバナーは、自ら次の諸項の責務を負うものとする。

(a) 新クラブの結成。
(b) 既存クラブの強化助成。
(c) 地区指導者およびクラブ会長と協力し、各クラブのために現実的な会員増強目標を設定して、会員増強を推進すること。
(d) プログラムへの参加と資金寄付に関してロータリー財団を支援すること。
(e) クラブ間およびクラブとRIの間の良好な関係を促進すること。
(f) 地区大会を計画し、議長を務め、ガバナー・エレクトが会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会の計画・準備をするに当たって援助すること。
(g) 下記の目的のために、個々に、あるいはガバナーの出席をできる限り効果的にする機会を調整するために年度を通じ実施される数クラブ合同例会へ公式訪問を行うこと。
    1. 重要なロータリーの問題に主眼を置き関心をもたせる。
    2. 弱体および問題のあるクラブに特別な関心を払う。
    3. ロータリアンに意欲を起こさせ奉仕活動に参加させる。
    4. 個人として地区において顕著な寄付をしたロータリアンを表彰する。
(h) 地区内の各クラブの会長、幹事に月信を発行すること。
(i) 会長または理事会の要請があれば、速やかにRIに報告を提出すること。

(j) ガバナー・エレクトに対して、国際協議会の前にクラブの状況について詳細な情報を提供し、併せてクラブ強化策の勧告案を提供すること。
(k) 地区における指名および選挙が、RI定款、細則および既定のRIの方針に則って確実に実施されるよう計らうこと。
(l) 地区で保存すべき文書をガバナー・エレクトに引き継ぐこと。
(m) RI役員としての職責に属するその他の任務を遂行すること。

15.100. RIBIのガバナーの任務
RIBIのガバナーの任務は、審議会の指図の下に、RIBI定款および細則と一致するこの地域の伝統的慣行に従って、遂行されるものとする。また会長または理事会の要請があれば速やかにRIに報告を提出しなければならない。またガバナーは、地区におけるRI役員としての職責に属するその他の任務を遂行しなければならない。

15.110. 解任
ガバナーがその任務と責任を忠実に遂行しなかったと会長が信じる十分な理由があるときには、会長は、ガバナーをその職から解任することができる。このような場合、会長は当該ガバナーにその旨通告し当該ガバナーに対して、解任を不当と思うなら、30日以内に釈明するよう勧告するものとする。30日以内に、当該ガバナーが、会長を納得させるだけの十分な理由を提出できなかったときは、会長がガバナーを解任できる。本節の下に解任されたガバナーは、パスト・ガバナーとみなされない。

15.120. 地区の郵便投票
細則に明記する諸決定や選挙は地区大会または地区協議会で行うものではあるが、地区内のクラブが郵便投票を通じて行うこともできる。この郵便投票は、第13.040.節の手続にできる限り沿った方式で行うものとする。

第16条　委員会
16.010. 定数と任期
16.020. 委員
16.030. 会合
16.040. 特別委員会
16.050. 任期
16.060. 委員会の幹事
16.070. 定足数
16.080. 通信による議事の処理
16.090. 権限
16.100. 長期計画委員会

16.010. 定数と任期
理事会はコミュニケーション、定款細則、国際大会、地区編成、選挙審査、財務、ローターアクトに関する常任委員会をはじめ、RIに最もためになると理事会が折に触れ判断したその他の委員会を設置するものとする。常任委員会の定数と任期は次の通りとする。(1) コミュニケーション：6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命される。 (2) 定款・細則：3名の委員から成り、毎年、任期3年でひとりずつ任命する。 (3) 国際大会：6名の委員から成り、うち1名は、年次国際大会のホスト組織の委員長とする。 (4) 地区編成：3名の委員から成り、毎年1名ずつ任期3年で理事会から任命する。 (5) 選挙審査：6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命される。 (6) 財務：6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命される。 (7) ローターアクト：6名の委員会から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命され、最低3名のローターアクト会員が含まれる。常任委員会を除く委員の定数と任期は、後述の第16.050.節

の規定に従って理事会が決定するものとする。理事会が、すべての委員会の任務と権限を定める。さらに、常任委員会を除き、年々委員の継続性を図る。

16.020. 委員
本節に別段の規定ある場合を除いて、会長が、委員および小委員会委員を任命するものとする。また、各委員会と小委員会の委員長を指名するものとする。会長は、すべてのRI委員会の職権上の委員である。

16.030. 会合
本節に別段の規定ある場合を除いて、委員会と小委員会は、会長の決めた時と場所で通知を受けて開催されるものとする。委員の過半数で定足数を構成する。定足数の出席している会合に出席している委員の過半数の決定を、委員会または小委員会の決定とする。

16.040. 特別委員会
第16.010.節から第16.030節までの規定は、指名委員会または細則第16.100.節および第17.075.節の下に結成された委員会には適用されない。

16.050. 任期
何人も3カ年を超えてRIの同一委員会の委員を務めることは許されない。但し本細則によって別段の定めある場合はこの限りでない。ある委員会に既に3カ年務めた者は、再びその同じ委員会に任命される資格をもたないものとする。本節の規定は、職権上の委員およびアド・ホック委員会の委員には適用されない。前述の規定にかかわりなく、会長は、国際大会委員会の委員を2年間務めたことがあるが委員長を務めたことのないロータリアンを、国際大会委員会の委員長に任命することができる。

16.060. 委員会の幹事
本細則によって、あるいは委員会設置に当たって、理事会の別段の定めのある場合のほか、事務総長がすべての委員会の幹事となる。事務総長は自分を代行する幹事を指名することができる。

16.070. 定足数
委員会委員の過半数をもってその委員会のあらゆる会合における定足数とする。但し、本細則に別の規定のある場合、または、委員会設置に当たって、理事会でこれと異なる決定のあった場合は、この限りでない。

16.080. 通信による議事の処理
委員会は議事の処理を、理事会の定める手続規則に従って、適切な通信方法によって処理することができる。但し、本細則によって別段の定めのある場合はこの限りでない。

16.090. 権限
会長指名委員会の決定を除き、すべての委員会決定は理事会の承認によって初めて効力を生じるものとする。

16.100. 長期計画委員会
理事会は、6名から成り、各委員は6年の任期を1期務め、隔年毎に2名ずつ任命される長期計画委員会を任命するものとする。委員は、元会長または現任の理事あるいはロータリー財団管理委員であってはならない。長期計画の立案、RIプログラムと活動、および財務管理などに経験豊かなロータリアンでバランスよく委員会を構成できるように選出するものとする。委員会は、会長、RI理事会または委員会の委員長が決定する時および場所において、通知の上、毎年3回会合を開くものとする。但し、会

長あるいはRI理事会によって必要とみなされた場合には、会長または理事会が決定する時および場所において、通知の上、その年度を通じさらに1回以上に追加の会合を開くことができる。長期計画委員会は、理事会の検討のために長期計画案を作成し、推奨し、また更新するものとする。長期計画に関連し、任務の遂行において毎３年未満であってはならない時期にロータリアンおよびロータリー・クラブを調査し、検討を行い、理事会に提案を行うものとする。来る年度のプログラムが長期計画と一貫しているかどうか判定するためにそうしたプログラムについて会長エレクトと検討、協議し、また理事会により指定されるその他の任務を実施するものとする。

16.100.1. **委員会への連絡責任者**
会長は、そうした委員会と理事会の連絡責任者を任命するものとし、任期は２年とするものとする。

第17条　財務事項
17.010. 会計年度
17.020. クラブ報告
17.030. 会費
17.040. 支払時期
17.050. 予算
17.060. 財務見通し5カ年計画
17.070. 監査
17.075. 監査運営審査委員会
17.080. 報告

17.010. 会計年度
RIの会計年度は7月1日に始まり6月30日に終わるものとする。

17.020. クラブ報告
毎年7月1日および1月1日に各クラブは、同日におけるそのクラブの会員数を理事会に証明しなければならない。この証明書はクラブ会長とクラブ幹事によって署名されて事務総長に送付されなければならない。

17.030. 会費

17.030.1. **人頭分担金**
各クラブは、そのクラブの会員のおのおのにつき、次のようにRIに人頭分担金を支払うものとする。2004-05年度には半年毎に米貨19ドル50セント、2005-06年度には半年毎に米貨21ドル50セント、2006-07年度以降には半年毎に米貨23ドル50セント。但し、これは、RIに対し各クラブが半期ごとに、2005-06年度に最低米貨215ドル、2006-07年度以降に米貨235ドルを支払う場合に限る。 人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。

17.030.2. **追加会費**
各クラブは各年度に、会員それぞれにつき、さらに米貨1ドル、または次回に予定されている審議会の予測経費を賄うに足ると理事会が決定した額をRIに支払わなければならない。2005年7月1日付をもって、会員数が10名に満たないクラブは、10名分に相当する額の人頭分担金を支払わなければならない。臨時審議会会合が招集された場合、その費用のために、会合後のできるだけ早い時期に追加会費を支払うものとする。この追加会費は、厳密に規定審議会に出席するクラブ代表議員の費用、および審議会のその他の運営の費用に充てるために別個の資金として取っておくものとする。

その方法については理事会が定めるものとする。理事会は、この収支についてクラブに報告するものとする。

17.030.3. **会費の返還**
理事会は、会費の中の適正と思われる部分をクラブに返還することができる。

17.030.4. **RIBIの支払う会費**
RIBI内の各クラブは、RIの代行者としての、RIBIを通じて第17.030.1.項の規定する人頭分担金をRIに支払わなければならない。各半期に、RIBI内のクラブから、第17.030.1.項の規定に従って支払われる人頭分担金のうち、RIによって保有される部分の総額は、RIが年間RIBI内のクラブのために支出する金額の半分を下回ってはならない。クラブが支払った人頭分担金の残りは、RIBI内に配分され、保有されるものとする。

17.030.5. **RIの保有するパーセンテージ**
半年ごとにRIBI内クラブによって支払われる、第17.030.4.項の規定する人頭分担金のうちRIによって保有される額は、毎年理事会によって決定され、次年度クラブによって支払われる人頭分担金に適用されるものとする。理事会は、RIBI内のクラブに代わってRIが前年度支出した金額に基づいて、RIの保有額を決定するものとする。この金額には、ロータリーのプログラムを世界的に推進するためのRIの一般運営費の比例分担額が含まれる。このように決定された金額に、RIの未充当基金残高への拠出金として米貨50セント（$0.50）を加えるものとする。この加算額は、直前の年度の経験、現況、予測しうる将来の情勢を考慮して少なくとも6年ごとに検討を加え、増額、現状維持、減額を決めるものとする。

17.030.6. **支払額の調整**
ある国の通貨の平価が切り下げられて、その国のクラブが、RIに対する債務を支弁するために、自国通貨を過剰に支払わなければならなくなった場合、理事会はその国のクラブが支払う金額を調整することができる。

17.040. 支払時期

17.040.1. **人頭分担金の支払期日**
毎年7月1日および1月1日を会費支払期日とし、第17.030.1.項に定められた基準に基づいて支払われるものとする。但し、第17.030.2.項の下に支払う会費は、7月1日を支払期日とし、支払うものとする。

17.040.2. **四半期人頭分担金**
会費を支払う半期の7月1日もしくは1月1日より後にクラブ会員に選ばれた会員のおのおのにつき、各クラブは、比例人頭分担金を次のように支払うものとする。2004-05年度に米貨9ドル75セント、2005-06年度に米貨10ドル75セント、2006-07年度以降に米貨11ドル75ドル。しかし、比例人頭分担金は、第4.030.項に記載されている通り、移籍会員あるいは他クラブの元会員のためにクラブが支払うものとする。四半期人頭分担金は10月1日と4月1日に支払うものとする。その金額は、規定審議会だけが変更できる。

17.040.3. **通貨**
会費は米国通貨をもってRIに支払われるものとする。しかしながら、米国通貨をもって会費を支払うことが不可能であるか、実際的でない場合は、理事会は、他の通貨による支払を認可することができる。理事会はまた、非常事態のためそうすることが適切である場合は、会費支払時期の繰り延べを許容することができる。

17.040.4. **新クラブ**
クラブは、加盟が承認された日付後の半期まで会費支払の義務を課せられないものとする。

17.050. 予算

17.050.1. **理事会の採択**
毎年、理事会は、次の会計年度に対するRIの収支予算を採択しなければならない。総支出の予算額は、総収入見積額を上回ってはならないものとする。

17.050.2. **予算の改訂**
このような予算は、理事会がいつでも改訂できる。但し、総支出見積額は、総収入見積額を上回ってはならない。

17.050.3. **予算支出**
RIの資金は、いかなる費用であっても、理事会承認の予算の範囲内でなければ、支払ってはならない。事務総長は、本項への準拠を施行する義務と権限を持つものとする。

17.050.4. **収入見積額を超える支出：非常事態と不測の事態**
理事会は、非常事態と不測の事態に限り、全理事の4分の3の投票により、収入見積額を上回る支出を認める権限を有する。但し、理事会は、RIの純資産を上回る負債を生じるような支出を招いてはならない。超過支出とそこに至るまでの経過は、会長が60日以内に全RI役員に報告したうえ次の国際大会で報告するものとする。

17.050.5. **RIの年間予算の公表**
第17.050.1項の規定に従って採択したRI予算は、理事会が決定した書式で出版し、各ロータリー年度の9月30日までに全ロータリー・クラブに周知させるものとする。

17.050.6. **収入見積額を超える支出： 一般の剰余資金**
第17.050.4項に規定されてはいるが、直前までの過去3年間において、一般の剰余資金が年間支出最高額の100パーセントを超えた場合、如何なる時でも、理事会は、その4分の3の投票により、収入見積額を上回る支出を認める権限を有する。但し、その支出によって一般の剰余資金がその時のレベルの100パーセントより減少してはならない。超過支出とそこに至るまでの経過は、会長が60日以内に全RI役員に報告したうえ次の国際大会で報告するものとする。

17.060. 財務見通し5カ年計画

17.060.1. **5カ年計画を毎年見直す**
毎年、理事会は、財務見通し5カ年計画を審議するものとする。その見通しには、RIの総収入と総支出の予測を記載するものとする。その見通しには、RIの資産と負債と残高の予測をも記載するものとする。

17.060.2. **5カ年計画を規定審議会に提出**
財務見通し5カ年計画は、財務に関する立法案の背景情報として理事会から規定審議会に提出されるものとする。

17.060.3. **5カ年計画の最初の年は規定審議会開催年**
財務見通し5カ年計画の第１年目は、規定審議会が開かれている年度とする。

17.060.4. ゾーン研究会における見通し5カ年計画に関する説明発表
見通し5カ年計画は、討議に付すためにゾーン研究会において理事が説明発表するものとする。

17.070. 監査
理事会は、少なくとも年1回RIの監査を行う。このような監査は、免許をもつ会計士、公認会計士または税理士、もしくは監査の行われる国、州または県において一般にその権威を認められている監査人が実施する。事務総長は理事会の要求があればいつでも、帳簿類と伝票類を提出しなければならない。

17.075. 監査運営審査委員会
理事会は、6名の委員から成る監査運営審査委員会を設置するものとする。各委員は、6年を超えない任期を1期務める。常時6名から成る委員会構成にするために、隔年に2名の委員を任命する。委員は、元会長または現理事、ロータリー財団管理委員であってはならない。経営、指導力育成、財務管理などに経験豊かなロータリアンでバランスよく委員会を構成できるように選出するものとする。委員会は、会長、RI理事会、または委員会の委員長が決定する時および場所において、通知後、年に3回まで会合を開くものとする。また、会長あるいはRI理事会によって必要とみなされた場合には、会長または理事会が決定する時および場所において、通知後、その年に追加の会合を開くものとする。監査運営審査委員会は、RI財務報告、外部監査、内部の会計検査制度、内部監査、運営、管理手続、経営基準などを含むすべての財務事項を審査するが、これだけに限定されるものではない。本委員会は、理事会の顧問という役割だけを果たすものであり、理事会の定める、本節の規定と矛盾しない、職務権限の下に任務を遂行するものとする。監査運営審査委員会は、理事会総会に直接報告するものとする。

17.080. 報告
会計年度終了後の12月末までに、事務総長は、監査済みの年次報告を公表するものとする。この報告には、会長、会長エレクトおよび会長ノミニーに弁済されたすべての経費、ならびに会長、会長エレクトおよび会長ノミニーの代わりに支払われたすべての経費が、会長室、会長エレクト室および会長ノミニー室により明記されるものとする。尚、この報告には、会長室に弁済されたすべての経費、および会長室の代わりに支払われたすべての経費を明記するものとする。この報告書にはさらに、理事会、年次RI国際大会、事務局の主要な各管理運営部門の費用を含めるものとする。第17.050.1.項に従って採択した予算、また必要であれば第17.050.2.項に従って改訂した予算と各費目を比較した報告書を添付するものとする。支出が、それぞれの部門で、承認された予算と10パーセント以上異なるときは、報告書に詳細な情報と事情を記述するものとする。この報告書は、RIの現および元役員それぞれに配布されるものとする。クラブは請求すればこの報告書を入手できるものとする。規定審議会の直前の年の監査報告は、審議会開会の少なくとも30日前までに事務総長から審議会議員に郵送するものとする。

第18条　名称と徽章
18.010. RIの知的所有権の保全
18.020. RIの知的所有権の使用の制限

18.010. RIの知的所有権の保全
理事会はRIの徽章、バッジその他の記章をもっぱら全ロータリアンのみの使用と、その利益のために確保し保全するものとする。

18.020. RIの知的所有権の使用の制限
RIならびにクラブの名称、徽章、バッジその他の記章を、クラブまたはクラブの会員が商品の商標または特別銘柄として使用しあるいはその他商業上の目的のために使用することは一切できない。これらの名称、徽章、バッジその他の記章を他の名称または徽章と組み合わせて使用することはRIの承認しないところである。

第19条　その他の会合
19.010. 国際協議会
19.020. RIの地域大会
19.030. 元会長審議会
19.040. 会議運営手続規則

19.010. 国際協議会

19.010.1. **目的**
毎年国際協議会を開催するものとする。その目的は、ガバナー・エレクトに、ロータリー教育を行い、運営上の任務を指導し、鼓舞激励し、さらに、出席しているエレクトや他の人に、次年度のロータリー・プログラムや活動の実施方法を討議・計画する機会を与えることである。

19.010.2. **時と場所**
理事会は国際協議会の会合する時と場所を決定するものとする。会長エレクトは、プログラム決定の責務を負うものとし、国際協議会の手配を監督するために設置された委員会の委員長を務めるものとする。国際協議会は2月15日前に開催されなければならない。理事会は、国際協議会開催地を選ぶに当たり、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないようあらゆる努力を払わなければならない。

19.010.3. **参加者**
国際協議会に出席する権限のある参加者には次の人が含まれる：会長、理事、会長ノミニー、理事エレクト、理事ノミニー、事務総長、ガバナー・エレクト、RIBI役員ノミニー、RI各種委員会委員長、およびその他理事会の指定する者。

19.010.4. **特別、または局地的、協議会**
非常事態または特別の事情に対応するために、理事会は二つまたはそれ以上のこのような特別協議会もしくは局地的協議会を開催する手配をすることができる。

19.020. RIの地域大会
理事会は、クラブ会員の地域大会を招集することができる。理事会は、地域大会に参加するクラブを指定するものとする。理事会はまた大会の招集方法、その組織と運営およびその手続規則を含むその他の詳細について定めなければならない。

19.020.1. **開催地**
RIの準備する地域大会または研究会は、全ロータリアンが、国籍、人種または宗教にかかわりなく、その開催予定地に現実に行くことができる、という書面による保証を理事会が、ホスト国の政府または他の関係当局から得られなかったなら、開催されないものとする。

19.020.2. **目的**
地域大会の目的は、地域内のクラブ会員間の知り合いと理解を育成・推進し、また、ロータリーの綱領の範囲内の議題について意見を交換し、話し合う場を提供することである。

19.020.3. **理事会への決議**
ロータリーの目的に合致する範囲内で、地域大会は理事会に対する勧告として決議を採択することができる。

19.030. 元会長審議会

19.030.1. **構成**
クラブの会員籍を有する元会長をもって構成される元会長審議会を常設するものとする。会長は本審議会の職権上のメンバーとなるものとし、その会議に出席し、議事に参加する特典を有するものとする。しかしながら、議事に関する投票権はもたないものとする。

19.030.2. **役員**
直前会長の前の元会長を審議会の議長とし、さらに直前元会長をその副議長とする。事務総長は、元会長審議会の幹事となるが審議会のメンバーではない。

19.030.3. **任務**
元会長審議会は、会長または理事会から付託された事項を通信によって考察するものとし、これについて理事会に進言し勧告することができる。審議会はまた、理事会の要請に応じて、クラブ、地区および役員が関わる事柄の調停者としての役割を果たすものとする。

19.030.4. **会合**
会長または理事会は、元会長審議会の合議とその進言を必要と考える場合、元会長審議会を招集することができる。このように招集された場合、会長または理事会が付託した事項を議題として審議するものとする。審議会議長は、会合後、必ず理事会に報告するものとする。理事会が報告の一部または全部を発表しない限り、この報告を公表してはならない。

19.030.4.1. **国際大会および国際協議会での会合**
元会長審議会は、年次国際大会および／または国際協議会において会合を開くものとする。

19.040. 会議運営手続規則
あらゆるロータリーの会合、協議会、大会または国際大会において、定款、細則、もしくはRI採用の特別議事規則によって特に定められていない手続上の問題は、当該会合の議長が決定するものとする。このような手続上の問題については、公正さを基本として配慮する。但し、提訴は認められるものとする。

第20条　機関雑誌
20.010. 機関雑誌出版の権限
20.020. 購読料
20.030. 雑誌の購読

20.010. 機関雑誌出版の権限
理事会は、RIの機関雑誌発行の責任を負うものとする。機関雑誌は、理事会が認可する幾つかの異なった版で出版されるものとする。そのうち、基本的な版は英語で出版されるものとし、これをザ・ロータリアン誌と称する。機関雑誌の目的は、RIの目的とロータリーの綱領の推進について理事会を助ける仲介役を務めることである。

20.020. 購読料

20.020.1. **購読料**
各機関誌の購読料は、すべて理事会がこれを定めるものとする。

20.020.2. **購読義務**
米国およびカナダ内のクラブの各会員は、会員籍にある限り、すべて機関雑誌の有料購読者とならなければならない。かかる購読料は、クラブが会員から徴収し、会員に代わってRIに送金しなければならない。

20.020.3. **雑誌収入**
年度内の雑誌収入は、その一部といえども雑誌の発行およびその改善以外の目的のために充当させてはならない。支出を上回る収入剰余金は、理事会による別段の規定がある場合を除き、年度末にRIの一般剰余金に繰り入れられるものとする。

20.030. 雑誌の購読

20.030.1. **購読義務**
米国およびカナダ以外のクラブの各会員が、RIの機関雑誌またはRIの理事会が承認し、当該クラブに対して指定したロータリーの雑誌の有料講読者とならなければならない。本人が会員となっている限り、その購読を続けなければならない。

20.030.2. **購読義務免除**
会員が機関雑誌およびクラブ用に定められた理事会承認の公式雑誌に用いられている言語を読めない場合は、理事会によって、そのクラブに対する本節の規定の適用が免除される。

第21条　ロータリー・ワールドワイド・ウェブ
理事会はワールドワイド・ウェブにRIのサイトを開き、維持する責任がある。このウェブサイトはロータリー・ワールドワイド・ウェブと称され、理事会が承認した幾つかの言語で開かれるものとする。基本となるウェブサイトは英語で開かれ、ロータリー・ワールドワイド・ウェブと呼ばれる。このウェブの目的は理事会がRIの目的とロータリーの綱領を推進するのを助けることである。

第22条　ロータリー財団
22.010. 財団の目的
22.020. 管理委員会
22.030. 管理委員の任期
22.040. 管理委員の報酬
22.050. 管理委員会の経費
22.060. 管理委員会の報告

22.010. 財団の目的
RIのロータリー財団は、財団の法人設立定款および細則に従って、ロータリー財団管理委員会が人道的、教育的目的のためにのみ運営するものとする。法人設立定款と細則は、管理委員会が理事会の同意を得て改正できるが、そのほかの方法はない。

22.020. 管理委員会
会長が、理事会の承認を得て、任命した15名の管理委員がいなければならない。管理委員のうち4名は、RIの元会長とする。すべての管理委員は、財団細則に挙げた資格条件を満たさなければならない。

第22.020. 節に関する暫定規定
2004年7月1日の発効期日をもって、管理委員の数を13名から15名に増員し、2名の管理委員を追加して任命するものとする。追加の2名のうちの1名は、2006年6月30日に任期を終了する2年の任期、もう1名は2007年6月30日に任期を終了する3年の任期を務めるよう任命されるものとする。

22.030. 管理委員の任期
管理委員の任期は4年とする。管理委員は再選されることができる。

22.040. 管理委員の報酬
管理委員は無報酬でその任を務めるものとする。

22.050. 管理委員会の経費
管理委員会は、理事会の承認があった場合にのみ、財団資産から支出する。但し、次の2種類の支出は、管理委員会の承認だけで差し支えない。(1) 財団の管理運営に必要な経費。(2) 贈与または遺贈という条件で指示された財団寄付の収益または元金からの支出。

22.060. 管理委員会の報告
管理委員会は、財団のプログラムと財務について少なくとも年1度RIに報告するものとする。財団の年次報告は、各役職ごとに、管理委員会委員長および次期委員長に弁済されたすべての経費、ならびに代わって行われたすべての支払いが明確に記載されるものとする。

第23条　補償
理事会は、RI理事、役員、従業員、代行者の補償方針を設定、実施することができる。

第24条　改正
本細則は第7.060.節の臨時審議会の規定を除き、審議会に出席し投票した人の過半数によってのみ改正することができる。

標準ロータリー・クラブ定款

条	題目	頁
1	定義	231
2	名称	231
3	クラブの所在地域	231
4	綱領	231
5	会合	231
6	会員身分	232
7	職業分類	233
8	出席	233
9	理事および役員	234
10	入会金および会費	235
11	会員身分の存続	235
12	地域社会、国家および国際問題	237
13	ロータリーの雑誌	238
14	綱領の受諾と定款・細則の遵守	238
15	仲介および調停	238
16	細則	239
17	解釈の仕方	239
18	改正	239

*ロータリー・クラブ定款

第1条　定義
本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事会メンバー
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI：国際ロータリー
6. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条　名称
本会の名称は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ロータリー・クラブとする。

(国際ロータリー加盟会員)

第3条　クラブの所在地域
本クラブの所在地域は、次の通りとする。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第4条　綱領
ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。

第1。奉仕の機会として知り合いを広めること。

第2。事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。

第3。ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。

第4。奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第5条　会合

第1節　例会

(a) **日および時間**。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

(b) **会合の変更**。正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。

* 国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリー・クラブが所定の標準ロータリー・クラブ定款を採択することと規定している。

(c) **取消**。例会日が法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節　年次総会。役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第6条　会員身分

第1節　全般的資格条件。本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節　種類。本クラブの会員の種類は次の2種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

第3節　正会員。RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節　移籍ロータリアンまたは元ロータリアン。会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会するまたは退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということでなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない

第5節　二重会員。同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

第6節　名誉会員

(a) **名誉会員の資格条件**。ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの崇高な目的を末永く支援することでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

(b) **権利および特典**。名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。但し、例外として、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利がある。

第7節　公職に就いている人。一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者

は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節　RIの職員 。本クラブは、RIに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

第7条　職業分類

第1節　一般規定

(a) **主な活動**。各会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならない。

(b) **是正または修正**。理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかる是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与え、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節　制限。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを排除するものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第8条　出席

第1節　一般規定。各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員が、例会に出席したものとみなされるには、例会の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメークアップしなければならない。

(a) **例会の前後14日間**。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、

(1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、

(2) ローターアクト、インターアクト・クラブ、またはロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、仮ローターアクト、仮インターアクト・クラブまたは仮ロータリー地域社会共同隊、あるいは仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、

(3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。または、

(4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
(5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に出席および参加すること。または、
(6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
(7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席するならば、メークアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメークアップとして有効とみなされる。

(b) **例会時において**。例会のときに、
(1) 本節(a) 項の(3) に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
(2) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。または、
(3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。または、
(4) RIに雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。または、
(5) メークアップする機会が全く得られないような僻遠の地で、地区、RIまたはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合。または、
(6) 理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、例会に出席できない場合。

第2節　転勤による長期の欠席。会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節　理由のある欠席。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。
(a) 理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。
(b) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第4節　　RI役員の欠席。会員が現役のRI役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節　　出席の記録。本条第3節または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員は、本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。その欠席も出席も出席率の算出に使わない。

第9条　理事および役員

第1節　　管理主体。本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節　権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力をもつものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節　理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第11条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、仲裁または調停に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、各会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

第4節 役員。クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またそうでなくても差し支えない。

第5節　役員の選挙

(a) **会長を除く役員の任期**。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。

(b) **会長の任期**。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前18カ月以上2年以内に、選挙し、選ばれた者は会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、後任者の選挙が行われた後に会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。

(c) **資格条件**。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。 会長エレクトが、ガバナー・エレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。

第10条　入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。但し、第6条第4節に従い、本クラブの会員として受け入れられた、移籍する会員あるいは他クラブに属していた元会員は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

第11条　会員身分の存続

第1節　期間。会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節　自動的終結

(a) **会員の資格条件**。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、

(1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1カ年を超えない期間を限って、出席義務規定の特別免除を与える

ことができる。但し、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。

(2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。但し、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。

(b) **再入会**。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。2度目の入会金を納めることを要しない。

(c) **名誉会員の会員身分の終結**。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節　終結―会費不払

(a) **手続**。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。

(b) **復帰**。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、 同人の以前の職業分類が本定款の第7条第2節に適っていない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節　終結 ― 欠席

(a) **出席率**。会員は、

(1) 年度の各半期間において、メークアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも60パーセントに達していなければならない。

(2) 年度の各半期間に開かれた本クラブの例会総数のうち少なくともその30パーセントに出席しなければならない。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することがある。

(b) **連続欠席**。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第8条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第5節　他の原因による終結

(a) **正当な根拠**。 理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(b) **通知**。本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利をもつものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。

(c) **職業分類の充填**。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲介人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

第6節　会員身分の終結に提訴、調停または仲介を求める権利

(a) **通知**。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第15条に定める仲介に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。

(b) **提訴に対する聴聞の期限**。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。

(c) **調停もしくは仲介**。調停もしくは仲介に使用される手続は第15条に規定された通りである。

(d) **提訴**。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲介を要求することはできない。

(e) **仲介人または裁定人の決定**。もし仲介が要求され、仲介人によって下された決定もしくは両仲介人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

(f) **調停の失敗**。調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節(a)項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲介に訴えることができる。

第7節　理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲介も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節　退会。いかなる会員も、クラブからの退会申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節　資産関与権の喪失。いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対して、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第12条　地域社会、国家および国際問題

第1節　適切な課題。地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成するうえで、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節　支持の禁止。本クラブは、公職に対する いかなる候補者も支持または推薦してはならない。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節　政治的課題の禁止

(a) **決議および見解**。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を、採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。

(b) **嘆願**。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第4節　ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第13条　ロータリーの雑誌

第1節　購読義務。RI細則に従って、本クラブがRI理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りRIの機関雑誌またはRI理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期の中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節　購読料。購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第14条　綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第15条　仲介および調停

第1節　意見の相反。理事会の決定に関して以外、その他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続によっては満足に解決できない意見の食い違いが、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員または理事会との間に起こった場合は、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲介によって解決をはかるものとする。

第2節　調停または仲介の期限。調停または仲介の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲介の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停または仲介の日取りを決定しなければならない。

第3節　調停。このような調停の手続きは、国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、または国際ロータリー理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針文書によって勧められるものとする。調停人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリー・クラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代表者に要請することができる。

(a) **調停の結果**。調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を 1 部提出し、幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果に関する要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。

(b) **調停の失敗**。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲介に訴えることができる。

第4節　仲介。仲介が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲介人を指定し、両仲介人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲介人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。

第5節　仲介人または裁定人の決定。もし仲介が要求され、仲介人によって合意に達した決定もしくは、両仲介人が意見の一致を見なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

第16条　細則

本クラブは、RIの定款・細則、RIによってRIの管理上の地域単位が認められている場合にはその手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って時々改正することができる。

第17条　解釈の仕方

「郵便」、「郵送」および「郵便投票」の用語は、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール（Eメール）およびインターネット・テクノロジーの活用を含むものとする。

第18条　改正

第1節　改正の方法。本条第2 節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節　第2条と第3条の改正。定款の第2条（名称）および第3条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。

第8部

その他の法的書類
(Other Legal Documents)

推奨クラブ細則

国際ロータリーのロータリー財団細則

ロータリー財団の法人設立定款（抜粋）

*** 推奨クラブ細則（改訂版）**

*** クラブ・リーダーシップ・プラン**

推奨クラブ細則

条	題目	頁
1	理事および役員の選挙	243
2	理事会	243
3	役員の任務	243
4	会合	244
5	入会金および会費	244
6	採決の方法	245
7	委員会	245
8	委員会の任務	246
9	出席義務規定の免除	248
10	財務	248
11	会員選挙の方法	248
12	決議	249
13	議事の順序	249
14	改正	249

*ロータリー・クラブ細則

第1条　理事および役員の選挙

第1節　役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長（次々年度）、副会長、幹事、会計および＿＿＿＿＿名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た＿＿＿＿＿ 名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長は、会長ノミニーとなるものとし、その選挙の後の次の7月1日に始まる年度に、会長ノミニーのまま理事会のメンバーを務め、理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。会長ノミニーは、後任者の選挙が行われた後に会長エレクトの役職名が与えられるものとする。

第2節　選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

第3節　理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節　役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事の決定によって補填すべきものとする。

第2条　理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員＿＿＿＿＿名により成る理事会とする。すなわち本細則第1条第1節に基づいて選挙された＿＿＿＿＿名の理事、会長、副会長、会長エレクト（または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー）、幹事、会計および直前会長である。

第3条　役員の任務

第1節　**会長**。本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節　**会長エレクト**。会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第3節　**副会長**。会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

---

* 注：本細則は単に推奨されるにすぎない。従ってロータリー・クラブは、クラブ定款および国際ロータリーの定款、細則と矛盾しない限り、クラブ自身の事情に応じて変更することができる。もし疑問ある場合は、その変更案をRI事務総長に提出してRI理事会の審議を乞わなければならない。推奨クラブ細則の最新版は、RIウェブサイトを参照とのこと。

第4節　幹事。幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもってRI事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、RI事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

第5節　会計。会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節　会場監督。会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

第4条　会合

第1節　年次総会。本クラブの年次総会は毎年＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

（注：標準ロータリー・クラブ定款第5条第2節は、「役員を選挙するための年次総会は、12月31日もしくはそれ以前に開催されなければならない」と規定している）

第2節　本クラブの毎週の例会は＿＿＿＿＿曜日＿＿＿＿＿時に開催するものとする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第8条第3節および第4節の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第8条第1節の規定によるものでなければならない。

第3節　会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節　定例理事会は毎月＿＿＿＿＿＿に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名の要求があるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節　理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第5条　入会金および会費

第1節　入会金は＿＿＿＿＿＿とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

第2節　会費は年額＿＿＿＿＿＿とし、各半年ごとの各支払額のうち米貨6ドルは各会員のザ・ロータリアン誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

（注：ザ・ロータリアン誌の購読料は年間米貨12ドルとする。）

第6条　採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第7条　委員会

第1節

(a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。

クラブ奉仕委員会
職業奉仕委員会
社会奉仕委員会
国際奉仕委員会

(b) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。

(c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。

(d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(e) 各委員会は本細則によって付託された職務およびこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(f) 会長は、その必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する委員会を1つまたは2つ以上設置することができる。これらの委員会は、それぞれの責務によって、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会のいずれか、あるいは、すべての所管するところとなる。可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。

第2節　クラブ奉仕委員会

(a) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

(c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする。

出席委員会
クラブ会報委員会
親睦活動委員会
雑誌委員会
会員選考委員会
会員増強委員会
プログラム委員会
広報委員会

次の委員会に毎年1名ずつの委員を任命するものとする。

職業分類委員会
ロータリー情報委員会

(d) 会長は、会長エレクトまたは副会長に命じ、職業分類、会員選考、会員増強、ロータリー情報委員会の仕事を監督、調整させるものとする。

(e) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。

(f) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次のごとく行うものとする。即ち、1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。

(g) 雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

第3節　社会奉仕委員会。

(a) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

(c) 会長は理事会の承認を受け、社会奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする。

人間尊重委員会
地域発展委員会
環境保全委員会
協同奉仕委員会

第8条　委員会の任務

第1節　クラブ奉仕委員会。この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) **出席委員会。**この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること(これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる)を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。

(b) **職業分類委員会。**この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

(c) **クラブ会報委員会。**この委員会は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告

し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。

(d) **親睦活動委員会**。この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(e) **雑誌委員会**。この委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、 ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、 図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

(f) **会員選考委員会**。この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(g) **会員増強委員会**。この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。

(h) **プログラム委員会**。この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(i) **広報委員会**。この委員会は、(1)広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。

(j) **ロータリー情報委員会**。この委員会は、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

第2節　職業奉仕委員会。この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第3節　社会奉仕委員会。この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

(a) **人間尊重委員会**。この委員会は、援助を必要とする人々に力を貸し、支援することによって、すべての人が生涯にわたり幸福に暮らせるように心を配るものとする。

(b) **地域発展委員会**。この委員会は、地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう心を配るものとする。

(c) **環境保全委員会**。この委員会は、地域の環境の質を調査、改善するよう心を配るものとする。

(d) **協同奉仕委員会**。この委員会は、地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに心を配るものとする。

第4節　**国際奉仕委員会**。この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第9条　出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準ロータリー・クラブ定款第8条第3節および第4節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない)

第10条　財務

第1節　会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節　すべての勘定書は役員2名の署名する伝票に基づき、会計の署名する小切手をもってのみ支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については、毎年1回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

第3節　資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節　本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に到る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。RIに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

(注：半期の途中に入会した会員の雑誌講読料はRI事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする)

第5節　各会計年度の始めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

第11条　会員選挙の方法

第1節　本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節　理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節　理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節　理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節　被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節　このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をRIに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

第12条　決議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第13条　議事の順序

開会宣言
来訪ロータリアンの紹介
来信および告示事項
委員会報告（もしあれば）
審議未終了議事
新規議事
スピーチその他のプログラム
閉会

第14条　改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するごとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

国際ロータリーのロータリー財団細則

条	題目	頁
1	当法人の目的	251
2	構成員	251
3	管理委員会	251
4	管理委員会の会合	254
5	当法人の役員	254
6	委員会	255
7	管理委員会と法人会員理事会との合同委員会	256
8	財務報告	256
9	雑則	257

国際ロータリーのロータリー財団細則

第1条　当法人の目的

第1.1項　目的。当法人の目的は、法人設立定款に記載されている通りとする。

第2条　構成員

第2.1項　　構成員。当法人の構成員は1種類とし、これは「法人会員」として指定された唯一の構成員から成るものとする。初めの法人会員は、イリノイ州の非営利法人の国際ロータリー、または、合併、商号変更によるその後継者とする。何らかの理由で、法人会員の地位に欠員が生じた場合は、当法人の管理委員会が新たに法人会員を選ぶものとする。

第2.2項　　選挙と任命。毎年、法人会員は、任期の満了した管理委員の後任委員と、欠員が生じた場合それを埋める管理委員を任命するものとする。法人会員による、このような決定は、年次会合において行われるものとする。

第2.3項　　決議方法。法人会員は、本項にこれと異なる規定のある場合を除き、その理事会の過半数の投票によって決議を行うものとする。法人会員の1名の役員により署名された、投票事項が明記された書面を法人の委員長または事務総長に通達して行う。

第2.4項　　法人会員の承認を必要とする事項。法人会員は管理委員会の次のような決定を承認しなければならない。

(a) 財団の財産の全支出。但し、次のものを除く。

(i) 財団の管理運営に必要な経費

(ii) 贈与または遺贈という条件で指示されている財団寄付の収益または元金の支出、両者とも管理委員会の承認のみで十分とする。

(b) 法人設立定款または細則の改正または修正

(c) 当法人の実質上あらゆる資産の合併、解散、売却、リース、交換、抵当、質入れ

(d) 設立定款に掲げた目的のため、提案された当法人のプログラム、プロジェクト、活動のすべてについて、その発表または資金拠出前に。

第2.5項　　法人会員の責務。法人会員は次の責務を負うものとする。

(a) 国際ロータリーの役員とすべてのロータリアンに、直接参加と財政的貢献を通じて、財団のプログラム、プロジェクト、活動を支援するよう奨励すること。さらに、クラブ、地区、国際レベルの会合、指導力養成、教育プログラム、出版物を通じて、財団のプログラム、プロジェクト、活動を推進すること。

(b) 財団の新プログラム、プロジェクト、活動を管理委員会に提案すること。

第3条　管理委員会

第3.1項　　総括的権限。当法人の理事は、管理委員とする。当法人の全業務は、管理委員会によって処理される。但し、特定の事項は、第2条第2.4項に述べられているように法人会員の承認を受けなければならない。当法人の業務を処理するに当たっては、管理委員会は、1986年のイリノイ州の一般的非営利財団法または米国イリノイ州の採択す

る継承法によって現在、または以後認められるすべての権限を行使することが認められている。但し、この権限は、法人定款に述べられている法人の目的を遂行する場合において、また、1986年の米国国内歳入法の第501項(c)(3)とその改正において記述される法人の身分に合致したうえで、初めて行使することができる。管理委員会は、次の具体的任務を負うものとする。

(a) 財団のあらゆる資金と財産を保管し、投資し、運用し、管理すること。この責務の遂行に当たって、法令または本細則によって別に認められている権能のほかに管理委員会は、次のことをする権限を有する。

(i) これら財産の全部または一部を、管理委員会が最善と考える価格および条件で売却し、賃貸し、譲渡し、もしくは交換すること。

(ii) 管理委員会が必要または適切と考える、そして法律上許される、委任状の発行、代理権の賦与、または契約の締結を行うこと。

(iii) 管理委員会が財団資金の投資として適当と考える貸付、証券、または不動産に投資、再投資すること。

(iv) 管理委員会によって受け入れられる金銭または財産が財団の全般的目的を達成するための、使途を指定されていない資金として保管されるべきか、または、特定の目的を達成するための、使途を指定された資金または基金資金として保管されるべきかを決定し、支出または損失を管理委員会が正当かつ公正と考えるところに従って使途の指定された、または指定されていない資金に負わせ割り当てること。

(v) 適当な代理人を選びこれを雇用すること。これには当法人の資金の管理と投資について管理委員会が適切と考えかつ管轄の法が許容する権限を委任される投資マネージャーが含まれる。そして、それに対して適正な手当および報酬を支払うこと。

(vi) 財団のプログラム、プロジェクト、活動の予算、割当額を採択すること。

(vii) 法人会員の理事会から経費を支給されない場合、管理委員会の費用を含む、財団運営に必要とされる全経費を財団の資金から支出すること。

(b) 被信託者として設定されたとしても、法人に代わってその地位を評価、受諾、拒否すること。州法または国法において、かつ、またその下に、法律上有効な被信託者としての権限を行使すること、その際イリノイ州信託および被信託人法および他の関係イリノイ州法の下に被信託人に与えられた、すべての権限が無条件に含まれる。法律上の権限を有するか、被信託者その他の法人その他に代わって決定する場合、財産、資金または他の配当や法定利子の譲渡またはそれらに関して拒否、許可、保留すること。

(c) 共同出資金などの投資の提携を創設、管理、運営あるいは参加すること。

(d) 財団のあらゆるプログラム、プロジェクトまたは活動を、管理すること。但し、管理委員会と法人会員が、財団の特定のプログラム、プロジェクトまたは活動を、管理委員会の代行者としての法人会員によって、または、両者の協力によって、管理すると合意した場合を除く。

(e) 財団が資金を調達しているプログラム、プロジェクト、活動をすべて継続的基準で評価すること。財団が授与する奨学金と補助金すべてについて年1回法人会員に報告すること。

(f) ロータリー財団を推進し、それに関する情報を配布すること。財団を支援した個人、ロータリー・クラブ、その他に対して、適切な形で表彰すること。

(g) 財団の新プログラム、プロジェクトまたは活動を開発・創始する一次的な責任を負うこと。

(h) 世界のいかなる国または地域においても、関係下部組織、他の慈善法人、財団、信託または同種の組織を設立または提携すること。

(i) 法人会員理事会の提出した、財団に関するRI定款細則の改正案と財団に関する決議案を、法人会員の規定審議会で審議する前に、審議、承認すること。他の関係者がこのような改正案と決議案を提出したならば、法人会員理事会と管理委員会は、RI規定審議会の審議に先立って、このような改正について合同で審議するものとする。

(j) 管理委員会が必要または適切と考える財団管理の追加規定と規則を採択、改正すること。但し、このような規定と規則は、RIの定款細則または法人設立定款および本細則に矛盾してはならないものとする。

第3.2項　人数、任命、任期。管理委員の数は15名とする。管理委員は、法人会員の理事会の同意を得て、法人会員の会長が任命するものとする。管理委員のうち4名は、法人会員の元会長とする。管理委員の任期は4年とする。管理委員は、管理委員として任期満了後再任命されることができる。但し、本条本項および第3.3項に掲げた、管理委員の資格条件を満たしていなければならない。死亡、辞任、解任、資格欠如を除き、各管理委員は、自分が選ばれた任期中または後任の人が選ばれ、適格となるまで在任するものとする。

第3.3項　資格条件。管理委員は、ロータリー・クラブの名誉会員以外の会員でなければならない。各管理委員は、豊富なロータリー経験を有し、特に財務と財団の支援している活動分野において管理職および方針決定の経験あるロータリアンでなければならない。管理委員は、世界各地から選ばれなければならない。

第3.4項　辞任。管理委員は、管理委員会の会合で口頭で辞任してもよいし、当法人の事務総長宛に辞表を提出してもよい。その辞任は、正式に受理されなくとも意思表示したときに発効するものとする。

第3.5項　解任。本条第3.3項に掲げる資格を満たすことのできなかった管理委員は、その時点で自己の地位を失うものとする。そして、その失格を発効させるために、法人会員または残りの管理委員の決議をさらに必要としない。本項に従って自己の地位を失った管理委員は、本条第3.6項により後任者と交代する。管理委員会と法人会員の判断で、管理委員がその任務を十分遂行できないとされたとき、その判断を下した時点で、その管理委員は、管理委員としての役職を失い、本条第3.6項に規定されるように後任が任命されるものとする。然るべき十分な理由がある場合、全管理委員と当該管理委員（聴聞の機会を与えられるものとする）に通知後、法人会員理事会の4分の3の票によって、管理委員を罷免できる。このような罷免は、RIの次期国際大会における過半数の投票によって理事会決定が承認された後、効力を発する。

第3.6項　欠員。死亡、辞任、資格欠如、任務遂行不能、罷免により管理委員に欠員が生じた場合は、本条第3.2項に明記された手続により、法人会員が残存任期を務める人を任命する。後任の管理委員は、すべての権限と自由裁量を有し、前任者に与えられている任務と同一の任務を負うものとする。

第3.7項　委員長。管理委員会は、毎年、管理委員の1人を次年度の委員長に選ぶ。委員長の死亡、辞任、任務遂行不能、罷免の場合は、管理委員会が残存任期を務める委員長を選ぶものとする。

第3.8項　報酬。管理委員は無報酬でその任を務めるものとする。

第4条　管理委員会の会合

第4.1項　　年次会合。財団管理委員会の年次会合は、管理委員会の定める、イリノイ州内外の場所と時で開かれるものとする。管理委員会と法人会員理事会は、必要かつ望ましければ、相互に都合のよい時と場所で、合同会合を開いてもよい。

第4.2項　　他の会合。管理委員会の委員長によって、または管理委員の過半数が残りの管理委員に書面で通知することによって、随時、管理委員会の会合を招集するものとする。

第4.3項　会合の通知。書面によって放棄しない限り、管理委員会のすべての定例会合の時（期日と時刻）と場所の書面によるまたは印刷された通知書は、会合の日付の少なくとも30日前までに、各管理委員の住居または通常の事業所に郵送されるか、会合の日付の少なくとも20日前までに、直接配達、電信、また電話の方法によって伝えられるものとする。臨時会合の通知は、会合の日付の少なくとも10日前までに郵送するか、会合の少なくとも6日前までに、直接配達、電信、電話によって伝えられるものとする。会合に管理委員が出席することは、通知の義務手続の不処理を容認し、放棄することに相当する。但し、会合が合法的に招集、開催されていないという理由で事務処理に反対するという明示した目的のために特に出席した場合はこの限りでない。

第4.4項　定足数と決議方法。その時点において資格を備え活動している管理委員の過半数が、管理委員会のどの会合においても業務処理の定足数となる。管理委員会の決議を必要とする事項は、出席する管理委員の過半数の投票で決定することができる。但し、規則や本細則にこれと異なる規定がある場合はこの限りでない。定足数に不足している場合、出席している管理委員の過半数で、さらに通知することなく、定足数が出席するまで会合を延会することができる。延会の場合、会合の通知を出すには及ばない。

第4.5項　　非公式な決議。管理委員会の会合でそのような決議をすることもできるが、決議は、その件について投票資格のある管理委員全員が、その事項が記載されている書面による同意書に署名したならば、会合がなくても決定することができる。事務総長は、主題が既存の方針の範疇に属すときは郵便投票の書式を送る権限を有するものとする。主題が既存の方針以外のものの場合、管理委員会の委員長は、その件を郵便投票で処理するか、次の管理委員会の会合まで持ち越すか決定する権限を有するものとする。

第4.6項　電話による会合。管理委員会は、会合に参加している全員が互いに意見を交換できるような電話または他の通信手段を使って、その会合で発言し、決定することができる。このような会合への参加は、参加している人または人たちが会合に直接出席しているものとみなされる。

第4.7項　　議長。管理委員会の委員長は、管理委員会のすべての会合の議長を務める。委員長または副委員長が不在の場合は、管理委員会は、管理委員の中から暫定委員長を選ぶことになる。

第5条　当法人の役員

第5.1項　　役職。当法人の役員は、管理委員会の委員長（「委員長」）、副委員長、事務総長とする。

第5.2項　選挙、任期、報酬。委員長と副委員長は、1年を任期として毎年管理委員会によって選ばれるものとする。事務総長は、法人会員の理事会によって選ばれ、法人会員の事務総長と同一人とする。死亡、辞任、任務遂行不能、資格欠如、解任を除き、各役員は、自己の任期または後任の人が選ばれ、適格となるまで在職する。委員長と副委員長は無報酬とし、事務総長の報酬は法人会員が決めるものとする。

第5.3項　辞任。役員は、委員長宛の書面で辞任することができる。その辞任は、正式に受理されなくとも意思表示したときに発効するものとする。

第5.4項　解任。委員長または副委員長は、管理委員会の会合で管理委員によって理由の有無にかかわりなく解任できる。事務総長は、法人会員の理事会によって解任できる。

第5.5項　欠員。いずれかの役職に欠員があった場合、このような役員を選出または任命する権限のある人が後任者を選出または任命し、この後任者が残存任期を務めるものとする。

第5.6項　委員長。委員長は、当法人の最高の役員であり、管理委員会に代わって当法人のあらゆる運営と活動を定期的に監督、指揮しなければならない。委員長は、自己の権限の一部を当法人の他の管理委員または役員に委任することができる。委員長は、すべての常任委員会と臨時委員会の委員を任命するものとする。委員長は、すべての委員会の委員であり、可否同数のときのみ投票権を行使する。管理委員会または執行委員会が開かれていないとき、または、容易に招集できないときで、その決定がRI定款細則および財団の法人設立定款、本細則に合致している場合は委員長が管理委員会に代わって緊急事項を対処できる。

第5.7項　副委員長。副委員長は、委員長によって権限を委任されたとき、または、何らかの理由で、委員長が任務を遂行できないとき、管理委員会の会合と会合の間委員長に代わって行動するものとする。

第5.8項　事務総長。事務総長は、管理委員会と委員長の指示の下に、当法人の管理並びに財務を担当する最高責任者とする。また、管理委員会の方針を実行し、当法人の全般的運営と管理の責任を負うものとする。

第5.9項　他の任務。当法人の数名の役員は、先に列記した任務のほかに、管理委員会が随時委任、決定するところの、または、委員長または他の上級役員の委任するところの任務を本細則に沿って実施し、権限を遂行するものとする。管理委員会に代わって行動した役員は、誰であれ、次回の会合で、その行動を管理委員会に報告するものとする。

第6条　委員会

第6.1項　人数と任期。当法人の管理委員会は、各種委員会を設立するものとする。さらに、当法人の最もためになる、と管理委員会が随時決定するところの委員会の任務と権限を定めるものとする。委員の人数と任期は、管理委員会の決定する通りとする。但し、いかなる委員会も、当該委員会の委員の過半数が管理委員である場合を除き、法人の運営において、管理委員会の権限を有することも、これを行使することもできない。

第6.2節　委員会構成。委員長がこのような委員会の委員とその小委員会を任命する。そして、各委員会と小委員会の委員長を指名する。各委員会は、少なくとも2名の管理委員によって構成される。

第6.3項　会合。委員会と小委員会は、管理委員会の委員長の決定した時と場所で、通知後、会合を開く。委員の過半数で定足数とする。定足数の出席している会合に出席している委員の過半数による決議が委員会の決議とされる。

第6.4項　常任委員会。年次会合または他の会合に出席している管理委員の過半数によって、これと異なる規定がある場合を除いて、当法人は、執行委員会、財務委員会、プログラム委員会、増進委員会を有する。各委員会は、管理委員会が随時定める構成と任務をもつものとする。

第6.5項　臨時委員会。管理委員会の委員長は、随時、臨時のアド・ホック委員会を設置し、その委員会の委員長と委員を任命する。この委員会には管理委員と管理委員以外

の人の両方またはいずれかが属す。管理委員は投票権を有し、管理委員以外の人は、管理委員会委員長の裁量で投票権を有する委員であってもなくてもよい。

第7条　管理委員会と法人会員理事会との合同委員会

第7.1項　　委員構成と任期。管理委員会と法人会員理事会との相互理解と協力を維持する手段として、管理委員会と法人会員理事会の合同委員会が設置され、継続されるものとする。この委員会は、法人会員3名ないし5名と同数の管理委員によって構成されるものとする。合同委員会の構成員となる理事は法人会員の会長によって任命され、同管理委員は管理委員会委員長によって任命される。合同委員会の委員は、1年を任期とし、再任されることができる。

第7.2節　　権限。委員会は、管理委員会と理事会相互に関心のある事項を審議できる。そして、管理委員会と法人会員理事会との承認を求めて、勧告意見を提出する権限を有する。

第7.3項　　会合。委員会は法人会員の会長と管理委員会委員長との合同招集によって開催される。

第7.4項　　欠員。管理委員会の委員長と法人会員の会長は、それぞれ、自分の任命した委員の死亡、辞任、任務遂行不能、解任、資格欠如によって生じた欠員を埋める権限を有するものとする。

第7.5項　　通知。書面によって放棄しない限り、すべての委員会の時（期日と時刻）と場所の通知書は、会合の少なくとも30日前までに、各管理委員の自宅または通常の事業所に郵送されるか、または、会合の少なくとも20日前までに、直接配達、電信、電話によって伝えられるものとする。委員が会合に出席することは、通知の放棄に相当する。但し、会合が合法的に招集、開催されていないという理由で事務処理に反対するという明示した目的のために特に出席した場合はこの限りでない。

第7.6項　　定足数と決議方法。合同委員会委員に任命された財団管理委員と法人会員理事のそれぞれの過半数がどの会合においても業務処理の定足数となる。定足数に達している会合に出席している委員の過半数の決議が合同委員会の決議とされる。定足数に不足している場合、出席している委員の過半数で、定足数が出席するまで随時会合を延会することができる。延会の場合、会合の通知を出すには及ばない。

第8条　財務報告

第8.1項　　帳簿と会計記録。管理委員会は当法人の受理したすべての財産が法人設立定款に掲げられている目的にのみ使われるように財団の領収書、支出、投資、財産、他の資産の正確な帳簿および記録をつけるようにしなければならない。

第8.2項　　報告。管理委員会は、法人会員の理事会に対し、財団割当額の状況、並びに、財団の目的助長に利用できる金額を定期的に通知しなければならない。

第8.3項　　監査。当法人は、運営費として、毎年、法人会員の会計監査に雇われた会計監査役を、財団の会計監査に従事させるものとする。事務総長は、管理委員会と法人会員理事会に監査報告を配布しなければならない。さらに、この報告を、事務総長が適切と考える方式で公表、配布させるようにしなければならない。

第8.4項　　保証書。管理委員会は、財団の活動に従事する人に対する保証書の必要性と金額を決め、このような保証書の費用について、財団の運営予算の中で配慮しておかなければならない。

第8.5項　　会計年度。当法人の会計年度は、法人会員の会計年度と同一とする。

第8.6項　　予算。毎年、管理委員会は、次の会計年度の予算を採択するものとする。管理委員会は、その予算を必要に応じて、次の会計年度において改訂することができる。

第8.7項　　法人会員による業務に対する支払。財団は、管理委員会が法人会員に要請したすべての運営および他の業務に要した費用を法人会員に支弁する。管理委員会が財団の年間予算を採択したとき、事務総長は、このような業務の費用見積書を提出する。管理委員会は、この見積書に従って、会計年度中、随時、その費用を前払いする。余剰または不足のいずれにせよ、見積と、業務遂行によって生じた実費との間に差のあることが判明した場合、会計年度末における財団と法人会員の会計監査と検査の後に、適宜調整する。

第9条　雑則

第9.1項　　補償。1986年イリノイ州一般的非営利財団法、または米国イリノイ州の採択する継承法があれば、その法律、すなわち、同法の関係補償規定により認められた限度まで、財団は現および元管理委員と役員のすべてに補償するものとする。さらに、財団は、管理委員会の承認を得て、上記の一般的非営利財団法の下に認められた限度まで、財団の委員会委員または代理人にも補償できる。財団は、財団管理委員会の随時定める限度まで、その役員と管理委員の補償をするために保険にも加入するものとする。

第9.2項　　印章。当法人の印章は、管理委員会が随時採択するような形をとるものとする。

第9.3項　　補助金授与の方針。次の人は、財団からいかなる奨学金も補助金も授与される資格はない。

(a) ロータリアン、但し、管理委員会の認める全ボランティア奉仕についてはこの限りでない。

(b) クラブと地区と他のロータリー関係の組織と国際ロータリーの職員。

(c) 前記(a)項と(b)項の配偶者、直系親属（血縁による子または孫、入籍している養子）、尊属（血縁による両親または祖父母）。

第9.4項　　細則改正。本細則は、管理委員会が必要に応じて、適時に改正できるように随時検討することができる。管理委員会によるこのような改正の承認を得ると、法人会員理事会の承認を得るために同理事会に提出するものとする。細則の改正は、法人会員理事会の承認を得次第効力を発するものとする。しかし、法人会員の定款または細則の規定と矛盾する細則は、RIの規定審議会から承認されるまで効力を発しないものとする。

1983年5月31日申請の
国際ロータリーのロータリー財団法人設立定款抜粋

名称。当法人の名称は、国際ロータリーのロータリー財団である。

目的。本法人は、人道的かつ教育的目的、または1954年国内歳入法第501項(c)(3) もしくは以後の連邦租税法の関連規定に定められ、かつ、法人会員の承認した他の目的と目標のためにのみ組織され、常に運営されるものとする。この目的の中には博愛、慈善、教育または人道的という特質をもつ実質的かつ効果的なプログラムの促進を通じて、さまざまな国の国民の間に理解と友好関係を助長することが含まれるが、これらに限定されるものではない。

収入と資産の用途

(a) 当法人の資産または純収益の一部といえども当法人の理事、管理委員または役員、私人の利益に帰してはならないものとする。但し、当法人は、なされた奉仕の適正な報酬の支払を含め、前述の目的を助長する場合は、支払と分配を行うことができる。当法人は、本条の他の規定にもかかわらず、(i)1954年国内歳入法501項(c)(3)（または将来の米国国内歳入法の関係規定）の下に、連邦所得税を免除された法人によって、(ii) 1954年国内歳入法第170項(c)(2)（または将来の米国国内歳入法の関係規定）の下に、寄付金を控除できる法人によって、遂行することが認められないような他の活動を遂行しないものとする。

(b) 当法人は活動の一部といえども立法に影響を及ぼそうとする宣伝その他を行うものではない。当法人は、公職の候補者に代わって政治的キャンペーン（声明の発表、配布も含まれる）に参加してはならない。

(c) 当法人が解散、終結すると直ちに、その借金および負債を支払うか、支払う準備をしたあと、その資産のすべて（当法人が解散するような場合、返還、譲与、譲渡を条件として本財団に譲渡された資産を除く）は、1954年国内歳入法501項(c)(3) または以後の連邦租税法の関連規定に述べる単一または複数の団体を律する法律に従って、当法人の法人会員が決めた前述の一つまたはそれ以上の目的のために譲与、譲渡されるものとする。

法人会員。当法人の構成員は1種類とし、これは「法人会員」として指定された唯一の構成員から成るものとする。法人会員の選出方法は細則に定めるものとする。法人会員は、規則によって必要とされる事項に加えて、当法人の理事（管理委員を指す）を任命するという権限を有する。法人設立定款および細則は、法人会員の承認なしに変更されないものとする。法人会員の承認を得るために提出しなければならない他の事項については細則に定められている。

語彙
(Glossary)

A B C D E F G H I J

K L M N O P Q R S T

U V W X Y Z

ロータリー用語語彙
（Glossary – Words and Phrases Used by Rotary）

Acting Governor [アクティング・ガバナー]　ガバナー職に空席が生じた場合、国際大会またはRI理事会が新ガバナーを選ぶまで、RI会長からガバナーを代行するよう任命された人。アクティング・ガバナーは、また、ガバナーがその職務を一時的に果たせない時期に、その空席を補充するために任命される場合もある。

Active Member [正会員]　職業分類の下にクラブ会員として選ばれ、RI定款・細則に定められた会員としてのすべての義務、責任および特典を有するクラブ会員。

Admission Fee [入会金]　クラブ入会申込者がクラブに支払う料金。料金の額は、各クラブがその細則に規定するところによって決める。

Alternate (delegate) [補欠者(代議員)]　いずれのクラブでも国際大会にその代議員を選出するに当たり、代議員各1名ごとに補欠者1名を選ぶことができる。この補欠者は当該代議員が出席できない場合、国際大会において投票する権利を有する。

Assembly, Club [クラブ協議会]　クラブのプログラムおよび活動について協議する目的で開かれる、クラブ役員、理事および委員長全員の会合。

Assembly, District [地区協議会]　地区協議会の研修会合は、毎年、4月または5月に実施することが望ましく、参加者は、クラブ会長エレクトおよび次ロータリー年度に指導的役割を果たすよう会長エレクトから任命されたロータリー・クラブ会員とする。この会合は、RI理事会が定めたクラブの効果を高めるために必要な技能、知識および意欲をもつクラブ指導者を育成する指導プログラムおよび地域や地区の計画と目標を分かち合う機会を提供するものである。RI細則15.020.を参照のこと。

Assembly, International [国際協議会]　中央役員、ガバナー・エレクト、理事会の指定する他の人たちが出席する年次会合。その目的は、ガバナー・エレクトに、ロータリー教育を行い、運営上の任務を指導し、鼓舞激励し、さらに、次年度のロータリー・プログラムや活動の実施方法を討議・計画する機会を与えることである。

Assistant Governor [ガバナー補佐]　RI理事会の方針に従い、ガバナーにより任命され、指定される地理的地域内で指定されたクラブのクラブ運営に関連する管理業務に関してガバナーを補佐するロータリアン。

Associate Foundation [協力財団]　財団管理委員会の基準と指針に基づき設置され、管理委員会により附属財団としての運営を承認された財団。協力財団としての運営を承認された団体。協力財団の主要目的は、この財団が設置された国のロータリアンに税制上の恩恵を提供することにある。

Attendance Report [出席報告]　クラブ例会の出席報告。各クラブが、ガバナーに対し毎月この報告書を提出するようRI細則に規定されている。

Board of Directors [クラブ理事会] クラブ細則の規定により構成されたクラブの管理主体。

Certificate of Nomination of Governor [ガバナー指名証明書] ロータリアンが地区内クラブにより将来の指定年度のガバナー職に指名されたことを証明する、ガバナーの署名した証明書。

Charter Member [創立会員] ロータリー・クラブの創立会員、すなわちRI加盟前に選ばれた会員。

Classification [職業分類] 地域社会に貢献する別個の明確な事業または専門職務活動を表示する字句。用語としては正会員の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般社会がそのように認めている活動か、あるいは、正会員の主要かつまた一般社会がそのように認めている活動を最も正確に表示する字句である。

Classification Roster [職業分類表] 地域社会における事業および専門職務活動のすべてを含む一覧表で、クラブで既に充填されているもの、未充填のものを明記したもの。

Club Locality [クラブの所在地域] クラブが奉仕を提供する地域を説明する用語。１つあるいはそれ以上のクラブが現存していてもクラブを結成することができる。

Club Service [クラブ奉仕] ロータリーの第1奉仕部門。ロータリアンが、クラブを円滑に機能させるために、クラブ内で講じる措置に関するもの。

Code of Policies, Rotary [ロータリー章典] 国際ロータリー理事会の一般的および永続的な方針のすべてが含まれた総括的な文書。

Code of Policies, The Rotary Foundation [ロータリー財団章典] ロータリー財団管理委員会の一般的および永続的な方針のすべてが含まれた総括的な文書。

Committee, RI, Ad Hoc [アドホック委員会] RI理事会により設置され、特別な職務が終了するまで活動が継続される委員会。

Committee, RI, Board [RI理事会委員会] RI理事会全体会議に特定の議題に関して勧告するために、選ばれた理事会メンバーからなる、RI会長によって設置される委員会。

Committee, RI, Special [特別委員会] 任命が行なわれた各ロータリー年度の終わりまで活動が継続される委員会。 RI理事会により設置される。

Committee, RI, Standing [常任委員会] RI細則第16.010.節により会合が義務付けられている委員会。

Community Service [社会奉仕] ロータリーの第3奉仕部門。クラブの地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を向上させるために、時には、他団体(例えば、ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブ、ロータリー地域社会共同隊)と提携して、ロータリアンが行う各種活動。

Convention [国際大会] すべてのロータリアンとそのゲストに開かれている年次国際会合。国際大会の主たる目的は、国際レベルにおいて、ロータリアンを鼓舞し、かつ、啓発することである。世界中から集まったクラブ代議員が、会長やRI理事を含む、来る年度のRI役員を選挙する。

Council on Legislation [規定審議会] 規定審議会は国際ロータリー定款第10条とRI細則第8条に定めるように国際ロータリーの立法機関である。投票権を有する議員は、各地区のクラブの代表議員から成る。各地区のクラブ代表議員が出席するもので、クラブ、地区大会、RIBI審議会または大会、規定審議会、RI理事会が提出した制定案と決議案を審議、決定するために3年に1度開かれる。立法を採択するに当たっての決定は、全クラブの再審議を経て、発効する。

Council on Legislation Representative [規定審議会の代表議員] 規定審議会で地区内クラブを代表するために選ばれたロータリアン（会長から別段の承認を受けない限り、元役員）。この代表議員は審議会の投票権を有する議員である。

Credentials Certificate [信任状] 代表議員および補欠の選挙を確認するためのガバナーが記入する証明書。信任状を確認するために、提示しなければならない。

Delegate [代議員] 国際大会においてロータリー・クラブを代表する人。

Delegate-at-Large [特別代議員] 国際ロータリーの各役員および元会長で、現在も会員（名誉会員を除く）としてクラブに籍を有する人は、国際大会における特別代議員となる資格を有し、各特別代議員は、各議題につき 1 票の投票権を有する。

District [地区] RIの管理の便宜上まとめられた一群のクラブの所在する、一定の地理的区域の名称である。

District Audit Report [地区監査報告] クラブの財務責任を明確にするために、地区大会で検討され、採択される、前ロータリー年度からの監査財務表（RI細則15.060.4.）。この財務表は、地区ガバナーにより地区大会の報告書と共にRIに提出される（ロータリー章典 17.050.）。

District Conference [地区大会] 交歓と、感銘深い講演と、クラブおよび地区の業務に関す事項の討議とによって、ロータリーのプログラムを推進するために、毎年、各地区で開かれる会合。地区内の全ロータリアンとその家族が出席できる。

District Conference Report [地区大会報告書] 地区大会決議事項、出席クラブ数、ガバナー・ノミニーの氏名、その他の事項を記載し、ガバナーおよび地区大会幹事よりRIに提出される報告書。

District Designated Fund (DDF) [地区財団活動資金] 地区がロータリー財団へ寄せる寄付の50パーセントおよび調整額。

District Dues [地区会費] 「the district fund（地区資金負担金）」としても知られている。各地区は、地区の提唱プロジェクトおよび管理機能を賄うための基金を設置してもよい。地区会費は、地区内クラブの会員に均一の義務的賦課金を割り当てるという方式によって、調達される。RIの方針には、賦課金の額は毎年、地区協議会ま

たは地区大会にて承認されなければならないものと定められている（ロータリー章典22.020.1.）。クラブは、6カ月を超えて地区会費の支払を怠っていた場合、停止されることがある（RI細則15.060.3.）。

District Leadership Plan [地区リーダーシップ・プラン] 地区リーダーシップ・プランは、全地区に対する組織構成である。その構成は次のようなものである。ガバナー補佐および地区委員会委員について定義された責務を果たす。定められた任期がある。再任の回数に制限がある。

Dues and Fees [入会金および会費] 各正会員はそのクラブの定める入会金および年会費をクラブに支払う。

Effective Club [効果的なクラブ] 効果的なクラブは、1）会員基盤を維持、そして/もしくは増強させ、2） それぞれの地域社会を始め他の国の地域社会のニーズを取り上げたプロジェクトを実施し成功させ、3）プログラムへの参加と資金寄付を通じてロータリー財団を支援し、 4）クラブ・レベルを超えてロータリーに奉仕する指導者を育成することができる。

Electors [選挙人] 正当な信任状をもつ代議員、委任状保持者および特別代議員は、国際大会の選挙体を構成するものとし、これを選挙人と称する。Delegate（代議員）の項を参照のこと。

Enactment [規則制定] RI定款・細則または標準ロータリー・クラブ定款を改正する、規定審議会による立法事項。Resolution（決議）の項を参照のこと。

Extension, External [外部拡大] ロータリー・クラブが存在しないところにクラブを設立してロータリーを拡大する活動。この活動は、地区においてはガバナーと事務局の協力によって行われ、無地区地域においては、RI理事会の監督の下に、拡大委員会によって遂行される。

Extension, Internal [内部拡大] クラブの地域内で得られる適格な職業分類代表者を洩れなく入会させてクラブ会員数を増加させること。

Fiscal Agent [財務代行者] クラブが自国において支払った金銭を受け取り、預かったうえ、会計検査役を通じて事務総長の承認した資金を支出するボランティア・ロータリアン。財務代行者は、公式名簿に掲載されている。

Founder of Rotary [ロータリー創始者] 1905年シカゴに最初のロータリー・クラブを創立したポール P. ハリスを指す用語。ポール P. ハリスは1868年4月19日に生まれ、1947年1月27日に死去した。

Four Avenues of Service [奉仕の四大部門] クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、および国際奉仕を指す用語（各項を参照のこと）。

Fund Pool [共同資金] シェア・システムを通じて地区が配分した地区財団活動資金（DDF）により創設される積み立て資金で、競争制に基づき、ロータリー世界平和奨学金のような財団のプログラムに資金を充当するに当たってロータリー財団において使われている用語。

General Council (RIBI) [RIBI審議会] グレート・ブリテンおよびアイルランド内RIの管理機関（RIBIの項を参照のこと）で、RIBIの役員（会長、直前会長、副会長、名誉会計および幹事）とグレート・ブリテンおよびアイルランド内の地区におけるガバナーをもって構成する。グレート・ブリテンおよびアイルランド選出のRI理事は職権上本審議会の構成員である。

General Secretary [事務総長] RI理事会の指示監督の下に業務を遂行する国際ロータリーの最高管理役員。事務総長は、RIの財務運営を含め、方針の実施、運営、管理についてRI理事会と会長に責任を負うものである。事務総長は、ロータリー財団全体の事務長でもある。

"Good Standing" [瑕疵なき] RIの定款・細則の中で、ロータリー・クラブ会員もしくはRI加盟会員であるロータリー・クラブに関して用いられている瑕疵なきという文言は、ロータリー・クラブ会員としてのすべての義務を常に忠実に果たしているロータリー・クラブを意味する。

Governor Nominee Data Form [ガバナー・ノミニー情報書式] 地区によって地区ガバナー職に選ばれた候補者が記入する経歴書式。選ばれた候補者および配偶者に関する個人情報が記載されており、国際協議会の事前登録用書式の役割を果たす。

Governors-elect Training Seminar（GETS） [ガバナー・エレクト研修セミナー] ロータリー・ゾーン研究会の前後に開催されるガバナー・エレクトのためのゾーン・レベルの研修（GETS）。

Governor's Monthly Letter [ガバナー月信] 地区内の各クラブの会長および幹事に対して毎月ガバナーから発送される文書で、出席報告を含む、特に関心の高い重要事項が記載されている。

Honorary Member [名誉会員] クラブの名誉会員に選ばれた、ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、または恒久的にロータリーを支援し、ロータリーの友人とみなされる人。名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたない。クラブのいかなる役職にもつくことができない。しかし、クラブのあらゆる会合に出席することができ、クラブの特典を享受することができる。かかる会員の身分の存続期間は、クラブ理事会が決めるものである。

Institute, International [国際研究会] 国際研究会は、現、元、次期地区ガバナーが出席し、通常、国際大会に付随して、同時期に同じ場所で開かれる。ロータリーのプログラムやRIの管理に関する時宜を得た議題が非公式に討論される。

Institute, Rotary Zone [ゾーン研究会] ゾーンを構成する地区の元、現、次期ガバナーおよび他のRI役員のために開かれるもので教育性豊かで、意欲が高められ、親睦にあふれた会合。ロータリー・ゾーン研究会の目的は、参加者にロータリーのプログラムの最新情報を伝えることであり、ロータリー運動の向上、強化のアイディアの源泉と言えるものである。

Interact [インターアクト] 奉仕と国際理解に献身する若い人のためにロータリー・クラブが提唱するクラブ。高校生の年齢層の学生が入会できる（14歳から18歳）。

Intercountry Committee [国際共同委員会] それぞれの関係ガバナーによりまたはその承認を得て組織される、２カ国以上のロータリアン、ロータリー・クラブまたは地区により構成される委員会。関係国のクラブおよびロータリアン間の交友を奨励し、それによって各国民のあいだに理解を増進し友好を促進することを目的とする。

International Service [国際奉仕] ロータリーの第4奉仕部門は、ロータリアンが、国際理解、親善、平和を推進するために、実施できることすべてから成る。その方法は、他国の人々、その文化、慣習、業績、抱負、問題を知ることであり、また、旅行や国際大会出席による個人交流であり、読書や文通であり、さらに、他国の人々の役に立つクラブの活動やプロジェクトすべて（ロータリー財団を含む）に協力することである。

Make-up [メークアップ] 自己の会員身分を守り、出席のクレジットを受けるために、別のロータリー・クラブの例会か標準ロータリー・クラブ定款第8条に規定する他の会合に出席すること。別のロータリー・クラブでメークアップした場合、訪問先のクラブ幹事から「訪問ロータリアン報告用紙」にメークアップの旨記入され、所属クラブに送付される。

Membership Attendance Report（Governor）[会員出席報告] 地区内のクラブから受け取った月例出席報告を要約した一覧表。ガバナーは、これを1部RI事務総長に送付し、ガバナー月信に掲載しなければならない。

Membership Data Forms [会員情報報告書式] クラブ幹事が事務総長に対して、新会員、退会者および会員の住所と職業分類の変更を報告する書式として、RIが給付する書式。会員情報は、オンラインで「会員アクセス」より更新することもできる。

Membership Development [会員増強] 会員の増大と増強を達成するために、継続性をもった、3つの中核的要素を伴なう数段階からなる対処方法を取ることが奨励されている。新会員の勧誘、現会員の退会防止、および新クラブの結成（拡大）がそれである。勧誘活動＋退会防止＋新クラブ結成 ＝ 会員の増大、となる。

Membership Identification Card [会員証] RIが全クラブにその使用を勧めている小型会員証。会員の氏名、所属クラブ名、納入した会費の期限、クラブ幹事の署名および当人の署名のための空欄が設けてある。会員証は、ロータリー被免許業者より購入することができる。

Memo of Club Visit [クラブ訪問報告用紙] ガバナー補佐あるいはガバナーがクラブ訪問に際して記入する書式用紙。この報告用紙は、ガバナー補佐およびガバナーがクラブの目標に対する進み具合を査定し、クラブに対し行う適切な支援方法を決めるに当たって役立てるのが目的である。また報告用紙は、地区およびRIがクラブに奉仕する参考資料として使用され、クラブの発展状況に関しての年次記録となる。

Menu of Service Opportunities [奉仕の機会に関する項目] クラブおよび地区に対し特定の期間、優先的な奉仕活動として奨励される、RIにより確認された課題および懸念事項。これらには、危機にある子供たち、身障者、保健、国際理解と親善、識字・計算能力向上、人口問題、貧困と飢餓救済、環境保全、都市部の関心事項が含まれる。

Merger of Clubs [クラブの合併] 同一地区内の2つ以上のクラブは、単一クラブへの合併を理事会に申請することができる（RI細則2.050.）。

Multidistrict Administrative Groups [多地区合同運営組織] 2つ以上の地区がクラブに合同で管理業務を提供したいと望めば、理事会の承認の下に（ロータリー章典16.040.を参照のこと）、多地区合同運営組織を設立することができる。

Object of Rotary [ロータリーの綱領] RI定款第4条および標準ロータリー・クラブ定款第3条に規定するように有益な事業の基礎として、奉仕の理想を鼓吹し、これを育成するのがロータリーの綱領である。

Officers, Club [クラブ役員] 選挙されたクラブ役員は会長、会長エレクト、副会長1名または数名、幹事、会計および会場監督である。

Officers, RI [RI役員] RIの役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、その他の理事、事務総長、地区ガバナー、グレート・ブリテンおよびアイルランド内RIの会長、直前会長、副会長並びに名誉会計である。

Officers, RI, General [RI中央役員] RIの中央役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、その他の理事会のメンバーおよび事務総長。

Paul Harris Fellow [ポール・ハリス・フェロー] 個人が、自ら、または、ある人に敬意を表するため、あるいは記念するために米貨1,000ドルをロータリー財団に寄付すると、本人または敬意を表された人はポール・ハリス・フェローになる。

Per Capita Dues [人頭分担金] 各クラブが、RIに対して、7月1日および1月1日現在のクラブ正会員総数に応じて、半年ごとに支払う人頭分担金。

Perfect Attendance [完璧な出席] ロータリアンの100パーセントの出席記録を指して、多くのクラブがこの用語を使う。

Planning Guide for Effective Rotary Clubs [効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標] 効果的なクラブに関する4つの重要な分野を始め、一般的なクラブの管理運営と関連した目標を設定するためにクラブおよび地区の指導者との協力の下に、クラブ会長エレクトによって使用される目標設定の用具。また活動計画の指標は、クラブが目標を押し進めることができるよう一般的な方策を示唆している。

PolioPlus [ポリオプラス] ポリオを撲滅するために「最優先順位活動」として推進されている国際ロータリーおよびロータリー財団のプログラム 。

Presidents-elect Training Seminar（PETS）[会長エレクト研修セミナー] 毎年、クラブ会長エレクトのために実施される研修で、3月に催されるのが望ましい。その主な目的は、クラブ会長が、理事会の定めた効果的なクラブを創り、維持して行くために必要な技能、知識および意欲を助長することにある。

President's Representative [会長代理] 地区大会に出席するよう任命された会長の代理。

Purposes of Rotary International [国際ロータリーの目的] a)ロータリーの綱領を推進するプログラムや活動に従事する上で、RIのクラブおよび地区を支援すること。b) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、そして管理すること。c) RIの活動を調整し、全般的にこれを指導すること（RI定款第3条）。

Regional Rotary Foundation Coordinator（RRFC）[ロータリー財団地域コーディネーター] 指定された地域において財団に関する事項について財団管理委員会と地区を結び付ける役目を果たすロータリアン。RRFCの2つの主要な責任分野は、寄付資金の増進とプログラムの推進である。

Resolution [決議] RIの組織規定を改正せず、また矛盾することもなく意見を表明し、あるいはRI理事会に勧告する議決行為（Enactment[規則制定]を参照のこと）

Rotaract [ローターアクト] 奉仕を志向する市民と指導者を育成するため、若年成人（18歳から30歳）を対象に、ロータリー・クラブが提唱するクラブ。

Rotary [ロータリー] 「ロータリー」はロータリー・クラブとロータリアンによって構成される組織、クラブとロータリアンを指導する原理、慣行および慣例、そしてクラブとロータリアンが達成を期する目的および綱領を示す言葉として用いられる。

Rotary Community Corps（RCC）[ロータリー地域社会共同隊] 自らの住む村、近隣、あるいは地域社会に奉仕し、改善に貢献するロータリアン以外の成人からなる団体で、ロータリー・クラブが提唱する。

Rotary Emblem [ロータリー徽章] 国際ロータリーの象徴。6本の輻と24の輪歯と楔穴を備えた歯車から成る。色はロイヤルブルーと金色で、ロータリアンが襟ピンとして誇りをもって着用するものである。

Rotary Entity/Rotary Entities [ロータリー組織] 国際ロータリー、ロータリー財団、ロータリー・クラブ、ロータリー・クラブや地区グループ（多地区活動を含む）、ロータリー親睦活動グループ、RI国際大会ホスト組織委員会および国際ロータリーの管理区域群のことである。

Rotary Fellowships [ロータリー親睦活動] 国際親睦、友情、奉仕活動を助長するために、趣味や職業を同じくするロータリアンを結びつけるRI構成プログラム。

Rotary Foundation of RI, The [RIのロータリー財団] 寄付を受け、それに基づきロータリー・クラブおよび地区を通じて実施される承認された人道的および教育的プログラムの支援のために資金を支給する非営利法人。ロータリー財団の使命は、地域レベル、全国レベル、国際レベルの人道的、教育的、文化交流プログラムを通じて、ロータリーの綱領とロータリーの使命を遂行し、かつ世界理解の平和を達成しようとする国際ロータリーの努力を支援することである。

Rotary Foundation Sustaining Member [「財団の友」会員] 最初に米貨100ドル、またはそれ以上を寄付し、それ以降毎年米貨100ドル、またはそれ以上を年次プログラム基金に寄付する意図を文書に表明した個人は、「財団の友」会員となる。

Rotary Friendship Exchange [ロータリー友情交換] ロータリアンとその家族が他国のロータリアンとその家族を相互に訪問し合うことで、直接、異文化を体験するRI構成プログラム。

Rotary Information [ロータリー情報] 1）ロータリーの綱領、原則および発展と四大奉仕部門に関する会員の理解をはぐくむこと。2）ロータリアンひとりひとりがロータリーの理想に自ら献身し奉仕することにより責任感と理解を養うこと。

Rotary International in Great Britain and Ireland（RIBI）[グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー] グレート・ブリテンおよびアイルランド内RIによる、グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島およびマン島にあるクラブの監督。

Rotary International Membership Coordinator（RIMC）[国際ロータリー会員組織コーディネーター] 地区およびクラブの会員増強活動を支援する目的で、RI会長により任命されたロータリアンのネットワーク。各ゾーンに少なくとも1名、合計44名の国際ロータリー会員組織コーディネーターがいる。RIMCは、80名の国際ロータリー会員組織ゾーン・コーディネーター（RIMZC）から支援を受ける。RIMZCは80名いる。RIMCおよびRIMZCは、次の責務を負う：担当地域において会員増強セミナーを開催する。担当地域の会員傾向と方策を特定する。ガバナー・エレクト研修セミナー（GETS）のチーム・メンバーを務める。その他の地区レベル、あるいはゾーン・レベルの会合や行事で会員増強セッションで説明発表を行うか、または進行役を務める（ロータリー章典 26.070.）。

Rotary International Office [国際ロータリー事務局] 世界本部以外の世界各地にある事務局。各事務局は、指定された地域のロータリー・クラブと地区ガバナーに業務奉仕する各国際事務局は、指定された地域のロータリー・クラブと地区ガバナーに業務奉仕する。

Rotary International Brazil Office [国際ロータリーブラジル事務局] ブラジルのサンパウロにあるRI事務局。ブラジルのロータリーのための事務を取り扱う。

Rotary International Europe and Africa Office [国際ロータリーヨーロッパおよびアフリカ事務局] スイスのチューリッヒにある事務局。ヨーロッパ、アフリカおよび東地中海地域のロータリーのための事務を取り扱う。

Rotary International Japan Office [国際ロータリー日本事務局] 日本の東京にあるRI事務局。日本のロータリーのための事務を取り扱う。

Rotary International Korea Office [国際ロータリー韓国事務局] 韓国のソウルにあるRI事務局。韓国のロータリーのための事務を取り扱う。

Rotary International South Asia Office [国際ロータリー南アジア事務局] インドのデリーにある事務局で、バングラデシュ、インド、ネパール、パキスタンおよびスリランカにおけるロータリーのための事務を取り扱う。

Rotary International South Pacific and Philippines Office [国際ロータリー南太平洋およびフィリピン事務局] オーストラリアのパラマッタにある事務局で、オーストラ

リア、ニュージィーランド、フィリピンおよび太平洋諸島におけるロータリーのための事務を取り扱う。

Rotary International Southern South America Office [国際ロータリー南アメリカ南部事務局] アルゼンチンのブエノスアイレスにある事務局で、アルゼンチン、ボリビア、チリ、パラグアイおよびウルグアイにおけるロータリーのための事務を取り扱う。

Rotary International Theme [国際ロータリーのテーマ] 会長から、毎年、発表されるロータリー・メッセージ。このテーマは、ロータリー年度を通じて新しい奉仕活動計画を方向づける。

Rotary Marks [ロータリー標章] 「語」および「意匠」の両方を含む、この全世界を通じ使用されている商標および奉仕の標章であるRIの知的所有権を指す。RIの知的所有権の完全なリストの詳細は、本手続要覧の第19章を参照。

Rotary Volunteers [ロータリー・ボランティア] ロータリー・ボランティア・プログラムはロータリーの標語である「超我の奉仕」を具現化するものである。このプログラムは、ロータリアンが職業上の技能を発揮できる実地プロジェクトに積極的に関与することを奨励する。ロータリー・ボランティア・プログラムは、専門の技術や知識を地元地域や国際的な人道的プロジェクトに提供する機会をロータリアンとその他の熟練した専門職務者に、与えるものである。RIは、国際的な、またボランティアの援助を必要としている現地で奉仕することを希望するボランティアのデータベースを維持する。

Rotary Wheel [ロータリーの歯車] Rotary Emblem（ロータリー徽章）を参照。

Rotary World [ロータリー・ワールド] ロータリー・ワールド紙は、ロータリー・クラブ・レベル、地区レベル、国際レベルの指導者のために年4回、9カ国語で発行される新聞である。RIとロータリー財団の全プログラム、クラブと地区の興味深いロータリー・ニュースに関する世界的情報源。

Rotary Youth Leadership Awards（RYLA）[ロータリー青少年指導者養成プログラム] 地域社会に在住する若い人々の、指導者として、また、善良な市民としての資質を伸ばし、個々の能力を開発することを目的としたプログラム。クラブ、地区、多地区合同、および国際レベルで実施され、ロータリアンならびにロータリー・クラブが参加する。RYLA プログラムは、年齢14歳から30歳までの青少年を対象としている。

Secretariat [事務局] 事務総長とその職員からなる運営機構。国際事務局とその職員およびロータリー財団に関する事項を担当する全職員を含む。

Semiannual Report [半期報告] 毎年7月1日および1月1日現在をもって各クラブがRI理事会に対して行う会員数の報告。報告はクラブ会長および幹事の署名を要し、世界本部所定の用紙を用いて、事務総長に送付するか、あるいはオンラインでの送信もできる。この報告に基づき、クラブはRIに人頭分担金を支払う。

Service Above Self [超我の奉仕] ロータリーの資料その他に使われるロータリーの公式標語。

SHARE System [シェア・システム] ロータリー財団プログラム奨学金および補助金が世界中に配分される仕組み。このシステムがシェアと呼ばれるのは次の理由による。1) ロータリアンは、世界中のロータリアンとその資産をシェア（共有）する。2) 管理委員会は、意思決定権限の1部を地区にシェア（分与）する。3) ロータリアンは、財団を通じて世界中とロータリーをシェア（共有）する。

Special Months in Rotary [ロータリーの特別月間] クラブだけでなく、ロータリアンひとりひとりがロータリーの活動に参加するよう強調するためRI理事会が指定した月間。すなわち、識字率向上月間（7月）、会員増強・拡大（8月）、新世代のための月間（9月）、職業奉仕月間（10月）、ロータリー財団月間（11月）、家族月間（12月）、ロータリー理解推進月間（1月）、世界理解月間（2月）、雑誌月間（4 月）。

Special Representative [特別代表] ガバナーの指名により、ガバナーに代わってクラブ結成の手続一切を行う通常1名のロータリアン。通常、スポンサー・クラブの会員の中から指名される。

Sponsor Club [スポンサー・クラブ] 新クラブの結成に際して助力し、結成後もRIの一員として速やかに成長するよう指導する責任を引き受けたクラブ。新クラブの結成に当たりガバナーに協力する特別代表の所属クラブがスポンサー・クラブになるのが普通である。

Standard Rotary Club Constitution [標準ロータリー・クラブ定款] RI細則の規定により全加盟クラブが採用すべき定款。

Structured Programs [構成プログラム] 推奨された枠組みと指針を含む、クラブおよび地区のためにRI理事会により奨励される組織活動。次の活動が構成プログラムとして見なされる：インターアクト、ローターアクト、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、ロータリー友情交換、ロータリー・ボランティア、ロータリー青少年指導者養成プログラム（RYLA）、世界社会奉仕および青少年交換。

The Rotarian [ザ・ロータリアン誌] RIの機関雑誌であり、同時に、事業および専門職務に携わる人のための国際的雑誌。

Trustees of The Rotary Foundation [ロータリー財団管理委員会] RI理事会の同意によりRI会長により任命されるロータリー財団の管理理事会。財団のすべての業務は管理委員会により運営され、ロータリー財団の法人設立に関する定款に記載されている財団法人としての目的の推進がその責務である。

Visiting Rotarian Report Card [訪問ロータリアンの報告用紙] 他クラブからの来訪ロータリアンの出席が認められるようにその人の所属クラブ幹事に報告するためにクラブ幹事が用いるカード。

Vocational Service [職業奉仕] ロータリーの第2奉仕部門。その目的には、事業および専門職務の道徳的水準を高め、あらゆる業務は尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくことが含まれる。クラブの役割としては、クラブ会員の手腕を生かして、社会のニーズに応えられるようなプロジェクトを開発することが含まれる。クラブ会員の役割は、ロータリーの原則に沿って、自らと自分の職業を律し、併せてクラブが開発したプロジェクトに応えることである。

World Community Service（WCS）[世界社会奉仕] 国際奉仕の一分野で、国際レベルで国際理解と親善を推進する。2つの異なる国のクラブに所属するロータリアンが、WCSを通じて、生活を改善し、人類のニーズに応えるために、共同で奉仕プロジェクトを実施する。ロータリアンは、資金や物資を寄付したり、専門的援助を提供することで、プロジェクトを支援することができる。RIウェブサイトに記載されているWCSプロジェクト交換を通じて、クラブはプロジェクトのパートナーを探すことができる。

World Headquarters [世界本部] 米国イリノイ州エバンストン、シャーマン・アベニュー 、1560番地のワン・ロータリー・センター、郵便番号60201-3698 に置かれている世界本部事務局。世界本部は、北米、メキシコ、中米、カリブ海沿岸諸国、ジブラルタル、南米北部、ロシア東部、南極のクラブや地区の会員のための事務を取り扱う。

World Understanding and Peace Day [世界理解と平和の日] ロータリー創始の2月23日（1905年）を祝う創立記念日は、世界理解と平和の日としても遵守される。 各クラブは、この日に、国際理解、友好、平和へのロータリーの熱意を特にたたえ、強調する。

Youth Exchange [青少年交換] 高校生の年齢層（15歳から19歳）の学生が、国際理解と親善を推進するために、1学年度または休暇中、海外に勉学または旅行するRI構成プログラム。交換学生は、RI理事会が定める指針と手続に従って、派遣・受入ロータリー・クラブまたは地区の推薦の下に選考される。

Zone [ゾーン] RI会長指名委員とRI理事指名委員を選挙するために、RI細則が定め、RI理事会が編成したクラブ集団。 ゾーンはまた研究会開催の基盤ともなる。

索引

おこそとのほもよろ
えけせてねへめ　れ
うくすつぬふむゆる
いきしちにひみ　り
あかさたなはまやら
D　E　G　P　R
その他

索引

あ

アクティング・ガバナー、185、263
アドホック委員会（RI）、264
アドホック委員会（財団）、255

い

委員会（RI）、55、220、264
委員会（財団）、255
委員会会合、55
委員会による指名（ガバナーの選出）、210
委員会の幹事（RI）、221
委員会の権限（RI）、221
委員会の定足数（RI）、221
委員会の任務（クラブ）、246
委員会の任期（RI）、221
委員会への連絡責任者、222
意義ある業績賞、69
遺贈、138、174、229
遺贈友の会、138
1学年度国際親善奨学金、123
移籍ロータリアン、14、232
Eメール、153
イリノイ州非営利財団法、50、172、181、251
インターアクト、89-91、267
インターナショナル・ポリオ・プラス委員会（IPPC）、132

う

ウェブサイト、59、60

え

営利化、9

お

大口寄付者、138
大口マッチング・グラント、130、136

か

会員（クラブ）、12
会員候補者、248
会員出席報告、268
会員証、268
会員情報報告書式、268
会員選考委員会、245、247
会員増強、15、34、245、247、268
会員増強委員会（クラブ）、245、247
会員増強委員会（地区）、34
会員増強・拡大賞（RI）、38、69
会員組織コーディネーター、15
会員（他団体）、12
会員の権利と特典、232
会員の種類、179
会員の情報、9
会員の名称、174
会員身分（クラブの）、179
会員身分の自動的終結、235
会員身分の終結、236
会員身分の種類、179、232
会員身分の制約、180
会計、235、243、244
会計年度（クラブ）、248
会計年度（RI）、222
会計年度（財団）、256、257
開催地の選択（地区大会）、216
会場監督、235、243、244
改正、175
会長（RI）、51、172
会長エレクト（RI）、51、172、184
会長エレクト（クラブ）、243
会長エレクト研修セミナー（PETS）、42、216、269
会長エレクト（RI）の空席、184
会長エレクト（RI）の任期、184
会長エレクト（RI）の任務、185
会長（クラブ）、3、4、235、243
会長指名委員（RI）の欠員、202
会長指名委員（RI）の任期、202
会長指名委員会（RI）、200
会長指名委員会（RI）による指名、202
会長指名委員会（RI）の組織方法、200
会長指名委員会（RI）の定足数、202
会長指名委員会（RI）の報告、203

会長指名委員会委員の資格要件（RI）、200
会長指名委員の選挙、201
会長賞、68
会長代理、47、269
会長テーマ（RI、年次テーマ）、20、41、42、58、66、227、228
会長の空席、184
会長の指名（RI）、200
会長の選挙（RI）、200
会長（RI）の任務、185
会費、174、222、235、236、238、244
会費の支払期日、223
会費の返還、223
会費不払、236
会費不払による終結、236
外部拡大、266
拡大、14-15、35-38、266
拡大調査、35
「瑕疵なき」、267
家族月間、79
ガバナー、25-27、30、38、185、210、219、220、
ガバナー・エレクト、27、111
ガバナー・エレクト研修セミナー、27、41、267
ガバナー・エレクト研修セミナー（GETS）への出席、27
ガバナー・エレクトと国際協議会、27、111
ガバナー月信 、30、267
ガバナー公式訪問、30
ガバナー指名委員会、210
ガバナー指名委員会手続を採択できなかった場合、211
ガバナー指名の資格条件、24
ガバナーの一時的任務遂行不能、185
ガバナーの解任、220
ガバナーの記録および書類、29
ガバナーの空席、185
ガバナーの経費、38
ガバナーの資格条件、25、219
ガバナーの指名、210
ガバナー指名証明書、264
ガバナーの指名手続、210
ガバナーの選挙、210
ガバナーの任務、25
ガバナー・ノミニー、23-28、213、214
ガバナー・ノミニーの資格条件、24
ガバナー・ノミニーの証明、213
ガバナー・ノミニーの選出、23
ガバナー・ノミニーを拒否または一時保留、214
ガバナーの身分、25
ガバナーの報告（RIへ）、29、30
ガバナー補佐、31、263
ガバナー補佐の選出、32
加盟（RIへの加盟）、27、38
加盟が終結したクラブの権利の引き渡し、179
加盟金、37、177
加盟クラブ（RI）、177
加盟したクラブ（1922年6月6日よりも前）、3
加盟申請（RIへ）、177
加盟の終結（RI）、178
仮クラブ、16、36
仮クラブの例会、36
環境保全委員会、246、247
監査（クラブ）、248
監査（RI）、225、256
監査運営審査委員会、225
監査（財団）、256
監査済み年次報告の公表、225
幹事（クラブ）、235、243、244
完璧な出席、269
冠名寄付、138
管理委員、228、229、253、257
管理委員および役員の補償のための保険、257
管理委員会、121、228、229、251、254、256
管理委員会委員長、253-255
管理委員会会合の決議、254
管理委員会会合の通知、254
管理委員会と理事会との合同委員会、256
管理委員会の会合、254
管理委員会の会合の定足数、254
管理委員会の経費、229
管理委員会の権限、251
管理委員会の年次会合、254
管理委員会の報告、229
管理委員会副委員長、255
管理委員の資格条件、253

管理委員の任期、229、253
管理委員の人数、253
管理委員の任命、253
管理委員の報酬、229、253
管理委員の補償、257
管理運営（クラブ）、3
管理上の区域単位、215
管理上の集団、214

き

飢餓救済、84
機関雑誌、20、58、227、228
機関雑誌の購読義務、228
議事運営手続の専門家、189、190
議事順序、160、249
徽章、153、154、174、225
寄贈奨学金、124
規則制定、266
議長（管理委員会会合）、254
喫煙、12、178
切手、149
規定審議会、56、105-110、159、174、188‐192、265
規定審議会に対するクラブの立法案、109
規定審議会の会議運営手続規則、159
規定審議会の開催地、174、194
規定審議会の会費、56、223
規定審議会の議長、189、190
規定審議会の時期、174
規定審議会の締切日、109
規定審議会の代表議員、105、189、191
規定審議会のための追加会費、110
規定審議会の手続、174
規定審議会の特別議員、190、192
規定審議会の副議長、189
規定審議会の目的、174
規定審議会の臨時会合、174、194
規定審議会役員の任務、190
機能の喪失（クラブ）、18、178
機能の喪失による終結、178
協議会（クラブ）、263
協議会（国際）、263
協議会（地区）、263
行政捜査、10
競争制マッチング・グラント、130
共同資金、266
協同プロジェクト最高賞（RI）、18、69
協同奉仕委員会、246、247
協力財団、136、263
居住地（会員）、172
均衡のとれた会員組織、8、14‐15

く

空席（ロータリー財団役員）、255
空席を補充するに当たっての会長の任務、184
国の法律、慣習に対する批判、82
クラブ委員会、245
クラブ会員の数、37
クラブ会員身分、232
クラブ会長、3
クラブ会長エレクト、235
クラブ会報委員会、245、246
クラブ協議会、5、263
クラブ細則、239、243、249
クラブ細則の改定、249
クラブ財務、248
クラブ所在地域の改正、239
クラブ定款の改正、177、239
「クラブ」という語の使用、172
クラブと他団体、6
クラブと地区の社会奉仕活動への参加、79
クラブによるRI会長の追加指名、203
クラブによる標章の使用、143
クラブによる立法案の地区承認、186
クラブ年次総会、232
クラブのRI脱会、178
クラブの合併、16、178、269
クラブの加盟認証状、37
クラブの再結成、178
クラブの財務、5
クラブの終結、178
クラブの所在地域、16、231、239、264
クラブの投票（ガバナーの選出）、213
クラブの名称、16、36、231
クラブ半期報告、222
クラブ副会長、235、243
クラブ奉仕、264
クラブ奉仕委員会、245、246
クラブ訪問報告用紙、30、268
クラブ名称の改正、239
クラブ役員、3、5、234、235
クラブ役員の選挙、235
クラブ役員の選出、5

クラブ理事、5、234
クラブ理事会、3、263
クラブ例会、10、231、244
クラブ例会の取消、11、232
グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー（RIBI）、215、271

け

経費支弁条件（国際協議会）、111
欠陥のある立法案、159、187
決議案、108、186、249、270
決議案の締切日、186
決議報告（規定審議会）、110
欠席、8、236
欠席による終結、236
欠点のある立法案、159、187
研究会、113-114
研究グループ交換、127
研修委員会、33
研修リーダー（RI）、50
現物拠出情報ネットワーク（DIN）、84

こ

効果的なロータリー・クラブ、3、266、269
効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標、269
恒久基金、137
公式訪問、219
公職に就いている人、180、232
構成プログラム、65
合同調整委員会、132
購読（ロータリアン誌、機関雑誌）、20、58、227、228
広報、17
広報委員会、245、247
広報賞、18、68
功労表彰状、139
国際協議会、41、111、226、263
国際協議会における資金拠出の懇請、113
国際協議会の開催時期、226
国際協議会の開催地、99、196、226
国際協議会参加者、226
国際協議会の目的、226
国際協議会への出席、111
国際共同委員会、86、268
国際親善奨学金、121
国際大会、99-103、173、195、196、265
国際大会委員会（RI）、220
国際大会一覧表、101-103
国際大会代議員、100、196
国際大会代理者、196
国際大会手続規則、166
国際大会登録料、197
国際大会特別代議員、197
国際大会におけるクラブの代表、99
国際大会における投票、100
国際大会における役員の選挙、183
国際大会の開催時期、196
国際大会プログラム、99、198
国際大会への指名の提出、204
国際大会補欠代議員、196
国際大会役員、196
国際的会合への出席、7
国際奉仕、81-87、268
国際奉仕委員会（クラブ）、245
国際奉仕における基本方針、81
国際奉仕におけるクラブの責務、81
国際奉仕におけるロータリアンの責務、81
国際問題、237
国際問題研究のためのロータリー・センター、125
国際ロータリー会員組織コーディネーター、271
国際ロータリー細則、176-228
国際ロータリー事務局、271、272
国際ロータリー定款、170
国際ロータリーと国際奉仕、81
国際ロータリーと他団体との協力、61
国際ロータリー日本事務局、271
国際ロータリーの加盟会員、171、177
国際ロータリーの定義、49
国際ロータリーのテーマ、20、41、42、58、66、227、228、272
国際ロータリーの目的、171、270
国際研究会、267
小口マッチング・グラント、130
国法の遵守、7
個人向け補助金、130
国家問題、237
子供の権利、67
コミュニケーション委員会（RI）、220
顧問、125

さ

採決の方法、245
再選されない理事、183
細則の改正（ロータリー財団）、251
細則の改定、229
採択された決議案、110
採択された制定案、110
財団、174
財団委員会の会合、255
財団委員会の構成、255
財団委員会の任期、255
財団委員会の人数、255
財団学友、133
財団の資金、135
「財団の友」会員、137、270
財団の法人設立定款の改正、251
財団の目的、228
再入会、236
サイバー・クラブ、3
財務、38-40
財務（RI）、55-58
財務委員会（RI）、220
財務事項、222
財務代行者、266
財務長（RI）、51、173、183、185
財務長の空席、185
財務長の選出、183
財務長の任務、186
財務見通し5カ年計画（RI）、56、224
酒類の飲用、12
雑誌委員会、245、247
雑誌の購読、20、58、228、238
ザ・ロータリアン誌、20、58

し

シェア、136
資格条件（会員）、179、180
然るべき理由による懲戒、179
資金の管理、135
試験的プロジェクト、3、172
視聴覚資料、59
執行委員会、182
支払額の調整、223
四半期人頭分担金、223
司法捜査、10
事務局、60、271、272
事務総長（RI）、51、173、183、185、193、267
事務総長（財団）、119、255
事務総長による規定審議会の決議報告、193
事務総長の空席、185
事務総長の選挙、183
事務総長の任務、185
事務総長の任務（財団）、255
事務総長の報酬、185
指名委員会、221
指名委員会手続（理事）、206
社会奉仕、75-79、264
社会奉仕委員会（クラブ）、245、246、247
社会奉仕に関する声明（1923年）、75
社会奉仕に関する声明（1992年）、75
若年層の会員、8
ジャパン国際親善奨学金、123
車両のナンバー・プレート、148
謝礼（講演者と来訪者）、11
住居（居住）、12
終結（その他の理由）、236
修正、109、150‐161
修正案、175、186、188、193
修正案の締切日、186
収入（RI）、56
趣旨およびその効果、109
出席、7、180、233
出席委員会、245、246
出席規定（60パーセント）、6、233、244
出席規定適用の免除、234
出席義務規定の免除、8、12、234、235、248
出席記録、234
出席報告、27、180、263
出版物、58-60
障害のある青少年、89
奨学金基金プール、123
奨学生の選考、125
常任委員会（RI）、220、221、264
常任委員会（財団）、255
承認（規定審議会）、110
証明（ポリオ撲滅）、132
将来クラブを結成するのに有望な地域、35
職員（RI）、180、233
職業指導、72
職業分類、8、16、233、264

職業分類委員会、246
職業分類調査、9
職業分類の制限、233
職業分類の是正または修正、233
職業分類表、264
職業奉仕、71-75、274
職業奉仕委員会（クラブ）、245、247
職業奉仕活動、72
職業奉仕月間、73
職業奉仕に関する声明、71
職場（事業場）、12、172
所在地域（クラブ）、36、177
女性、66
新加盟クラブの会費、56
審議会（RIBI）、175、186
審議会運営委員会、106、193
審議会開催地の選択、194
審議会幹事、190
審議会議長、189、190
審議会決定に対する反対、109
審議会決定の発効日、194
審議会決定の一時保留、194
審議会代表議員、105、189、191
審議会代表議員の指名の公表、191
審議会代表議員の資格条件、105
審議会代表議員の選挙、191
審議会代表議員の任務、105
審議会地区代表議員の任務、190
審議会手続、193
審議会における立法案の審議、188
審議会に回付されない立法案、188
審議会により提出される立法、165
審議会の会議運営手続規則、193
審議会の決定に関する反対、193
審議会の投票権を有しない議員、190
審議会の臨時会合、174、194
審議会補欠議員、191
新クラブ、16、37、224
新クラブ、都市部におけるアディショナル、37
新クラブのプログラム、37
新世代、89-95
新世代のための月間、89
新世代の交換活動、94
新世代のための会議、89
親善使節としての責務、125
新地区におけるガバナーの選出、24
人道的補助金プログラム、129
人頭分担金、56、222、269
人頭分担金支払期日、223
信任状、265
信任状委員会（規定審議会）、192
信任状委員会（国際大会）、197
親睦、10
親睦活動委員会、245、247
新モデル、3

す

スポンサー・クラブ（拡大）、36

せ

正会員、171、172、179、232、263
正規の手続で提出された立法案、186
政治、61
政治的課題の禁止、238
政治とロータリー、19
青少年交換、94、274
青少年交換の海外旅行、95
青少年と接する、89
税制上の優遇措置、136
制定案、107、159、186
世界インターアクト週間、91
世界社会奉仕（WCS）、82-84、274
世界社会奉仕プロジェクト交換、83
世界平和奨学生、125
世界保健総会、132
世界本部、274
世界理解月間、85
世界理解と平和の日、83、85、274
世界ローターアクト週間、92
席次、61
責任保険、40
選挙違反、53
選挙運動、23、53、199
選挙運動禁止規定に対する候補者の申告、199
選挙管理委員会、194、201
選挙管理委員会（RI会長選挙）、204
選挙管理委員会会合（RI会長選挙）、205
選挙管理委員会（ガバナーの選出）、213
選挙管理委員会（国際大会）、197
選挙管理委員会（理事の選出）、209
選挙審査委員会（RI）、53、220

選挙審査手続（役員）、199
選挙人（国際大会）、174、197、266
選挙（財団）、251

そ

創立会員、16、35、37、264
創立会員の数、35
ゾーン、274
ゾーン研究会、267
ゾーン制の理事の指名、205
組織の名称、171

た

退会防止、14-15
大学教員のためのロータリー補助金、127
代議員、265
代議員（国際大会）、173、174
対抗候補者（RI会長の）、203、204
対抗候補者（ガバナー・ノミニーの）、211
代表議員、264
対抗候補者（理事の選出）、208
他クラブへの出席、180
他団体との協力、29
多地区合同運営組織、28、34、269
多地区合同活動、28
多地区合同交換プログラム、95
脱会（RI）、178
多様な会員組織、14-15
単一移譲式投票、100、201、198、204、209
男女混合クラブ、13

ち

地域雑誌（機関雑誌）、20、58、227、228
地域社会の関心事項、65
地域社会の問題、237
地域大会（RI）、226
地域発展委員会、246、247
地区、21、215、265
地区委員会、32-34
地区会員増強セミナー、44
地区会合、41-47
地区合併、22
地区監査報告、265
地区協議会、43、216、263
地区財団活動資金（DDF）、129
地区再編成、23
地区資金、39、217
地区指導者育成セミナー、43
地区出版物に対する指針、47
地区大会、4、44‐46、216、217、265
地区大会幹事、217
地区大会において投票でガバナー・ノミニーを選ぶ場合、212
地区大会の開催時期、216
地区大会の開催地、216
地区大会の選挙人、217
地区大会の代理者、217
地区大会の投票、217
地区大会の報告書、217、265
地区大会の決定、216
地区チーム研修セミナー、41
地区と法人設立、34
地区年次報告書、39
地区のクラブおよびロータリアンの数、21
地区の財務、217
地区の創設、215
地区の年次財務表および報告、218
地区の郵便投票、220
地区負担金の承認、217
地区編成、21
地区編成委員会（RI）、21、220
地区奉仕賞、138
地区リーダーシップ・プラン、31、266
地区ロータリー財団セミナー、44
知的所有権の使用の制限（RI）、226
中央役員（RI）、269
仲介、7、237、238
超我の奉仕、155
超我の奉仕賞、68
長期計画委員会、221
調停、7
帳簿と会計記録（財団）、256

つ

追加会費、222
通貨（会費支払）、223
通信による議事の処理、221
通信による投票、182

て

定款細則委員会、187、220
定款細則の承認、172
提携クレジット・カード、152
定足数（国際大会）、197
定足数（理事会）、181、244
提訴（終結）、237
定例理事会（クラブ）、244
テーマ（RI）（年次テーマ）、20、41、42、58、66、227、228
手続（規定審議会）、110
テレフォン・カード、152
電話販売、10、153

と

同種の立法案、187
当選を図るための活動、53、199
投票依頼、23、53、199
投票権を有しない議員（規定審議会）、106
投票権を有する審議会議員の資格条件、190
登録料（国際大会）、101
特別委員会（RI）、221、264
特別協議会（国際大会）、198
特別功労賞、139
特別選挙（ガバナーの選出）、214
特別代議員（国際大会）、174、265

な

内部拡大、266

に

二重会員、13、179、232
入会金、37、38、235、238、244、249、263、266
入会金および会費、37、180、266
入会金納入の免除、180
入会式、16
人間尊重委員会、246、247
任命（財団）、251

ね

年会費、37、235
年次財務調査、136
年次監査（クラブ）、4
年次財務報告書（RI）、57
年次総会、5、244
年次テーマ（RIテーマ）、20、41、42、58、66、227、228
年次プログラム基金、137
年次報告、225
年次予算、55

の

納入義務金滞納クラブ、57
ノミニーを拒否（ガバナーの選出）、214

は

配偶者セッション（国際協議会）、113
配布、9
パスト・ガバナー（元ガバナー）、47
バッジ、148
バナー（クラブ）、19
払戻しまたは比例人頭分担金、57
半期報告、272

ひ

非公式の会合、182
非公式の決定、182
非常時立法案、188
被選役職候補者の指針、52
1人当りの賦課金、218
標語、155
標準クラブ定款と異なる規定、3、177
標準ロータリー・クラブ定款、3、177、230
標準ロータリー・クラブ定款のクラブによる採択、177
標章、143-155、272
標章の一覧、143
標章の改造、154
標章の修正、154
標章の使用、143-146
標章の複製、153
標章の保護、143
標章（ロータリー）の使用の禁止、151

ふ

副会長（RI）、51、173
副会長（クラブ）、235、243
副会長（RI）の空席、184、185
副会長（RI）の選出、183
不払、178
不払による終結、178
ブレーン地域社会予防接種補助金、131

プログラムの範囲内にない決議案、188
プログラム委員会、245、247
プログラム（クラブ）、11
プロジェクト（RI）、61
プロジェクトの名称、145
文化研修のための国際親善奨学金、122

へ

兵役、7
ベネファクター、138

ほ

報告（財団）、256
報告書、244
奉仕の機会に関する項目、65、268
奉仕の四大部門、266
法人会員による業務に対する支払、257
法人会員の責務（ロータリー財団）、251
法人会員（ロータリー財団）、251、253、259
法人設立定款（ロータリー財団）、251、259
法人組織、5
報道機関との関係、17
ポール・ハリス・フェロー、137、269
他の奉仕クラブのある地域、38
募金活動、66
補欠、182
補欠議員、191
補欠者（代議員）、263
保険、5
保健、飢餓追放および人間性尊重補助金（3-H）、130
保険（地区のかける保険）、40
補償（RI職員）、229
補償（RI代行者）、229
補償（RI役員）、229
補償（RI理事）、229
保証書（財団）、256
補助金の監視、131
ホスト組織（国際大会）、99
ポリオの世界的証明、132
ポリオ・プラス、132、269
ポリオ・プラス基金、137
ポリオ・プラス・パートナー、132

ま

マッチング・グラント、130
マルチイヤー国際親善奨学金、123

む

無効とされる項目（規定審議会）、110
名簿（RI）、57
名簿（クラブおよびロータリアン）、10

め

名誉会員、13、172、179、180、232、267
メークアップ、7、233、234、268
メークアップの規定、7
免許契約、150

も

申し立て、7
最もよく奉仕する者、最も多く報いられる、155
元会員の復帰、236
元会長審議会、86、227
元ガバナー（パスト・ガバナー）、47
元クラブ会員、179
元役員（RI）、190
元ロータリアン、13、232

や

役員（RI）、50、173、269
役員（クラブ）、269
役員の資格条件（RI）、183、198
役員の指名（RI）、198
役員の就任式、5
役員の選挙（クラブ）、243
役員の選挙（国際大会）、197
役員の選挙（RI）、52、173、198
役員の任期、183
役員の任務、185
役員の任務（クラブ）、243

ゆ

郵便投票（立法手続）、186
郵便投票（RI会長選挙）、204
郵便投票（管理委員会会合）、254
郵便投票による選出（ガバナー）、24
郵便投票による選出（理事ノミニー）、208
郵便投票による選挙（代表議員）、191

郵便投票による手続（ガバナーの選出）、212
郵便投票による手続（理事の選出）、208
郵便投票の書式（ガバナーの選出）、212

よ

予算、224
予算（財団）、257
予算支出、224
予算に関する見込み事項、55
予算の公表（RI）、224
四つのテスト、72
四大奉仕部門、65
四大奉仕部門功労者賞、67

ら

来賓、11
来訪ロータリアン、11

り

理事会（クラブ）、3、235、243
理事会（RI）、50、172、180
理事会決定に対する提訴、181
理事会での立法案の審査、187
理事会に対する建議案、110
理事会の欠員（クラブ）、243
理事会（RI）の権限、181
理事会（RI）の任務、181
理事会（RI）メンバーの空席、182
理事指名委員会に対するクラブからの提案、208
理事指名委員会の会合、208
理事指名委員会の構成、206
理事指名委員の選挙、206
理事とガバナーの関係、52
理事の資格条件、183
理事の指名、205
理事の選挙、205
理事の選挙（クラブ）、243
理事の任期、184
理事の任務遂行不能、185
立法案、106
立法案による財政的影響、109
立法案の公表、188
立法案の種類、186
立法案の審査、187
立法案の提出者、186
立法案への支持の声明、109
立法案への反対の声明、109
立法手続、186

れ

例会（クラブ）、10、231、244
例会の取消、11、232
連合会（合同会合）、12

ろ

ローターアクト、91-93、220、270
ローターアクト委員会（RI）、220
ロータリアン間の取引関係、73
ロータリアンの職業宣言、71
ロータリアンの親族、10
ロータリアンの保護、143
ロータリー会員身分の照会、11
ロータリー徽章、270
ロータリー・クラブ会員の種類、172
ロータリー・クラブ会員、171
ロータリー・クラブ会員の資格基準、171
ロータリー国際理解と平和賞、68、85
ロータリー財団、228、270
ロータリー財団学友人道奉仕賞、133
ロータリー財団管理月間、11
ロータリー財団月間、134
ロータリー財団細則、250、251
ロータリー財団細則の改正、257
ロータリー財団事務総長、255
ロータリー財団章典、264
ロータリー財団地域コーディネーター（RRFC）、122、270
ロータリー財団の財務報告、256
ロータリー財団の資産、259
ロータリー財団の使命、121
ロータリー財団の収入、259
ロータリー財団の目的、251、259
ロータリー財団への遺贈、251
ロータリー財団役員、254
ロータリー財団役員の解任、255
ロータリー財団役員の辞任、255
ロータリー財団役員の補償、257
ロータリー章典、264
ロータリー情報、271
ロータリー情報委員会、246、247
ロータリー親睦活動、86、270
ロータリー親睦活動月間、87

ロータリー青少年指導者養成プログラム（RYLA）、93、272
ロータリー創始者、266
ロータリー創立記念日、85
ロータリー・ゾーン研究会、115
ロータリー組織、270
ロータリー地域社会共同隊（RCC）、78
ロータリーの色、155
ロータリーの徽章、153、174、225
ロータリーの綱領、49、171、231、238、269
ロータリーの綱領の承諾、238
ロータリーの雑誌、238
ロータリーの創立記念日、238
ロータリーの歯車、272
ロータリーの旗、155
ロータリー標章、145-155、272
ロータリーの名称、145、225
ロータリーの名称の使用、145
ロータリー文献の翻訳、59
ロータリー・ボランティア、72、272
ロータリー・ボランティア・コーディネーター、272
ロータリー友情交換、84、271
ロータリー・ワールド、59、272
ロータリー・ワールドワイド・ウェブ、228

D

DDF、127

E

eクラブ、3
Eメール、153

G

GETS、27、41、267、
GSE、127

P

PETS、42、216、269
PHF、137、138

R

RIBI、173、215、271
RIBI審議会、267
RIBIのガバナーの任務、220
RIBIの細則、215
RIBIの支払う会費、223
RIBIの定款、215
RIBI役員の指名、210
RI会長、183
RI資金の支出、57
RIの資金に対する緊急措置、57
RIの使命、49
RIへの加盟、49
RI理事会委員会、264
RRFC、122、270
RYLA、93、272

その他

1922年6月6日よりも前に加盟したクラブ、177
60パーセントの出席規定、6、233、244

追加資料

推奨ロータリークラブ細則 (改定版)
クラブ･リーダーシップ･プラン

推奨ロータリー・クラブ細則（改訂版）

第1条　定義　291
第2条　理事会　291
第3条　理事および役員の選挙　291
第4条　役員の任務　292
第5条　会合　293
第6条　入会金および会費　293
第7条　採決の方法　294
第8条　四大奉仕部門　294
第9条　委員会　294
第10条　委員会の任務　295
第11条　出席義務規定の免除　296
第12条　財務　296
第13条　会員選挙の方法　297
第14条　決議　297
第15条　議事の順序　298
第16条　改正　298

推奨ロータリー･クラブ細則 (改訂版)

*_____ロータリー･クラブ細則

*注：本細則は単に推奨されるにすぎない。従って、ロータリー・クラブは、標準ロータリー・クラブ定款、RI 定款、RI 細則、およびロータリー章典と矛盾しない限り、クラブ自身の事情に応じて変更することができる。もし疑問ある場合は、その変更案を RI 事務総長に提出して RI 理事会の審議を乞わなければならない。

第 1 条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. RI：国際ロータリー
5. 年度： 7 月 1 日に始まる 12 カ月間

第 2 条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員_____名により成る理事会とする。すなわち本細則第 3 条第 1 節に基づいて選挙された_____名の理事、会長、副会長、会長エレクト（または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー）、幹事、会計および直前会長である。

第 3 条 理事および役員の選挙

第 1 節　役員を選挙すべき会合の 1 カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長（次々年度）、副会長、幹事、会計および_____名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た_____ 名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長候補は、会長ノミニーとなるものとし、その選挙の後の次の 7 月 1 日に始まる年度に、会長ノミニーのまま理事会のメンバーを務め、理事会のメンバーを務めた年度直後の 7 月 1 日に、会長に就任するものとする。会長ノミニーは、後任者の選挙が行われた後に会長エレクトの役職名が与えられるものとする。

第 2 節　　選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙によって決定した理事エレクトは、1 週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

第 3 節　　理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第 4 節　　役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

第 4 条 役員の任務

第 1 節　会長。　本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第 2 節　会長エレクト。　会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第 3 節　副会長。　会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第 4 節　幹事。　幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年 1 月 1 日および 7 月 1 日現在の半期会員報告、半期報告を提出した 7 月 1 日または 1 月 1 日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について 10 月 1 日と 4 月 1 日現在の四半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後 15 日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告を RI に対して行い、RI 公式雑誌の購読料を徴収してこれを RI に送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

第 5 節　会計。　会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年 1 回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第 6 節　会場監督。　会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

第 5 条　会合

第 1 節　年次総会。　本クラブの年次総会は毎年＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注： 標準ロータリー・クラブ定款第 5 条第 2 節は、「役員を選挙するための年次総会は、12 月 31 日もしくはそれ以前に開催されなければならない」と規定している）

第 2 節　本クラブの毎週の例会は＿＿＿＿＿＿＿曜日＿＿＿＿＿＿＿時に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第 8 条第 3 節および第 4 節の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも 60 パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第 8 条第 1 節と第 2 節の規定によるものでなければならない。

第 3 節　会員総数の 3 分の 1 をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第 4 節　定例理事会は毎月＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または 2 名の理事からの要求があるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第 5 節　理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

第 6 条 入会金および会費

第 1 節　入会金は＿＿＿＿＿＿＿＿とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

第 2 節　会費は年額＿＿＿＿＿＿＿＿とし、各半年ごとの各支払額のうちの一部は各会員の RI 公式雑誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年 2 回 7 月 1 日および 1 月 1 日に納入すべきものとする。

第 7 条　採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、*口頭による採決をもって処理されるものとする。 理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注：口頭による採決とはクラブの投票が発声方式での同意によって行われた場合と定義する）

第 8 条　四大奉仕部門
四大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、
職業奉仕、社会奉仕、および国際奉仕である。本クラブは、四大奉仕部門の各部門に積極的に取り組
むこととする。

第 9 条　委員会
クラブ委員会は、四大奉仕部門に基づいた年次および長期的な目標を推進する責任を持つ。会長エレクト、会長および直前会長は、指導の継続と計画の引継ぎを確約するために、協力すべきである。一貫性を保持するため、実行可能であれば、委員会委員は同じ委員会に 3 年間留任されるべきである。会長エレクトは任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は委員会委員としての経験者を任命することが推奨される。
常設委員会の任命は次の通りである。

- 会員増強委員会
  この委員会は、会員の勧誘と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施するものである。

- クラブ広報委員会
  この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を推進する計画を立て、実施するものである。

- クラブ管理運営委員会
  この委員会はクラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。

- 奉仕プロジェクト委員会
  この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業的プロジェクトを企画し、実施するものである。

- ロータリー財団委員会
  この委員会は、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものである。

その他、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

(a) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(b)各委員会は本細則によって付託された職務およびこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(c)それぞれの委員長はその委員会の定例会合に対して責任をもち、委員会の仕事を監督、調整する任務をもち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

（注： 上記の委員会構成は、地区リーダーシップ・プランおよびクラブ・リーダーシップ・プランに沿ったものである。 クラブは、その奉仕と親睦のニーズを満たすために必要な委員会を設置する裁量権をもつ。 そのような任意の委員会の見本一覧表は、「クラブ委員長の手引き」に記載されている。クラブは必要に応じて、独自の委員会構成を考案することができる）。

第 10 条　委員会の任務

会長は、その任期中の諸委員会の任務を確定し、評価するものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は既存の適切な RI 文書を参照するものとする。奉仕プロジェクト委員会はその年度計画を考案する際、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕の部門を考慮することとする。

それぞれの委員会は、具体的な権限、明確な目標、および各年度の初めにその年度内に実施する行動計画を設定するものとする。上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、委託任務、目標、計画に関し理事会に対し説明発表するための準備を整えるにあたり、必要な指導を施すのは会長エレクトの主要責務である。

第 11 条　出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

（注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準ロータリー・クラブ定款第 8 条第 3 節および第 4 節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない）

第 12 条　財務

第 1 節　各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。

その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は２つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第 2 節　会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は 2 つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第 3 節　すべての勘定書は、会計、または理事もしくは権限をもつ役員 2 名の承認を受けたその他の役員によって支払われるものとする。

第 4 節　すべての資金業務処理は、毎年 1 回有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

第 5 節　資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第 6 節　本クラブの会計年度は 7 月 1 日より 6 月 30 日に到る期間とし、会費徴収の目的のために、これを 7 月 1 日より 12 月 31 日に至る期間および 1 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金と RI 公式雑誌購読料の支払は、毎年 7 月 1 日および 1 月 1 日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第 13 条 会員選挙の方法

第 1 節　本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、漏らしてはならない。

第 2 節　理事会は、その被推薦者が標準ロータリー・クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第 3 節　理事会は、推薦状の提出後 30 日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第 4 節　理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第 5 節　被推薦者についての発表後 7 日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を

除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その日とは、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。
理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第 6 節　このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報を RI に報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を 1 名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは行事に配属する。

第 7 節　クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第 14 条　決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第 15 条　議事の順序

開会宣言
来訪者の紹介
来信、告示事項およびロータリー情報
委員会報告（もしあれば）
審議未終了議事
新規議事
スピーチその他のプログラム
閉会

第 16 条　改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に郵送されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款および RI の定款、細則と背馳するごとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

公式翻訳

我々のクラブは終息の淵にあったが、

クラブ･リーダーシップ･プランが蘇生の妙薬となった

クラブ・リーダーシップ・プランを施行して、
ロータリー・クラブの強化を図る

地区リーダーシップ･プランの延長計画であるクラブ･リーダーシップ･プランは、奉仕の第二世紀においてロータリーが安定、成長、成功を遂げるために極めて重要です。同プランは、ロータリーの綱領を追求するにあたっての、手続の標準化と諸活動の方向付けを行うための管理的枠組みをクラブに与えるものです。

クラブ・リーダーシップ・プランは、継続性や情報伝達、ロータリアンの関与を確実にするための標準手続を策定するようロータリー･クラブに促すことから始まります。このプランには、「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」を用いての方策計画および目標設定が含まれています。簡易な委員会構成はクラブの中心的業務に主眼を置いていますが、クラブの奉仕目標や親睦に取り組むために拡張することができます。

クラブ・リーダーシップ・プランは、各クラブが独自の特性（アイデンティティー）を築き上げるための土台を提供するものです。施行における 9 段階は、すべてのロータリー・クラブが効果的となるために取り組むべき項目です。クラブは、独自に選んだ方法でこれらの項目に取り組むことができます。柔軟性のあるクラブ・リーダーシップ・プランは、ロータリー世界のどこででも実施することができます。クラブ・リーダーシップ・プランは、改正された「推奨ロータリー・クラブ細則」、ロータリーの指導者育成サイクル（会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会）、「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」「クラブ訪問報告用紙」に反映されています。

クラブ・リーダーシップ・プランは、世界中のクラブによって成功が実証され、新規および既存のロータリー・クラブの推奨構成とされています。すべてのクラブは同プランを検討し、既に施行されている内容はどれか、また、クラブにとって有益な内容はどれであるかを判断する必要があります。ガバナー補佐がクラブ指導者を援助し、プランの検討や施行を支援します。クラブ・リーダーシップ・プランの施行は、地元社会や世界を向上させる力を備えた効果的なクラブを作り出します。

詳細は、ＲＩクラブ・地区管理担当職員（日本事務局奉仕室職員）までお問い合わせください。 改正された「推奨ロータリー・クラブ細則」は、www.rotary.org のダウンロード・センターでご入手いただけます。

クラブ･リーダーシップ･プラン

クラブ・リーダーシップ・プランの目的は、効果的なクラブの管理の枠組みを提供することにより、ロータリー・クラブの強化を図ることです。以下は、効果的なクラブの要素です。

☆ 会員基盤を維持、拡大する。

☆ 地元地域社会ならびに他の国々の地域社会のニーズを取り上げたプロジェクトを実施、成功させる。

☆ 資金の寄付およびプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する。

☆ クラブの枠を超えてロータリーにおいて奉仕できる指導者を育てる。

クラブ･リーダーシップ・プランを実施するには、現任、次期、元クラブ指導者は以下を行うものとされます。

1. 効果的なクラブの要素に取り組む長期計画を立案する。

2. 「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」を使用して、クラブの長期計画と合致した年間目標を設定する。

3. 計画過程に参加する会員を含めてクラブ協議会を実施し、ロータリーの活動に関する情報を伝える。

4. クラブ会長、理事会、委員会委員長、クラブ会員、地区ガバナー、ガバナー補佐、および地区委員会の間に明確な意思疎通が図られるよう確認する。

5. 将来の指導者育成を確実にする一貫した引継ぎ計画の概念を含め、指導者の継続性を確保する。

6. クラブ委員会構成とクラブ指導者の役割と責務を反映させるべく、細則に修正を加える。

7. クラブ会員の親睦をさらに深めるような機会を提供する。

8．会員全員がクラブのプロジェクトや業務に活発に関与するよう計らう。

9．以下を確実にするための包括的な研修を企画する。

☆ クラブ指導者が地区研修会合に出席する。
☆ 新会員のための一貫したオリエンテーションを定期的に実施する。
☆ 現存会員のための継続的教育の機会を提供する。

地区リーダーシップ・プランに提示されているように、クラブ指導者は、地区指導者と相談しながらクラブ・リーダーシップ・プランを施行するものとされます。同プランは、毎年見直しが行われるべきです。

クラブ委員会

クラブ委員会は、四大奉仕に基づくクラブの年間目標および長期目標に向けた取り組みを担当します。会長エレクト、会長、直前会長が協力し、指導の一貫性と計画の継続性を図らなくてはなりません。可能であれば、継続性を図るため、委員会委員は3 年を任期として委員会に任命されるべきです。会長エレクトは、空席を埋めるための委員、および委員長を任命し、年度の開始に先立って計画を立てるための会合を実施する責務があります。委員長は、同じ委員会の委員を務めた経験を備えた人物であることが推奨されています。常任委員会は以下の通りに任命されるものとされます。

☆会員増強委員会
会員の勧誘と退会防止の包括的計画を立案、実施します。

☆クラブ広報委員会
ロータリーに関する情報を一般の人々に提供し、クラブの奉仕プロジェクトや活動を推進するための計画を立案、実施します。

☆クラブ管理運営委員会
クラブの効果的な管理運営に関する活動を実施します。

☆奉仕プロジェクト委員会
地元社会や他国の地域社会のニーズを取り上げた教育的、人道的、職業的プロジェクトを立案、実施します。

☆ロータリー財団委員会
財政的寄付およびプログラム参加の両面からロータリー財団を支援するための計画を立案、実施します。

必要な場合は、この他の委員会を任命することもできます。

研修の要件

クラブ委員会委員長は、職務に就任する前に地区協議会に出席すべきです。

地区リーダーシップ・プランとの関係
クラブ委員会は、ガバナー補佐および関連する地区委員会と協力すべきです。

報告要件
クラブ委員会は、活動についてクラブ理事会に定期的に報告すべきであり、適切であれば、クラブ協議会において報告を行います。

2005 年 2 月 14 日